

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要

- 意見募集の結果、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）に対し、合計243件（団体から54件、個人から189件）の意見が寄せられた（なお、同一の個人から数通の意見が出された場合は、1件としてカウントしている。また、複数の個人から連名により1通の意見が出された場合には、1件としてカウントしている。）。
- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】【その他】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分を紹介している。
- 意見を提出した団体の名称とこの資料中での略称は〔意見提出団体の略称対比表〕のとおりであり、個人については単に「個人」と記載している。意見は、団体（提出順）、個人の順に掲載している。

〔意見提出団体の略称対比表（五十音順）〕

| 略称 | 団体名 |
|----------|-------------------------------|
| 愛知書 | 愛知県司法書士会 |
| 秋田弁 | 秋田弁護士会 |
| あざみの会 | あざみの会 |
| 石川書 | 石川県司法書士会 |
| 全銀協 | 一般社団法人全国銀行協会 |
| 全信金 | 一般社団法人全国信用金庫協会 |
| 経団連 | 一般社団法人日本経済団体連合会 |
| いちょうの会 | 大阪いちょうの会 (大阪クレサラ貧困被害をなくす会) |
| 大阪書 | 大阪司法書士会 |
| 大阪弁 | 大阪弁護士会 |
| 沖縄書 | 沖縄県司法書士会 |
| 沖縄弁 | 沖縄弁護士会 |
| 買取金融対策会議 | 買い取り金融対策全国会議 |

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 熊本書 | 熊本県司法書士会 |
| 熊本青書 | 熊本県青年司法書士会 |
| 法友会 | 経営法友会 |
| 日調連 | 公益財団法人日本調停協会連合会 |
| NACS | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会 |
| 裁判所 | 裁判所 |
| 札幌弁 | 札幌弁護士会 |
| 静岡書 | 静岡県司法書士会 |
| 主婦連 | 主婦連合会 |
| 奨学会議 | 奨学金問題対策全国会議 |
| クレサラ対協 | 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 |
| 被連協 | 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会 |
| 全青書 | 全国青年司法書士協議会 |
| 全倒ネット | 全国倒産処理弁護士ネットワーク |
| ヤミ金対策会議 | 全国ヤミ金融・悪質金融対策会議 |
| 全司法 | 全司法労働組合 |
| 一弁 | 第一東京弁護士会 |
| 一弁IT法有志 | 第一東京弁護士会IT法部会有志 |
| 千葉書 | 千葉司法書士会 |
| 東京書 | 東京司法書士会 |
| 東弁倒産法有志 | 東京弁護士会倒産法部有志 |
| 倒産研 | 倒産手続のIT化研究会 |
| 消費者ネットみやざき | 特定非営利活動法人消費者ネットみやざき |
| 長野書 | 長野県司法書士会 |
| 新潟書 | 新潟県司法書士会 |
| 日書協 | 日本裁判所書記官協議会 |
| 日司連 | 日本司法書士会連合会 |
| 日女協 | 日本女性法律家協会 |
| 日弁連 | 日本弁護士連合会 |
| 連合 | 日本労働組合総連合会 |
| 広島書 | 広島司法書士会 |
| 広島つくしの会 | 広島つくしの会 |
| 広島弁 | 広島弁護士会 |

| | |
|----------|----------------------|
| 福岡書 | 福岡県司法書士会 |
| 福岡弁 | 福岡県弁護士会 |
| みやぎ青葉の会 | 宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会 |
| 宮崎弁 | 宮崎県弁護士会 |
| ヤミ金対策埼玉弁 | ヤミ金融被害対策埼玉弁護団 |
| 夜明け | 夜明けの会 |
| 43条対策会議 | 43条対策会議 |
| 早稲田大判例研 | 早稲田大学民事手続判例研究会 |

第1 民事執行

1 裁判所に対する申立て等

【全体に関する意見】一弁、早稲田大判例研

- ・ 手続記録の電磁的記録化は必ずしも申立時に行わなければならないというものではない。読取技術などにより紙面媒体の記録を電磁的記録とすることも可能であるところ、特許庁の申請では紙面媒体による届出を認めつつ、その場合には電磁的記録化する手数料を徴収している。むしろ情報処理の利便性を向上するためには書式の統一化が肝要である。また電磁的記録化にあたってはコード化されていない異字体をどう対応・処理するのかという問題（氏名）もあり早急に整備されたい。

電子申立てを促進するため、電子申立てをする者に対し一定の特典を認めるなど、何等かのインセンティブが生じるような仕組みとすることが検討されてもよいと考える。本年可決した改正民事訴訟法では、本人申立ての場合には、紙での申立てが認められている。ファイルに記録されることにより、ハッキング等による情報漏洩のおそれがあると考える当事者は、弁護士を通じた電子提出ではなく、紙による提出を優先する可能性がある（しかも、この本人による紙での提出は、弁護士選任がされている事件でも可能と解されているようである。）。このため、せっかく、電子申立ての義務付けを法律で導入しても、プライバシー保護・営業秘密保護等を名目に、紙等で提出することが流行ってしまう可能性があり、IT化・DXの推進に大きな支障が生じる可能性があるものと懸念している。（一弁）

- ・ 申立てについては、裁判を受ける権利という憲法上の権利保障との関係では、全面的IT化は妥当ではないが、かかる憲法上の権利保障とは無関係な分野については、e事件管理の考え方から、特別な事情がない限り、電子化を義務付けるべきと考える。執行手続においては、(1)執行当事者相互間、執行当事者と執行機関との間での書面等のやり取りの場面、(2)執行当事者以外の利害関係者と執行機関との間での書面等のやり取りの場面（配当要求、債権届出、入札書、第三債務者の陳述書、事情届、第三者からの債務者財産に係る情報提供書面等々）、(3)執行機関内部、あるいは執行共助機関と執行機関との間の書面等のやり取り（現況調査報告書、評価書等々）など、多種多様な書面のやり取りが行われるが、基本的には、各種申立てのうち、執行の開始に関わるものと不服申立てに関わるもの以外については、紙との併存による事件管理の非効率の回避や過誤発生の防止等の見地から、電子化が義務付けられるとすべきである。また、紙媒体で提出された申立書等についても、裁判所による電子化を図るべきである。民事執行の場合、申立書および添付書類はかなりの程度定型化されており、かつ、一部の事件を除けば大部にわたるものはそれほど多くはないといえる。現在においても、紙媒体に記載された情報のデータ化の技術はかなりの進化を遂げており、それに要する労力も時代とともに急速に低減化していくと考えられるので、事務負担についてはそれほど大きく問題視する必要はないのではないかと考える。以上につき、研究会ではおおむね異論はなかった。（早稲田大判例研）

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續において裁判所（執行官を除く。以下1及び2において同じ。）に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方法を検討すべきとの考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、全銀協、愛知書、早稲田大判例研、全信金、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 改正民訴法との整合性、また、利便性の確保の観点から、本文に賛成する。（福岡弁）
- ・ 民事執行についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。現行でも民事執行法第20条によって、民訴法第132条の10の規定が準用されているので、敢えてこれと異なる扱いとする必要はない。（新潟書、千葉書、日司連、個人）
- ・ 民事執行その他の各種手續において、裁判所に対する申立て等についてインターネットを用いてすることができるようにすることに対しては賛成であるが、代理人によらずに本人自らが申立て等についてインターネットを用いてする際に、司法書士による裁判書類（電磁的記録）の作成を依頼した場合には、当該司法書士にも事件管理システムへのアクセス権限を適切な範囲で付与すべきである。（全青書）
- ・ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「民訴法」という。）においては、民事訴訟手續における申立て等（訴え提起、準備書面の提出等）について、インターネットを用いてすることができるものとされた。民事執行の手續における申立て等についても、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができるものが相当である。（日弁連、大阪弁）
- ・ 民事執行手續についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。（大阪書、愛知書、熊本書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 賛成する。さらに、司法書士に裁判書類作成者として、裁判所に提出する電磁的記録を本人に代わって送信するため等のIDを付与すべきである。（福岡書）
- ・ 民事執行や民事保全等の手續における裁判所への申立て等について、インターネット利用が

可能となることは、利便性が高まることになるため、中間試案本文の内容に賛成する。(全銀協)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、千葉書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、愛知書、早稲田大判例研、一弁IT法有志、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 国民の利便性の観点からは、インターネットを用いてする際の方法として、システム上のフォーマット入力の方法を導入するべきである。(新潟書、千葉書、日司連、愛知書、個人)
- ・ 民事執行の手續については、申立て等の書式が定型化されたものが多いことから、申立て等の方法については、当事者等がPDF等に出力した文書を提出させる方法ではなく、裁判所のシステム上に設けられたフォーマットに記載事項を直接入力させる方法を採用することにより、提出されたデータについて検索や統計利用等の二次利用が可能となるようにするべきである。(日弁連)
- ・ 民事執行の申立て等は記載内容が定型化していること、債権者は当初に提出する申立書以外に追加書面を提出する必要はほとんどなく執行事件記録のうち債権者提出分は申立書のみで完結することが大半であることから、申立てに際しては、債権者はPDF化したファイルを裁判所のシステムに記録するのではなく、裁判所のWEB画面上の入力フォームに必要な事項を直接入力させる方法を採用すべきである。これにより、申立人は必須項目の記入漏れを回避することができるし、裁判所も文字データを取得することで決定作成を省力化することが可能となる。(大阪弁)
- ・ 債権者にとって合理的であると解する。また、裁判所にとっても合理的であると解する。(静岡書)
- ・ 専門家が関与しない本人申立てについても使いやすいシステムを構築するべきである。(大阪書)
- ・ フォーマット入力の方式にすることも賛成(フォーマット入力の大枠は規則事項とすることが考えられる。また、フォーマット化にあたっては、具体的様式は全国的に統一化すべきである。)(早稲田大判例研)
- ・ 民事執行、破産等では、機械可読なデータを提出させて、できる範囲で自動処理を推進することができるようにしていく必要があるように思われる。そこで、債権者届出などの提出書類について、フォーム経由で入力し、数値のデータが、裁判所により使いやすい形態で、提出されるようなシステムの導入を要望する。(一弁IT法有志)
- ・ 民事執行の申立手續は記載事項が定型であることから、システム上のフォーマット入力を導入することが有用である。また、業者以外の国民の利用率を高める方策として、利息・損害金等についても自動計算を行うなど、専門知識がなくとも執行手續の申立てを可能とすることで国民にIT化の恩恵を与えられるものとする。(熊本書)

- ・ (注)にある「システム上のフォーマット入力的方式を検討すべき」との考え方は、民事執行に限らず、おしなべて定型化できる形式がある限り、民事訴訟、執行、保全、非訟、民事調停、労働審判、人事、家事、倒産法等の全ての分野において検討すべきである。例えば、家事事件分野における成年後見人が行う定期報告などは、「申立」行為そのものではないが、広く捉えれば裁判所に対して提出する書類であり、IT化の恩恵を十分に受け得る手続であると想定されるし、システム上のフォーマット入力的方式に馴染みやすいと考えられる。倒産法分野も含め、国民の利便性と、裁判所における手続の簡素化にメリットのありそうな「システム上のフォーマット入力的方式」に移行しやすい手続を洗い出してみることも有用ではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 定型的な事項の多い民事執行手続の申立て等の特性に鑑みれば、インターネットを用いてすることには適している。その方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を最終的な完成形として志向すべきである。実現すれば、提出書面の電子化の範囲といった問題もある程度解消できると思われる。また、申立書等の添付書類について、官公署が発行する書類(不動産登記情報、法人登記情報等)は、裁判所と官公署との間の電子情報の連携により取得できるようにすることが望ましい。(日書協)

【反対】福岡弁

- ・ 民事執行手続は、書面のやり取りのみで手続が完結してしまう場合も多く、民事訴訟手続に比して、そもそも非弁活動の危険が大きいと考えられるが、申立てに当たって、「システム上のフォーマット入力的方式」を採用する場合は、より一層、その問題性は大きくなる。この点、同方式を採用することで、移出されたデータについて検索や統計利用等の二次利用が可能となる等の意見もあり、その目的の有益性は否定しないものの、問題性やリスクの大きさに鑑みれば、このような方法の採用を安易に認めるべきではなく、(注)には反対する。

また、民事執行手続には、執行異議や執行抗告など非定型的な手続もあり、必ずしも定型かつ大量処理が可能な手続に限定されている訳ではない上、事案ごとに特殊な事情等も存在するため、果たして「定型的なフォーム」というものが想定できるのか疑問であり、却って利便性を損なわせる可能性も否定できない。

仮に(注)の入力方式を認める場合であっても、今後、裁判所で構築されるシステム上において、非弁活動を排除し得るような十分な方策が準備され、かつ、柔軟性のあるシステムであることが大前提になると考える。(福岡弁)

【その他】広島弁、裁判所

- ・ 民事執行の申立ては定型的な記載事項が多いため、システム上のフォーマット入力方式を採用することは一定の合理性があると考えられる。ただし、非定型の記載による申立てが必要な場合もあり得るため、非定型的な申立てにも対応できるような制度設計(システム上のフォーマット)

トで指定された記載事項や選択肢と異なる記載が許される余地がある場合に、指定された記載事項や選択肢に沿って入力しなければ先に進めないような入力方式にならないように工夫したり、自由記載欄を設けたりするなど) とすべきである。たとえば、建物に対する強制競売申立てにおいて、家屋番号を入力しなければ申立てできないフォーマット入力方式とされた場合、現行法上許容されている未登記建物に対する強制競売の申立てが事実上困難となりかねない。(広島弁)

- ・ 申立て等に当たっては、システム上のフォーマット入力の方式を活用すべきとの意見も相当数あった。(裁判所)

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

民事執行の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 管理人等

【甲案】

強制管理の手続における管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者は、当該選任を受けた民事執行の手続において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

強制管理の手続における管理人等の民事執行の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(意見の概要)

1 試案のAに対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 委任を受けた手続代理人等についてインターネットを用いた申立てを義務化する改正民事訴訟法が既に成立し、これが施行する以上、その整合性から積極的には反対しない。(福岡弁)
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、執行事件の手続についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟

と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。（新潟書、日司連）

- ・ 民事訴訟法の規律と平仄を合わせることを重視して、委任を受けた代理人等に限定してインターネットを用いてする申立て等を義務づけることに賛成したい。（千葉書）
- ・ 当連合会は、2021年（令和3年）3月18日付け「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見書において、民事訴訟手続に関し、事件管理システムの使いやすさや安定性・信頼性の確保、訴訟代理人による事件管理システムの習熟、事務職員がオンライン申立て等に係る事務を行える制度の整備が実現されることを前提条件として、委任を受けた訴訟代理人に対し、インターネットを用いてする申立て等を義務付けるのが相当であるとの意見を述べた。これを受けて、民訴法においては、委任を受けた訴訟代理人等は、民事訴訟手続における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされた。民事執行の手続においても、前記の前提条件の下、民訴法と同様の規律とすることに支障はないと考えられることから、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手続代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとするのが相当である。（日弁連）
- ・ 手続の迅速化・効率化の観点から、インターネットによる申立て等ができる者については、インターネットによる手続を義務付けるべきと考える。（広島弁）
- ・ 民事訴訟手続と民事執行手続において、義務化の範囲に区別を設ける理由はない。（大阪弁）
- ・ 民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、執行手続についても当然にインターネット申立てを義務化するべきである。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられているから、執行事件の手続についてもインターネット申立ての義務化を行うことが相当と考える。（愛知書）
- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者について、他の手続で義務化の対象から外す理由がない。（熊本書）
- ・ 賛成である。民事訴訟に同じく、可能な限りIT化の手続を広く進めて社会に浸透させるべきであり、当該手続の専門家はIT化された手続を義務化すべきである。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。（東京書）
- ・ 民事訴訟に同じく、可能な限りIT化の手続を広く進めて社会に浸透させるべきであり、当該手続の専門家はIT化された手続を義務化すべきである。（個人）
- ・ 民事執行の手続については類型化可能な申立てが多いものと思われ、委任を受けた代理人はもとより、管理人等に対しインターネットを用いてする申立て等を義務付けても手続保障の機会を実質的に確保できると考える。（個人）

【反対】 静岡書

- ・ 司法書士は、債権者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。また、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。（静岡書）

【その他】 早稲田大判例研

- ・ 民訴法 132 条の 11 の準用については、同条 1 項 1 号で除外されている許可代理人についても義務付けることが相当との意見があった。その理由としては、執行手続においては、弁護士代理以上に、許可代理が活用されている現状にある（特に不動産執行の分野では顕著である）ところ、許可代理人の多くは、金融機関やサービサーの職員であることが多く、義務付けをしたとしても特段の支障はなく、義務付けをしなくとも、大多数はインターネットによる申立て等の手続を選択するのではないかとと思われるという点が挙げられた。これに対しては、許可代理人といっても多種多様な者が想定されるとすれば、義務付けはかえって選任の幅を狭めてしまうのではないかなどという意見もあった。同項 2 号及び 3 号の準用については賛成。（早稲田大判例研）

2 試案のイに対する意見

【甲案に賛成】 札幌弁、新潟書、日司連、大阪書、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、個人 1 名

- ・ 管理人に要求される職務の内容及び期待される能力等に照らせば、義務化を正当化することは可能である。（札幌弁）
- ・ 強制管理の手続における管理人は、ほとんどの事案で弁護士が選任されていることから、裁判所に対して行う申立てについてインターネットの利用を義務付けても差し支えないと考える。（新潟書、日司連、大阪書、愛知書、熊本書）
- ・ 管理人等については、乙案のように特段の規律を設けないとするのは相当ではなく、甲案が相当と考える。（早稲田大判例研）
- ・ 民事執行の手続については類型化可能な申立てが多いものと思われ、委任を受けた代理人はもとより、管理人等に対しインターネットを用いてする申立て等を義務付けても手続保障の機会を実質的に確保できると考える。（個人）

【乙案に賛成】 千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、個人 1 名

- ・ 民事訴訟法の規律と平仄を合わせることを重視して、委任を受けた代理人等に限定してインターネットを用いてする申立て等を義務づけることに賛成したい。（千葉書）
- ・ 民事訴訟手続における特別代理人（民訴法第 3 5 条第 1 項、第 2 3 6 条）については、同じく裁判所から選任される者であり、かつ、専門的知識を有するものが選任されることが予定さ

れているものの、民訴法においては、インターネットを用いてする申立て等が義務付けされていない。このような民訴法の規定との均衡を考慮すると、民事執行の手續において、管理人等に対し、インターネットを用いてする申立て等の義務付けをする必然性に乏しい。むしろ、管理人等については、執行官や弁護士など裁判所のシステムを利用することが予定されている者がその多くを占めているのが実情であることから、あえて管理人等に義務付けをしなくても、インターネットを用いた申立て等がされるものと想定される。（日弁連）

- ・ 民事訴訟法では、特別代理人（民訴 35 条 1 項・236 条）のように、裁判所から選任される者であっても、インターネットを用いた申立て等を義務付けていないこと（132 条の 11）との均衡を考慮すれば、民事執行手續においても、裁判所から選任される者に対して、申立て等をインターネットによることを義務付けるべきではない。（広島弁）
- ・ 執行裁判所が選任する管理人に法令上資格制限はなく、また、執行裁判所が選任の際に考慮する知見等は対象業務に関するものであって、ITに関する知見等ではない。管理人以外の不動産の強制競売における評価人（民執法第 5 8 条第 1 項）、船舶執行における保管人（同法第 1 1 6 条第 1 項）、管理命令における管理人（同法第 1 6 1 条第 1 項）等いずれについても、民事執行手續において裁判所は、選任の際に各対象業務に関する専門的知見知識を考慮することはあっても、ITに関する知見を考慮するわけではない。そうであるならば、裁判所によって選任されたとの一事をもって、インターネットを用いることが義務付けられる理由はない。【甲案】は現状、選任されている者の多くがインターネットによることを義務付けられる士業者であることを理由として掲げるが、そうであるなら、あえて義務付けなくても、選任される者はインターネットを用いることが想定され、裁判所の事務処理に支障が生じるとは考えられない。民事訴訟手續において 5 年経過後に義務化の拡大の検討が予定されているのであるから、民事執行手續を民事訴訟手續と区別して、義務化の範囲を拡大すべき理由は見出しがたい。（大阪弁）
- ・ 甲案を採用すると、インターネットを用いてする申立て等の義務付けが相当ではない者を管理人等に選任することが不可能になり、実務上、選任の幅が制約される恐れがある。（個人）

【その他】福岡弁、一弁、裁判所、全司法、東京書、日書協、個人 2 名

- ・ 「執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うもの」（民事執行法第 6 条第 2 項）に限定した上で、甲案に賛成する。民事訴訟手續・民事執行手續の委任を受けた訴訟代理人等に対してインターネットを用いた申立て等を義務化するのであれば、オンライン手續を推進しようとする立場の裁判所から選任された管理人等に対して、その義務を軽減する積極的理由が見当たらない。また、実務上は、執行官や弁護士等の専門知識を有する者が管理人等に選任される場合がほとんどであるため、義務化しても支障は少ないものと考ええる。ただし、債務者死亡の場合の特別代理人（民事執行法第 4 1 条第 2 項）については、民事訴訟法の特別代理人（民事訴訟法第 3 5 条第 1 項、同法第 2 3 6 条）において、インターネ

ットを用いた申立て等が義務化されていないこととの均衡を図る必要がある。(福岡弁)

- ・ 甲案乙案、いずれの案にも賛成する見解があった。(一弁)

(甲案に賛成する見解)

改正民法でも特別代理人にはインターネットを用いた申立ては義務付けられておらず、民事執行の場面でこれを管理人等に義務付ける必然性に乏しい。

(乙案に賛成する見解)

電磁的記録の作成や電磁的記録作成機器の操作(PCやスマートフォン操作など)といった技能・習熟を一括りに論じているが、これらの技能等がある程度有する者であっても、出来上がったシステムのユーザーインターフェースや、当該インターフェースがユーザーに要求する法的知識の程度などユーザービリティにより、電磁的記録の作成の困難度が異なりうる。こうした困難は、電磁的記録処理環境がどの程度整備されるのか分からない段階では想定し難いものである。システム構築者が想定してない事態により申立てなどが出来なくなることを厭わずに、インターネットを介した申立てを急がなければならない理由はない。また混乱に陥れば、かえって混乱の対応に追われて、インターネットを介した適正な申立て等の環境の整備が遅くなる。従って現時点で義務化まですべきではない。そもそもプログラミングは想定を超える例外事態を拾い上げられるものではないことから段階的に進めるのが穏当な方法とされる場所である。まずは紙媒体での届出とインターネットを介した届出を併用して、インターネットを介した届出による弊害を掘り起こして手当(バグ取り)をして行くのが肝要である。

- ・ 民事執行において裁判所から選任される者は、専門職であることが想定されること等を理由に甲案に賛成する意見が多かったが、インターネット申立て等に対応することができない者が選任される場合もあるとして、乙案に賛成する意見も相当数あった。(裁判所)
- ・ 可能な限り、改正民事訴訟法における取扱いと揃えた規律にすべきである。インターネットを用いてする申立ての義務化については、民事訴訟法改正の際に「オンライン申し立ては『司法アクセスの向上』と『国民が利用しやすい裁判所の実現』のための方策となるよう運用し、国民に幅広く利用されることが望ましい。一方で、司法アクセスの後退につながる可能性があるインターネット申立ての義務化には慎重であるべきだと考える」との意見を、2021年4月28日に法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会に対して述べたところであるが、この基本的な考え方に変更はない。一方、その後、民事訴訟法の改正があり、委任を受けた訴訟代理人(弁護士等)、国の指定代理人、地方自治体の職員について申立てが義務化されたことを踏まえると、一般的には裁判所が選任した事件関係者等も含め、これと同様の規律(義務化の範囲は弁護士、国や地方自治体職員等とする)を置いたうえで、それ以外の者もインターネットを用いてする申立てが行えるよう、使い勝手の良いシステムを開発するとともに、裁判所に来庁して簡単に電子的申立てができるよう人的・物的態勢の整備を図るべきであると考え。

(全司法)

- ・ 全国的な管理人の選任対象の状況が、弁護士や司法書士、大手不動産業者等の専門職(専門

業者)あるいはそれに類した者がほとんどを占めるのか、そうではないのかの統計資料等もなく、選任状況が判然としないため、意見は保留とする。(東京書、個人)

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。(日書協)

(甲案に賛成する意見)

今後の民事執行手続の在り方を考えると、手続に関与することが予定されている専門家については、インターネットによる申立て等を義務付けてよいと考える。

(乙案に賛成する意見)

執行官や弁護士以外の者を管理人等に選任する場合もあるところ、義務付けによって選任の障壁を設けるべきではない。

- ・ それぞれを支持する事実が考えられるのでいずれも否定し難い。(個人)

(後注) 本文の考え方のほか、民事執行の手続における申立て等については、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれを行わなければならないものとするとの考え方がある。

(意見の概要)

【原則として義務付けることに反対】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、全銀協、愛知書、全信金、熊本書、法友会、長野書、個人

- ・ 現状では、委任を受けた代理人等以外の者にインターネットを用いた申立て等に対応することができない者が相当数存在すると見込まれ、原則義務化することを正当化する根拠が見当たらない。(札幌弁)
- ・ 改正民事訴訟法においても一律義務化は見送られているにも関わらず、特に民事執行手続に関して、一般的にそのような義務を課すことを正当化する具体的根拠が見当たらない。

民事執行手続には、執行異議や執行抗告など非定型的な手続もあり、必ずしも定型かつ大量処理が可能な手続に限定されている訳ではない一方、インターネットの利用が主に想定されている者(例えば、大規模会社や金融機関等)に関しては、インターネットを用いた申立て等が簡便かつ有用であれば、自然とその利用が促進されることが考えられるため、あえて当初から一律義務化すべき必要性を見出しがたい。この点は、前記「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」において、インターネットを用いた申立て等を一般的に許容しておけば充分であるとする。さらに、(後注)の考え方を採用すれば、いわゆる本人申立てにおいて、背後にいる無資格者による指南等を排除することが困難になる。この点、民事訴訟手続における本人申立ての実態として、「本人は名義だけ」であり、背後で無資格者が事件処理を行っていることが少なからず見受けられる。無資格者による裁判書類の作成は、いうまでもなく弁護士法第72条違反となる(なお、司法書士法第3条第1項第4号/行政書士法第1条の2第1

項との関係があるが、司法書士・行政書士の権限は、あくまでも「法的整序」を超えない範囲に止まるものであるところ（高松高裁昭和54年6月11日判決・判時946号129頁、判タ388号57頁）、本人申立て等の文書は、法的権利義務関係を積極的かつ構築的に示す文書であることからすると、その作成は「法的整序」の域を超えるものと考えらるべきである。）。こうした書類作成にかかる非弁行為については、これまで、「裁判所への物理的な申立て」という障壁を設けることで一定程度抑止されてきたものであるが、本人申立てにまでインターネットを用いた申立て等を一律義務化してしまうと、その抑止力さえも失われてしまうことになりかねない。（福岡弁）

- ・（後注）の考え方を採用すると民事執行の申立て全般について、インターネットの利用を義務付けることとなる。令和2年改正民事執行法の趣旨などを踏まえると、民訴法において義務付けされていない者にまで義務を課すことは、IT機器を有していない利用者やIT機器に不慣れな利用者を排除することになる可能性があるため、反対する。（新潟書、日司連）
- ・ 民事執行の申立てにつき、民事訴訟法と異なる規律を設ける理由があるとすると類型的な申立てが相対的に多いということになる。将来の方向性として反対するものではないが、今般の検討課題としては時期尚早と判断する。（千葉書）
- ・ 民事執行の申立てにおいては、いわゆる事業者による申立てがその多くを占めているというものの、民事訴訟手続と同様に、法制度上、インターネットやIT技術に不慣れな当事者本人による申立てが可能であり、市民一般に義務化するための前提条件が確認できない以上、民訴法とは異なる規律を設けて民事執行の申立てを利用する全ての者がインターネットを用いて申立て等を行わなければならないとするのは相当ではない。また、「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者」を一義的に判断することは困難であり、このような例外を設けると、その要件充足性の判断のために民事執行の申立てが遅延するおそれがある。そのため、これらの者を例外的に義務付け対象外とすることにより全ての者についてインターネットを用いて申立て等の義務付けを行うことも相当ではない。（日弁連）
- ・（後注）の考え方によると、「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者」に該当するか否かの判断に時間を要し、申立ての遅延につながるおそれがある。（広島弁）
- ・ 令和4年5月18日に改正民訴法が成立した際に、衆議院・参議院の両院の付帯決議では、全面義務化は時期尚早であることを前提に、施行後5年を経過した時点で「改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること」として申立て等の義務化の拡大について慎重な検討を求めている。かかる付帯決議の前提として認識されている国民のIT環境において、民事執行手続だけを先行して全面義務化する理由は見出しがたい。（大阪弁）
- ・ ITに対応できない一般人の利用者を排除することになる可能性があるため、反対する。（大

阪書)

- ・ 裁判所への「申立て等」の範囲は広く、今後構築される裁判所システムの具体的な内容が明らかになっていない状況で、例えば、かかる手続に関与する機会が相応にあると考えられる金融機関があらゆる「申立て等」においてインターネットを用いることが実務上可能かは、現状不透明である。また、インターネットを用いてする申立て等を義務付けせずとも、対応可能な金融機関は、自発的にインターネットを用いて申立てを行うことが考えられるため、義務化の必要性に乏しいと考える。(全銀協)
- ・ 民事執行の手続の申立て全般について、原則として、インターネットの利用を義務付けることとなるが、民事訴訟法において義務付けされていない者にまで義務を課すことは、一般市民にとって当然の権利である自己の権利の実現も二の足を踏んだり、困難になったりする可能性があるため、反対する。(愛知書)
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難であると認められる者を除く)に対しインターネットを用いてする申立てを義務化)することにならないようにしていただきたい。(全信金)
- ・ 将来的には民事訴訟手続と同様に、インターネット申立ての義務化を目指すべきであるが、現時点において民事訴訟手続よりも義務化の範囲を広げる合理的な理由が見当たらないため(後注)には反対する。なお、インターネット申立ての義務化については、国民の利便性向上を前提として行うべきであり、事件管理システムの仕様やサポートシステムの充実度によるところが大きいと、具体的な事件管理システムの仕様やサポートシステム構築のための予算を示すよう努力すべきである。(熊本書)
- ・ IT化が遅れていると思われる日本において、一律にIT手続の選択を強いることは、たとえ、手続の当事者が事業者であったとしても、係争の内容や性質によっては、現行手続よりもさらに時間と費用を要することとなり、ひいては、裁判手続全体にさらなる時間を要し、裁判所を含め、全体として経済的な損失が発生する結果になりかねない。したがって、係争の内容や性質に応じて、当事者間で合理的な手続を選択できる余地を残しておくべきであり、現行手続よりも時間と費用を要する結果になるという事実があれば、現行手続の選択が認められるべきと考える。(法友会)
- ・ 委任を受けた代理人等以外の一般の利用者等にまでインターネットによる申立てを原則として義務付けることは、一般の利用者等による手続の利用をしにくくするおそれがある。(長野書)
- ・ 民事執行の手続につき、民事訴訟法と異なる規律を設ける理由があるとするると類型的な手続が相対的に多いということになる。将来の方向性として反対するものではないが、今般の検討課題としては時期尚早と判断する。(個人)

【義務付けに例外を設けることに反対】 静岡書

- 民事執行の手續における申立て等については、全ての者がインターネットを用いてこれを行わなければならないとすべきである。全ての裁判所、司法書士会館、法務局（法務局証明サービスセンターを含む。）にスキャナおよび端末を設置し、それらを有しない者に対し、インターネットを用いて申立てができるようにすべきである。（静岡書）

【その他】 一弁、早稲田大判例研、日書協、個人1名

- （後注）については反対する。ただし、賛成する意見もあった。（一弁）

（反対する見解）

民事訴訟の申立てに比して、民事執行手續の申立ては、定型的な部分も多くインターネットによる申立てに親しむことは理解できる。しかし、今後構築されるシステム等の内容が明らかになっていない状態で、委任を受けた代理人等以外の者にも原則インターネットを用いた申立てを求めることは、現段階では難しいと考える。

（賛成する見解）

特に、民事執行等の場合、かなり定型化されていること、及び、第三債務者である銀行等にかかりの負担をかけることから、データ化を推進することが重要であるように思う。また、第三債務者が、債務者の氏名だけでは、預金口座の有無等を判断できないことがあり、申立代理人として、生年月日を電話等で聞かれることが少なくないが、定型的な入力フォーム等を作って、手続きの効率化、裁判所の負担の軽減を図り、裁判所のリソースの効率的な配分を実現することで、裁判所の人権擁護機能を推進できる可能性があるのではないかと。例えば上場会社、金融機関については、パソコンを持っている場合が多く、電子申立てを義務付けたとしても、そこまで対応に困ることはないのではないかとと思われる一方、国の裁判インフラのデジタル化により、利益を受ける側面もあると思われること等から、電子申立ての対象とすること等も検討されてよいように思われる。経済産業省も警告する通り、「2025年の崖」の問題などもあり、DXの推進は、国/民間の双方にとって、喫緊の課題である。当該課題を克服するには、早急な対応が必要である。対応が十分に期待できる層、一定のメリットの享受もあるのではないかと予想される層については、可能な範囲で早いタイミングから、電子申立て等を義務付けることが検討されてよいのではないかと。

- 民事執行の手續において申立て等を行う全ての者について原則としてインターネットによる申立てを義務付けること（後注参照）は現時点では相当とはいえないと考える意見が多かったが、あえて法律で義務化する必要はないのではないかと、インターネット利用を原則とする、といった程度の規律でも十分ではないかという意見もあった。（早稲田大判例研）
- 民事執行手續における申立書など多くの書面が定型的であることや、業者による申立てが多いという実情を踏まえれば、将来的には、民事執行手續における申立て等は、インターネットによる申立て等に対応することが困難である者を除き、全ての者にインターネットを用いた

申立て等を義務付けることが考えられる。(日書協)

- それぞれを支持する事実が考えられるのでいずれも否定し難い。(個人)

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等(民法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。)及び記録媒体(電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。)につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、民事執行の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほか、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事執行の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

(意見の概要)

【A-1案に賛成】 札幌弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、熊本書

- 何のためにIT化するかという本来の目的から考えれば、デジタルファーストであるべきである。電子化をしない例外を認めていくのは、デジタルトランスフォーメーションの本来の趣

旨から外れた考え方である。事件記録が全て電子化されれば、事件記録の保管が容易となる。1つの事件記録につき電磁的記録と紙媒体とが併存する状態は、事件の検討を煩雑にする上、事件記録の一部を事件記録の全部と誤解する過誤が生じるおそれがある。（札幌弁）

- ・ 全件電子化して保存するべきである。紙媒体との混在を制度化すると、事実上紙媒体の保管が多くなり当分の間電子化は望めないおそれがある。今後、インターネットを用いた申立のさらなる推進を図ろうとしたときに、紙媒体を残した法律構成は、禍根を残すことになると考えらる。よって、本改正において全件電子化を図るべきである。（新潟書）
- ・ 民事執行の手續においては、当事者対立構造になく争点整理手續等がないという特性から、電子化のメリットが相対的に低いなどとして、電子化の対象事件等の範囲を限定する考え方（A-2案及びB案）がある。しかしながら、当事者対立構造にないからといって当然に電子化のメリットがなくなるわけではない。事件記録の電子化には、裁判所及び当事者の保管コストを減らせる、検索・再利用の利便性が高く、迅速かつ効率的な手續運営を可能とする、移送、不服申立て等により係属裁判所が変わる場合も迅速な事件記録の利用を可能とする、どこでも事件記録にアクセスでき、事件記録の運搬の負担が減るほか、場所を問わずに執務を可能とし、感染症の拡大防止や災害発生時の業務継続の実現に資するなどのメリットがある。これらの電子化のメリットは、全ての民事執行事件について一律に電子化することにより、その本来的な効果を発揮することができる。なお、多くの行政手續においては当事者対立構造にないが、国民の利便性や電子化のメリットの観点から、電子化が推進されている。

また、B-1案は、電子化のニーズが高い事件類型について電子化するという考え方であるが（中間試案の補足説明8頁）、そもそも電子化のニーズが高い事件類型を適切に抽出することは困難である。例えば、申立てが却下された事件や差押えをする財産が存在しない場合（いわゆる空振りの場合）などについては、一見すると電子化のニーズが低いようにも見えるが、強制執行の申立てが却下された場合であっても執行抗告がされる場合があり、また、いわゆる空振りの事案であっても、知れている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を受けられないことが財産開示手續実施の要件（民執法第197条第1項第2号等）となるなど、電子化の必要性は失われない。

また、B-2案は、一定の事件類型かどうかに関係なく、必要に応じて、電子化することを担保するために、電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて電子化のルールを適用するとの考え方であり、例えば、インターネットによる記録の閲覧等を認める必要があると認められるときは、電子化のルールを適用するというものである（中間試案の補足説明8頁）。一定の裁量に委ねるという意味では、A-2案もこれと同様の考え方であるといえる。しかしながら、インターネットによる記録の閲覧等を認める必要があるかどうか等を個別に判断することは困難であり、これらの考え方は、電子化されない事件を多数発生させ、結果として電子化のメリットを大幅に減退させるおそれがある。むしろ、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生

じ、あるいは事後的に電子化が必要となった場合等における事務コストの増大につながるおそれがあることから、全ての事件について一律に電子化するとした方が事務処理上の判断が簡便となる。

また、B-3案は、当事者を含む利害関係者から申出があった場合に電子化のルールを適用するという考え方であるが、そもそも事件記録の電子化は当事者等の利害関係者のためにもみされるものではなく、前記のとおり、保管コストや事務の合理化などの公益的観点からもなされるものであるから、利害関係者にのみその判断を委ねるとするのは相当ではない。また、事後的に利害関係者から電子化の申出がされた場合などには、かえって事務コストの負担が大きくなるものといえるから、この点からも相当でない。

よって、民事執行の手續についても、民事訴訟手續と同様に、全ての事件について電子化するA-1案が相当である。(日弁連)

- たとえば、申立てが却下された事件でも執行抗告がされる場合があり、差押えをする財産が存在しない場合(いわゆる空振りの場合)にも、知っている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を受けられないことが財産開示手續実施の要件(民事執行法第197条第1項第2号等)となることから、電子化する必要性は失われぬ。(広島弁)
- A案とB案の対立は、基本的な考え方として、裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上全ての事件に電子化のルールを適用することを原則とするのか(A案)否か(B案)の違いであり、この選択については、民事執行手續のデジタル化の趣旨を考えれば、当初から電子化の放棄を認めるB案を採用する理由は乏しい。A案を採用すべきである。A案を採用したうえで、改正民訴訟第132条の12第1項本文と同じく例外を「困難な事情があるとき」に限るのか(A-1案)、民事執行の手續の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、より柔軟な運用を可能とするのか(A-2案)については、民事訴訟手續と民事執行手續のデジタル化の要請に差異を設ける理由はないからA-1案を採用すべきである。(大阪弁)
- 当会は、民事執行の手續における申立て等について、すべてインターネットを用いられるべきであると考えている。したがって、記録については、A-1案が合理的であると解する。(静岡書)
- 民事訴訟では提出されたすべての書面が電子化されることになっており、執行手續についても電子化しない理由はない。オンライン手續を促進する以上は全件電子化すべきである。(大阪書)
- 民事訴訟手續と同様にすべての事件について電子化すべきである。(一弁)
- 事件記録の電子化は、全ての事件を対象とすべきと考える。電子化の対象とすべき事件を一定の範囲や要件を設けて区分けすることは、かえって裁判所の事務負担の増加を招きかねない。全ての事件を電子化の対象とすることで、電子化のメリットは、より増大し、当事者や裁判所の利便性にも資するものとする。(熊本書)

【A-2案に賛成】福岡弁、日司連、愛知書、東京書、個人2名

- ・ 申立段階からインターネットを用いることが義務付けられる者が一定数存在すること、大規模会社や金融機関等もインターネットを用いた申立て等を積極的に利用することが想定されること、将来的に様々な裁判手続のIT化が予測され、インターネットを利用した記録の閲覧等に備える必要があること、電子データで記録する事件と紙媒体で記録する事件とが混在すれば裁判所の管理の煩雑さの増大が懸念されること、紙媒体の記録の保管コストの軽減等から、まずは一律に記録の電子化が望ましいのではないかと考える。

申立てが却下された場合であっても執行抗告がなされることがあり、また、いわゆる空振りの事件であっても財産開示手続実施の要件（民事執行法第197条第1項第2号、同条第2項第2号）の資料となり得るため、記録を電子化する必要性はある。

また、電子化することが相当でない場合については、後述のようなただし書や例外規定を設けることで対応できるため、問題はない。

なお、A-2案については、(注)において、「電子化をしない場合の要件につき『ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき』に代えて、民事執行の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある。」とされており、より柔軟な運用を可能とする要件に代える方が適切であると思われるため、具体的にどのような要件が良いのか等については引き続き検討する必要がある。とはいえ、裁判手続においてIT化を促進する趣旨に鑑みれば、単に書面等のサイズが大きい（小さい）ため電子化が面倒である等の理由で、安易に当該要件に当たるとするような運用は避けるべきである。（福岡弁）

- ・ 裁判所に提出された書面や記録媒体に関しては、民事執行手続についても、相手方からの執行異議の申立てなどによって対立構造になる可能性があることから考えると、できる限り全ての事件について電子化されることが望ましい。一方、全ての書面や記録媒体を電子化することが裁判所に過度の負担になる可能性があることを鑑みると、裁判所がより柔軟な運用を可能とする前提で、(2)の電子化のルールを適用するというA-2の案が、IT化を促進するうえで、実現可能性の高い規律ではないかと考える。この場合においても、将来的には全ての事件について電子化を目指すことが望ましい。B案について、B-3案のように当事者を含む利害関係を有する者の申し出があった場合に電子化するという基準は、裁判所以外の外的要因に電子化の判断を委ねることになり、事実上裁判所が電子化についての判断を放棄していることになるので支持することができない。B-1案について、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲とするという基準は、電子化をしないことを原則として、電子化することを例外とする扱いであるから、民事執行手続のIT化の観点からふさわしくない。B-2案についてもB-1案と同じ理由で支持できないが、B-2案は全件電子化が前提となるA-2案と実質的には差異がないと考えることもできる。（日司連）

- ・ 将来的にA-1案になることが望ましいとは思われるが、すべての書面や記録媒体を電子化することが裁判所に過度の負担になる可能性があると思われるため。（愛知書）
- ・ 「提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール」を基本とし、民事執行手続の特性を加味して柔軟に対応できるからである。また、物件の情報資料として、PDF化が困難なサイズも想定し得るからである。ただし、鑑定や調査資料の報告様式として、システム上でのフォーマットの構築が可能なのであれば その方式に置き換えていくことも検討してはどうかと考える。（東京書、個人）
- ・ 手続の特性を考慮して 柔軟に事件を扱うことができる と当事者の利益に対し、より慎重な配慮をできるから。（個人）

【その他】裁判所、早稲田大判例研、全司法、日書協

- ・ 提出された書面等及び記録媒体の電子化については、一定の例外を設けるべきであるとする意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

民事執行手続においては、民事訴訟手続と異なり、そもそも閲覧謄写をすることができる者が限られている上、事件記録の閲覧謄写のニーズは僅少であり、事件記録の電子化がもたらす利便性は相当少ないと考えられる。

全ての事件で電子化を目指すことが望ましいが、当事者本人による手続が多いという民事執行手続の特性を踏まえれば、民事訴訟手続よりも電子化の範囲を緩和することが相当である。

債権執行事件においては、当事者が知りたい情報のほとんどは債務名義や差押命令など特定の書面に記載されているため、その他の膨大な量の書面を一律に電子化することに見合うだけの費用対効果が期待できない。デジタル化の趣旨と費用対効果を考慮しながら、実務の運用において柔軟に対応しうるような規律を設けることが望ましい。

一定の例外を設ける方法については意見が分かれたが、A-2案を支持する意見とB-2案を支持する意見が比較的多かった。それらの理由として次のような指摘があった。

（A-2案を支持する意見）

債権執行事件では、すぐに取下げとなる事件も多く、閲覧謄写の申立ても僅少であるし、不動産執行事件における入札関係書類や全部事項証明書は、電子化する意義に乏しい。このような民事執行の特性に応じて、より柔軟な運用を可能とすべきである。

裁判所に裁量の幅を認めることにより、適正手続を担保しつつ、柔軟かつ迅速な執務処理が可能となる。

（B-2案を支持する意見）

電子化の意義から考えると、申立書や申立ての実質的内容に係るもののみを電子化する旨のルールや、申立ての内容に係る性が薄いもの（委任状や送達場所の届出書、法人の資格証明書や当事者の住民票等）は、電子化の対象から除外する旨のルールを定めるべきである。

- ・ e事件管理の考えを徹底することや、記録保存が区々になることによる弊害を考慮すべき、訴訟事件と比べて記録が大部になることは通常は少ないと考えられることなどから、A-1案が相当と考える意見が比較的多かったが、他方、全部の事件資料について電子化することの実務的負担を考慮すると、B-2案あるいはB-3案が相当ではないかとする意見もあった。
(早稲田大判例研)
- ・ 民事訴訟においては事件記録の電子化が打ち出されたが、今回の中間試案で検討対象となっている事件は、事件管理システムに登載される程度の情報で管理できるものから、訴訟事件並みの記録を編成する必要があるものまで多種多様である。デジタル化を契機として、最高裁において、従来、事件記録を編成して管理していた類型も含めて、事件の性質や事務処理の実態を考え、事件記録編成の可否やあり方を検討する必要があるものとする。そのうえで、記録編成を要するとした事件類型については、事件記録は電子データで一括管理できる仕組みにすることが必要である。電子データと紙による記録が混在することは、事務の効率化の上で障害となり、また、事務過誤につながりかねない。以上のことから、中間試案に対する意見としては「提出された書面等及び記録媒体の電子化については、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとしたうえで、あとは具体的な事件ごとに、電子化の可否を裁判所の判断に委ねる」方向が望ましい。また、法律上は、国民の権利保護のための最低限の定めを置いたうえで、それ以外の事項については、最高裁の規則等で具体化するのが相当であるとする。 (全司法)
- ・ A-1案に賛成する意見、A-2案に賛成する意見、B-1案に賛成する意見、B-2案に賛成する意見があった。(日書協)

(A-1案に賛成する意見)
電子データによる一元管理を目標とすべきである。

(A-2案に賛成する意見)
全事件の電子データ化を持たせつつ、民事執行手続の特性から非電子化の含みを持たせるべきである。

(B-1案に賛成する意見)
民事執行事件は、短期間で終局する事件が多いため、オンラインで電子記録を閲覧等するメリットは限定的である。そのため、執行異議が出された事件など、当事者対立構造が鮮明な事件類型等に限定して適用すれば足りる。この場合において、電子化の判断は記録保管者である書記官が裁量により行う。

(B-2案に賛成する意見)
電子化について、外部団体にアウトソーシングすることも検討すべきである。また、利用者の利便性を高めるため、スマホで簡単に提出が可能なアプリなどの整備を検討すべきである。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書

- ・ 民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成す

る。(新潟書、日司連、大阪書、愛知書、熊本書)

- ・ 民訴法の規律の趣旨は、民事執行の手続においても同様に妥当するものといえることから、民訴法と同様の規律とするべきである。(日弁連)
- ・ 改正民訴法第132条の12及び同13は、民事訴訟手続における申立て等の書面等やそれ以外の裁判所に提出された書面等の電子化のルールを定めているが、かかるルールは民事執行手続にも適用すべきである。したがって、民執法に同趣旨の規律を設けることに賛成する。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟法で電子化の例外とされている事項については、民事執行手続でも同様の措置がなされるべきである。ただし、閲覧等制限に関し、現在の裁判所の運用では、閲覧等制限をする箇所の特定を書面で行うなど、申立てを行うに当たって当事者の負担も重く、申立てを行う際の当事者・弁護士の負担も重いという指摘がある。営業秘密等が記載されているため、閲覧等制限の申立てを検討するに際しても、こうした実務上の負担が懸念されるため、広く利用されているとは言い難い。そのため、閲覧等制限についても、より簡便に行うことができるよう、配意が必要であると考えます。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 試案のルールで賛成との意見が多かった。(早稲田大判例研)
- ・ 本文の提案と(注)の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであり、提案のとおり規律を設けることにより国民の利便性向上に資することになるので賛成する。(東京書)

【反対】札幌弁、静岡書

- ・ ①は、反対する。ただし書は、削除すべきである。①は、民訴法第132条の12第1項ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。
②は、反対する。ただし書は、削除すべきである。②は、民訴法第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。
③は、賛成する。③は、民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)
- ・ 当会は、民事執行の手続における申立て等について、すべてインターネットを用いられるべきであると考えている。したがって、申立て等が書面等及び記録媒体によりなされることを想定した規定は不要である。(静岡書)

【その他】法友会、日書協

- ・ 申立て等が書面等により行われたとき、「困難な事情があるとき」は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しないてよいとあるが、この「困難な事情がある

とき」は限定的に解釈・運用されたい。ファイルに記録しない場合が多すぎると、書面等の記載事項の一覧性や実務の効率性が損なわれ、電子化を推進する趣旨を損なうおそれがあるためである。(法友会)

- ・ 賛成する。ただし、(1)においてB-1案を採用されることが前提である。(日書協)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、愛知書、熊本書、東京書

- ・ (注)は、民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(新潟書、日司連、大阪書、愛知書、熊本書)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(日弁連)
- ・ 民事訴訟手続と民事執行手続で区別する理由は見出しがたい。(大阪弁)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(一弁)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(東京書)

【その他】 早稲田大判例研、法友会、日書協

- ・ 試案のルールで賛成との意見が多かった。なお、営業秘密や秘匿事項が記載された部分について書面により提出された場合は、ファイル化はしないという民事訴訟法の措置を民事執行手続においても適用するかについては検討すべき(一律データ化したうえで、アクセス制限で対処できないか)という意見もあった。(早稲田大判例研)
- ・ 裁判所に対しインターネットにより電子データが提出され、それがファイルに記録された場合において、ファイルに記録された営業秘密(①)や秘匿事項等(②)に係る部分について書面への出力または他の記録媒体への記録がされたときは、裁判所は、上記部分を電子化された事件記録から消去するなどの安全管理のための措置を「必ず講じなければならない」という理解でよいか確認したい。事業者にとって営業秘密等の保護はきわめて重要である。よって、営業秘密等が含まれる書面その他の記録媒体には、安全管理のための措置が確実に講じられるべきと考えるためである。(法友会)
- ・ 賛成する。ただし、(1)においてB-1案を採用されることが前提である。(日書協)

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び配当表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 申立て等や提出書面等が電子化されることとの関係で電磁的記録に統一することが望ましく、裁判所内で作成するものについても、一律に電磁的記録により作成する方向で良いと思われる。(福岡弁)
- ・ 裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当であると考え。(新潟書、日司連、大阪書、愛知書、熊本書、東京書)
- ・ 民事執行の手続において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、配当表等については、当事者や第三債務者、利害関係人等による閲覧等や、それらの者に対する送達・送付の対象となるなど、インターネットを通じた利用が予定されていることから、電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。(日弁連)
- ・ 民事執行手続における裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表等については、当事者や第三債務者に対する送達・送付又は当事者・利害関係人による閲覧等の対象となるが、送達、閲覧等の手続ではインターネットを介した閲覧等が予定されているから、改正民訴法第160条、第252条と同じく、電磁的記録によって作成すべきである。(大阪弁)
- ・ 民事執行手続の裁判書、調書及び配当表は、当事者や利害関係人の閲覧や送付・送達の対象となることから、インターネットを通じた閲覧などに対応するべく電磁的記録により作成されるべきである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 執行異議等において、特に執行停止が困難な場合に、異議の申立人側としては早期に審理を進めることが希望されるものと想定され、ウェブ会議や電話会議の利用により日程調整等が

円滑に進むようになることは有用であると考え。 (福岡弁)

- ・ 民事執行手続においては手続の迅速性が求められるため、口頭弁論の期日、審尋の期日、参考人等の審尋について、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(新潟書、千葉書、日司連、大阪書、愛知書、東京書、個人)
- ・ 民事執行の手続における口頭弁論期日、審尋の期日及び参考人等の審尋についても、当事者の利便性や相手方の反対尋問権の保障等の観点から、民訴法と同様の規律とし、これらの民訴法の規定を準用するのが相当である。(日弁連)
- ・ 民事訴訟手続と民事執行手続において、口頭弁論期日の実施方法に区別を設ける理由はない。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟法と同様の規律が望ましい。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする点につき賛成。もっとも、民事執行手続において任意的にせよ口頭弁論期日を存置させるかについても調査検討すべきではないかという意見もあった。(早稲田大判例研)
- ・ 民事訴訟手続と別にする理由も見当たらず、民事執行手続においても口頭弁論の期日について、ウェブ会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(熊本書)

【その他】全司法

- ・ 訴訟事件以上にウェブ会議等が有効な場合があることから、そうした場合に、ウェブ会議等が活用できるよう、必要な法整備等を行っていただきたい。中間試案では、事件関係者が出頭することなく、ウェブ会議や電話会議の活用をすすめる方向が打ち出されている。検討対象となっている非訟事件では、事件関係者の意見聴取や事実の調査など、訴訟事件以上にウェブ会議等の活用が有効な手続が存在する。こうした手続において積極的にウェブ会議等が活用できるよう、法整備も含めた環境整備が必要である。なお、中間試案が両論併記しているように、手続によってはウェブ会議に限定し、電話会議を含めることが相当でないものも考えられるが、これについては、当該事件の特性を踏まえて規則等で定めを置くのが相当だと考える。

なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、執行事件を担当している部署では、債務を履行しない債務者に債権者が詰め寄る等の危害行為を防止するために色々工夫しているが、そういう事件でウェブ会議を活用することによって、危害行為の危険が避けられるケースもあると思われるとの意見があった。(全司法)

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び音声の送受信により同時に

通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を当事者に利用させることができるものとする。

- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

（意見の概要）

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ (1)と同じである。なお、民事訴訟法では、審尋に関し、争点整理としての審尋については電話会議可能（民事訴訟法第87条第2項）、簡易な取調べとしての参考人等の審尋については当事者双方に異議がないときに限り電話会議可能（同法第187条）とされており、執行手続においても同様の規律を設けるとするが、当該審尋が上記いずれの性質を有する審尋であるのかについては、当該期日において行われる手続の内容に応じて決定されることになるとされており、その区分の明確性が問題になる可能性はある。（福岡弁）
- ・ 審尋の期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議も利用できるようにすることが望ましい。参考人等の審尋についても同じ理由で、ウェブ会議や電話会議の方法で参加できるようにすることに賛成である。（新潟書、日司連）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（千葉書、愛知書、熊本書、個人）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（日弁連）
- ・ 民事訴訟手続と民事執行手続において、審尋の期日及び参考人等の審尋の実施方法に区別を設ける理由はない。（大阪弁）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 審尋の期日や参考人等の審尋について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする点、参考人の審尋に関する規律について試案に賛成。（早稲田大判例研）
- ・ 審尋の期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、話会議も利用できるようにすることが望ましい。参考人等の審尋については、ウエ

ブ会議や電話会議の方法で参加できるようにすることにより、移動を伴うことがなく参考人の負担を軽減できることから賛成である。（東京書）

【その他】全司法

- ・ (1)に対する意見と同じ。（全司法）

(3) 売却決定期日及び配当期日

(前注) ここでは、売却決定期日及び配当期日があることを前提としているが、後記5のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止するとの考え方もある。

【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) ウェブ会議（又は電話会議）により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、熊本書

- ・ 売却決定期日及び配当期日があることを前提とする場合、当事者の利便性の向上の観点からは、電話会議による手続を否定するのは相当ではない。手続の円滑な実施の観点からも、期日の一定期間前の申出を義務づける等すれば、電話会議による手続でも、手続の円滑な実施は可能であると思われる。（札幌弁）
- ・ 売却決定期日及び配当期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の選択肢は残しておくべきであり、裁判所の適切な判断のもとで利用の可否を考えることが望ましい。（新潟書、日司連）

- ・ 売却決定期日及び配当期日においては、いずれも意見陳述や異議の申出のほか、一定の証拠調べも可能であるとされている。しかしながら、これらの期日は非公開で開かれ、証拠調べも審尋と書証の取調べに限定されている。そうすると、民事執行の手続の迅速性の観点からは、むしろウェブ会議のみならず、電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができることとするのが相当である。なお、売却決定期日及び配当期日については、民事訴訟手続におけるウェブ会議及び電話会議とは異なり、関係者間の面識が希薄であることが多いことから、成りすましによる執行妨害等を防止する必要がある。そのため、売却決定期日及び配当期日においてウェブ会議及び電話会議を実施するに当たっては、事前に適切に本人確認が行われる必要があり、実施要件である「相当と認めるとき」の判断についても留意が必要である。（日弁連）
- ・ 売却決定期日及び配当期日においては、いずれも意見陳述や異議の申出のほか、一定の証拠調べも可能であるとされているが、これら期日は非公開で、証拠調べも審尋と書証の取調べに限定されているから、手続の迅速性の観点からは、ウェブ会議のみならず、電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができる。（広島弁）
- ・ 民事訴訟手続における口頭弁論の規律は適用されないので、ウェブ会議に限る必要はなく、電話会議による関与を認めることに支障はないと考える。乙案は、電話会議による関与を認めない考え方であるが、公開原則が適用されないこと、民訴法での弁論準備手続との均衡に照らして、電話会議を排除する理由はない。（大阪弁）
- ・ 売却決定期日及び配当期日は、定型的な手続であるので、ウェブ会議はもちろん、電話会議でも十分に対応することができると思う。（大阪書）
- ・ 売却決定期日及び配当期日については、手続の迅速性も重要な要素であり、ウェブ会議だけでなく電話会議も有効に利用することが迅速さに資すると思う。（一弁）
- ・ 甲案に賛成する意見が多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）
回線の不具合等でウェブ会議による期日が利用できない場合に備えて、電話会議も残しておいたほうが良い。
電話会議の方法による場合の本人確認の問題については、裁判所の相当性判断によって柔軟に対応することが可能である。
- ・ 売却決定期日及び配当期日について、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると思う。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の方法は残しておくべきである。（愛知書）
- ・ 売却決定期日及び配当期日について、当事者の表情を確認する必要があるとも思えないため、手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定されるところ、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であると思う。（熊本書）

【乙案に賛成】福岡弁、千葉書、東京書、個人2名

- ・ 利便性向上の観点から、ウェブ会議の利用には賛成する。他方で、期日に参加できる関係人が多数に上ることが想定される中（従前は出頭の負担等から関係人の参加はほとんど無かったが、法改正によりウェブ会議の利用が可能となれば、参加者が増加する可能性がある。）、本人確認の容易さ及び確実さ、他の参加者の有無及び誰が参加しているのか等の確認の必要性、並びに、審尋等の実施も想定され発言や意思表示の確認の容易さ等を考慮すれば、電話会議の利用については反対である。（福岡弁）
- ・ 売却決定期日においては利害関係人が意見を述べることができ、配当期日においては配当表に不服のある債権者及び債務者は異議の申出ができることを考慮すると、両期日について、電話会議の方法を認めることは手続保障の点から難しいものとする。さらに配当期日に債権者及び債務者を審尋することもあり、この審尋は参考人等の審尋にあたることから電話会議は認められないと考えるのが相当である。（千葉書、個人）
- ・ 多数当事者の関与もあり得ることを想定すると、電話会議方式での参加には手続の正確性、確実な訴訟指揮の点で不安が残る。（東京書、個人）

【その他】全司法、日書協

- ・ (1)に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。（日書協）
 - （甲案に賛成する意見）

通信障害等でウェブ会議が利用できない場合の代替手段としても電話会議を選択できるようにすべきである。
 - （乙案に賛成する意見）

売却決定期日や配当期日には多数の関係者がいるところ、電話会議では対応が技術的に困難である。また、売却決定期日では意見陳述をする者を事前に特定できないため、参加者を事前登録するウェブ会議と異なり、電話会議での出席を認めることは困難である。一方、配当期日では事前に配当表案を送付する手続は裁判所に負担が重い。

なお、売却決定期日については、期日出頭要件の緩和としてではなく、利害関係人が意見を陳述することができる規定（民事執行法70条）につきウェブ会議システムによる意見陳述を可能とする旨の規定を追加するのが相当である。また、配当期日についても、ウェブ会議システムによる配当異議の申出を可能とする旨の規定とされたい。

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】日弁連、広島弁、個人1名

- ・ ウェブ会議、電話会議のいずれの方法によって手続を行うかの決定に際しては、申立人の意見を聴くことを要件とすべきである。なお、配当期日を電話会議によって行う場合には、配当表を債権者に示す方法などを検討する必要がある。（広島弁）

【反対】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、熊本書、日書協、個人1名

- 全ての期日について意見聴取を義務づけるのは煩瑣であると思われる。(札幌弁)
- 期日に参加する関係人が多数に上る可能性があり、全ての関係人の意見を聴取するのは現実的に困難なことがあり得る一方、聴取対象を一定の範囲に留めるとしても、その範囲を明確に区分することも困難である。また、関係人間において意見が割れた場合には、裁判所の裁量で決定することになると思われるが、そうであれば、意見聴取も当初から必要に応じて裁判所の裁量で行えば足り、あえて法定する必要はないものとする。(福岡弁)
- ウェブ会議や電話会議により手続を行うか否かを決定する際に、関係人の意見を聴くことを要件化することについては、関係人の範囲が不明確であるので反対する。(新潟書、日司連)
- ウェブ会議を行うにあたり関係人の意見を聴くことを要件とすることは手続が過度に重くなるだけで必要性が感じられず、改正民訴法が参考人等の審尋を行うにあたり当事者の意見を聴くことを要件としていないことも含めて考えると、裁判所の相当性の判断に委ねることが足りるものと思われる。(千葉書、個人)
- 関係人の意向聴取については、補足説明で紹介されている、裁判所の相当性判断中で適宜考慮すればよく、独立の要件とする必要はないとの意見に賛成である。(大阪弁)
- 裁判官が適切に判断すれば、関係人の意見聴取の必要もないと思われる。(大阪書)
- 当該手続は、民事訴訟とは異なりすでに判決の出ている事案であり、職権で調査する事項も多いため手続の方法選択について当事者の意見を聞くことは必須ではないと考える。(一弁)
- 執行手続では、関係者が多数の場合が多く、意見聴取を必須の要件とすると、手続の迅速性が損なわれるおそれがあり、関係人の意見については、裁判所の相当性判断において考慮すれば足りるなどとして、反対する意見がほとんどであった。(裁判所)
- 関係人の意見を聴くことを要件化することについては、関係者の範囲が不明確であることや、手続の遅延となる可能性があることなどから、不要と考える。(愛知書)
- 期日がウェブ会議又は電話会議で行われるからといって、関係人が出頭することが否定されるわけでもないため、関係人の意見を聴く必要はなく、手続が煩雑となるだけと考える。(熊本書)
- 売却決定期日及び配当期日に関係人が出頭することがほとんどないという実情や、執行裁判所が主宰するこれらの期日に関し、関係人の意思を尊重する必要性に乏しいこと、意見聴取する関係人(申立債権者、配当要求債権者、公租公課庁、債務者、所有者等)が多数に上ることなどを踏まえると、関係人の意見聴取を要件とすることは相当でない。また、配当留保供託となる所在不明の仮差押債権者や仮登記権者も散見されるが、これらの者から意見聴取をすることは不可能である。(日書協)

(4) 財産開示期日

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

【甲案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議によって、申立人を財産開示期日の手続に参与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に参与した申立人は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議によって、申立人を財産開示期日の手続に参与させることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。
- ② 甲案②と同じ。

(注) 申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、関係人（申立人及び債務者（開示義務者）の双方又は申立人のみ）の意見を聴くことを要件とすべきであるとする考え方がある。

イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者（開示義務者）が財産について陳述をすることができるものとするとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者から陳述を聴取することができる。
 - a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
 - b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
 - c 申立人に異議がない場合
- ② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(注) 本文とは別に、本文イ①bの事由がある場合に、ウェブ会議の利用を認めること

を否定する考え方がある。

(意見の概要)

1 試案のアの本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 申立人の期日への参加の機会を確保するという観点からすれば、ウェブ会議に限らず、電話会議によっても参加可能にしておくことが望ましい。また、インターネット回線の不良や通信障害等によりウェブ会議の利用が困難な場合も想定されることから、代替手段としての電話会議も利用可能としておくべきである。(福岡弁)
- ・ 財産開示期日についても、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の選択肢は残しておくべきであり、裁判所の適切な判断のもとで利用の可否を考えることが望ましい。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 財産開示期日につき、申立人は、審尋の期日における当事者と同様の立場に立つものと思われるからウェブ会議及び電話会議の方法によって期日の手続に関与させることができるものとするのが相当である。(千葉書、個人)
- ・ 申立人の利便性を向上させて質問権の保障を充実させる観点からは、申立人に対し、ウェブ会議及び電話会議による出頭の機会を認めるのが相当である。また、そもそも財産開示手続は、債務名義を有する申立人のための手続であることから、どのような媒体(ウェブ又は電話)を通じて自らの質問権を行使するかについては、質問権を有する申立人の責任において判断させるのが相当であることから、申立人が希望する場合には、ウェブ会議のみならず電話会議を通じて手続に関与することができるとするのが相当である。(日弁連)
- ・ 財産開示期日における申立人の質問権の保障の観点から、申立人にウェブ会議による期日出頭の機会を認めるべきである。申立人が電話会議による期日出頭の方法を希望する場合には、これを認めるべきである。(広島弁)
- ・ 財産開示期日は非公開手続であり、申立人は立会権が認められるが、申立人の立会いがなければ財産開示期日を実施できないわけではない。したがって、申立人の立会権は、民訴法第187条第2項の当事者の立会権と同趣旨であり、改正民訴法第187条第3項に準じ、ウェブ会議に限らず、電話会議による出頭の機会を認めるべきである。乙案は、関与の方法をウェブ会議に限定するものであるが、立会いは義務ではないから、申立人の関与の方法を限定する理由はない。甲案・乙案いずれも最高裁規則で定めることを提案するが、財産開示期日(民訴法第199条)も法律事項であるから、その改正事項として定めれば足り、最高裁判所規則事項とする理由はない。(大阪弁)
- ・ 財産開示期日は、本来書面での手続も可能であると思われるので、ウェブ会議や電話会議の

方法によって参加できるようにすることは何ら問題ないものとする。（大阪書）

- 甲案に賛成する意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）
ウェブ会議に参加できない者もいることやシステム障害が生じた場合を考慮し、電話会議も併存させておいた方がよいと考える。
財産開示期日において、申立人の出頭義務はなく、期日実施の要件でもない以上、債務者の参加方法とは別異に考えるべきである。
- 財産開示期日についても、ウェブ会議や電話会議の方法によって参加できるようにすることは、当事者や関係人の利便性に資すると考える。当事者や関係人の中には、ウェブ会議を利用できない者もいるので、電話会議の方法は残しておくべきである。（愛知書）
- 財産開示期日について、申立人の表情を確認する必要があるとも思えないため、手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定されるところ、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であるとする。（熊本書）
- 申立人の関与については、社会的な手続の正確性や公平性への担保の要請は、売却決定期日及び配当期日の場合ほどには大きくないと考えられる。（東京書、個人）
- 申立人の利便性から、ウェブ会議・電話会議による参加を認めるべきである。実務上、申立人と債務者（開示義務者）の間に、被害者と加害者といった関係にあるケースも多く、期日出頭することによるトラブルや危害を防止する観点から、申立人が前記の方法で参加できることにはメリットがある。一方、電話会議の場合には、どのように本人確認を行うかが問題となり得る。（日書協）

【その他】 静岡書

- 乙案をベースとし、乙案の「相当と認めるときは」の要件を削除すべきである。債務名義を有すること、債務者が任意に履行しないこと、判決等によって認容された請求権の実現を容易にすべきであることを考慮し、財産開示期日について、申立人の出頭にかかるコストは軽減すべきである。また、債務者（開示義務者）には、財産開示手続の申立権限を有しない者に対して開示する義務がないことを考慮し、電話会議の利用は避けるべきである。（静岡書）

2 試案のアの（注）に対する意見

【申立人の意見聴取を要件とすることに賛成、債務者の意見聴取を要件とすることに反対】 札幌弁、福岡弁、千葉書、日弁連、大阪弁、一弁、日書協、個人2名

- 申立人のみの意見を聴くことを要件とすべきであり、債務者（開示義務者）の意見を聴くことを要件とすべきではない。債務者には、申立人がウェブ会議や電話会議により出席することについて意見を述べる法律上の利益があるとはいえない。（札幌弁）
- 申立人のウェブ会議（又は電話会議）の利用については、申立人の意向は必ず聴取すべきも

のと考えるが、出頭が基本（民事執行法第199条第1項）となる債務者（開示義務者）の意見を特に聴く必要性はないものとする。（福岡弁）

- ウェブ会議及び電話会議を行うにあたり関係人の意見を聴くことを要件とすることについては、申立人のみの意見を聴くことを要件とすれば手続が重くなることもなく、また改正民訴法が当事者の審尋を行うにあたり当事者の意見を聴くことを要件としていることも含めて考えれば賛成したい。（千葉書、個人）
- 申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加に関し、申立人の意見を聴く必要はあるが、債務者（開示義務者）の意見を聴く必要はない。なぜなら、申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加については、質問権を有する申立人の利便性の観点から判断されるべきものであり、債務者（開示義務者）の利益保護については、債務者（開示義務者）のウェブ会議における陳述において考慮すれば足りるからである。（日弁連）
- 申立人の意見を聴く必要はあるが、債務者（開示義務者）の意見を聴く必要はない。申立人の立会いの要否の判断自体が申立人に委ねられているのであるから、関与の方法を含め開示義務者は意見を聴く対象ではない。（大阪弁）
- 申立人の意見のみを聴くことを要件とする案に賛成する。（一弁）
- 口頭弁論期日にウェブ会議を利用する場合には当事者の意見を聴くこととされている（民事訴訟法87条の2第1項）ことから、関係人の意見聴取を要件とすること自体には賛成する。ただし、債務者は裁判官の面前で開示義務を負わせることに意味があるため、債務者のウェブ会議による参加の是非につき申立人から意見聴取をすることには意味があるが、申立人の参加方式につき債務者が意見を述べる法律上の利益はないことから、債務者から意見聴取をする必要はない（申立人からの意見聴取を要件とすれば足りる。）と考える。（日書協）

【債務者の意見聴取を要件とすることに反対】 広島弁

- 申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加を認めるに当たり、裁判所において財産開示期日に参加する債務者の意見を聴く必要はない。これらの方法の選択は申立人の希望に基づいて、裁判所がその可否を判断すべきである。（広島弁）

【意見聴取を要件とすることに反対】 新潟書、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、熊本書、東京書

- 関係人（とりわけ開示義務者である債務者）の意見を聴くことを要件化することになると、迅速性が損なわれるだけでなく、その者の意図のもとに手続が混乱するおそれがある。期日への参加方法は手続の本質部分ではないので、関係人の意見を聴くことを要件化することに反対する。（新潟書、日司連、東京書）
- 裁判所に現実に出頭するか、ウェブ会議により手続参加するかは、申立人の自由な選択にゆだねられるべきである。（静岡書）

- ・ 反対する意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）
申立人が期日に出頭するかどうかは申立人の自由であり（民事執行法199条4項）、債務者（開示義務者）が意見を述べる機会は設けられていないところ、申立人がウェブ会議や電話会議により参加を希望する場合においても同様に、債務者（開示義務者）の意見を聞く必要があるとは考え難い。
申立人は、ウェブ会議による参加を希望しないのであれば出頭すればよく、申立人のウェブ会議による手続参加につき申立人の意見を聞く必要はない。申立人の意見については裁判所の相当性判断の中で考慮されれば足りる。
- ・ 関係人の意見を聴くことを要件化することについては、迅速性が損なわれること、手続が混乱し遅延を招く可能性があるため不要と考える。（愛知書）
- ・ 申立人のウェブ会議又は電話会議による手続参加について、関係人の意見を聴く理由が考えられない。（熊本書）

【その他】早稲田大判例研、全司法

- ・ 電話会議については、「申立人及び開示義務者の意見を聴き」相当と認めるときは可能、とすべきではないか。（早稲田大判例研）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（全司法）

3 試案のイに対する意見

【本文に賛成】新潟書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、日書協

- ・ 財産開示期日において、陳述する意思はあるが、裁判所に出頭することまではしたくないという債務者も一定数存在すると思われる。そのような債務者に対して、ウェブ会議を利用して、陳述を聴取できるのであれば、債権者にとっても利益になると考える。（新潟書、日司連）
- ・ 本文に賛成し、(注)に反対する。ただし、債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述はあくまで例外的に認められるべきものであることから、その要件となる「相当と認めるとき」の判断や本文イ①a及びbの各要件の該当性については、慎重に判断されるべきである。また、本文イ①a及びbの要件については、裁判所が判断する前には、債務者（開示義務者）のみならず、申立人の意見を聴くべきである（なお、改正前の民訴法第204条に対応する民事訴訟規則第123条第1項では、テレビ会議による証人尋問の実施に関し、当事者の意見を聴くものとされている。）。なぜなら、債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述はあくまで例外的に認められるべきものであることに加え、債務者（開示義務者）と対立構造にある申立人に反論の機会を与えることなく裁判所が判断することは、手続保障の観点からしても、均衡を欠くためである。なお、本文イ①bの事由がある場合にウェブ会議の利用を否定する考え方があり。しかしながら、そもそも民訴法第204条第2号においては、犯罪被害者等がそ

の典型であるとされているところ、財産開示手続においても、同様の地位にある者が債務者（開示義務者）として手続に関与することはあり得ることから、かかる事由がある場合についてウェブ会議の対象から除外するのは相当ではない。（日弁連）

- 財産開示手続における開示義務者は、申立人と対立構造にある相手方であり、民事訴訟手続における当事者と同様の地位にある。したがって、財産開示期日における陳述は当事者本人の尋問（民訴法第207条）と同じであり、民訴法第210条が証人尋問に関する改正民訴法第204条を準用しているのであるから、相手方への質問・相手方の陳述も改正民訴法第204条と同様の規律を設ければ足りるというべきである。なお、民訴法は法文ではなく、民訴規則第123条において、裁判所は当事者の意見を聴取すべきことを定めているが、民執法では、法律事項として規定し、執行裁判所は、開示義務者のウェブ会議による参加を認めるに際し、申立人の意見を聴くべきである。（注）では、本文イ①bの事由がある場合にウェブ会議の利用を否定する考え方を提案している。しかし、民訴法第204条第2号は「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）で追加されたもので、財産開示手続における開示義務者においても、犯罪被害者等と同様の立場にある者は想定しうるから、あえて除外する理由はない。（大阪弁）
- 本文に賛成する。民事訴訟法と同じ考え方で異論ない。（注）に反対する。債務者に財産を開示させることが肝要であり、開示しやすい環境をある程度保証すべきである。（静岡書）
- 財産開示期日は、民事訴訟における証人尋問とパラレルに考えることができるので、ウェブ会議の利用を認めるべきである。（大阪書）
- 賛成する意見が全てであった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

証人尋問についても一定の要件を満たした場合にはウェブ会議の方法によることが認められているのだから、財産開示手続においてもウェブ会議の方法を認めることについては合理性がある。

DV事案のように感情的対立が激しいケースでは、安全確保を図る必要性が高いことから、オプションとしてウェブ会議を利用することができるということが望ましい。
- 債務者の事情や利便性にも目を向けることで、債権者にとっても利益になると思われる。（愛知書）
- 本文記載の規律に賛成し、注の考え方には反対。家事関係債務や人身傷害関係の債務の場合では必要性があると考えられる。これに対しては、注の考え方にも理由があるのではないかという意見もあった。なお、正当な理由による不出頭（213条1項5号）及び正当理由による不陳述（同項6号）の中に通信障害等の事由が含まれることに問題はないと思われるが、明文化が難しい場合と考えられるので、部会審議の過程でこの点を明らかにしておくべきとの意見もあった。（早稲田大判例研）
- 財産開示期日において、必ずしも債務者に現実に出頭させる必要性があるわけではないため、本文の要件を満たす場合であればウェブ会議を利用して、陳述を聴取できるのであれば、

債権者にとっても利益になると考える。(熊本書)

【(注)に賛成】広島弁

- ・ 本文に反対し、(注)に賛成する。なお、イ①a及びbの判断にあたっては、債務者及び申立人の意見を聴くべきである。本文イ①bの事由がある場合は、ウェブ会議の利用を認めることを否定すべきである。同様の規律である民訴法204条2号においては、本文イ①bの事由がある場合として、「犯罪被害者等」がその典型であるされているが、証人尋問における犯罪被害者と財産開示手続における債務者とは、全く異なる(後者は弁済義務を履行しない違法的な地位にある)のであって、同列には論じられない。財産開示期日の実効性を確保するためには、債務者によるウェブ会議の利用はなるべく避けた方がよいと考える。また、ウェブ会議や電話会議では、債務者の周囲に第三者がいても事実上分からない。財産開示期日においては、それら第三者の存在によって、債務者が開示すべき義務を不当に果たさない弊害が懸念される。そのような第三者の関与を排除するうえでも、ウェブ会議等の利用を否定するのが相当である。(広島弁)

【その他】札幌弁、福岡弁、千葉書、一弁、全信金、全司法、東京書、個人2名

- ・ 本文は、財産開示手続は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が専属管轄を有する手続であり(民執法196条)、開示義務者の出頭の負担を考慮すべき程度が民事訴訟手続に比べて低い一方、適切に財産の開示が行なわれるようにする必要があることには変わりがないことを踏まえると、財産開示手続では、民事訴訟手続における証人尋問(民訴法204条)以上に、債務者が現実に出頭し、裁判官の面前で陳述することを基本とする制度とすることが望ましいといえる。もっとも、ここから先は、考え方が分かれる。

第1に、債務者の陳述の信用性を吟味するニーズが最も高いのが申立人であることを重視すると、申立人がウェブ会議等であっても債務者の陳述を得やすくすることを優先する意向を有している場合には、ウェブ会議によって債務者から陳述を聴取することができるとしても問題がないといえる。以上の理由から、A案(①につき、「c 申立人に異議がない場合」という要件に限るべきであり、a及びbに掲げる事由及び「相当と認めるとき」という要件を削除すべきであるとする考え方)が考えられる。

第2に、財産開示手続がDV加害者等(申立人)がDV被害者等(債務者)に現実の出頭(申立人との対面)を強制させる手段となつてはならないとの観点を重視すると、申立人が異議を述べて、現実の出頭を強制される事態が生じるのは妥当ではないといえることから、B案(①につき、債務者にa又はbの事由を疎明させて、かつ、申立人の意見も聴いて、裁判所が相当と認めるときに限って、ウェブ会議を認める余地を残すべきであるという考え方。本文の案とは、a及びbの事由の該当性が問題となる場合に(cの事由がある場合には、申立人に異議がないのであるから、申立人からの意見聴取は問題とならない。)、申立人からの意見聴取を要

件とする点で異なる。)が考えられる。ただし、この場合であっても、bの事由については、例えば、申立人本人又はその法定代理人が行った犯罪により被害を被ったものである場合等が想定され、単に精神的緊張を伴うことのみで充足されるものではないことが前提となる。

(札幌弁)

- 意見としては両論があるため、以下において両論を併記する。(福岡弁)

(中間試案の本文①②に反対し、(注)に賛成する意見)

財産開示手続は、開示義務者に対し、現実に裁判所等の面前で陳述を求めることに意義がある制度であり、民事執行法第213条第1項第5号においても、「正当な理由」がある場合に限って不出頭時の刑事罰が科されないことになっている。このような法の趣旨に鑑みれば、その他の場合に出頭義務を緩和すべき積極的理由に乏しい。また、財産開示期日における宣誓後の正当な理由を欠く供述拒否や虚偽供述にも刑事罰が設けられているところ(民事執行法第213条第1項第6号)、ウェブ会議等での出頭を認めた場合、その抑止力としての効果に疑問が生じることになる。

(申立人の意見を聴くことを要件として、中間試案の本文①a及びcのみ賛成し、本文②及び(注)に賛成する意見)

民事訴訟法においてウェブ会議による証人尋問が認められ(民事訴訟法第204条)、また、民事執行法においてもウェブ会議による参考人等の審尋を認める方向性である以上、これらと平仄を併せる必要があるため、ウェブ会議の利用を一切認めないとするは相当ではない。ただし、財産開示手続は、債務者(開示義務者)に対し、現実に裁判所等の面前で陳述を求めることに意義があり、また、既に債務名義が取得された上での執行手続である以上、債務者(開示義務者)は一定程度手続負担を受忍すべき立場にあると言え、一般的な義務(民事訴訟法第190条)を負うに過ぎない証人等の場合と同列に扱う必要はなく、犯罪被害者等への配慮に関しても同様であると考え(なお、本文イ①aには「心身の状態」も入っており、本文イ①bを別途設定する必要はない。)。いずれにしろ、財産開示手続の趣旨・目的に鑑みれば、債務者(開示義務者)のウェブ会議を認める際の要件はあくまでも限定的に解すべきであり、基本的には、本文イ①cの申立人に異議のない場合のみ許されるものとすべきである。また、民事執行法第213条第1項第5号では「正当な理由」がある場合に限って不出頭時の刑事罰が科されないことになっているが、本文イ①aの場合は、この「正当な理由」に該当するものと考えられることから、申立人において、債務者(開示義務者)が不出頭となるくらいであれば、ウェブ会議であっても出頭させる方が良いと考える場合もあり得るとされるため、申立人の意見を聴くことを要件として、これを認めるべきである。

- 裁判所が相当と認めるときは、申立人の意見を聴いて、債務者がウェブ会議を利用して陳述することができるものとする旨の規定とすべきである。証人尋問が裁判官の面前で行われることを要求するのは、証人尋問が裁判官の心証形成に重要な役割を果たすからであり、これをウェブ会議で行う場合の要件が改正民訴法で絞り込まれているところである。一方、財産開示

期日における債務者の陳述については、心証を形成するような手続ではなく、債務者が事前に財産目録を提出することを考えれば、証人尋問のウェブ会議と同様の開催要件を設定する必然性はないものと思われる。（千葉書、個人）

- ・ 財産開示手続の財産開示期日は、原則的に一度の開催で、かつ代理人による出頭も認められない手続であり、債務者自身の裁判所への出頭が強く求められている手続である。このような財産開示期日の性質を考慮すれば、債権者に異議がない場合（c）、及び債務者の住所、年齢等の事情（a）以外には債務者はウェブ会議の方法によっては出頭できないと考えるべきである。なお、（4）イ①には賛成をするとの意見もあった。（一弁）
- ・ 債務者の陳述方法について柔軟な方法を認めることで手続の迅速化を図ることに賛同するが、債務者（開示義務者）が財産開示期日により出頭しやすい環境をつくるために、ウェブ会議のみならず、電話会議による陳述もできるようにすることが考えられるのではないか。（全信金）
- ・ （1）に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 財産開示期日における債務者の陳述は、当該手続において、特に債権者にとっては重要度の高い期日であるため、手続の利便性に傾き過ぎると、本来、手続に期待されていた効果が薄弱になる可能性がある。（東京書）
- ・ 財産開示期日における債務者の陳述は、当該手続において、特に債権者にとっては肝となる可能性の高い期日であるため、手続の利便性に傾き過ぎると、本来、手続に期待されていた効果が薄弱になる可能性があるため、本提案を採用するとした場合には、慎重な運用を期待したい。（個人）

（後注） 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方がある。

（意見の概要）

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、全司法、日書協、長野書、個人1名

- ・ 入札期日や改札期日、競り売り期日等の期日についてもウェブ会議や電話会議によることができれば、利用者の利便性が向上するので、検討するべきである。（新潟書、千葉書、日司連、愛知書、熊本書、個人）
- ・ 入札期日や開札期日等の民執規則上の期日については、売却決定期日及び配当期日と同じく、民事執行の手続の迅速性の観点から、ウェブ会議及び電話会議を認めることにより、柔軟な手続運営ができることとするのが相当である。（日弁連）
- ・ （後注）には迅速性の観点から賛成するが、具体的に入札、競り売りをどのように実施するかを考えると、期日入札は難しいと思われる。（広島弁）

- ・ 民執規則は、入札しようとする者は入札期日に本人又は代理人の出頭が義務づけられているが、より高額な売却を実現するためには入札参加の機会を増やし多数の入札者による売却を実施することが有用である。競り売りについても、民間ではネットオークションも行われており、その可能性を否定する必要はない。ただし、ウェブ会議や電話会議の導入は、成りすましや大量入札等の執行妨害のリスクを伴う可能性があるから、それらリスク除去も併せて検討する必要がある。（大阪弁）
- ・ 当事者の利便性の向上につながる等として賛成する意見が非常に多かった。（裁判所）
- ・ 賛成。もっとも、ウェブ会議の方法による場合は、通常の期日の方式も併用できる形式（ハイブリッド形式）にすべきではないかと考える。加えて、この機会に、（実務上全く利用されていない）期日入札方式及び競り売り方式の廃止も検討すべきではないかとの意見もあった（これ自体は規則事項ではあるが、執行法64条が絡んでくるので、存廃については部会での議論が必要と考える）。（早稲田大判例研）
- ・ (3)に対する意見と同じ。また、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、開札はウェブ会議の方が利用者にとって利用しやすく、ウィズコロナの面からも適しており、次順位買受申出については、入札時にその意思を確認できるような書式にすればよいと思うとの意見があった。（全司法）
- ・ 賛成（あるいはウェブ会議に限定して賛成）する。ただし、どのように本人確認を行うかが問題となる。また、開札期日では、再入札や特別売却の実施、次順位買受申出の申出方法や申出適格者の判断を伴うが、ウェブ会議を利用する場合に、これらについての的確な判断ができるかも問題となり得ると考えられる。なお、動産の競り売りでは、売却代金と引換えに動産を引き取らなければならないほか、買受人の買受判断に対する自己責任貫徹のため、競り売り前に見分をしてもらう必要があるなど、対面での実施がふさわしい場合もあるため、対面での期日を廃止することは相当ではない。（日書協）

【反対】個人1名

- ・ 次回の制度見直しの機会が良い。（個人）

【その他】裁判所

- ・ 次のような指摘があった。（裁判所）
 動産の競り売りでは売却代金と引換えに動産を引き取らなければならないなどとされており、期日に予定される行為との関係において、個別に具体的な検討が必要である。
 執行官が行う動産等の売却は、裁判所外の保管場所（執行場所や債権者が用意した倉庫等）で行うことが多く、ウェブ会議等に適さない場合が多いと思われる。
 次順位買受申出の方法や、その本人確認の方法をどのようにするのかなど、検討すべき問題がある。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは別に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述するための一定の期間を設定することにより、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は、売却の許可若しくは不許可に関する意見を陳述すべき期間（以下「意見陳述期間」という。）及び売却の許可若しくは不許可の決定をする日（以下「売却決定の日」という。）を指定する。
- ② ①において売却決定期日を指定した場合には、当該期日において売却の許可又は不許可の決定をする。
- ③ ①において意見陳述期間及び売却決定の日を指定した場合には、当該売却決定の日に売却の許可又は不許可の決定をするが、当該決定に対する執行抗告期間は、民執法第10条第2項の規定にかかわらず、当該売却決定の日から起算する。

(注) ①で指定した意見陳述期間や売却決定の日については、現行の民執規則において公告及び差押債権者等への通知をすべきものとされている売却決定期日の日時・場所等（同規則第36条、第37条）と同様に、公告及び通知をすべきものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、千葉書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、一弁、裁判所、日書協、個人2名

- ・ 関係者の手続関与に伴う負担を軽減する観点から、本文提案の仕組みを設けることは望ましいものとする。（千葉書）
- ・ 特定の期日を開催する方法による必然性はなく、むしろ一定の期間を定めて、その期間内に意見陳述や異議申出をさせることにより手続を円滑に進めることができる場合があるといえる。（日弁連）
- ・ 売却決定期日（民執法第69条）を指定する趣旨は、①利害関係人に意見陳述の機会を付与すること、②決定の告知の方法を言渡しに限定することにより執行抗告（民執法第74条）の期間の起算日を画一化し（民執規則第54条）、売却の画一性、安定性を図ることにある。しかし、①の意見陳述は、執行裁判所に職権発動を促し、自己の利益を保全する機会を与える趣旨であるから、その機会を売却決定期日に限る必然性はなく、期間を定める方法でも実現可能である。また、②の起算日の確定についても、言渡し以外の方法も考えられるのであるから、

期日を経ない売却を認めるべきである。中間試案の③は、執行抗告の期間起算日を言渡し日（民執規則第54条）ではなく、事前に決定された売却決定の日とするものである。売却許可決定に対する抗告権者の範囲が広範であることから、執行抗告の起算点について、告知の方法（民執法第10条第2項）の趣旨の徹底のため言渡時を基準としているが（民執規則第54条）、売却決定期日を経ない場合には、言渡日に代わる起算日を定める必要がある。③は、決定について、告知のない決定を起算日とする例外を認めるものであるが、入札者を含む抗告権者にすれば、起算点が明確である限り告知の有無に拘る必要は乏しい。したがって、売却決定の日を起算点とする③に賛成する。（大阪弁）

- ・ 売却及び配当の手続に関しては、特定の期日を設けて手続を実施する方式より、一定の期間を設けてその期間内に当事者からの意見や異議を出させる方式による方が合理的である場合があり、売却決定期日及び配当期日を設けない手続を設けることには賛成である。（一弁）
- ・ 売却決定期日に関係者が出頭することはほとんどないのが実情であり、関係者の手続関与に伴う負担を軽減するべきであるなどとして、賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 売却決定期日に出頭する関係人がほとんどいないことからすれば、売却決定期日を経ずに売却できる仕組みを設けることは相当である。（日書協）
- ・ 本来であれば、本中間試案は、民事裁判手続のIT化から派生して、関連する手続においてIT化の利益を国民に享受させるための法改正の検討のはずである。したがって、直接的に、手続のIT化に関連していない改正事項は、本試案において含めるべきではないと考える。しかし、本提案については、あくまでも「売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは」、「別に」、当該手続の方式を、「並列的に」規定をするということであるので、いずれも当該提案には最終的には賛成とする。実際の運用については、関係当事者に対する適正・公平な手続への信頼性を損なうことのないようにしていただきたいと考える。（個人）
- ・ 関係者の手続関与に伴う負担を軽減する観点から、本文提案の仕組みを設けることは望ましいものとする。（個人）

【売却決定期日を経ない売却の仕組みを設けること自体には賛成、本文の規律に反対】 広島弁、静岡書、早稲田大判例研

- ・ 期日方式を廃止し、期間方式のみとする（後注）の考え方に賛成する。（広島弁）
- ・ 売却決定期日は廃止し、いわゆる期間方式を採用すべきである。したがって、中間試案の原案の「売却決定期日において売却の許可又は不許可の決定を行う仕組みとは別に、」は削除すべきである。（静岡書）
- ・ 売却決定期日を経ることなく売却をする仕組み（期間方式）を設けることにつき賛成。ただし、売却決定期日方式（期日方式）を併存させることは反対（試案の後注に賛成）。具体的内容につき、①ないし③につきいずれも賛成。期日方式を併存させることになると、事件ごとに

裁判所が方式を決定しなければならないこととなり、煩瑣かつ複雑になる。また、これまでの実務においても、期日方式をとることによるメリットは余りなかったのではないかと考えられることからすれば、期間方式に一本化するのが相当である。期間方式としても、意見申述期間を設けることと決定後の執行抗告期間を設けることで、債務者・所有者等への手続保障は十分であるとの意見があり、この点は特段の異論はなかった。（早稲田大判例研）

【売却決定期日を経ない売却の仕組みを設けることに反対】新潟書、日司連、大阪書、愛知書、東京書

- ・ 今回の民事執行手続の改正の主目的は手続のIT化であるが、期日を開かない手続を認めるか否かについては実体的な部分の検討が必要になると思われる。今回の改正では、ウェブ会議や電話会議の導入に留めておき、実務の運用状況を踏まえたうえで、改めて検討すべきである。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ ウェブ会議を利用した期日を認めるのであれば、期日を廃止する必要はない。（大阪書）
- ・ 今回の民事執行手続の改正の主目的は手続のIT化であるが、期日を開かない手続を認めるか否かについては実体的な部分の検討が必要になると思われる。売却決定期日を開かず、意見陳述期間及び売却決定の日を指定した場合に、売却許可、不許可の決定に対する執行抗告期間が売却許可決定日から起算することになれば、大差はないにせよ執行抗告期間が短くなることから、これに賛成してよいのかは疑問がある。今回の改正では、ウェブ会議や電話会議の導入に留めておき、IT化による裁判所の通知が実際に行われ始めてから検討しても遅くはないのではないと考える。（愛知書）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、日弁連、大阪弁、静岡書、一弁、日書協

- ・ 本文に対する意見と同じ。（日弁連）
- ・ 迅速に告知する方法としては、公告及び通知が有効であるので、賛成する。なお、民執規則第4条第3項では、インターネットを利用する方法も認めているが、裁判所のウェブサイトへの掲載を含めるべきである。（大阪弁）
- ・ 賛成する。民事執行の申立はすべて裁判所のシステム上で行われるべきだと考えているので、通知も電子メールで行うべきだと考える。（静岡書）
- ・ 本文に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 本文に対する意見と同じ。（日書協）

【その他】個人1名

- ・ 案によれば、民事執行法10条2項の規定にかかわらず「当該売却決定の日から起算する」となっているところ、この表現を前提とすると、決定日を算入（初日算入）して執行抗告期間

の計算をすることになる。しかし、午前0時に決定するという前提の規律ではないと思われるし、初日算入では期間計算に際し混乱を招く。そのため、決定日の翌日から起算するような表現になるよう工夫すべきである。（個人）

(2) 配当期日を経ない配当

配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、配当異議の申出をするための一定の期間を設定することにより、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設けることとし、その具体的な内容を以下のとおりとする。

- ① 裁判所は、配当期日の指定に代えて、配当異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定することができる。
- ② 民執法第85条第1項の規定による配当の順位・額等の決定及び配当表の作成は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において行うが、異議申出期間を指定した場合には、当該期間に先立ち、期日外において行う。
- ③ ①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。
- ④ 配当異議の申出は、配当期日を指定した場合には、当該配当期日において、①において異議申出期間を指定した場合には、当該期間内に、これを行わなければならない。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、千葉書、沖縄弁、日弁連、一弁、裁判所、日書協、個人2名

- ・ 賛成する。ただし、期間方式の場合、債務者は、期日方式の場合より受動的になる可能性がある。民事執行手続に不慣れな債務者が適切な配当異議の申出をすることができるよう配慮することが必要である。他方で、債務者が、意味がよく分からないので、とりあえず配当異議の申出をするという形で、必要以上に配当異議の申出をする可能性もある。債務者の適切な配当異議の申出と債権者の権利実現とのバランスをとることが必要である（福岡弁）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（千葉書）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（日弁連）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 配当期日に関係者が出頭することはほとんどないのが実情であり、関係者の手続関与に伴う負担を軽減するべきであるなどとして、賛成する意見がほとんどであった。なお、次のような指摘があった。（裁判所）

配当期日は、配当加入債権の利息及び遅延損害金の計算の終期など、各種の基準日としての

機能を果たしており、これに代わる基準日について検討する必要がある。

- ・ 配当期日に出頭する関係人はほとんどおらず、異議申立期間が確保されていれば、配当期日を経ずに配当できる仕組みを設けることは相当である。また、民事執行法85条1項ただし書、4項のように、期日方式を前提とする規定について、期間方式における代替策を検討する必要がある。なお、③に関し、異議申出期間の前提として、配当表の送達を要件とすると、外国送達の場合や送達前の死亡により相続が発生した場合に、異議申出期間が長期に及び、配当表が長期間確定しないこととなることが懸念される。また、実務上、請求債権の拡張、遅延損害金等計算の終期及び供託利息の計算については配当期日を前提としているところ、期間方式をとった場合には、いつを基準としてこれらの計算を行うことになるかが問題となる。その他、異議申出期間中の配当表の訂正の可否等についても問題となり得る。（日書協）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（個人）

【配当期日を経ない配当の仕組みを設けること自体には賛成、本文の規律に反対】 広島弁、大阪弁、静岡書

- ・ 期日方式を廃止し、期間方式のみとする（後注）の考え方に賛成する。（広島弁）
- ・ 配当期日は、①「元本及び配当期日等までの利息その他の附帯の債権の額並びに執行費用の額」を確定するための基準時であり（民執規則第60条）、また、②債権者及び債務者に異議の申出（民執法第89条）の機会を付与することにある。しかし、①の基準時は、期日以外の方式でも事前に指定することは可能であるし、②の異議の申出は、配当の実施を暫定的に阻止することにあるから、申出の期間を事前に指定する方法でも、その趣旨は実現可能である。したがって、配当期日を経ない配当を認めるべきである。

中間試案の③は、「①において異議申出期間を指定した場合には、当該指定に係る裁判書及び②において作成した配当表を民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者に送達又は送付しなければならない。」として配当表等の送達又は送付について定めている。しかしながら、現在の実務では、配当期日の3日前までに配当表原案が作成され、希望する債権者等に事前開示する運用がされている。そうであるならば、中間試案のように送達又は送付をしなければならないとすると、現在の実務よりも配当期日が遅くなることになりかねない。したがって、配当表を短時間で告知できるように、売却決定期日の告知と同様、公告及び通知によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によるものとするべきである。（大阪弁）

- ・ 配当期日は廃止し、いわゆる期間方式を採用すべきである。したがって、中間試案の原案の「配当期日を経て配当を実施する仕組みとは別に、」は削除すべきである。（静岡書）

【配当期日を経ない配当の仕組みを設けることに反対】 新潟書、日司連、大阪書、愛知書、東京書

- ・ (1)に対する意見と同じ。（新潟書、日司連）

- ・ (1)に対する意見と同じ。(大阪書)
- ・ 配当期日が開かれない場合であって、異議申出期間の指定に係る裁判書、配当表がシステム送達され、当事者がうっかり異議申出期間を徒過した場合、配当異議の申出の機会を失うおそれがある。(1)と同旨でIT化後の運用状況をみて検討してもよい内容だと考える。(愛知書)
- ・ 本来であれば、本中間試案は、民事裁判手続のIT化から派生して、関連する手続においてIT化の利益を国民に享受させるための法改正の検討のはずである。したがって、直接的に、手続のIT化に関連していない改正事項は、本試案において含めるべきではないと考える。(東京書)

【その他】早稲田大判例研、全信金

- ・ 配当期日を経ることなく配当を実施する仕組み(期間方式)を設けることにつき賛成(なお、後記のとおり異なる意見もあった)、ただし配当期日方式を併存させることは反対(試案の後注に賛成)との意見が多かった。これに対しては、民事執行法上は原則的形態とされている合意配当を考慮すると、期日方式を維持する方が望ましいのではとする意見もあった。方向性としては、期日方式を採用しないことを前提に、売却許否決定と同じく、期間方式+執行裁判所による配当決定方式が妥当ではないかとする意見が多かった。具体的には、試案がいうところの異議申立期間に配当表の「原案」を執行裁判所(書記官)が送付・提示し、その間に配当異議申出、配当表に対する執行異議申立て及び配当表に対する更正申立ての機会を付与したうえで、最終的には執行裁判所(裁判官)による配当決定、という流れを採るのが妥当ではないかという考えである。なお、合意配当については、期日方式を廃止し、代金納付時(不動産配当)あるいは事情届提出時(債権配当)から異議申立期間開始前(配当表原案提出前)を合意成立期間とすべきではないか、この方式であれば期日方式を維持する必要はないのではなかとの意見もあった。(早稲田大判例研)
- ・ 一部の裁判所では配当期日前に配当表案を債権者等に郵送する運用が行われているが、多くの裁判所では配当表の郵送は配当期日以降に行われており、配当期日に執行裁判所に赴かない限り配当異議の申出ができない状況にある。このため、配当異議の申出をすべき期間を指定することには賛同する。ただし、配当期日の指定がなければ債権計算書を作成する際の利息・遅延損害金の基準日や配当金の債権への充当日をいつにするのかという問題が生じる。したがって、配当異議の申出をすべき期間を指定する場合でも、配当期日の指定は行うべきと考える。(全信金)

(後注) 本文(1)及び(2)に掲げた考え方とは別に、売却決定期日及び配当期日を指定する仕組みを廃止し、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方がある。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、千葉書、広島弁、大阪弁、静岡書、日書協、個人2名

- ・ 期間方式に一本化することにより、売却及び配当手続がより簡明化するものとする。（千葉書、個人）
- ・ 売却決定期日では、売却許可・不許可に関する意見陳述、関係者の審尋等が予定されているが、実際には、出頭する者はほとんどなく、意見がある者は事前に書面を提出することが多いとされている。また、配当期日では、配当異議の申出が予定されているが、実際には配当異議の申出がなされることは非常に少ないのが実情である。このような実務の実情に鑑みれば、期日方式は実効的でなく、むしろ期間方式を採用し、一定の期間内に意見陳述や異議申出をさせる方が実務の実情に合致しており、手続を円滑に進めることができると考える。また、期間方式は、期間において意見陳述、異議の機会が付与されることから、債権者に対する手続保障が図られていると考えられ、これとは別に期日方式を併存させる必要性が見当たらない（この点について、売却と配当を区別する必要性もないと思われる。）。また、両制度を併存させた場合、複数の規律があつて複雑になる上、上記のとおり、期日方式が実効的でない現状に鑑みれば、両制度を併存させたとしても、期日方式が使われることは少ないと考えられる。以上のことから、期日方式を廃止し、期間方式のみとする（後注）の考え方に賛成する。（広島弁）
- ・ 現在の実務では、売却決定期日については、大都市部の執行裁判所では同一日に多数の期日指定がされ（最大50件程度）大量の処理がされている。そのため、取り扱われる入札書の数も膨大で、執行官は即座にその効力を判定しなければならず、その判断資料も入札書に限られている。しかし、期間方式であれば、慎重に審査をすることも可能となるから、より適正な手続を実現するためには、期日方式よりも期間方式の方が有効である。また、配当期日についても、大量処理が要求されることは同様であり、裁判所書記官は、配当期日の3日前までに配当表原案を作成し、配当期日に備えるという運用がされており、配当についても、より適正な手続を実現するためには、期日方式よりも期間方式の方が有効である。売却決定期日、配当期日には、利害関係を有する者は意見を陳述し、執行裁判所は必要があれば債権者等を審尋することもできるが（民執法第70条、第85条第4項）、意見陳述、審尋の内容は他の利害関係人も期日に聴取する機会が与えられている。その意味で、利害関係人に他の利害関係人の陳述、審尋結果を知る機会を確保するためには期日方式は有効である。しかし、執行裁判所が、期日での聴取と同様、債権者等から聴取した内容を記録化し、記録化することが確保されるのであれば（民執規則第12条参照）、あえて期日方式に拘る必要はないと考える。（大阪弁）
- ・ いわゆる期間方式で十分だと考える。（静岡書）
- ・ 期間方式と期日方式の両方を併存させる理由はなく、期間方式のみとするのが相当である。仮に両方式を併存させる場合であっても、いずれの方式を選択するかは、手続を主宰する執行裁判所がその裁量において決定できるようにすべきであり、関係人の意見聴取を要件と

すべきではない。(日書協)

【反対】福岡弁、日弁連、日司連、大阪書、一弁、東京書、個人1名

- ・ 現在、売却決定期日及び配当期日に出頭する者はごく少数と言われており、期日方式の存在意義に疑問を抱く意見もある。しかし、民事訴訟法における書面による準備手続のように、長期にわたって利用が低調であったにもかかわらず、社会の変化に伴って利用が激増する例もある。将来の変化を予測することは困難であるから、期日方式の廃止ではなく、期日方式と期間方式を併用できる制度とするべきである。(福岡弁)
- ・ 配当の順位等に争いがあることが見込まれる事案や債権者が多数に及ぶ事案など、事案によっては、期間方式ではなく、期日方式を採用することの方が手続の迅速性の観点から相当である事案も想定されることから、期日方式を廃止するのではなく、両者を併用できるようにするべきである。(日弁連)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(日司連)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(大阪書)
- ・ 事案によっては、従来のように特定の期日を設けて、当事者を出頭させ審尋等を実施する方が円滑に手続が進むということも考えられ、従来の方式を廃止することについては反対をする。(一弁)
- ・ (2)に対する意見と同じ。(東京書)

【その他】裁判所、早稲田大判例研

- ・ 期日方式を廃止しても特段の支障はないなどとして、提案に賛成する意見が多かったが、次のような理由から、期日を経ることなく売却又は配当を行う仕組みのみとする考え方に反対する意見も相当数あった。(裁判所)
事案や庁の実情に応じて、期日方式で売却や配当を行う方がよい場合もあると考えられるため、期日方式を全面的に廃止することは相当ではなく、両方の制度を利用できるようにして運用上の工夫ができる余地を残すべきである。
配当について期日方式の必要性があるかについては、実務において期間方式のメリット・デメリットが整理され、期間方式の安定的な運用がされるようになった段階で再度議論を行うことが望ましい。
- ・ (1)及び(2)に対する意見と同じ。(早稲田大判例研)

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民執法第17条の規律を基本的に維持し、利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録

に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1） 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2） 一定の債権者（例えば、配当要求をした債権者）も、（注1）②の当事者と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 記録が電子化される場合に、閲覧等が認められる請求の主体に差異を設ける理由はない。閲覧等が認められる主体は利害関係を有する者を基準とすべきである。閲覧等の方法についても、民事訴訟手続で認められる方法と差異を設ける理由はないから、少なくとも改正民訴法第91条の2及び同3で認められる方法での閲覧等は認めるべきである。（大阪弁）
- ・ 閲覧等を請求できる主体について、利害関係を有する者とする従来の規律を維持しながら、利用者の利便性のために裁判所及び裁判所外端末による閲覧等を認める内容であり賛成できる。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 利用者の利便性向上に資すると考える。（愛知書）
- ・ 民訴法第17条の規律を維持しながら、利便性を高めることになるので賛成する。（東京書）
- ・ 賛成する。ただし、どのように本人確認を行うかが問題となり得る。（日書協）

2 試案の（注1）に対する意見

【賛成】 福岡弁、日弁連、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、個人1名

- ・ 民事執行の事件記録は記載事項も類型化・定型化されており、民事訴訟の事件記録ほどセンシティブな個人情報記載される可能性が低いこと、不動産執行では既に3点セットがネッ

ト上で閲覧に供されているが、特段の支障が生じていないことから、利害関係人が裁判所外の端末で閲覧・複写することも認めるとしても、支障が生じるとまでは考えられない。(大阪弁)

- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(一弁)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(愛知書)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(東京書)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(日書協)

【反対】札幌弁、沖縄弁

- ・ ①のうち、利害関係を有する者(ただし、(注2)の対象者を除く。)に対しては、裁判所設置端末を用いた閲覧等のみを認めるべきである。(注1)は、民執法17条にいう「利害関係を有する者」については、間接的に執行手続の影響を受ける者も含まれるとされている。しかるに、利害関係を有する者一般に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実に閲覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる(これは、民訴法第91条の2自体にも当てはまる問題である。)(札幌弁)
- ・ 裁判所外端末を用いた閲覧等を認めることについては反対し、その余は賛成する。なお、「裁判所設置端末」とは、執行裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。(沖縄弁)

3 試案の(注2)に対する意見

【賛成】札幌弁、沖縄弁、大阪弁、一弁、愛知書、法友会、東京書、日書協、個人1名

- ・ (注2)は、民執法17条にいう「利害関係を有する者」の範囲は、民事執行の各手続(不動産執行、債権執行等)に応じて個別に判断されている。また、財産開示事件の記録のうち財産開示期日に関する部分や第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中情報の提供に関する部分の閲覧等の請求については、もともと請求権者を手続ごとに限定している(民執法201条、209条)。このように、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めるか、また、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることを認めるか否かについては、民事執行手続一般ではなく、手続ごとに検討すべきであり、民執法201条・209条のように、手続ごとに対象者を定めるのが妥当であろうと思われる。(札幌弁)
- ・ 民事執行では、執行手続を利用できる債権者(有名義債権者、担保権者)とそれ以外の一般債権者は截然と区別されており、前者は執行手続における債務者と典型的に利害関係を有すると考えられること、現状においても利害関係の有無に関する裁判所書記官の判断は定型的であって、あえて執行手続を利用できる債権者が裁判所書記官による判断を求める必要性も

実益も乏しいことに鑑みれば、一定の債権者は法律の規定に基づき閲覧等を認める考え方は合理的である。なお、どの時点での債権者に閲覧を認めるのかが問題となるが、民事執行手続では債権の存在については一応公的に確認されているので、届出がされていれば足りると考える。（大阪弁）

- ・ 本文に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 本文に対する意見と同じ。（愛知書）
- ・ 配当要求した債権者については、当事者（申立債権者及び債務者）と同様に、当該債務者に債権を有することを形式的に判断できることから、申立債権者と区別する必要性がない。（法友会）
- ・ 「一定の債権者」は、その基準を一義的に明確に定める必要がある。（東京書、個人）
- ・ 賛成する。「一定の債権者」の定義については、具体的な検討が必要である。そして、限定を付した上で、当事者と同様、事件の係属中はいつでも裁判所外端末を用いた閲覧等ができる権限を与えるのが相当である。（日書協）

【配当要求をした債権者について賛成】日弁連、静岡書

- ・ 債権者のうち配当要求をした債権者については、執行力を有する債務名義の正本を有すること等が要件とされており、配当要求の申立てによって利害関係を有することが明らかである。そのため、当該債権者については、執行異議や配当異議等によって執行手続から排除されない限りにおいては、当事者と同様に閲覧及び複写を認めてよいと考えられる。（日弁連）
- ・ 一定の債権者の範囲が例示のとおりであれば、賛成する。裁判所の事務負担を軽減したり、一定の債権者が時間外でも確認することができるようにしたりすべきである。（静岡書）

【反対】大阪書

- ・ 「一定の債権者」が不明確である。（大阪書）

【その他】裁判所

- ・ 提案に賛成する意見が多かった。ただし、次のような指摘があった。（裁判所）
代位弁済や債権譲渡といった利害関係の変動があり得るため、そのような事態に対応できる制度とするべきである。
一定の債権者に常時閲覧を認めるにしても、例えば先取特権に基づく配当要求権者などについては、実質的な判断を要することになるので、一律的な処理になじまない局面は残る。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事執行の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条が

ら第109条の4までの規定を準用するものとする。

(注) 本文の考え方を基礎とした上で、申立債権者や送達を受ける第三債務者の利益等に配慮しつつ、電子情報処理組織による送達の活用の在り方について検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、全銀協、愛知書、早稲田大判例研、全信金、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 民訴法と同様に、電磁的記録の送達について、いわゆるシステム送達を利用することは、手続の迅速化や国民の利便性に資するものであると考える。(新潟書、千葉書、日司連、東京書、個人)
- ・ 民事執行の手続においても、民事訴訟手続と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 債権者、債務者に関する送達について、民事訴訟手続の当事者と区別する理由は見出しがたい。(大阪弁)
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない(大阪書)。
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ システム送達を受ける旨の届出をした者について、電磁的記録の送達がされるという中間試案の内容に賛成する。(全銀協)
- ・ 迅速な手続に資すると考える。(愛知書)
- ・ 送達を受けるべき者がインターネットを用いた送達を受ける旨の届出をしている場合に、インターネットを利用した電磁的記録の送達がされることに賛同する。(全信金)
- ・ (1)に賛成する。もっとも同一の事件の中でシステム送達と郵便送達が混在する事態は避けるべきである。なお、配当要求終期、売却決定期日及び売却許可決定の公告については、従来の公告を廃止すべきである。(日書協)

【反対】 静岡書

- ・ 民事訴訟法109条の2第1項本文を原則とすべきであり、電磁的記録により送達を受けることのできない者(当該債務名義に係る訴訟、調停、和解等の事件において裁判所の電子情報処理組織を使用しなかった者を含む。)に限り、郵送にすべきである。民事執行の申立はすべて裁判所のシステム上で行われるべきだと考えているので、送達も電磁的記録による送達を原則にすべきである。(静岡書)

【その他】広島弁、法友会

- ・ 基本的に賛成する。ただし、インターネットによる送達に関する民訴法 109 条以下の規定によれば、債権差押えの場合の第三債務者への送達は、裁判所による通知の発出日から 1 週間を経過しないと効力が生じない場合があり、従前の書面による送達に比べて、差押債権者に不利になるおそれがある。このことがシステム送達を回避する理由となると、新たなシステムを採用する意味が失われるので、通知が発せられた時点から 24 時間を経過すれば、送達の効力が生じるとの規律に改めるなど、送達の効力が生じるまでの期間を短縮することを考えるべきである。（広島弁）
- ・ みなし閲覧の「一週間」について、年末年始や連休が重なる場合にどのように考えるのかについて（民訴法 109 条の 3 第 2 項における「その責めに帰することができない事由によって前項第 1 号の閲覧又は同項第 2 号の記録をすることができない期間」に該当するのかなど）、明確化すべきである。事業者が給与債権の差押えや売掛債権の差押え等における第三債務者の立場に立つ場合、差押命令の効力発生後は二重払いの危険を負うことになる。したがって、システム送達による差押命令が所定の期間の経過により自動的に発効する場合においては、当該期間中の祝日等の取扱いが実務上重要であると思われるためである。

通知アドレスの届出は、すべての手続に対するものとして、事前に裁判所に電子メールアドレスを届け出るのでなく、手続開始が申し立てられ、従来どおり手続における電磁的記録の送達を受けた後、特定の事件につき届け出るものとすべきであり、特定の個人のものではなく、事業者の関係者が入ったメーリングリストの届出も認めるべきである。事業者における事件対応・処理は組織的になされるのが一般的であり、特定の個人が対応することを前提とした制度設計とすると、例えば当該個人が急遽休暇を取得せざるを得なくなった場合などに支障が生じるためである。また、事件ごとに使用するメールアドレスは異なることもあるし、事業者の関係者が入ったメーリングリストを通じて電磁的記録の送達を受けて適時に情報共有がされた方が、事案の早期対応・解決に資することもあるためである。（法友会）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、千葉書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、全銀協、愛知書、全信金、東京書、日書協、経団連、個人 2 名

- ・ 第三債務者や当事者以外の者に対する送達について、システム送達の規律を設けた場合の具体的な運用（通知アドレスの届出の流れ等）を想定し、民訴法 145 条 4 項に類似した教示の規定を設けることも検討すべきである。（注）は、差押命令を第三債務者に送達する際に、第三債務者が予めシステム送達を受ける旨の届出がされている場合が存在するのか疑問である。むしろ、システム送達の活用に当たっては、個別の事件においてシステム送達制度を周知することを検討する必要があると思われる。（札幌弁）

- ・ 申立債権者や第三債務者の利益等（とりわけ利便性）に配慮すべきことは当然であるので、これらの点を踏まえてよりよい制度設計となるように検討を続けるべきである。（新潟書、千葉書、日司連、愛知書、東京書、個人）
- ・ インターネットによる送達については、受送達者が閲覧・ダウンロードした場合のほか、通知が発せられた日から1週間を経過した時にも送達の効力が生じる（みなし送達）としている。この点に関し、第三債務者に対する送達において、インターネットによる送達の場合に、効力発生までに事実上1週間の猶予期間を与えることになりかねず、書面による送達との間で効力発生の時期に不公平な結果が生じるおそれがある。そのため、第三債務者に対する送達の在り方については、実務の在り方を含めて引き続き検討されるべきである。（日弁連）
- ・ 改正民法第109条の2第2項は、システム送達による旨の届出を必要としているところ、債権差押における第三債務者は、送達を受けるまで事件が係属していることを知らされていないので、そもそも届出のしようがないから、第三債務者の届出は、受訴裁判所ではなく裁判所に改めるべきである。また、裁判所書記官の裁量を排除し、第三債務者が裁判所に届出した場合には、裁判所書記官はシステム送達によるべき旨を明記すべきである。（大阪弁）
- ・ 検討することに賛成する。法改正を簡単に考えるべきではないし、裁判所の負担を増やすという側面も否定できないが、いわゆる給与の差押等を考慮すると、様々な第三債務者が想定されるので、ひとまず併用し、実際に事件を処理し、電子情報処理組織の改良を加えてから改めて検討することもやむを得ないと考える。（静岡書）
- ・ 民事訴訟とは異なり第三債務者への送達への問題があり、民事訴訟法の準用によるだけでは第三債務者に不利益が生じる場合、手続の円滑さ、迅速さに問題が生じる場合がないかどうかについて引き続き検討すべきである。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。なお、第三債務者に対する電磁的記録の送達の実効性を高めるためには、事前の包括的届出を認める必要があるとの意見もあった。（裁判所）
- ・ 現行における預金の差押実務を踏まえると、差押命令への対応は迅速性が求められるため、システム送達によって、これまで想定していなかった法的責任を新たに負うことや過度な事務負担が生じないよう、システム構築・運用の仕組みを検討いただきたい。大型連休や年末年始等における銀行休業日は、改正民事訴訟法第109条の3第2項に規定する「その責めに帰することができない事由」に該当することを明確化していただきたい。仮に大型連休や年末年始の期間等にシステム送達がなされる場合は、休日出勤体制の整備や職員の教育訓練等も必要となるため、実務への影響が大きい。（全銀協）
- ・ インターネットを利用した送達を受ける第三債務者が、過度な負担や責任を負うことがないような、手続・システムとしていただきたい。（全信金）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（日書協）
- ・ 企業は、民事執行手続において預金債権、給与債権等の第三債務者になることがある。これらの債権の差押えに関して、裁判所から第三債務者に送達が行われる際に、当該第三債務者に

実務上過大な負担を求めることとならないよう配慮されたい。まず、送達を受けるべき者が閲覧等をしない場合における送達の効力発生までの期間について、少なくとも民事訴訟手続と同様に1週間は確保すべきである。1週間よりも短くした場合、第三債務者が対応できない可能性がある。加えて、例えば大型連休など、第三債務者が送達内容の閲覧等をできない間に送達の効力が発生することがないよう配慮されたい。また、第三債務者があらかじめシステム送達を受ける旨の届出をしていた場合には、実務上の負担増大を避けるため、送達方法はシステム送達に統一し、書面送達は行わないことが望ましい。それが困難な場合であっても、運用上、システム送達と書面送達の混在によって第三債務者に過度な負担が生じることがないように十分配慮すべきである。（経団連）

(2) 公示送達

民事執行の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、長野書、個人2名

- ・ 公示送達について、民事訴訟と同じく裁判所に設置する端末で閲覧することができる制度を導入することについて、賛成する。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 民訴法における公示送達の考え方と平仄を合わせて、「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置」を導入したうえで、掲載裁判所掲示場への掲示と裁判所設置端末での閲覧を選択的に措置することができるものとすることに賛成する。（千葉書、個人）
- ・ 賛成する。なお、「裁判所設置端末」とは、執行裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。（沖縄弁）
- ・ 民訴法第111条においては、①書面を裁判所の掲示板に掲示する方法と②裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く方法が定められた。民事執行の手続においても、これと同様の手続とするのが相当である。（日弁連）
- ・ 公示送達についても、民事訴訟手続と民事執行手続で区別する理由はない。（大阪弁）
- ・ IT化の促進の観点から、公示送達について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 迅速な手続に資すると考える。（愛知書）

【その他】静岡書、日書協

- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公示送達の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載（以下「転用等」という。）することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公示送達の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。裁判所が公示送達した内容を他に転用等された場合に、例えば差し押さえられているなどの一般に他人に知られたくない情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該公示送達の内容に関係する者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転用等が個人データに該当しない場合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公示送達の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。（静岡書）
- ・ 公示送達は裁判所のウェブサイトに掲載する方法に限定するのが相当である。現在、裁判所の掲示板に掲示する方法が採用されていることからすれば、自身で裁判所のウェブサイトの確認ができない者についても、裁判所に備え付けた端末からウェブサイトを確認できるようにすれば、配慮としては十分と考えられる。（日書協）

（後注） 民事執行の手續における公告の方法を見直し、裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所設置端末を使用して閲覧することができるようにすることに加えて、公告事項又はその要旨を裁判所のウェブサイトで公示する方法を導入するとの考え方があ

（意見の概要）

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、日弁連、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、個人1名

- ・ 賛成する。ただし、裁判所のウェブサイトに掲載する公告事項やその要旨については、債務者の個人情報保護の観点からその必要性和許容性を慎重に検討することが必要である。（福岡弁）
- ・ (2)に対する意見と同じ。（新潟書）

- ・ 強制競売の開始決定がされた旨及び配当要求の終期の公告（民執法第49条第2項）、不動産執行における売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所の公告（同法第64条第5項）等、民事執行の手續における公告については、情報の周知効果を向上させる観点から、インターネットを用いた方法（裁判所のウェブサイトに掲載する方法）を導入する考え方に賛成する。（千葉書）
- ・ 強制執行手續においては、いわゆる3点セット（物件明細書、現況調査報告書、評価書）が既にインターネット（BITシステム）を通じて公開されている。そのため、裁判所のウェブサイト上で公告事項を公示する方法を導入することは、情報公開の範囲を拡充し、公告の公示機能に資するものであるといえる。他方で、公示事項をインターネットで公開するに当たっては、当事者等のプライバシーに配慮する必要がある。現に、BITシステムにおいても、債務者、所有者及び賃借人など自然人の氏名については、仮名に置き換える等の措置がされている（森田恵裕外「物件明細書等のインターネットによる開始」金融法務事情第1647号50頁参照）。そのため、公告事項のインターネット公開については、入札や配当のために必要となる物件情報を中心とした「公告事項の要旨」（民執規則第4条第3項第1号）を公開すれば足り、必要に応じて、当事者等のプライバシーに配慮した措置がされるべきである。（日弁連）
- ・ 現行民執規則第4条第3項では、インターネットを利用する方法も認めているが、現状、裁判所のウェブサイトに掲載する方法では運用されていない。そこで、民事執行手續において、裁判所のウェブサイトへの掲載を認めるべきである。（大阪弁）
- ・ (2)に対する意見と同じ。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであったが、売却許可決定を裁判所のウェブサイトで公示することについては、買受人のプライバシーに配慮すべきであるとの指摘もあった。（裁判所）
- ・ (2)に対する意見と同じ。（愛知書）
- ・ 民事執行の手續における公告については、情報の周知効果を向上させる観点から、インターネットを用いた方法（裁判所のウェブサイトに掲載する方法）を導入する考え方に賛成する。（個人）

【その他】静岡書、日書協、個人1名

- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公告の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載（以下「転用等」という。）することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公告の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。裁判所が公告した内容を他に転用等された場合に、例えば差し押さえられているなどの一般に他人に知られたくない情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さ

らされる」などにより、当該公告の内容に係る者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転用等が個人データに該当しない場合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公告の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。（静岡書）

- ・ (2)に対する意見と同じ。（日書協）
- ・ 裁判所ウェブサイトにおける公示については、不利益やリスクをよくよく検討したうえで、導入が可能であれば前向きな検討を進められたい。（個人）

8 債務名義の正本の提出・執行文の付与

(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、強制執行は、当該債務名義に係る電磁的記録自体に基づいて実施することとし、債務名義を証明する文書の提出は不要とするものとする。

(注) 本文に掲げるもののほか、民事執行の手續において裁判の正本を提出することとされている場合において、当該裁判に係る裁判書が電磁的記録により作成されたとき（強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等）についても、本文の規律と同様に、当該裁判を証明する文書の提出を不要とするものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人3名

- ・ 本文は、賛成する。さらに進めて、送達証明書及び確定証明書の取得も不要となるシステムの構築を目指すべきである。（札幌弁）
- ・ 電子判決書や電子調書など、裁判所が電磁的記録により作成した債務名義は裁判所のシステムに記録される。執行裁判所は、申立債権者に当該債務名義正本の提出を求めなくても、容易にシステム上でその存在・内容を確認できる。また、現行の実務で債務名義の再度付与や数通

付与を受ける必要がある場合などには、そのような煩雑な手続が不要になるわけであるから、利用者の利便性も高まる。このような観点から、債務名義を証明する文書の提出を不要とする方向で検討するべきである。（沖縄書）

- ・ 裁判手続のIT化後は本案の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になるわけであるから、執行裁判所において債務名義の内容を容易に確認することができるようになると思われる。また、現行の実務で債務名義の再度付与や数通付与を受ける必要がある場合などには、そのような煩雑な手続が不要になるわけであるから、利用者の利便性も高まる。このような観点から、債務名義を証明する文書の提出を不要とする方向で検討するべきである。（新潟書、千葉書、日司連、東京書、個人）
- ・ 債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、債務名義の存否については、裁判所がシステム上これを確認することができることから、債務名義を証明する文書の提出は不要とするのが相当である。（日弁連）
- ・ 実際の手続としては、強制執行の申立てで特定された債務名義について、執行機関（裁判所等）が債務名義を作成した裁判所のシステムにアクセスして債務名義の存在・内容を確認することになると考えられる。（広島弁）
- ・ 裁判のIT化を受けて、裁判所が新たに制作する事件管理システムでは、受訴裁判所以外の裁判所が受訴裁判所の訴訟記録にアクセスをして確認できる仕様とすべきである。かかる前提が想定される場合、執行裁判所は、本案裁判所の訴訟記録にアクセスをして債務名義の内容を確認することが可能となることから、あえて債権者に債務名義を証明する文書の提出は求める必要はない。（大阪弁）
- ・ 本案の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することこそがIT化であるので、執行手続に債務名義の添付を要しないとするべきである。（大阪書）
- ・ 債務名義が電磁的記録により作成されたものである場合には、裁判所がシステムによりその存否・内容を確認することができるため当事者による提出は不要とされるべきである。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。なお、次のような指摘が相当数あった。（裁判所）
債務名義の正本提出が不要となったとしても、過剰執行を防止する観点から、民事執行規則62条3項所定の措置（いわゆる奥書）に代わる措置が必要である。
- ・ 利用者の利便性向上に資すると考える。（愛知書）
- ・ 裁判所により債務名義が電磁的記録で作成されている場合に、執行機関が債務名義の存在を端末上で確認することができるシステムを構築することにより、債務名義を証する文書の提出を不要とすることができるかと考える。（熊本書）
- ・ 債務名義の正本又は謄本の送達を同時に行う場合を除き、実務上はあらかじめ正本又は謄本が債務者に送達されたことを証明する文書の提出が求められている。債務名義を証明する文書の提出を不要とする案には賛成できるものの、あらかじめ送達されたことを証明する文書の提出の要否についても併せて手当てをしないと、債務名義を証明する文書の提出を不要と

する意味がなくなる。(個人)

- ・ まさに、手続がIT化されたことによって、利用する国民の側においても、手続を実施する裁判所においても、利便性がある。なお、民事訴訟手続も含めたすべての手続において必要なことであるが、偽造を防止するための措置、方策は二重にも三重にも構築しておく必要がある。(個人)

【その他】全司法

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、以下の意見があった。(全司法)
強制執行を実施する際、債務名義を証明する文書の提出は不要とする案に賛成する。なお、不要とするのは裁判所だけでなく執行官もその対象とすべきである

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、熊本書、東京書、日書協、個人3名

- ・ 本文と同様に、裁判を証する文書の提出を不要とする方向で検討するべきである。(沖縄書、新潟書、千葉書、日司連、愛知書、熊本書、東京書、個人)
- ・ 本文の考え方は強制執行停止決定(民執法第39条第1項)等の民事執行の手続において裁判の正本を提出することとされている場合にも妥当するものであるから、これらの裁判を証明する文書の提出も不要とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 強制執行の停止の申立てなどの場合にも(民執39条1項)、本文と同様の手続によって、債務名義を証明する文書の提出は不要とすべきである。(広島弁)
- ・ 執行裁判所は、強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合等についても、当該裁判が係属する裁判所の訴訟記録にアクセスをして内容を確認することが可能となることから、別途、当該裁判を証明する文書の提出を求める必要はない。(大阪弁)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(個人)

(2) 執行文に関する規律の見直し

ア 単純執行文

【甲案】

現行法上、強制執行の実施に当たり単純執行文の付与が必要となるケースでも、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には、単純執行文の付与を不要とするものとする。

【乙案】

債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、単純執行文の付与を必要とするものとする。

(注) 甲案をとる場合には、債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合にも、単純執行文の付与を不要とする考え方もある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】 札幌弁、沖縄書、新潟書、千葉書、沖縄弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、熊本書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 現に、債務名義となる裁判があれば執行文がなくとも執行力を認めているものも存在するのであり、簡素な制度とすべきである。(札幌弁)
- ・ 執行文に関する規律は、執行機関の負担軽減と強制執行の迅速性の観点から検討するべきである。執行裁判所は、システム上で当該債務名義に執行力があるか否かは容易に確認することができ、過度の負担が生じることはない。一方、現在の実務では、執行文付与の手続のために時間を要しており、迅速性を阻害する要因となっている。よって、単純執行文は廃止の方向で検討するべきであり、甲案を支持する。(沖縄書)
- ・ 裁判手続のIT化後は、本案の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になるわけであるから、執行裁判所において当該債務名義に執行力があるか否かは容易に確認することができるようになると思われる。一方、現在の実務では、執行文付与の手続のために時間を要しており、迅速性を阻害する要因となっている。このような観点から、単純執行文は廃止の方向で検討するべきであり、甲案を支持する。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 裁判手続のIT化後は本案の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になるわけであるから、執行裁判所において債務名義の内容を容易に確認することができるようになると思われる。また、現行の実務で債務名義の再度付与や数通付与を受ける必要がある場合などには、そのような煩雑な手続が不要になるわけであるから、利用者の利便性も高まる。このような観点から、債務名義を証明する文書の提出を不要とする方向で検討するべきである。(千葉書)
- ・ 単純執行文を付与する際の要件を考慮したとき、甲案で実務上支障はないと解する。(静岡書)
- ・ 本案の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することこそがIT化であるので、執行手続に単純執行文の添付を要しないとするべきである。なお、送達証明書についても不要とすることを検討するべきである。(大阪書)
- ・ 単純執行文については、債務名義が電磁的記録により作成されていた場合には、執行機関においても容易に執行の要件について判断できるため甲案に賛成をする。(一弁)

- ・ 甲案を採用することが裁判所の事務負担の軽減と当事者の利便性の向上に資すると考える。
(熊本書)
- ・ 債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合には単純執行文の付与を不要とすることが手続の簡易迅速化に資する。(長野書)
- ・ 債務名義が電磁的記録により作成されたときは、裁判所間の情報共有が可能となることから、執行裁判所において、事件記録を確認し執行力の有無を判断することが可能となる。(個人)

【甲案に条件付き賛成】日弁連、広島弁、大阪弁、愛知書

- ・ 執行停止の有無等を含めて単純執行文付与の条件を電磁的記録上で確認することができるシステムが構築されることを前提として甲案に賛成する。元来、執行文とは、強制執行の要件の調査を執行機関と他の機関とが分担するための技術であり、そこで執行文の付与機関に求められるのは、強制執行の実体的要件の存在を調査し、その存在を公証して執行機関に対して伝達することである。そして、単純執行文の付与の要件は、①有効な債務名義の存在と②申立人及び相手方が債務名義に表示された当事者と一致することである。債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものである場合、これらの単純執行文の付与の要件は、電磁的記録上で執行停止の有無等を含めて確認することができるシステムを構築することにより、執行機関において判断することが可能である。したがって、このような場合には、単純執行文の付与を不要とするべきである。(日弁連)
- ・ 執行停止の有無等を含めて単純執行文付与の条件を電磁的記録上で確認することができるシステムが構築されることを前提として、甲案及び(注)に賛成する。なお、仮執行宣言付き判決が上訴審で取り消された場合、請求異議の訴えで確定判決の効力が否定された場合などにも、システム上でそれを確認することができるようにする必要がある。また、執行証書など裁判所以外が執行文付与機関となっている場合には、単純執行文の制度を残す必要がある。(広島弁)
- ・ 甲案に賛成する。ただし、執行裁判所が単純執行文付与の条件をシステム上で確認できることを条件とする。執行文付与は、単純執行文の制度の見直し(ア)については、執行裁判所と債務名義作成機関との間の役割分担の問題であり、債務名義作成機関が調査する単純執行文付与の際の実体的要件(①有効な債務名義の存在と②申立人及び相手方が債務名義に表示された当事者と一致すること)に相当する要件は、IT化に伴い、執行裁判所が本案裁判所の訴訟記録にアクセスして確認することが可能となることから、執行文付与の手続を維持する必要はない。したがって、【甲案】に賛成する。【乙案】は、単純執行文の付与の際に確認されている事情を執行裁判所が確認することを可能とするための制度的な手当てや、執行文の付与等に関する異議の手続が果たしていた役割をどの機関が担うべきかを検討すべき課題として掲げ、単純執行文の付与の廃止に疑義をいさぐ。しかし、執行文付与の実体要件①②は、

執行裁判所が申立書と事件記録を調査することで可能である。また、異議の手続（民執法第32条）は、執行裁判所の所管に移管すれば足りる。（大阪弁）

- ・ 裁判手続のIT化後は、本訴の裁判所と執行裁判所との間で情報を共有することが可能になり、執行裁判所において当該債務名義に執行力があるか否かは容易に確認することができるようになるということであれば、甲案を支持する。（愛知書）

【乙案に賛成】福岡弁

- ・ 債務名義が電磁的記録によって作成されたものである場合と、書面により作成されたものである場合とで、単純執行文の付与の要否に差異が生じると考えることが妥当であるか、疑義がある。電磁的記録によって作成されても仮執行宣言が付されていない判決、電磁的記録によって作成されて仮執行宣言が付されていても執行停止決定がなされた判決等が存在しており、単純執行文の要否は、債務名義の作成形態によって定まるものではないように思われる。また、債務名義が電磁的記録によって作成されたものである場合に単純執行文の付与を不要とするのであれば、債務名義が書面によって作成された場合においても単純執行文の付与を不要と考える余地があると解される。単純執行文の付与が必要ない類型を検討することが必要である。さらに、倒産法制において、「執行力ある債務名義」については、倒産債権の確定に当たって異議者の側から提訴しなければならないとされており（破産法129条1項等）、その趣旨は、執行力ある債務名義を備えた債権は、倒産手続が開始されなければ直ちに強制執行できるという強力な地位にあることが挙げられている。また、倒産手続開始決定後に債務名義に単純執行文を付与することができるか否かについては、見解が分かれている。このように、単純執行文の付与の有無は、倒産債権の確定に係る規律を分かち重要なメルクマールとされている。そうすると、裁判所が電磁的記録によって作成した債務名義について、単純執行文の付与が不要とされた場合、①書面によって作成された債務名義と異なり、単純執行文が付与されていなくても、電磁的記録によって作成された債務名義は「執行力ある債務名義」に該当すると解されるようになるのか（この場合、作成方法の違いによって倒産債権の確定方法につき差異が生じることになり、理論的に正当化できるかが問題となる。）、それとも、②単純執行文が付与されていない電磁的記録によって作成された債務名義は、「執行力ある債務名義」に該当しないと解することになるのか（この場合、電子的記録によって作成された債務名義を「執行力ある債務名義」とするための方法を別途用意するかが問題となる。）、③上記(1)のように、債務名義が書面によって作成された場合においても、単純執行文の付与を不要と考え、単純執行文が付与されていなくても、「執行力ある債務名義」に該当すると解するのか、いずれにしても新たな理論上、制度論上あるいは解釈論上の問題を生じることになる。こうした倒産法制にも影響を及ぼし得る改正内容であるにもかかわらず、この点に関する十分な議論を尽くさないまま、改正を行うべきではない。（福岡弁）

【その他】裁判所、早稲田大判例研、全司法、日書協、個人1名

- ・ 甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見とに分かれた。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

（甲案に賛成する意見の理由）

単純執行文について審査されている事項について執行裁判所が審査することは可能と考えられること、単純執行文の付与が不要とされている債務名義による強制執行についても実務上円滑な事務処理がされていることに照らせば、単純執行文の制度を廃止しても支障はない。

（乙案に賛成する意見の理由）

単純執行文が廃止となった場合には、特殊執行文の要否や、執行力の有無を執行裁判所が判断することとなり、債務名義作成機関と執行機関を分離し、執行手続の迅速性を図ることとした制度趣旨が損なわれるおそれ大きい。

執行文付与に対する異議の取扱いについても検討が必要である。

執行官が執行機関となる場合には、なお執行文は必要であり、その場合との平仄が問題となる。

- ・ 単純執行文付与の手続が電子化されることを前提に、乙案（現行法の規律を維持し、単純執行文の付与を必要とする考え方）に賛成。試案補足説明 30 頁記載の乙案の理由及び以下記載の各理由についてはいずれも異論は出されなかった。IT化によったとしても、現行法の基本的な枠組み（債務名義作成機関と執行機関の役割分担）を変更する必要はないと考える。執行力を公証するという執行文の機能は、IT化によってもその重要性に特段の変化はないというべきである。実務的には、債務名義上、単純執行文か条件成就執行文のどちらが必要か明確に読み取れるものであれば、執行機関がシステム等を通じて確認するという枠組みでもそれほど問題は生じないともいえるが、どちらか迷うような場合には事務処理が遅滞しかねない。また、債務名義作成機関が単純執行文を付与していても、執行機関としては債務名義を調査してそれが妥当かを審査しているのが実情であると思われるところ、かかるダブルチェック機能は軽視できないものがある。単純執行文が付与されていても、執行機関において条件成就執行文付与が正しいのではないかと判断する場合も稀ではあるが存在し、このような場合に、今回の試案では執行機関は条件成就執行文を出すことができないため、債権者としては手続を一からやり直さなくてはならなくなるという点では、IT化がされたとしても変わらない。また、単純執行文付与に対する異議申立て（執行法 32 条）の機会を喪失させることが妥当かという問題もある（実際は単純執行文付与に対する異議申立ての例はほとんどないといっているので、あまり実害はないといえるが、そのことと、不服申立ての機会を制度上失わせてよいかは別問題であろう。）。また、執行文付与を要しない債務名義については、法文上、「執行力ある債務名義と同一の効力を有する」と規定されているものがこれに該当する。この債務名義については執行文が不要とされているのが通説であり実務の扱いであるが、執行文付与を必要とする「確定判決と同一の効力を有する」債務名義との区別に合理性があるかはかねてか

ら疑問が呈されてきた。執行力の公証という執行文制度の趣旨は両者に等しく妥当すると解されること、手続の簡易化・わかりやすさの確保という点からは、執行文の付与を必要とする方向で統一するのが妥当ではないかという意見があった。（早稲田大判例研）

- 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、以下のものがあった。（全司法）

単純執行文を廃止する甲案に賛成する。

執行裁判所が速やかに執行できるようにするため、単純執行文をなくさないようにしてもらいたい。

甲案について、「単純執行文の付与を不要とする」とされているが、例えば、判決の確定の有無などは、執行機関の判断事項となるのか（請求異議の訴えと類似の対応になるのか）。単純執行文の付与を不要とすることにより、執行手続がスムーズになるなど、利用者にもメリットがあるのであれば、それで良いと思うが、執行機関の判断事項となれば、記録を管理する権利判断機関の書記官が判断するよりも煩雑になるおそれもあり、抽象的にはあるが懸念がある。

- 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。（日書協）

（甲案に賛成する意見）

債務名義が書面で作成されたものであっても、電磁的記録により作成されたものであっても、単純執行文の付与は不要とすることで、債権者の利便性が高まる。ただし、この場合においては、債務者の利益のため、執行文付与異議の訴えに代わる手続を検討すべきである。

（乙案に賛成する意見）

債務名義が電子化されたからといって、債務名義作成機関と執行機関との分離という現行法上の規律を見直す必要があるとは考えられない。仮に単純執行文を不要とした場合、当該債務名義に基づく執行ができるかを執行機関が判断し、その異議申立てを執行機関が判断することになってしまい背理である。そもそも、甲案においては、これまで執行文の付与や、これに対する異議の手続が果たしてきた役割をどの機関が担うのかといった観点からの理論的な検討が十分になされているとはいえない。また、執行文の再度付与や数通付与の場合の債務者への通知（民事執行規則19条1項）や原本付記等の管理（債務名義作成機関一箇所が行うべきである。）を廃止することは、適正手続の観点からも相当でない。さらに、執行官の執行現場において、「強制執行することができる」という執行文言は、債務者等への説明や説得に重要な役割を果たしているという実情も看過することができない。

- 甲案(単純執行文廃止)になる場合は、これに代わる債務名義の執行力を確認する制度を定めるのが相当と考える。具体的には、債務名義のデータに、執行力フラグを設け、

1 仮執行宣言付き給付判決の言い渡し時(又は送達時)

2 仮執行宣言なし給付判決の確定時

3 上訴審での給付判決確定時

等にこのフラグを立て、反対に

4 上訴審で原審の仮執行宣言付き給付判決が取り消されたとき

5 請求異議訴訟の判決において判決の執行力が失われたとき

6 再審判決で原判決が取り消されたとき

等にこのフラグを消す、といった措置を、申し立てによらず、費用も取らず、各事件の担当者が当然に行い、執行事件において直接に訴訟事件等の債務名義データを見る(試案第1の8の(1))際、前記フラグの立ったデータを速やかに確認できるようにすれば、ほとんどの無用な執行文を減らし、コストを下げつつ、稀だが存在する執行力の消滅に漏れなく迅速適切に対応できるものと思われる。ただし、この場合(甲案採用の場合)、現在の執行文再度・数通付与に代わる措置が必要と思われる。(個人)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】静岡書、大阪書、個人2名

- ・ 単純執行文を付与する際の要件を考慮したとき、電磁的記録であろうが書面であろうが特段取扱いを異にする理由はなく、したがって、債務名義が裁判所において書面により作成されたものであるときには、単純執行文の付与は不要であると解する。(静岡書)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(大阪書)
- ・ 執行力の有無が(確定した)債務名義の記載から容易に判断できるときは、執行文の付与を不要としても問題が生ずることは少ないものと思われ、執行事件の迅速性という要請を満たす方向に働くことになるから単純執行文の付与を不要とする提案に賛成したい。(個人)

【条件付き賛成】沖縄書、新潟書、広島弁、日司連、愛知書

- ・ 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合も、執行裁判所が執行力を確認できるのであれば、単純執行文を不要とする取扱いが望ましい。(沖縄書、新潟書、日司連)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(広島弁)
- ・ 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合も、執行裁判所が執行力を確認できるのであれば、単純執行文を不要とする取扱いが利便性の向上につながると思われる。(愛知書)

【反対】札幌弁、福岡弁、日弁連、大阪弁、一弁、裁判所、熊本書、東京書、日書協、個人1名

- ・ 執行文の基本的機能が強制執行の要件の調査を執行機関と他の機関とが分担することであり、補助的機能として、過去の一定時点で形成された債務名義を前提としながら、債務名義成立後の実体状態の変化に即して債務名義の記載を内容的に追加・訂正・補充し、もって強制執行の基礎を拡大することが挙げられること、また、執行文の数通付与は、債務名義正本の重複による不当執行の危険を抑えるため、同一の執行債権につき数地で又は数種の財産に対し強

制執行の併行実施が企図される場合、もしくは、執行文の付された債務名義の正本が滅失した場合に限られていること等からして、債務名義が書面である場合には、上記の不当執行の危険を抑えるための必要な措置（執行文付与についてのシステム上の一元管理の仕組み等）が講じられるのであれば、単純執行文の付与の制度を直ちに廃止することには無理があると思われる。（札幌弁）

- ・ 本文に対する意見と同じ。（福岡弁）
- ・ 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合には、執行機関には、債務名義に係る事件記録がなく、システム上で記録を確認することができないことから、現行法と同様に、単純執行文を必要とするのが相当である。（日弁連）
- ・ 電磁的記録が作成されるか否かにかかわらず、執行文付与の手続を廃止する考え方であるが、執行裁判所と本案裁判所を区別し、書面による訴訟記録を本案裁判所の書記官が管理する以上、執行文付与の実体要件を調査する裁判所書記官の役割は存在する。（大阪弁）
- ・ 債務名義が書面により作成されていた場合には、その判断が容易ではない場合も予想されるため従来通りの規律とすべきであると考え。（一弁）
- ・ 債務名義が裁判所において書面により作成されている場合に、執行機関がシステム上で確認するためには、過去の債務名義の全てをシステム上に登録する必要がある、裁判所の事務負担は過大であり、現実的ではないため、そのときは単純執行文を必要とするのが相当であると考え。（熊本書）
- ・ 債務名義が裁判所において書面により作成されたものである場合は、執行可否の判断は、本案の判決を付した裁判所書記官がすべきであり、従来通り単純執行文の付与を必要とするとしておくべきである。（東京書）
- ・ 書面作成の債務名義について、執行力に関する判断を経ないまま民事執行の申立てが行われることになり相当でない。（日書協）
- ・ IT化された債務名義にかかる単純執行文の付与の省略は、手続選択の際に利用する国民にとっても、オンライン手続を選択するインセンティブともなる。執行可否の判断に判断は従来通りの本案の判決を付した裁判所書記官がすべきであり、従来通りに単純執行文の付与を必要とするとしておくべきである。（個人）

【その他】千葉書、裁判所

- ・ 執行事件には多様な類型があり、債務名義が書面により作成されたものである場合にも一律に単純執行文を不要とする今般の提案には、賛成とまでは言い難く意見としては留保としたい。単純執行文は必要とされていないが確定証明書が必要な場合などもあり、単純執行文を不要とするだけで整理できるのか今後の検討とされたい。（千葉書）
- ・ 提案に反対する意見が比較的多かった。その理由として、本文の乙案に賛成するのと同様の理由のほか、次のような指摘があった。（裁判所）

債務名義全般について単純執行文を不要とするか否かについては、更に検討が必要であると考えられる。

仮に電磁的記録により作成された債務名義については単純執行文を廃止するとしても、債務名義が書面の場合にこれと同様の処理が行えるか疑問である。

イ 特殊執行文

現行法上、強制執行の実施に当たり特殊執行文が必要となるケースについては、債務名義が裁判所において電磁的記録により作成されたものである場合においても、現行法と同様に、特殊執行文の付与を必要とするものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 特殊執行文の付与については、実体的な判断を伴うため、この判断まで執行裁判所にさせることはかなりの負担になる。結果として、強制執行の迅速性を損なうことになる。また、執行裁判所が複数である場合、その判断がそれぞれ異なることもあり得るので、法的安定性を損なう。なお、特殊執行文付与の申立てをシステム上で行うことができ、執行文も電磁的記録で付与されるので、現行制度のままでも強制執行の迅速性は大きく促進されることが考えられる。以上の理由により、現行の制度を残さざるを得ないと考える。(沖縄書)
- ・ 特殊執行文の付与については、実体的な判断を伴うため、この判断まで執行裁判所にさせることはかなりの負担になる。したがって、現行の制度を残さざるを得ないと考える。(新潟書、日司連、熊本書、東京書)
- ・ 特殊執行文については、実体的な判断を伴うため、執行裁判所により異なる判断がなされる可能性もあり、本訴の裁判所が執行文を付与する現行の在り方を改める理由はないものと考えられる。(千葉書、個人)
- ・ 単純執行文以外の特殊執行文(条件成就執行文、承継執行文等)については、債務名義の執行力が及ぶかどうかについての判断が必要となるところ、その点の判断については債務名義作成機関の判断に委ねるという執行文制度の趣旨が引き続き妥当する。(日弁連)
- ・ 条件成就や承継の有無については、債務名義を作成した裁判所等が客観的な資料に基づいて判断すべきであるから、現行法の制度を維持すべきである。(広島弁)
- ・ 特殊執行文(条件成就執行文、承継執行文等)は、債務名義の内容の補完ないし変更を伴うことから、付与に当たって特殊執行文に特有の要件を満たすか否かを調査する必要があり、そのためには、債務名義作成機関の関与が望ましい。(大阪弁)
- ・ 単純執行文と異なり、特殊執行文については、中間試案の補足説明で指摘されているとおり、

執行裁判所の書記官によって判断が分かれる余地を回避したり、執行文付与の訴えの管轄を考慮したりすれば、中間試案の原案が合理的であると解する。（静岡書）

- ・ 特殊執行文については、債務名義作成機関により、執行の要件を確認するという従来の制度趣旨が、債務名義の電子化にかかわらず妥当すると考える。電子化により執行裁判所によっても記録などを確認し要件を確認することも可能となるとも思えるが、執行文付与に対する異議の申立ての管轄などを考慮すれば、従来通り債務名義作成機関が判断し、異議申立てを受け付けるという制度が維持されるべきである。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 特殊執行文の付与については、実体的な判断を伴うことや、他機関との連携や調整も必要となる。（愛知書）
- ・ 事柄の性質上、当然であると考えられるので、本文の提案に賛成である。（個人）

【反対】大阪書、個人1名

- ・ 特殊執行文の付与については、実体的な判断を伴うため、この判断まで執行裁判所にさせることはかなりの負担になる。しかしながら、条件成就や承継の事実について、本案の裁判所で手続きさえ行えば、執行裁判所がその情報を確認できるはずであるので、執行文の付与までは必要ないとする。（大阪書）
- ・ 特殊執行文制度も廃止し、執行申立てと同時に債権者が承継や事実到来に関する資料を執行裁判所に提出する制度とすべきである。執行裁判所において、債務名義等に加え、債務名義作成裁判所の事件記録を容易に確認できるのであるから、特殊執行文の手続において当事者及び書記官に要求されている作業等は、当然に執行裁判所において行うことが可能となる。これを執行裁判所の書記官が行うこととしても、裁判所にとっては、これまで債務名義作成裁判所の書記官が行ってきた作業を執行裁判所の書記官が行うことになるだけであり、単なる裁判所内の作業分担の問題である（債務名義作成手続に直接関与した書記官のほうが執行文に関する判断に適しているという属人的要素は考慮に入れてはならない。担当者は1？3年程度で異動するし、記録保存後は記録係（債務名義作成手続に関与しない部署）が執行文付与を担当していることも多い。およそ書記官である以上、資料さえ共有されれば執行文付与に相当する作業は誰でもできるということが前提である。）。加えて、債務名義作成裁判所と執行裁判所とを執行文を媒介物として当事者を介して連携させるよりも、執行裁判所が一連の手続として行ったほうが、執行手続の迅速化に資することになる。債権者にとっては、執行申立てと同時に承継や事実到来に関する資料を執行裁判所に提出すれば足り、複数の裁判所や複数の部署で別々に手続をすることを強いられている現状が解消される（手間、時間、費用をかけて【裁判所から】発行を受けた執行文や証明書を【裁判所に】提出するという理不尽さは、解消されなければならない。）。現行制度を維持することは執行手続の迅速化に逆行するものである（裁判所などは、執行文制度を維持する理由として、執行手続の迅速性を言うものと思われる

るが、現行制度では執行裁判所の手続のみを見れば迅速に見えるかもしれないが、債権者にとっては、執行申立ての手前の段階で執行文のために時間を費やさざるを得なくなっていることを度外視してはならない。)。また、先行した執行裁判所が行った特殊執行文に相当する作業に関する資料、判断は電子記録となり、後行の執行裁判所においても当然に共有されるから、執行裁判所ごとに書記官の判断が区々になることは現実には考えにくい(現行の特殊執行文が、一度付与されればどこの執行裁判所でも繰り返し使用できるのと同様に、後行の執行裁判所では、先行の執行裁判所の判断後の事情変更などを当事者が述べない限り、改めての判断を要しないという制度にすることも考えられる。)。 (個人)

9 執行官と民事執行の手続のIT化

執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続について、執行裁判所が執行機関となる場合におけるのと同様にIT化するものとする。

(注) いずれの民事執行の手続においても、執行官に対する申立て等については、執行裁判所に対する申立て等に関する規律(前記1及び2)と同様とするものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続についても、裁判所が執行機関となる民事執行手続と執行方法以外の手続に関する部分については何ら異なるところはない。したがって、IT化をすることが国民の利便性に資するものとする。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続においても、執行裁判所が執行機関となる場合における民事執行の手続と同様に、利便性の観点から、IT化することが相当である。(日弁連)
- ・ 利用者にとっての利便性という点から、可能な限りIT化すべきである。(広島弁)
- ・ 執行機関が執行裁判所か執行官かによってIT化の取扱いを区別する理由はないから、執行裁判所が執行機関となる場合のIT化の議論は、執行官にも当てはまる。(大阪弁)
- ・ 執行官が執行機関となる場合における民事執行の手続についても、裁判所が執行機関となる民事執行手続と執行方法以外の手続に関する部分については何ら異なるところはないので、IT化すべきである。(大阪書)
- ・ 裁判所が執行機関となる民事執行手続と電子化において手続を異にする理由はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 迅速な手続と利用者の利便性に資すると考える。(愛知書)

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、愛知書、東京書、日書協

- ・ 裁判所が執行機関となる執行手続と別に考える理由はないので、同様の規律を設けるべきである。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 執行機関が執行裁判所か執行官かによって区別する理由はない。（大阪弁）
- ・ 本文に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 本文に対する意見と同じ。（愛知書）

【反対】静岡書

- ・ 民事執行の手続において、執行官に対する申立て等については、全ての者がインターネットを用いてこれを行わなければならないとすべきである。1（後注）と同旨。裁判所の事務を軽減することと同様、執行官の事務も軽減すべきであり、紙と電磁的記録のダブルスタンダードは避けるべきである。（静岡書）

10 その他

（注1） システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

（注2） 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

（注3） 民執法第91条第1項に基づき配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための方策（例えば、供託から一定期間が経過した際には裁判所から債権者に対して状況を届け出るよう催告することとし、届出がないときは供託を終了して他の債権者に配当等を実施する制度の導入等）について検討すべきとの考え方がある。

（注4） 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の（注1）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、個人1名

- ・ 民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当

である。(日弁連)

- ・ ITを活用した証拠調べ手続を認める実益は、民事訴訟手続と同様、民事執行手続にもある。(大阪弁)
- ・ 民事執行の手続こそ、迅速かつ機動的な方法を充実させるべきである。(静岡書)
- ・ 民事訴訟手続と同様の規律を設けることに問題はないと考える。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資すると考える。(愛知書)
- ・ 証拠調べの手続に関する民訴法の準用について異論はないが、前記のとおり口頭弁論を存置させるかは検討すべきである。(早稲田大判例研)

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、個人1名

- ・ 民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 費用額確定処分申立てについては、民事訴訟手続では期限を設けたが、民事執行手続を区別する理由はない。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟手続と同様の規律を設けることに問題はないと考える。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ (注1)に対する意見と同じ。(愛知書)

3 試案の(注3)に対する意見

【賛成】 札幌弁、新潟書、広島弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、個人1名

- ・ 配当留保供託がされた場合には、①その供託に係る債権者は、供託事由が消滅した場合にはその旨を裁判所に届け出なければならず、②その届出がないまま2年が経過した場合には、裁判所は、当該債権者に対して、供託事由が消滅した旨の届出または供託の事由が消滅していない旨の届出をするよう催告し、③催告を受けた債権者が何らの届出をしない場合には、裁判所は、その債権者を除外して配当等を実施することができる、との規定を設けるべきである。このような制度を設けることによって、仮登記がされた担保権などの場合に、供託金が塩漬けになる事態を回避することができる。(広島弁)
- ・ 検討をすることは有意義である。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。なお、次のような指摘があった。(裁判所)
長期間にわたって供託事由を解消するための手続が取られないままになっている事件の中には、旧法(旧民事訴訟法)適用の事案も相当数存在している。旧法適用事件についても、民

事執行法適用事件と同一の規律で解決することができるような立法とするのが相当である。

- ・ (注1) に対する意見と同じ。(愛知書)
- ・ 終了手続未実施の配当留保供託が長期間において存続していることは、大きな問題である。適切な方策を今後講じるべきである。(東京書、個人)
- ・ なお、債権執行手続では、いわゆる少額供託事件(第三債務者からの供託額が配当等の手続費用を下回り、執行裁判所が手続費用を国庫負担又は国庫立替とすることができない結果、配当等の手続を実施することができない事件)が存在する。少額供託事件は、不動産執行事件におけるいわゆる無剰余(民事執行法63条)に相当するものであるところ、債権執行手続には同条が準用されていないため、差押命令を取り消すことが認められていないことから、債権執行手続にも同条を準用するなどの立法措置が望まれる。(日書協)

【反対】大阪弁

- ・ 配当留保供託では、供託金の払渡しは裁判所書記官が供託所に支払委託をすることが必要であり、執行手続の一部を構成している。したがって、供託事由が消滅しない限り、裁判所書記官は支払委託をすることができず、執行手続が終了できないことになるが、供託事由の消滅の有無は裁判所書記官の知り得ない事情である。そこで、裁判所書記官に供託事由の消長に関する照会の手続を導入する必要は理解できる。しかし、提案は、届出懈怠という手続違反だけで、供託を終了させ、結果として留保債権者の配当を受ける権利を奪うものであるから、債権者の実体的権利・財産権を剥奪するものであり、行き過ぎである。(大阪弁)

【その他】福岡弁、日弁連、静岡書、早稲田大判例研

- ・ 抽象的過ぎて意見を述べるのが困難である。提案がなされるに際しては、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案の数、考えられる原因と解消方法、債権者・債務者・他の債権者の現在の状況と制度導入後の状況が示されるべきである。(福岡弁)
- ・ このような制度の導入の必要性(立法事実)について具体的に検証した上で、実体的権利に影響を与えることの可否や債権者の手続保障に配慮しつつ検討されるべきである。(日弁連)
- ・ 検討することに賛成する。ただし、検討後の規律について、意見を述べる機会を確保すべきである。実体法上の根拠によらずに債権者の権利を奪うことになるので、規律については慎重に議論すべきである。(静岡書)
- ・ 試案記載のような方法(裁判所から債権者への催告及び届出)も考えられるが、IT化を契機に、執行裁判所から訴訟裁判所に対する事実調査権限(訴訟係属の有無や進行状況等の調査権限)も認め、その結果を踏まえて職権で配当実施することも考えてよいのではないかという意見もあった。(早稲田大判例研)

4 試案の（注4）に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、全司法、東京書、日書協、個人3名

- ・ 登記及び供託については、法務省が「登記・供託オンライン申請システム」を構築しており、インターネットを用いて登記及び供託が可能となっている。また、公正証書については、その作成手続を全面的にオンライン化することが検討されている。このような裁判所外の機関におけるインターネットを用いた手続によって電子的に作成された文書等については、裁判所のシステムとの間で電子的な連携ができるようにすることにより、民事執行手続の更なる迅速化と利便性の向上を実現することができるようにするべきである。（日弁連、大阪弁）
- ・ 裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする方向で見直しをすべきである。その他、登記・供託手続や電子化された公正証書に基づく強制執行の申立てなど、裁判所外の手続との間で電子的な連携ができるようにするべきである。（広島弁）
- ・ 検討することに賛成する。併せて、民事執行の手続からはなれるが、裁判官を現状の倍に増員するか、裁判外紛争解決手続のうち認証紛争解決手続の機能を裁判所の民事調停手続・いわゆる即決和解手続と同等にすることを検討すべきである。（静岡書）
- ・ 次のような意見が相当数あった。（裁判所）
 - ①現況調査・評価命令、②売却代金交付計算書・弁済金交付計算書の作成、③売却許可決定期日の変更・取消しについては、いずれも形式的・定型的な判断事項であることから、裁判所書記官の権限とすることを検討すべきである。
- ・ （注1）に対する意見と同じ。（愛知書）
- ・ 各種手続において、定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とすることについて、積極的に検討していただきたい。書記官がより主体的に手続に関与することで適正・迅速な処理を進める観点から、現在書記官が行っている事務を基礎としつつ、各種裁判手続における裁判官と書記官の役割を整理し、書記官権限とすることが相当だと考えられるものについては、これを機に書記官権限とすることを検討されたい。とりわけ、今回の検討対象である非訟分野においては、訴訟事件と比較しても書記官が現に果たしている役割が大きく、書記官権限化をより積極的に検討していただきたい。

民事訴訟法改正により送達費用の手数料化と手数料の電子納付が実現する運びとなったが、今回検討対象になっている事件を含めた全ての事件で、印紙・郵券の取扱い事務がなくなるように措置していただきたい。あわせて、本人申立てが多い事件類型を含んでいることから、電子的な費用の納付が簡単にできるよう、必要な法規の整備も含めて検討していただきたい。

（全司法）
- ・ 裁判官と書記官の間における適正な事務分配は、永続的で安定的な制度の運営に必要不可欠であるから、時間をかけて十分な調査、検討を行うべきであると考え。なお、書記官に極端に比重が重くのしかかるような事務分配は避けなければならない。（東京書、個人）

- ・ 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しについては、民事執行手続において裁判所書記官がこれまで担ってきた役割に鑑み裁判所書記官の権限とすることが考えられるものとして、売却決定期日の変更・取消しのほか、次のものが挙げられる。（日書協）

現況調査命令・評価命令（民事執行法57条1項、58条1項）等。追加現況調査命令・補充評価命令の発令については従前どおり裁判官の権限とするか、現況調査・評価の手数料等の支給決定についても裁判所書記官の権限とするかについても検討することが考えられる。

弁済金交付計算書の作成（民事執行法84条2項）

債務者・所有者に対する不動産引渡命令（民事執行法83条1項）

- ・ 民事執行法207条を改正し、国税局に対して、国税局が有する敗訴者が口座を有している金融機関名（銀行・金融商品取引業者・暗号資産交換業者・電子決済手段交換業者）・支店名の開示を求めることができるような改正について検討することを要望する。

外国会社の登記について、徹底させるよう周知することを要望する。また、登記をしていない外国会社に対して、日本に親会社の事業と関連を有する100%子会社を有する場合は、その子会社に対する送達を認めるといったような立法も検討するよう要望する。

民事保全・民事執行を行う際の書面提出の順番に関する運用について、不平等が生じないよう要望する。

電子供託についても、民事保全、執行等についても、ユーザーが申立てをしやすい、ユーザーフレンドリーなインターフェースとしていただけるよう要望する。

電子申立てを促進するため、電子申立てをする者に対し一定の特典を認めるなど、何らかのインセンティブが生じるような仕組みとすることが検討されてよい。

現在のMintsでは、WordファイルとPDFファイルの双方を提出することを要求される運用という声が会員内からあった。この点、WordとPDFの双方の内容が、（代理人等のミスにより、）ずれている場合における取扱いがどうなるのかとの問題がある。そこで、WordとPDFの両方の提出を求める場合は、①その内容の齟齬をどのように防ぐのか、同一性についての機械的なチェックを行うのか、②万が一齟齬があった場合にどちらを正とするのか、といった点もご検討いただけるとよいように思う。

閲覧制限、すなわち、黒塗りの申立てを行う場合、「墨消し前のWordファイル（及び自動的にPDF化されたファイル）」と、「墨消し後のPDFファイル」（墨消適用前）の双方を準備して、裁判所に電子的に提出することが考えられる。

裁判所から、民事保全等の申立てについて、口頭で、修正要請を受けることが少なくない。しかし、電話での口頭での修正要望等の場合、外出先で（転送）電話を受ける場合もあり、必ずしも、書面を見ながら電話を受けられるとも限らない。修正の趣旨が不明瞭／指摘された側の理解不足／記憶違い等の理由で、修正した後で、また、修正を求められることも少なくない。そこで、修正については、口頭ではなく、基本的に電子システム上で、伝達していただくこと

を基本としてはどうか。(個人)

- ・ 執行証書(民事執行法第22条第5号)における数量の一定性について、債務者保護の観点からは上限が定まっていれば十分であり、今般のIT化を機に、柔軟な執行を可能とするために要件を緩和すべきである。(個人)

【その他】福岡弁、一弁

- ・ 抽象的過ぎて意見を述べるのが困難である。提案がなされるに際しては、裁判官の権限のうち定型的な判断事項等の一欄表、根拠条文、件数等、裁判所書記官の権限としても差し支えない理由が示されるべきである。(福岡弁)
- ・ 検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。具体的に「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。(一弁)

第2 民事保全

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手續において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、全銀協、愛知書、早稲田大判例研、全信金、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。(新潟書、日司連、大阪書、長野書)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(全青書)
- ・ 第1「民事執行」1の理由と同旨。(日弁連)
- ・ 民事保全の手續においても、申立て等について、民事訴訟手續における申立て等と同様、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができることに異論はない。(大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(福岡書)
- ・ 民事執行や民事保全等の手續における裁判所への申立て等について、インターネット利用が可能となることは、利便性が高まることになるため、中間試案本文の内容に賛成する。(全銀

協)

- ・ 民事保全についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。(愛知書)
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。(全信金)
- ・ 民事保全手続についてもインターネットを用いた申立て等を認めることが国民の利便に資すると考える。また、第1 民事執行1の(注)と同様に、システム上のフォーマット入力的方式を採用すべきと考える。(熊本書)
- ・ 民事訴訟法と別にする理由はない。なお、「システム上のフォーマット入力的方式を検討」し、より国民の利用の利便性のあるシステムとするべきことは、民事執行における意見と同じである。(東京書)
- ・ 「システム上のフォーマット入力的方式を検討」し、より国民の利用の利便性のあるシステムとするべきことは、民事執行における意見と同じである。(個人)

【その他】全司法、日書協

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、仮差押等は、迅速性・密行性が求められるため、インターネットを用いての申立ては適切ではないと思われるとの意見があった。(全司法)
- ・ 賛成する。ただし、民事保全手続の迅速性を確保できるよう明確な基準(範囲の限定など)を設定する必要がある。同様の趣旨で、申立書のみが電子化され、疎明資料や添付書類等の書面を電子化するのに時間を要する場合には、データと書面が混在する状態を許容するなど、柔軟性を保持すべきである。また、この場合においては、裁判所が法務局等の他官署と連携し、登記事項証明、戸籍証明等のデータをオンラインで取得できる方法(バックヤード連携)を促進すべきであるとの意見がある一方で、証明責任との兼ね合いや、申立人がオンライン入力の際に登記事項証明内容を参照する必要性などから、申立人を経た上で上記のデータを裁判所に提出することとするのが合理的との意見があった。(日書協)

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、全銀協、愛知書、早稲田大判例研、全信金、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、保全事件の手続についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 第1「民事執行」1の理由と同旨。（日弁連）
- ・ 民事保全の手続においても、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手続代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとすることに特段の支障はなく、相当である。（大阪弁）
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、保全事件の手続についても当然にインターネット申立てを義務づけるべきである。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 裁判所への「申立て等」の範囲は広く、今後構築される裁判所システムの具体的な内容が明らかになっていない状況で、例えば、かかる手続に関与する機会が相応にあると考えられる金融機関があらゆる「申立て等」においてインターネットを用いることが実務上可能かは、現状不透明である。また、インターネットを用いてする申立て等を義務付けせずとも、対応可能な金融機関は、自発的にインターネットを用いて申立てを行うことが考えられるため、義務化の必要性に乏しいと考える。（全銀協）
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられている。（愛知書）
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようにすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止（全ての者（困難であると認められる者を除く）に対しインターネットを用いてする申立てを義務化）することにならないようにしていただきたい。（全信金）
- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者について、他の手続で義務化の対象から外す理由がない。（熊本書）
- ・ 申立書だけではなく、疎明資料や添付資料等の書面についても義務化することが相当である。なお、この場合においては、書証や供託書等の原本の確認をどのような方法によって行うかが問題となり得る。（日書協）
- ・ 民事訴訟法と別にする理由はない。（長野書）

【反対】 静岡書

- ・ 司法書士は、債権者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。ま

た、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。（静岡書）

【その他】全司法

- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。（全司法）

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、民事保全の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほか、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、民事保全の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係を有する者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

(意見の概要)

【A-1案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、早稲田大判例研、熊本書

- ・ 何のためにIT化するかという本来の目的から考えれば、デジタルファーストであるべきである。電子化をしない例外を認めていくのは、デジタルトランスフォーメーションの本来の趣

旨から外れた考え方である。事件記録が全て電子化されれば、事件記録の保管が容易となる。1つの事件記録につき電磁的記録と紙媒体とが併存する状態は、事件の検討を煩雑にする上、事件記録の一部を事件記録の全部と誤解する過誤が生じるおそれがある。（札幌弁）

- 全件電子化して保存するべきである。紙媒体との混在を制度化すると、事実上紙媒体の保管が多くなり当分の間電子化は望めないおそれがある。今後、インターネットを用いた申立のさらなる推進を図ろうとしたときに、紙媒体を残した法律構成は、禍根を残すことになると考える。よって、本改正において全件電子化を図るべきである。（新潟書）
- 第1「民事執行」2(1)と基本的に同旨。なお、全ての民事保全事件について電子化のルールを適用すると、民事保全事件全体で保全命令の発令が遅れる可能性があるとして、電子化の必要が生じた場合に電子化するとの考え方がある。しかしながら、全事件について電子化することは、保全命令の発令時までに提出書面等の全記録を電子化しなければならないということを必ずしも意味するものではないから、保全命令の発令が遅れるという事態は考えがたい（提出書面等を事件記録として保全命令を発令した後に電子化する処理も可能である。）。すなわち、民事保全の迅速性の観点から、保全命令の発令時において、提出書面等が全て電子化されている必要性はないが、だからといって電子化そのものの必要性が失われるわけではない。なぜなら、保管コストの低減などの記録保存の観点からの電子化のメリットは失われず、上級審への記録移送などの迅速性の観点からも電子化がされていることが望ましいからである。むしろ、電子化の必要が生じてから記録を電子化するというのは、極めて非効率的であり、事務処理上の負担も大きいと考えられる。したがって、民事保全の手続においても、全事件を一律に電子化するべきである。（日弁連）
- なお、全事件について電子化することは、保全命令の発令時までに提出書面等の全記録を電子化しなければならないということを必ずしも意味するものではなく、提出書面等を事件記録として保全命令を発令した後に電子化する処理も可能であると考えべきである。（広島弁）
- 民事保全の手続には、民事訴訟手続と異なり当事者対立構造になく、争点整理手続等がない特性から、電子化のメリットが相対的に低いと思われる類型があるとしても、電子化のメリットがなくなるわけではない。保管コストの低減や事件記録の閲覧等における利便性の向上等の電子化のメリットは、全ての民事保全事件について一元的に電子化することにより、その効果を発揮することができる。また、上級審への記録移送などの迅速性の観点からも電子化がされていることが望ましい。むしろ、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じる。また、事後的に電子化が必要となった場合等には、かえって事務コストの増大につながるおそれがある。なお、全ての民事保全事件について電子化のルールを適用すると、民事保全事件全体で保全命令の発令が遅れる可能性があるとの指摘があるが、全ての事件について電子化することを義務付けるからといって、保全命令の発令までに電子化することまで求められるものではなく、保

全命令の発令をした後に電子化する処理も可能であり、民事保全事件の迅速性は全ての民事保全事件の電子化を求めない理由にはならない。（大阪弁）

- ・ 紙と電磁的記録のダブルスタンダードは避けるべきである。なお、中間試案の補足説明において、保全命令の発令が遅れる可能性があるとは指摘されているが、民事保全の手続においては、紙で申立て等がされる事件はそもそも件数が少ないと思料され、かつ、当該紙申立て等事件一件当たりの資料の分量も多くないと思料されることから、A-1案に変わる規律を設ける必要はないと解する。（静岡書）
- ・ 民事訴訟では提出されたすべての書面が電子化されることになっており、保全手続についても電子化しない理由はない。オンライン手続を促進する以上は全件電子化すべきである。（大阪書）
- ・ 事件記録の電子化は、全ての事件を対象とすべきと考える。電子化の対象とすべき事件を一定の範囲や要件を設けて区分けすることは、かえって裁判所の事務負担の増加を招きかねない。全ての事件を電子化の対象とすることで、電子化のメリットは、より増大し、当事者や裁判所の利便性にも資するものとする。（熊本書）

【A-2案に賛成】福岡弁、日司連、愛知書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 全ての民事保全事件について電子化のルールを適用すると、電子化に係る事務作業によって民事保全手続の迅速性が損なわれ、民事保全事件全体で保全命令の発令が遅れる可能性があるため、人的・物的態勢の拡充や、運用上の工夫も併せて検討されるべきである。（福岡弁）
- ・ 保全手続の特殊性（疎明、書証の提出（規則第14条関係）、保全決定に対する不服申立てを含め閲覧謄写の需要等）から、電子化の例外について、民訴法と別の定めを置くことは妥当である。B-1案及びB-2案については、提案される内容の射程について明確な考えが示されておらず、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲、一定の基準に絞るという考えは、電子化をしないことを原則として、電子化することを例外とする扱いであるから、民事保全手続のIT化の観点からふさわしくない。B-3案については、電子化の判断基準を裁判所以外の外的要因に委ねることになり、事実上電子化を放棄していることになるので規律としてふさわしくない。また、当事者にイニシアチブを与えることにも特に利点を見出すことはできない。以上から、裁判所の側でより柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、（2）の電子化のルールを適用するというA-2の案が、IT化を促進する中での現実的な規律ではないかと考える。（日司連、東京書）
- ・ 民事保全の手続の特性を考慮し、裁判所の側でより柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、（2）の電子化のルールを適用するというA-2の案が、IT化を促進する中での現実的ではないかと考える。（愛知書）
- ・ 保全手続の特徴を鑑みて、柔軟性を持たせることが妥当であるとする。（長野書）
- ・ 手続の特性を考慮して柔軟に事件を扱うことができると当事者の利益に対し、より慎重な配

慮をできる。(個人)

- ・ 民事執行に同じく、(2)を基本としつつ、民事保全手続の特性を加味して柔軟に対応のできる「A-2」の案に賛成する。(個人)

【その他】裁判所、全司法、日書協

- ・ 提出された書面等及び記録媒体の電子化については、一定の例外を設けるべきであるとする意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

提出された書面を一律に電子化しなければならないとすることは、電子化業務に時間を要し、迅速性という特質がある民事保全にそぐわないこと、保全命令が発令された後に、事件記録全体を改めて参照しなければならない場面は少ないことから、柔軟な運用を可能とすることが望ましい。

債務者審尋を行わない事件(仮差押、不動産処分禁止の仮処分等)については、一方当事者の提出する書面による審査で極めて短時間で終局し、記録の閲覧謄写もされないため、電子化コストに見合うだけの当事者及び裁判所のメリットがない。

例えば生命身体の危険を防止するための仮処分については、電子化ルールについて柔軟な運用を可能とする余地を残すのがよいと思われる。

一定の例外を設ける方法としては、意見が分かれたが、A-2案、B-1案、B-2案を支持する意見が比較的多かった。それらの理由として次のような指摘があった。

(A-2案を支持する意見)

保全事件には多様なものがあるため、提出された書面等及び記録媒体を一律に電子化しなければならないものとするのは合理的でなく、手続の特性に応じた、より柔軟な運用を可能にしておき、具体的な範囲や基準については、運用上のルールに委ねるのが相当である。

(B-1案を支持する意見)

保全事件は迅速性の要請も強いという実情に応じて対応することができるようにするのが相当であり、保全異議や要審事件などの事件類型ごとに定める案が相当である。具体的には、当事者対立構造が明確で、争点整理期日を経ることが典型的に想定される保全異議、要審事件などについては電子化を義務付けることが考えられるが、審尋を経ないで発令される事件については、電子化の対象から除外されるべきである。

(B-2案を支持する意見)

裁判所の判断で書面等を電子化することが可能であることを前提とした上で、一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとするのが相当である。例えば、取下げで終局した場合は電子化しない、口頭弁論又は債務者の立ち会うことができる審尋期日を指定した場合には、電子化をする、といった基準が考えられる。

- ・ 第1の2(1)に対する意見と同じ。(全司法)
- ・ A-2案に賛成する意見、B-2案に賛成する意見のほか、B-1案及びB-3案を併用す

る意見があった。(日書協)

(A-2案に賛成する意見)

基本的には民事訴訟法と同じ規律とすべきであるが、民事保全手続の特殊性を考慮すべきであり、秘匿事項については例外事項とすべきである。

(B-2案に賛成する意見)

債務者審尋を要しない事件については、迅速性を優先し、電子化の対象から除外すべきであり、保全異議の申立てがされたときに電子化すれば足りる。

(B-1案及びB-3案を併用する意見)

債務者審尋を要する事件については電子化するとともに、同事件以外の事件については、当事者の申出がある場合に電子化するのが相当である。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の

閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 沖繩弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、裁判所、早稲田大判例研、熊本書、日書協

- ・ 第1「民事執行」2(2)と同旨。(日弁連)
- ・ 民訴法第132条の12第1項、同条の13第1項など電子化の例外を定める民訴法の規律の趣旨は、民事保全事件の手續においても同様に妥当するものといえることから、民訴法と同様の規律とするべきである。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(大阪書)
- ・ (2)のルールを適用した上で、基本的には電子化するという考え方には賛成できる。もっとも、(2)③の閲覧等制限に関し、現在の裁判所の運用では、閲覧等制限をする箇所の特定制を面で行うなど、申立てを行うに当たって当事者の負担も重く、申立てを行う際の当事者・弁護士の負担も重いという指摘がある。営業秘密等が記載されているため、閲覧等制限の申立てを検討するに際しても、こうした実務上の負担が懸念されるため、広く利用されているとは言い難い。そのため、閲覧等制限についても、より簡便に行うことができるよう、配慮が必要であると考え。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。なお、保全事件の緊急性に鑑みて、書面等を電子化する時期については、柔軟に対応できるようにすべきとの意見があった。(裁判所)
- ・ 民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(熊本書)

【反対】 札幌弁

- ・ ①は、反対する。ただし書は、削除すべきである。①は、民訴法第132条の12第1項ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。
 - ②は、反対する。ただし書は、削除すべきである。②は、民訴法第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。
 - ③は、賛成する。③は、民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)

【その他】福岡弁、新潟書、日司連、愛知書、法友会、東京書、長野書

- 民事保全手続は、債務名義が既に存在する民事執行手続に比べ、緊急性・密行性がより高く、書面等の分量も多いことが予想される。このような民事保全の手続の特性を考慮し、より迅速かつ柔軟な運用を可能とする電子化のルールを策定すべきである。

具体的には、中間試案(2)及び(注)が提案するルールは、①②において「ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。」という例外的規律を設けているが、例えば「ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情その他手続の迅速な進行を妨げる事情があるときは、この限りでない。」というように、緊急性・迅速性の観点から柔軟な運用を可能にする規定にすべきである。(福岡弁)

- ②のただし書きにA—2案を採用した前提で本文につき、賛成する。民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(新潟書、日司連、愛知書、東京書、長野書)
- 申立て等が書面等により行われたとき、「困難な事情があるとき」は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しないでよいとあるが、この「困難な事情があるとき」は限定的に解釈・運用されたい。ファイルに記録しない場合が多すぎると、書面等の記載事項の一覧性や実務の効率性が損なわれ、電子化を推進する趣旨を損なうおそれがあるためである。(法友会)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、愛知書、熊本書、東京書、日書協

- (注)は、民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)
- 民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(新潟書、日司連、大阪書、愛知書、熊本書、東京書)
- 本文に対する意見と同じ。(大阪弁)

【その他】法友会

- 裁判所に対しインターネットにより電子データが提出され、それがファイルに記録された場合において、ファイルに記録された営業秘密(①)や秘匿事項等(②)に係る部分について書面への出力または他の記録媒体への記録がされたときは、裁判所は、上記部分を電子化された事件記録から消去するなどの安全管理のための措置を「必ず講じなければならない」という理解でよいか確認したい。事業者にとって営業秘密等の保護はきわめて重要である。よって、営業秘密等が含まれる書面その他の記録媒体には、安全管理のための措置が確実に講じられるべきと考えるためである。(法友会)

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事裁判手続のIT化における訴訟記録の電子化の流れを踏まえると、インターネットを通じた利用が予定される裁判書、調書等も、電磁的記録によって作成するのが適当である。ただし、民事保全手続は、民事裁判手続と比較して迅速性の要請が働くため、裁判書、調書等の電子化に係る事務作業によって、この迅速性が損なわれることのないよう運用する必要があると考える。(福岡弁)
- ・ 裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当である。(新潟書、日司連、熊本書、東京書)
- ・ 第1「民事執行」3と同旨。(日弁連)
- ・ 民事保全事件の手続においても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、当事者や第三債務者、利害関係人等による閲覧等が、それら者に対する送達・送付の対象となるなど、インターネットを通じた利用が予定されていることから、電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。(大阪弁)
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成するべきである。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続きに資すると考える。(愛知書)
- ・ 電子化を促進する観点から、妥当である。(長野書)

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事保全手続の口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人の審尋におけるウェブ会議及び電話会議の利用は、当事者の利便性や相手方の反対尋問権の保障等の観点から、民事訴訟法と同様の規律とするのが相当であり、これと異なる規律とすべき特段の理由はないと考える。(福岡弁)
- ・ 民事保全手続においては手続の迅速性が求められるため、口頭弁論の期日、審尋の期日、参考人等の審尋について、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(新潟書、日司連、大阪書、東京書)
- ・ 民事保全の手続においても、民事訴訟手続及び民事執行の手続と同様に、口頭弁論期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、当事者の利便性や相手方の反対尋問権の保障等の観点から民訴法と同様の規律とするのが相当である。(日弁連、大阪弁)
- ・ 当事者や参考人の利便性の観点から、基本的に、ウェブ会議や電話会議の方法も広く認めるべきである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資すると考える。(愛知書、長野書)
- ・ ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする点につき賛成。もっとも、民事保全手続において任意的にせよ口頭弁論期日を存置させるかについても調査検討すべきではないかという意見もあった。(早稲田大判例研)
- ・ 民事訴訟手続と別にする理由も見当たらず、民事保全手続においても口頭弁論の期日について、ウェブ会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(熊本書)

【その他】全司法

- ・ 第1の4(1)に対する意見と同じ。(全司法)

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人

又は当事者を審尋することができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ (1)に対する意見と同じ。(福岡弁)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(日弁連、大阪弁)
- ・ 手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(大阪書)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資すると考える。(愛知書、長野書)
- ・ 民事保全の場合、執行に比しても迅速性の要請が強く、被保全権利の存否や保全の必要性の存否について疎明で足りるとされている点を考慮する必要がある。また、電話会議の方法で行われる弁論準備手続でも書証の取調べは可能であることとの平仄も考える必要があろう。その意味では、審尋の際に用いることができる方式はなるべく広く認めておくことが必要かつ相当ではないかと考える。その意味で、電話会議の方法によることも否定すべきではないと考える。以上につき、研究会では特段の異論はなかった。(早稲田大判例研)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(熊本書)
- ・ (2)①については、主として密行生のある場合の申立て手続が念頭に置かれているのであろうからこれでよいかと考える。(2)②についても、当事者に異議のない場合に限定されているので、問題はないであろう。(個人)

【反対】静岡書

- ・ ①について、中間試案の原案をベースとしつつ、当該審尋が債権者と債務者を対席させて行われる場合にはウェブ会議の利用に限って認めるべきである。審尋は、当事者の一方に限って行うこともできるし、双方について行うもできると解する。また、双方について行う場合、各別に行うこともできるし、同時に行うこともできると解する。ところで、民事保全の手続において、保全命令の前に当事者双方を同時に審尋するのであれば、それはほぼ口頭弁論と変わらないのであるから、出頭またはウェブ会議の利用を認めればよく、電話会議の利用は認める必要はないと解する。(静岡書)

【その他】全司法

- ・ 第1の4(1)に対する意見と同じ。(全司法)

(3) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、民保法第23条第4項所定の仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(意見の概要)

【甲案に賛成】新潟書、静岡書、日司連、愛知書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 仮の地位を定める仮処分は、暫定的な法律状態を形成する手続であって、債務者に極めて大きな影響を与える一方、その申立て内容が債務者に知られたとしても目的を達成し得なくなるおそれは少ないことから、債務者の意見を聴く機会を保障するために現行法の規律になったとされる。IT化による改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、意見のとおりとすべきである。(新潟書)
- ・ (2)と同旨。(静岡書)
- ・ 「仮の地位を定める仮処分」は、当事者対等の手続を保障するため現行法の規律になったとされることから、本改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は、専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、意見のとおりとすべきである。(日司連)
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資する一方で、債務者の意見を聴く機会を保障することもできると考える。IT化による改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。電話会議は専ら音声によるやり取りに限られることから、制度趣旨を踏まえ、認めないことは妥当と考える。(愛知書)
- ・ 仮の地位を定める仮処分申立事件においては、申立人(債権者)と債務者の利害が精神的にも鋭く対立しているケースも、それなりに想定される場所である。そうするとウェブ会議の利用にも躊躇が生じる場面も予想されるので、電話会議方式による参加では、法廷の秩序維持にも困難が生じるおそれがあるので、提案の範囲にとどめるべきではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 当事者に与える影響が大きいことから、音声のみのやりとりとなる電話会議について認めな

いとすることには妥当性がある。(長野書)

【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪書、裁判所、早稲田大判例研、熊本書、日書協

- ・ 民事保全の手続の迅速性の観点から、制度上は、電話会議も利用できることとした上で、主張整理を行うときは電話会議でも審尋期日を実施することとしつつ、証人調べとしての性質を有するケースでは、原則ウェブ会議とし、当事者双方の異議がないときのみ電話会議を利用するという運用ができるようにすれば足りる。(札幌弁)
- ・ 民事保全法第23条第4項は、債務者に対して期日に立ち会うことのできる機会を与えることをその趣旨としており、審尋の期日を対面で実施することまでも保障するものではない。同項が口頭弁論期日ではなく、審尋の期日を経ることで足りるとした以上、法律上、電話会議の利用を一律に否定する理由はないと考える。仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日について、電話会議ではなく、ウェブ会議で実施するかどうかは、当該期日ごとに裁判所における運用の工夫に委ねられる事項であると考えられる。(福岡弁)
- ・ 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日については、取調べ対象者の状態を映像と音声によって認識する必要がある証拠調べが常に行われるわけではなく、民事訴訟手続における争点整理と同様の期日であることも多い。そのため、電話会議の利用を一律に否定する必要はない。また、ウェブ会議については、民間のシステムを利用することが見込まれるところ、ウェブ会議システムについては、システム障害が発生する可能性が否定できない(現に利用されているマイクロソフト Teams についても、既に複数回の障害によりウェブ会議ができない事態が発生している。)。このようなシステム障害が発生した場合、審尋期日の参加方法をウェブ会議のみに限定し、電話会議へと切り替える選択肢がないこととすると、民事保全の手続が遅延するおそれがある。また、民訴法においては、電話会議の実施に関し、審尋期日については、相当と認めるときに、当事者の意見を聴いた上で判断されるものとされ(同法第87条の2第2項)、参考人等の審尋については、当事者双方に異議がないことが要件とされており(同法第187条第3項)、当事者に対し手続保障が図られている。そうすると、むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全の手続の迅速化に資することが考えられることから、当該審尋期日についても、ウェブ会議と電話会議の双方を認める乙案が相当である。(日弁連)
- ・ 「(2)審尋の期日②」のように、当事者双方に異議がないときに電話会議を実施するものとするれば、当事者の手続保障に欠けるところはない。むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全手続の迅速化に資することが考えられる。(広島弁)
- ・ 債務者が敢えて電話会議の利用を求めるのであれば、これを認めない理由はない。逆に、当事者が納得していないにもかかわらず電話会議を利用することは認めるべきではない。また、

ウェブ会議を利用した審尋の途中で音声トラブルが生じた場合に、電話会議を利用できるようにしておくことは必要であると考え。 (大阪書)

- ・ 乙案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

保全事件の手続では、迅速性が求められるという特質があることから、柔軟に対応する必要が高く、電話会議の利用を認めるべきである。

要審事件には極めて緊急性の高い類型の事件(例えば、出版禁止、新株発行差止等)があり、極めて限られた日時の中でも債務者に審尋への関与の機会を少しでも確保するために、電話会議による参加も認めるべきである。

実務では、当日予定していたウェブ会議が通信障害等によって実施できなくなった場合、急きょ電話会議に切り替える余地を残すといった現実的な必要性もある。

電話会議に適さない事案については、裁判所の相当性判断によって電話会議の方法では実施されないこととなるから、それ以上に規律を設ける必要はない。

- ・ (2)に対する意見と同じ。(早稲田大判例研)
- ・ 手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定されるころ、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であると考え。(熊本書)

【その他】大阪弁、一弁、全司法、個人1名

- ・ 基本的に甲案に賛成するが、その規律としては、ウェブ会議による方法を原則としたうえで、当事者双方に異議がなければ、電話会議による方法によることができるものとすべきである。なお、ウェブ会議の方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障としては、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」(改正民訴法第87条の2第2項参照)とするべきである。仮の地位を定める仮処分命令には、様々な内容があるが、仮処分命令が発令されると、債権者は本案を経なくとも目的を達成し、債務者に極めて大きな影響を与えることが多い。そして、審尋の期日については、民事訴訟手続における争点整理と同様の期日であることが多いとは必ずしもいえず、疎明資料とともに、債務者審尋によって仮処分命令発令の要件を満たすか否が検討されるのであるから、証拠調べとしての性質を少なからず有する場合も多い。したがって、証人尋問等について電話会議による尋問を認めない改正民事訴訟法(第204条)と同様に、基本的には電話会議の利用を認めるべきではない。なお、保全手續であること、民事訴訟手続における証人尋問とは異なることから、ウェブ会議による方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障として、民事訴訟手続においてウェブ会議等の方法による尋問を実施するための要件までは不要である。しかしながら、仮の地位を定める仮処分命令における債務者審尋は、債務者のみならず、保全要件を疎明する債権者の利害にもかかわることから、債務者の意見のみを聴くのでは不十分であり、改正民訴法第87条の2第2項と同様に、「当事

者の意見を聴いて」とするべきである。また、保全手続であること、民事訴訟手続における証人尋問とは異なること、証拠調べの性質を有する審尋のみならず、実際には争点整理と同様の期日もあることから、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも許容すべきである。(大阪弁)

- 債務者審尋は、証拠調べの一種としての性格も有しているものと思われることから、民訴法における当事者尋問に係る規定(民訴法第204条、第210条)を参照して、ウェブ会議の方法のみを認めるべきで、仮に、民事保全手続の迅速化の観点から、電話会議の方法を一律に否定することが適当でないと考えられる場合であっても、債務者の手続保障の観点から、民訴法における当事者の審尋に係る規定(同法第187条第3項、第4項)を参照して、「当事者双方に異議がない」ことを要件とすべきとして甲案に賛成する見解と、当事者に異議があるような場合には、電話会議を控えるなどの適切な運用により対応をすべきであり、利用を否定するべきではないとして乙案に賛成する見解とがあった。(一弁)
- 第1の4(1)に対する意見と同じ。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、乙案に賛成である、コロナ禍により事実上、電話会議も併用して審尋期日を実施してきたが、概ね障害はなかったとの印象であるとの意見があった。(全司法)
- 民事保全の審尋は、ことに仮地位仮処分申立て段階(事実上双方審尋を行うのが実務)、不服申立段階については一般の場合よりも重要性が高い(ことに、断行の仮処分の審理は事実上特別訴訟化しており、そこで事件が決着することが多く、本案の提起は少ない)ので、(3)につき、電話会議は、認めるなら、特に必要性の高い場合、やむをえない場合(裁判所と債務者、ことに後者の時間的、物理的都合等で、電話会議をするほかない場合)だけに認めるような規定ぶりにすべきである。保全命令手続は、決定手続とはいいいながら、当事者に与える影響が非常に大きく、そのことを考慮して、仮地位仮処分申立て段階では事実上双方審尋が行われており(債務者のみの審尋を行うことはほとんどない)、不服申立て段階の審理は事実上法廷で行われている。こうした実務には手続保障の観点から高い合理性と必要性があり、IT化によって実務上これが一挙に軽い手続として扱われるおそれを懸念している。(3)については真にやむをえない場合に限るべきである。(個人)

(4) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(意見の概要)

【甲案に賛成】新潟書、日司連、愛知書、長野書、個人1名

- ・ 本改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。当事者対等の手続を保障することからも、電話会議は専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、甲案とすべきである。(新潟書)
- ・ 保全命令に対する各不服申立ては、暫定的な法律状態を形成する手続であって、債務者に極めて大きな影響を与える一方、その申立て内容が債務者に知られたとしても目的を達成し得なくなるおそれは少ないことから、債務者の意見を聴く機会を保障するために現行法の規律になったとされる。IT化による改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は、専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、甲案とすべきである。(日司連)
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資する一方で当事者対等の手続を保障することもできると考える。本改正は、現行の規定の水準を維持することのできる範囲とするのが妥当である。このことから、電話会議は、専ら音声によるやりとりに限られることから、制度趣旨を踏まえ、認めないことは妥当と考える。(愛知書)
- ・ 当事者に与える影響が大きいことから、音声のみのやりとりとなる電話会議について認めないとするには妥当性がある。(長野書)
- ・ 民事保全の審尋は、ことに仮地位仮処分申立て段階(事実上双方審尋を行うのが実務)、不服申立段階については一般の場合よりも重要性が高い(ことに、断行の仮処分の審理は事実上特別訴訟化しており、そこで事件が決着することが多く、本案の提起は少ない)ので、(4)につき、電話会議は認めるべきではないと考える。保全命令手続は、決定手続とはいいながら、当事者に与える影響が非常に大きく、そのことを考慮して、仮地位仮処分申立て段階では事実上双方審尋が行われており(債務者のみの審尋を行うことはほとんどない)、不服申立て段階の審理は事実上法廷で行われている。こうした実務には手続保障の観点から高い合理性と必要性があり、IT化によって実務上これが一挙に軽い手続として扱われるおそれを懸念している。(4)については、電話会議を行わなければならないような場合は考えにくい(なお、不服申立手続をあえて法廷で行う必要があるかは微妙なところだが、従来のやり方にもそれなりの根拠はあったのではないか)。(個人)

【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、静岡書、大阪書、裁判所、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、個人1名

- ・ 民事保全の手続の迅速性の観点から、制度上は、電話会議も利用できることとした上で、主張整理を行うときは電話会議でも審尋期日を実施することとしつつ、証人調べとしての性質を有するケースでは、原則ウェブ会議とし、当事者双方の異議がないときのみ電話会議を利用

するという運用ができるようにすれば足りる。(札幌弁)

- ・ 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日についても、(3)と同様であり、特段の規律を設けない乙案に賛成する。(福岡弁)
- ・ (3)の点は、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日についても同様であり、ウェブ会議と電話会議の双方を認めるべきである。(日弁連)
- ・ 「(2)審尋の期日②」のように、当事者双方に異議がないときに電話会議を実施するものとするれば、当事者の手続保障に欠けるところはない。むしろ選択的に電話会議の利用を認めることによって、民事保全手続の迅速化に資することが考えられる。(広島弁)
- ・ 一旦決定のあった後であれば、民事訴訟法の審尋と異なる扱いを認める必要はない。(静岡書)
- ・ 当事者が敢えて電話会議の利用を求めるのであれば、これを認めない理由はない。逆に、当事者が納得していないにもかかわらず電話会議を利用することは認めるべきではない。(大阪書)
- ・ 乙案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として、(3)と同様の指摘があったほか、次のような指摘があった。(裁判所)

民事訴訟手続においては、民事訴訟法87条2項所定の(口頭弁論に代わる)審尋について電話会議の利用が認められており(同法87条の2第2項)、保全異議等の審尋期日においても電話会議を利用することを否定するべきではない。

- ・ (2)に対する意見と同じ。(早稲田大判例研)
- ・ 手続を柔軟に運用していく観点から、あえて電話会議の利用を排除するべきではないと考える。感染症の影響やウェブ会議のシステム障害等も想定される場所、電話会議の方法も選択肢の一つとすることが相当であると考えられる。(熊本書)
- ・ 保全異議、保全取消し及び保全抗告のいずれも、保全命令が発令された後の不服申立の手続であり、電話会議の方式の利用を認めることは、当事者の利便性と専ら音声によるやりとりに限られるデメリットを比較したときに、当事者の利便性の方を重視することで得られる利益が大きいと考える。また、手続上の混乱は生じにくいと考えられる。(東京書)
- ・ 保全異議、保全取消し及び保全抗告のいずれも、保全命令が発令された後の不服申立の手続きである。ウェブ期日、あるいは電話会議の方式の利用を認めても混乱は生じにくいと考えられる。(個人)

【その他】大阪弁、一弁、全司法

- ・ 基本的に甲案に賛成するが、その規律としては、ウェブ会議による方法を原則としたうえで、当事者双方に異議がなければ、電話会議による方法によることができるものとするべきである。なお、ウェブ会議の方法により審尋の期日を行うにあたっての手続保障としては、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」(改正民訴法第87条の2第2項参照)とするべきであ

る。保全異議、保全取消し及び保全抗告事由の疎明という意味で証拠調べとしての性質を少なからず有する場合が多い。したがって、これら審尋期日においては、証人尋問等について電話会議による尋問を認めない改正民事訴訟法（第204条）と同様に、基本的には電話会議の利用を認めるべきではないが、(3)と同様、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも許容するべきである。また、ウェブ会議による方法により審尋の期日を行うにあたっての手續保障としては、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日についてと同様に、民事訴訟手續においてウェブ会議等の方法による尋問を実施するための要件までは不要であり、「当事者の意見を聴いて」ということで足りるというべきである。（大阪弁）

- ・ (3)に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 第1の4(1)に対する意見と同じ。（全司法）

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体及び債権者以外の者の請求の時期に係る民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

利害関係を有する者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、長野書、個人1名

- ・ 中間試案の本文は、現行法における利害関係を有する者の事件記録の閲覧又は複写等を踏襲しつつ、電子化した事件記録の閲覧又は複写（ダウンロード）について民事裁判手続と同様の規律を課すものであるところ、民事保全手続においてこれと異なる規律を設ける必要性は存在しないと考える。（福岡弁）
- ・ ただし書き以下は現行法と同様であり、本文の提案のとおりとするのが相当である。（新潟書、日司連、大阪書、東京書）
- ・ 第1「民事執行」6と同旨。（日弁連）
- ・ 当事者等の利便性の観点から、民訴法と同様に、利害関係を有する者は、民事保全法第5条の規律にしたがって、電子化された事件記録について、閲覧等を行うことができるとするのが相当である。（大阪弁）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資すると考える。（愛知書）
- ・ 従来の規定と同様の考え方でよい。（長野書）
- ・ 民事保全の特性に配慮した規定ぶりであると考えられるため、提案に賛成である。（個人）

【その他】日書協

- ・ 現行の手続が維持されることを前提に賛成する。（日書協）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、個人1名

- ・ （注）①は、事件記録の電子化を進めた趣旨の中には民事裁判制度の利便性を向上させることも含まれていることを踏まえると、利害関係者について、裁判所設置端末のみならず、裁判外端末を用いた閲覧等の請求を認める方向性には基本的に賛成する。もっとも、利害関係者に裁判外端末を用いた閲覧等の請求を認めることには、当事者のプライバシー保護を犠牲にするという側面も存在するため、システム構築の観点からすると、裁判所外端末からアクセスする場合に、無関係な第三者が事件記録を閲覧又は複写（ダウンロード）することができないよう、利害関係を有する者であるか否かを識別するフォームを準備する等の対策を講ずることが望ましいと考える。（注）②について、当事者が事件の継続中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることは、その時期を問わず当然に認められるべき行為であるため、特段の意見はない。（福岡弁）
- ・ 利害関係については疎明では足りず証明を要すると解されていることからすれば、利害関係を有する者の閲覧等の具体的方法として、（注）のとおり、閲覧等の手段を現行法より拡張したとしても相当性を失うものではないと考えられる。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 第1「民事執行」6と同旨。（日弁連）

- ・ (注) ①で、当事者以外の利害関係を有する者も、裁判所外の端末を用いた閲覧等を請求することができる点については、民事訴訟法との関係においても、最高裁判所規則でこれと同様の規律を設けるものとされており、プライバシー保護の観点から、民事保全においてこれと異なる規律を設ける理由はないと思われる。(広島弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 本文に対する意見と同じ。(愛知書)

【反対】札幌弁、沖縄弁

- ・ 利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実に閲覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる(これは、民訴法第91条の2自体にも当てはまる問題である。)(札幌弁)
- ・ 注は、②について賛成する。①については、裁判所設置端末に限定すべきである。なお、「裁判所設置端末」とは、執行裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。(沖縄弁)

【その他】日書協

- ・ 本文に対する意見と同じ。(日書協)

6 送達

(1) 電磁的記録の送達

民事保全の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、全信金、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 現行法上、民事保全手續における送達は、民事訴訟法が準用されている(民事保全法第7条)ところ、民事保全手續における電磁的記録の送達に当たっても、基本的には民事保全法におけるそれと異なる規律にすべき必要性は存在しないと考える。もっとも、①保全執行の場面では、金融機関等の第三債務者への仮差押命令の送達を多数取り扱わなければならない点において、民事訴訟手續とは異なる考慮を求めべきとする考え方もあり得る。すなわち、仮差押命令の送達方法が紙媒体の送達となるか電磁的記録の送達となるかが当事者の申出や裁判所の裁量に委ねられるということになれば、第三債務者においてどのような方法で送達される

のかの予測可能性を欠くことにつながり、かつ、送達の有無を確認する手間が増えるといった事態が生じるため、ある程度の定型的な第三債務者については取扱いを固定すべき、との考え方もあり得るところである。この点、送達事務の権限は裁判所書記官に属するという原則（民事訴訟法第98条第2項）からして、本来的に送達方法の決定は裁判所の裁量に委ねられることに加えて、どの第三債務者への送達は紙媒体の送達によるべき、あるいは電磁的記録によるべき、といった形で、法律上、第三債務者の取扱い毎に統一した定めを設けることは困難であるというほかないことから、立法論上は金融機関等の第三債務者に生じ得る事務の繁雑さ等の負担はやむを得ないものと考えられる。ただし、実務上は、金融機関等の第三債務者に生じ得る事務の繁雑さ等の負担を軽減する取扱いが可能であるかどうかを工夫・検討する必要があると考える。また、②第三債務者からのシステム送達の届出について、事件毎に届出を求めるのか、1回の届出で全件対応可能とするのかは、引き続き検討を要すると思料するが、ある特定の事件での届出の効力をその他の事件に及ぼすことは裁判制度上当然には想定されておらず、基本的には事件限りとしつつ、ある特定の事件でなされた届出を踏まえつつ、裁判所の運用で解決していくべき問題であると考えられる。加えて、③システム送達を適用した場合において、閲覧やダウンロードがなされないときの送達効力の発生時期を1週間とすることについては、その他の送達の場合との均衡はもちろんのこと、民事保全手続の迅速性の観点から、1週間という期間が相当であるかは、なお検討を要するものと思料する。（福岡弁）

- ・ 民訴法と別にする理由はない。（新潟書、日司連、東京書、長野書）
- ・ 基本的に賛成する。ただし、第三債務者に対する送達に関し、インターネットによる送達と書面による送達との間で不公平な結果とならないよう、実務の在り方を含めて、引き続き検討されるべきである。理由は第1「民事執行」7(1)と同旨。（日弁連）
- ・ 民事保全手続においても、民事訴訟手続と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。なお、インターネットによる送達については、受送達者が閲覧・ダウンロードした場合のほか、通知が発せられた日から1週間を経過した時にも送達の効力が生じる（みなし送達）としている。そうすると、民事保全手続における第三債務者に対する送達において、インターネットによる送達をする場合、効力発生までに事実上1週間の猶予期間を与えることになりかねず、書面による送達との間で効力発生時期に不公平な結果が生じるおそれがある。そのため、第三債務者に対する送達のあり方については、実務のあり方を含めて引き続き検討されるべきである。（大阪弁）
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資すると考える。（愛知書）
- ・ 原案のとおり、送達を受けるべき者がインターネットを用いた送達を受ける旨の届出をして

いる場合に、インターネットを利用した電磁的記録の送達がされることに賛同する。ただし、インターネットを利用した送達を受ける第三債務者が、過度な負担や責任を負うことがないような、手続・システムとしていただきたい。（全信金）

- ・ 基本的には賛成する。民事保全手続における電磁的記録の送達については、基本的に民事執行手続における議論がそのまま妥当する。（日書協）

【その他】 広島弁、法友会

- ・ 基本的に賛成する。ただし、インターネットによる送達に関する民訴法 109 条以下の規定によれば、仮差押えの場合の第三債務者への送達は、裁判所による通知の発出日から 1 週間を経過しないと効力が生じない場合があり、従前の書面による送達に比べて、仮差押債権者に不利になるおそれがある。このことがシステム送達を回避する理由となると、新たなシステムを採用する意味が失われるので、通知が発せられた時点から 24 時間を経過すれば、送達の効力が生じるとの規律に改めるなど、送達の効力が生じるまでの期間を短縮することを考えるべきである。（広島弁）
- ・ みなし閲覧の「一週間」について、年末年始や連休が重なる場合にどのように考えるのかについて（民訴法 109 条の 3 第 2 項における「その責めに帰することができない事由によって前項第 1 号の閲覧又は同項第 2 号の記録をすることができない期間」に該当するのかなど）、明確化すべきである。事業者が給与債権の差押えや売掛債権の差押え等における第三債務者の立場に立つ場合、差押命令の効力発生後は二重払いの危険を負うことになる。したがって、システム送達による差押命令が所定の期間の経過により自動的に発効する場合においては、当該期間中の祝日等の取扱いが実務上重要であると思われるためである。

通知アドレスの届出は、すべての手続に対するものとして、事前に裁判所に電子メールアドレスを届け出るのでなく、手続開始が申し立てられ、従来どおり手続における電磁的記録の送達を受けた後、特定の事件につき届け出るものとするべきであり、特定の個人のものではなく、事業者の関係者が入ったメーリングリストの届出も認めるべきである。事業者における事件対応・処理は組織的になされるのが一般的であり、特定の個人が対応することを前提とした制度設計とすると、例えば当該個人が急遽休暇を取得せざるを得なくなった場合などに支障が生じるためである。また、事件ごとに使用するメールアドレスは異なることもあるし、事業者の関係者が入ったメーリングリストを通じて電磁的記録の送達を受けて適時に情報共有がされた方が、事案の早期対応・解決に資することもあるためである。（法友会）

(2) 公示送達

民事保全の手続における公示送達について、民訴法第 111 条の規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事保全手続における公示送達は、民事訴訟法が準用されており（民事保全法第7条）、民事保全手続における電磁的記録の公示送達についても、民事訴訟法におけるそれと異なる規律にすべき特段の理由はない。（福岡弁）
- ・ 民訴法と別にする理由はない。（新潟書、日司連、東京書、長野書）
- ・ 民事保全の手続においても、民事訴訟手続と同様の手続とするのが相当である。（大阪弁）
- ・ IT化の促進の観点から、公示送達について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（愛知書）

【その他】 静岡書

- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公示送達の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載（以下「転用等」という。）することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公示送達の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。裁判所が公示送達した内容を他に転用等された場合に、例えば仮差押えされているなどの一般に他人に知られたくない情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該公示送達の内容に関係する者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転用等が個人データに該当しない場合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公示送達の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。（静岡書）

7 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するものとする。

(注4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面(民保法第37条第1項)については、保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認することとして、起訴命令を発せられた債権者による提出を不要とするものとする。

(注5) 和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする(現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。)

(注6) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事保全手続においては、証拠調べ手続それ自体、民事訴訟手続と大きく異なる点が基本的には存在せず、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。(福岡弁)
- ・ 第1「民事執行」10の(注1)と同旨。(日弁連)
- ・ 民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、民訴法と同様の規律とするのが相当である。(大阪弁)
- ・ 基本的に賛成する。ただし、IT化を実装するに適した裁判所におけるインフラの整備などには留意が必要である。紙媒体を使った方が実務上、迅速であったり有用であったりする場面はあるので、そのようなケースにおいて、利便性を損なわないような運用がなされるよう留意すべきである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事保全手続において、費用額確定処分に関して民事訴訟手続と異なる規律を設けるべき特段の理由はなく、民事訴訟手続と同様の規律とするのが相当である。（福岡弁）
- ・ 第1「民事執行」10の（注2）と同旨。（日弁連）
- ・ （注1）に対する意見と同じ。（大阪弁）
- ・ （注1）に対する意見と同じ。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）

3 試案の（注3）に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 保全執行は、特別の定めがある場合を除き、民事執行法が準用されているものが多いことに鑑みれば、保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様にIT化するのが相当である。（福岡弁）
- ・ 保全執行に関する手続については、民事執行の手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。（日弁連）
- ・ 民事執行手続と異なる規律とする必要性はないことから、民事執行法と同様の規律とするのが相当である。（大阪弁）
- ・ （注1）に対する意見と同じ。また、保全執行を行う際、供託金を納付し、決定文を受領した後、受領した決定文をコピーして直ちに保全執行の申立てをするようなケースがある。こうしたケースにおいて、決定文の送達をインターネットを通じて受ける場合であっても、速やかに保全執行の申立書の提出を行うことができるよう、弁護士が裁判所においてある程度インターネット環境を利用することができたり、必要に応じて決定文を出力できるようにするなど、インフラの手当も必要であると考えられる。紙媒体の決定文であれば、裁判所や近隣の商業施設のコピー機を利用することである程度迅速に対応することができるが、IT化により、こうした迅速性や利便性が損なわれるようなことにならないよう、運用や裁判所の施設の整備、申立時に必要な書面をどの範囲とするかなども含めて注意が必要である。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）

【その他】 早稲田大判例研

- ・ 保全執行についても、正本等の提出を不要とすることは賛成。（早稲田大判例研）

4 試案の（注4）に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 賛成する。ただし、保全命令を発した裁判所において、債権者が提起した事件の記録の内容

をシステムによって確認することができるのか否かが、現時点で明らかになっていない。(札幌弁)

- ・ 保全命令を発した裁判所において、その係属を裁判所のシステムを通じて確認することが可能であれば、起訴命令を発せられた債権者による本案の訴えの提起又はその係属を証する書面(以下「係属証明書」という。)の提出は不要として差し支えないと考える。また、本案の訴えにおいて電子化が図られていない場合であっても、裁判所において本案の係属を確認すること自体は可能であると考えられるため、本案が電子化されている場合と同様に、係属証明書の提出は不要と整理する余地があると考ええる。(福岡弁)
- ・ 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面については、民事執行の手續における債務名義の正本と同様に、裁判所がシステム上でこれを確認することができることから、提出を不要とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 本案の訴え提起又はその係属を証する書面について、民事執行手續における債務名義の正本と同様に、裁判所がシステム上でこれを確認することができるから、提出を不要とするのが相当である。(大阪弁)
- ・ (注1)に対する意見と同じ。(一弁)
- ・ 債権者の利便性向上の観点などから、提案に賛成する意見が全てであった。なお、次のような指摘があった。(裁判所)
複数訴訟が継続している場合、当事者の変更があった場合(死亡等)等、検索が困難となることが考えられるため、当事者から本案の訴えの事件番号を通知してもらうことは必須である。

5 試案の(注5)に対する意見

【賛成】 札幌弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 保全命令を送達しなければならないこと(民保法17条)との平仄を揃えるべきである。(札幌弁)
- ・ 民事保全の手續については、特別の定めがある場合を除き、民訴法の規定が準用されるところ(民保法第7条)、和解調書につき異なる取扱いをする必要がないことから、民訴法と同様の規律とするべきである。(日弁連)
- ・ (注5)に賛成する。そのうえで、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。和解を記載した調書の送達について、民事訴訟手續と異なる規律とする必要性はないことから、民訴法(改正民訴法第267条第2項)と同様、当事者に送達しなければならないとするのが相当である。また、申立手数料については、郵便費用を含めて一本化することがわかりやすく相当である。また、インターネットを利用した申立について、これを利用しない申立と比較して手数料を低額化するこ

とも検討されるべきである。インターネットを利用した申立やシステム送達が利用されることが多くなることから、申立手数料は大幅に低額化すべきである。（大阪弁）

- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

保全命令や保全異議等の決定を送達することとされていることとのバランスから、一律送達で差し支えない。

【反対】福岡弁

- ・ 和解の内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もある。そのような場合に、システム送達以外の場合において、強制執行を予定した送達までは不要であるとする。申立ての手数料への組込みについては、送達費用が当事者にとって負担になる場合があるため、組込額は、低額に抑えられるべきである。（福岡弁）

【その他】早稲田大判例研

- ・ 当事者からの申請によらずに送達あるいは送付ができることについては賛成。送達とするのか送付とするのかについては、補足説明にあるとおり、他の手続との平仄等を考慮して決すればよいのではと考える。（早稲田大判例研）

6 試案の（注6）に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、全司法、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 見直しがないか検討することに賛成する。（日弁連）
- ・ 裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする方向で見直しをすべきである。（広島弁）
- ・ 以下の規律を設けるべきである。（大阪弁）

① 仮の地位を定める仮処分において、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る場合（民事保全法第23条第4項本文）においては、民事保全法第31条と同様に、審理の終結する日を決定しなければならない。

② 仮の地位を定める仮処分（ただし、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経る場合）、保全異議、保全取消し（ただし、民事保全法第31条が準用される保全取消しに関する裁判に限る。）、保全抗告においては、審理を終結したときは、仮処分命令、保全異議、保全取消し、保全抗告に関する裁判をする日を定めなければならない（家事事件手続法第72条参照）。

仮の地位を定める仮処分命令、保全異議、保全取消しおよび保全抗告において、口頭弁論や審尋の期日が実施され、審理を終結した場合に、実務上、いつ仮処分命令や保全異議、保全取

消し、保全抗告に関する各裁判がされるのか不明であり、不服申立ての対応が困難となるなど、当事者の手続保障に欠ける。

したがって、家事事件手続法第72条において、審理を終結したときに審判をする日を定めなければならないとされたのと同様の趣旨で、これら手続においても審理を終結したときに仮処分命令や保全異議、保全取消し、保全抗告に関する裁判をする日を定めなければならないとする規律を設けるべきである。

- ・ 検討することに賛成する。併せて、民事保全の手続からはなれるが、裁判官を現状の倍に増員するか、裁判外紛争解決手続のうち認証紛争解決手続の機能を裁判所の民事調停手続と同等、すなわち民事保全に関連していえば調停前の措置命令の機能を与えることを検討すべきである。（静岡書）

- ・ 次のような意見が相当数あった。（裁判所）

①起訴命令、②解放金供託による保全執行取消し、③民事保全法14条2項の許可については、いずれも形式的・定型的な判断事項であることから、裁判所書記官の権限とすることを検討すべきである。

- ・ 第1の10の（注4）に対する意見と同じ。（全司法）

- ・ なお、オンライン手続には、通信環境やシステムの不具合があった場合には連絡や確認が一切取れなくなるという欠点がある。その場合の対処方法については、規則等で整理し、制定されることを期待する。（東京書、個人）

- ・ 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しについては、民事保全手続において裁判所書記官がこれまで担ってきた役割に鑑み裁判所書記官の権限とすることが考えられるものとして、次のものが挙げられる。（日書協）

保全取消手続に先行する起訴命令（民事保全法37条1項、2項）

担保提供命令に付随する管外供託の許可（民事保全法14条2項）及び支払保証委託契約締結による担保提供（ボンド）の許可（同法4条、民事保全規則2条）のほか、いわゆる第三者供託の許可（大判大2. 1. 30民録19-21参照）。なお、第三者供託の手続については、現行法上明文の根拠がないため、立法措置を講じた上で裁判所書記官の権限とすることが考えられる。

担保取戻しの許可（民事保全規則17条1項）

民事保全手続の更なる迅速化、合理化に向けて、裁判所と法務局等の他官署との間で連携（バックヤード連携）し、不動産登記嘱託等（登録免許税の納付を含む。）や供託（立担保）に係る手続の電子化を促進すべきである。

本案の訴えの不提起による保全取消しの申立て（民事保全法37条3項）を、起訴命令の申立て（同条1項）と同時に行えるよう法改正することが考えられる（破産手続における同時廃止事案の破産申立てと免責申立てを同時に行うのと同様のイメージ）。

- ・ 民事保全規則3条における「相当と認める方法」について、国際スピード郵便（EMS）・FAX・

Email が認められることを逐条解説等に追記することを要望する。また、「相当と認める方法」に代理人送達も含まれることを逐条解説等に追記することを要望する。

保全命令の発令に際し必要な郵便切手及び手数料の支払いについて、利便性が向上するようなシステムを導入するよう要望する。

当事者目録の作成等が容易になるようなシステムの導入を要望する。仮差押債権目録について、モデル書式を定めるよう要望する。また、タック紙についても裁判所が作成する運用に変更するよう要望する。

民事保全で、供託を証する書面を保全の裁判所に物理的に持ち込む必要がある現在の運用を改善するよう要望する。

預金、暗号資産等の財産の種類毎に、必ず別事件と扱う運用方法について、見直すことが有用かもしれないと考える。

外国会社の登記について、徹底させるよう周知することを要望する。また、登記をしていない外国会社に対して、日本に親会社の事業と関連を有する 100%子会社を有する場合は、その子会社に対する送達を認めるといったような立法も検討するよう要望する。

民事保全・民事執行を行う際の書面提出の順番に関する運用について、不平等が生じないよう要望する。

電子供託についても、民事保全、執行等についても、ユーザーが申立てをしやすい、ユーザーフレンドリーなインターフェースとしていただけるよう要望する。

電子申立てを促進するため、電子申立てをする者に対し一定の特典を認めるなど、何らかのインセンティブが生じるような仕組みとすることが検討されてよい。

現在の Mints では、Word ファイルと PDF ファイルの双方を提出することを要求される運用という声が会員内からあった。この点、Word と PDF の双方の内容が、（代理人等のミスにより、）ずれている場合における取扱いがどうなるのかとの問題がある。そこで、Word と PDF の両方の提出を求める場合は、①その内容の齟齬をどのように防ぐのか、同一性についての機械的なチェックを行うのか、②万が一齟齬があった場合にどちらを正とするのか、といった点もご検討いただけるとよいように思う。

閲覧制限、すなわち、黒塗りの申立てを行う場合、「墨消し前の Word ファイル（及び自動的に PDF 化されたファイル）」と、「墨消し後の PDF ファイル」（墨消適用前）の双方を準備して、裁判所に電子的に提出することが考えられる。

裁判所から、民事保全等の申立てについて、口頭で、修正要請を受けることが少なくない。しかし、電話での口頭での修正要望等の場合、外出先で（転送）電話を受ける場合もあり、必ずしも、書面を見ながら電話を受けられるとも限らない。修正の趣旨が不明瞭／指摘された側の理解不足／記憶違い等の理由で、修正した後で、また、修正を求められることも少なくない。そこで、修正については、口頭ではなく、基本的に電子システム上で、伝達していただくことを基本としていただいてはどうか。（個人）

【その他】福岡弁、一弁

- ・ 裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。（福岡弁）
- ・ 検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。手続の電子化により、裁判官と裁判所書記官の権限の見直しは必要になると考えるが、具体的に「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。（一弁）

第3 破産手続

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

（注）申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、NACS、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、全信金、熊本書、東弁倒産法有志、全司法、東京書、日書協、長野書、個人5名

- ・ インターネットを用いた申立て等の義務化に関わらず、当事者がIT化の利便性を享受できるようにすべきである。申立てにおいては単に紙媒体の申請書を電子データ化するのではなく、特に数値が大きな意味を持つ債権者一覧表などは、エクセル形式とするなど、手続上IT化によるメリットが生かされる形式とすべきである。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ インターネットを用いた申立て等の義務化に関わらず、当事者がIT化の利便性を享受できるようにすべきである。（千葉書）
- ・ IT化実現を目指す今回の中間試案に接し、それを支援する思いと同時に、日本国憲法32条の「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」を思い起こした。わが国もネット

社会になっているとはいえ、インターネットを利用していない人、不慣れな人がいることも忘れてはならない。日頃行きつけない場所である裁判所を利用する（訴え提起）ことは、大変緊張を強いられることだと思う。その裁判所に自らが破産手続をそれも、インターネット（電子情報処理組織）を用いて行うのは、不慣れなことで、とても憲法で保障されている「裁判を受ける権利」を遂行できかねると考える。更に言うなら「破産手続」は生活者の生活の保障の最後の砦とも言える権利である。あくまでも「民訴法第132条の10の規定を準用して」ということを前提としながらインターネットでの申し立てもできる、つまり利用者が書面等による申立て等とインターネットを用いた申立て等を任意に選択できる第一項があることに賛成する。（NACS）

- ・ 民事執行その他の各種の裁判手続における申立て等についてインターネットを用いてすることができるようになれば、申立人等にとっては、地理的・時間的な制約が無くなり、裁判所までの移動や書面の印刷、郵送作業等における時間的・経済的な負担も減少し、裁判手続の迅速化及び効率化に資するものとなる。（全青書）
- ・ 破産手続を含めた倒産手続は、デジタル化の効果が大きい手続である。すなわち、倒産手続のデジタル化では、①申立人（債務者）にとって、より容易に手続の申請を行うことが可能となる。②手続を遂行する破産管財人等にとって、特に債権調査や配当計算において、より正確で迅速な事務処理が可能となり、事案に応じた対応を要する部分に注力する余力が生まれ、より実効的な手続遂行が可能となる。また、裁判所との間の情報共有も効率的になり、事件記録の保管と検索が容易になる。③倒産手続を通じて権利実現を図りたい債権者は、より低コストで容易に債権届出を行うことが可能となり、債権調査や配当も円滑かつ正確に行われることになる。④手続を主宰し破産管財人等を監督する裁判所は、膨大な案件処理にかかる事務処理負担の軽減を図ることができる。また、事件記録がデジタル化されることで、裁判所内及び破産管財人等との間の情報共有が効率的にもなる。⑤以上に加えて、倒産手続がデジタル化されることで、裁判所は多様なデータを取得することができるようになる。かかるデジタルデータを統計的に分析するなどして倒産手続の運用改善に有用な情報を得ることも可能となる。また、将来的に必要な範囲で行政データと連携することも可能となるといったメリットがあり、国民の期待に応え得る司法の制度的基盤の整備を図ることが可能となる。（日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研）
- ・ 破産手続等を含めた倒産手続は、デジタル化による事務効率が最大限発揮出来る分野であるから、可能な限りデジタル化すべきである。（広島弁）
- ・ 他の手続に比べ、破産手続等については、以下の点において、申立て等のIT化・デジタル化による利益が大きいと考えられる。（大阪弁）
 - ① 申立人が迅速かつ容易に破産手続の申立て等を行うことができる。例えば、副本の作成等の労力と資源を節約することができ、その結果、迅速な申立てにも繋がるため、申立人の利益に資する。

- ② 破産管財人に対する引継ぎや管財業務を迅速かつ円滑に行うことができる。また、裁判所が構築するシステムの内容によっては、申立書記載の情報や債権届出書情報を円滑に債権調査や配当計算に使用することができる。例えば、債権届出書情報を直接債権調査等に反映させることができれば、管財業務が迅速かつ円滑に行われることとなり、破産事件がより迅速に終了すれば、申立人の利益にも資する。
 - ③ 申立書、添付書類、債権届出書等といった書類や当該書類に記載された情報が電子化されれば、申立人、裁判所、破産管財人等において、事件記録の作成、保管、検索、情報共有、引継ぎ等が効率的かつ容易となる。
 - ④ 遠方の裁判所への破産申立てや債権届出等において、郵送費等の費用が削減でき、迅速かつ容易に申立て・債権届出等が可能となることから、申立人や債権者の利益に資する。
 - ⑤ 裁判所において、膨大な案件にかかる事務処理の負担を軽減することができる。
 - ⑥ 裁判所がデジタル化された多様なデータを取得することを可能にし、デジタルデータの統計的分析及びそれに基づく将来の運用改善策の検討等が可能となる。また、デジタルデータを利用した行政との連携を図ることも可能となる。
- ・ 破産手続についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。(大阪書、愛知書、熊本書)
 - ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
 - ・ 破産手続においても、IT化による利便性を享受できるようにすべきである。(福岡書)
 - ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。(全信金)
 - ・ 電子化を促進する観点から、妥当である。(長野書)

【その他】全青書、福岡書

- ・ 民事訴訟手続における同様の手当も含め、裁判手続において、代理人によらずに本人自らが申立て等についてインターネットを用いてする際に、司法書士による裁判書類（電磁的記録）の作成を依頼した場合には、当該司法書士にも裁判所の事件管理システムへのアクセス権限を適切な範囲で付与すべきである。司法書士がこれまで多重債務問題に取り組み、多くの破産・再生等の申し立て書類の作成に関与してきたことに鑑みると、これを付与しなければ、IT化が十分に行き届かないことは明白であり、本改正の趣旨を十分に達成できないはずである。(全青書)
- ・ 司法書士に裁判書類作成者として、裁判所に提出する電磁的記録を本人に代わって送信するため等のIDを付与すべきである。司法書士がこれまで多重債務問題に取り組み、多くの破産・再生等の申し立て書類の作成に関与してきたことに鑑みると、これを付与しなければ、IT化が十分に行き届かないことは明白であり、本改正の趣旨を十分に達成できないはずである。司法書士が、当事者に代わって、当事者が提出する電磁的記録をインターネットを用いて

裁判所に送信することが可能となるような制度設計、すなわち裁判所提出書類作成者としての司法書士へID付与が必要というべきである。(福岡書)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、千葉書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、東京書、日書協、個人4名

- ・ 単に紙媒体の申請書を電子データ化するのは意味がなく、後日集計等が可能な仕様を構築する必要がある。(千葉書、個人)
- ・ 倒産手続のデジタル化のメリットに照らすと、民事訴訟手続のIT化の水準にとどまらず、倒産手続の特性に応じた更なるデジタル化が実現されるべきである。

具体的には、破産の申立てについて、定型的な申立書記載事項は、フォーマット入力できるようなシステムを整備すべきである。債権届出についても、フォーマット化により数値等をシステム上でデジタル入力できるようにするとともに、入力された情報・データを基に、債権届出から債権認否を経て配当に至るまで、破産管財人による一気貫通した債権管理を可能とするシステムを整備すべきである。なお、一回限りの債権届出について、本人確認の上でアカウントを発行することとした場合、その手間が債権届出を抑制する可能性があるため、独自の債権届出権限を付与し、破産債権者としての一意性を確保する処置がなされた通知を、知れている破産債権者に送付し、これにより債権者が債権届出を行うことを前提とするシステムとすべきである(知れている破産債権者の情報をシステムにアップロードすることにより、自動的に、債権者ごとに異なる独自のID及びQRコードが付与され、債権者の住所、氏名、ID及びQRコード、システム利用方法等が印字された用紙を印刷できるようにする。裁判所又は破産管財人は当該用紙を債権者に送付し、債権者は、IDを入力又はQRコードを読み込むことで、債権届出のシステムにログインできるようにする。)(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志、個人)

- ・ システム上のフォーマット入力を採用することで更なる効率化が期待できるのであれば、(注)の立場にも賛成出来る。もっとも、現時点でどのようなフォーマットになるのか把握出来ていないが、フォーマットの利用などにより、電子データを共有することで手続事務が効率化されることが必要であり、フォーマットを用いるに当たっては、たとえば、以下のように利用しやすい方式とする必要がある。

定型外の事項を書き込むことができる欄を設ける。

フォーマット作成業務を途中で中断しても、保存したところから後日再開することができる。

複数の申立代理人や、複数の破産管財人及びその補助者が作業を分担することができる。

債権者一覧表、財産目録などの一覧表作成に関して、表計算ソフトによるデータの提出が許

容される、あるいは同データとの互換を容易に行うことができるものにすべきである。特に破産申立代理人弁護士と破産申立をする中小企業との間では、表計算ソフトにより一覧表の準備が進められることが多い。そのため、迅速な申立のためには、表計算ソフトのデータを破産申立代理人が改めて手入力するといった作業は避ける必要がある。また、仮に債権者一覧表のデータを共有する目的があるとするのであれば、管財人としては、表計算ソフトのデータで引き継いだほうが簡便な場合もあるので、同データでの提出も許容すべきである。(広島弁)

- 倒産手続の特質・特性に応じたIT化・デジタル化の実現を目指すべきであり、そのためには、申立人や債権者等、国民にとってより利用しやすく、迅速かつ円滑に倒産手続を進めるためのシステムを構築すべきである。もっとも、フォーマット入力的方式を採用することにより、全国统一の運用が強制されることになりかねず、これまで各裁判所で行われてきた申立書等の記載内容や添付書類の工夫、その申立書等を前提とした実務運用の工夫の成果が損なわれてしまうという懸念が存在する。いうまでもなく、現在、各裁判所で行われている地方の実情に応じた様々な運用上の工夫は尊重されるべきである。したがって、今後、申立てのためのシステム・フォーマットの設計を検討するにあたっては、各地方の特性・実情に対して十分な配慮をすることが必要である。(大阪弁)
- 専門家が関与しない本人申立てについても使いやすいシステムを構築すべきである。(大阪書)
- 申立て等に当たっては、システム上のフォーマット入力的方式を活用すべきとの意見も相当数あった。(裁判所)
- フォーマット入力方式については、申立書記載内容の全国的な統一が図れる等メリットがあると考えられる。(福岡書)
- 利用者の利便性の向上と迅速な手続に資すると考える。(愛知書)
- 専門家に依頼せずに個人で破産申立をする事例は少ないものと考えられるが、将来的には個人で破産申請をすることも考えられる。破産手続は添付資料が多いため、必要書類が分かりやすく、添付漏れがないようなチェックシステムが機能すると良いと思われる。(熊本書)
- 事件の分類的にシステム上のフォーマット方式の入力に非常に馴染む分野であるので、手続上IT化によるメリットが生かされる型式とするべきである。(東京書、個人)
- 全国的に統一したフォームへの入力のみで申立て等が完結する仕様が望ましい。また、添付資料等についても電子データでの提出が可能となれば、さらに利便性が高まると考えられる。なお、インターネットを用いてする申立てが普及することにより、濫用的申立ても増加するおそれもあるため、その防止等に向けた方策が必要となると考えられる。(日書協)
- 民事執行、破産等では、機械可読なデータを提出させて、できる範囲で自動処理を推進することができるようにしていく必要があるように思う。そこで、債権者届出などの提出書類について、フォーム経由で入力し、数値のデータが、裁判所により使いやすい形態で、提出されるようなシステムの導入を要望する。(個人)

【反対】福岡弁、個人13名

- ・ 破産手続では、書面でのやり取りのみで申立てができることも多く、民事訴訟手続に比して非弁活動の危険が大きいと考えられる。申立てに当たって、「システム上のフォーマット入力方式」を採用する場合は、より一層、その問題性は大きくなる。同方式を採用することの有益性は否定しないものの、問題性やリスクの大きさに鑑みれば、このような方法の採用を安易に認めるべきではない。仮に（注）の入力方式を認める場合であっても、今後、裁判所で構築されるシステム上において、非弁活動を排除し得るような十分な方策が準備され、かつ、柔軟性のあるシステムであることが大前提になると考える。（福岡弁）
- ・ 申立て等についてシステム上のフォーマット入力方式とした場合、全国統一のフォーマットを用いた申立てが強制されることになりかねず、各裁判所で行われている独自の申立書等を前提とした実務運用の工夫の成果が損なわれてしまう。他方、裁判所ごとに異なるフォーマットを用いたシステムが組まれることは、予算及び技術の両面から期待できない。（個人）
- ・ 申立て等をインターネットを用いてする際の方法として、システム上のフォーマット入力方式とした場合、申立書等において、当該事案に応じた記載を十分にすることが困難になり、柔軟な対応をすることが困難になりかねない。（個人）

【その他】早稲田大判例研

- ・ フォーマット入力については、実務における画一的処理との関係で賛成する意見があったが、特に法人の倒産手続申立てなどでは必要な情報等もケースバイケースで異なることがありうるので、フォーマットではない方式も併存させてよいのではないかとの意見もあった。（早稲田大判例研）

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、連合、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、東京書、日書協、長野書、個人4名

- ・ 民事訴訟手続と同じ規律でよい。（新潟書、日司連、大阪書、愛知書、早稲田大判例研、熊

本書、東京書、長野書)

- ・ 倒産手続のIT化・デジタル化を進めることによる多大な利益が存在するものの、インターネットを用いてする申立て等を義務化しなければ、倒産手続のIT化・デジタル化は一向に進まないこととなりかねない。弁護士業務のIT化が進んでいる現状に鑑みれば、申立代理人に、インターネットを用いてする申立て等を義務付けても、支障は生じないと考えられる。(大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 賛成する。なお、委任を受けた代理人等のほか、破産手続に関する書類の作成に携わる司法書士にもインターネットの使用を義務付けることを検討すべきである。(日書協)

【反対】 静岡書

- ・ 反対する。民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等に、司法書士も追加すべきである。司法書士は、債権者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。また、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。(静岡書)

【その他】 全司法

- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。(全司法)

イ 破産管財人等

破産管財人等(破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。)は、当該選任を受けた破産手続等において裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、連合、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、東京書、日書協、長野書、個人4名

- ・ 破産申立ての多くがインターネットを用いてされることになると考えられることから、破産手続の中心機関である破産管財人等もインターネットを用いた申立て等を義務付けなければ、本改正の目的を達成できないと考えられる。(新潟書、日弁連、広島弁、全倒ネット、日司連、一弁、倒産研、東京書、個人)
- ・ 弁護士業務のIT化が進んでいる現状に鑑みれば、破産管財人に、インターネットを用いてする申立て等を義務付けても、支障は生じないと考えられる。(大阪弁、愛知書、早稲田大判

例研、個人)

- ・ 事実上破産管財人は弁護士が就任していることから考えると、インターネットを用いた申立てを義務付けることについて支障はないと考える。破産管財人にインターネットを用いた申立て等を義務付けなければIT化の目的を達成できないと考えられる。(大阪書)
- ・ 破産管財人等については、実務上は弁護士が選任されるのが通例であることから、委任を受けた代理人等と同様の理由が当てはまるなどとして、賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 破産管財人は、ほとんどの事案で弁護士が選任されていることから、裁判所に対して行う申立てについてインターネットの利用を義務付けても差し支えないと考える。(熊本書)
- ・ 賛成する。なお、破産管財人代理(破産法77条)もこれに含めるのが相当である。(日書協)
- ・ 電子化を促進する観点から、妥当である。(長野書)

【反対】千葉書、宮崎弁、個人1名

- ・ 民事訴訟法の規律と平仄を合わせることを重視して、委任を受けた代理人等に限定してインターネットを用いてする申立て等を義務づけることに賛成したい。(千葉書)
- ・ 改正民訴法の義務化の範囲は訴訟代理人に限っているし、ほとんどの場合弁護士が就任する破産管財人について義務化する必要はない。(宮崎弁、個人)

【その他】早稲田大判例研

- ・ 補足説明47～48頁で指摘される問題につき、書面でなされた申立ての効力については、申立て等が不適法になるというのは行き過ぎであるから(それに伴い生ずる不利益を債務者・債権者が甘受すべきいわれはない)、申立て等の適法性には影響がなく、解任の考慮要素になるに過ぎないと把握すべきであると考え。もっとも、実際上は、継続的にオンライン対応ができない弁護士を破産管財人等に選任することはないであろうから、問題となるのは、システム不調等で一時的にオンライン対応ができないという場面であろう。したがって、そのような場合に例外的に書面による申立てを認めても、不都合はそこまで大きくならないと考える。

破産事件に関する民事訴訟(否認訴訟等)における申立てについては、破産債権査定手続や査定異議の訴えのように、当事者が破産管財人に限らないこともありうるため、オンライン申立ての義務化ができなくともやむを得ないと考える。送達場所の届出についても、賛同する。破産管財人代理等についても適用ありという点も賛同する。(早稲田大判例研)

(後注) 本文の考え方のほか、債権届出については、破産手続において自認債権制度(民事再生法第101条第3項参照)を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易

にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等をするのが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれをしなければならないものとするとの考え方がある。

(意見の概要)

【賛成】新潟書、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、愛知書、倒産研、東弁倒産法有志、東京書、日書協、個人2名

- ・ 賛成する。なお、インターネットを用いて申立て等をするのが困難であると認められる者については、債権届出を容易にする制度やサポートする制度のほか、「1 裁判所に対する申立て等 (3) 破産管財人と債権届出」の甲案と類似の考え方だが、破産管財人を破産裁判所の出先機関と考え、管財人に紙で届出すれば、管財人が届出した者に代わってシステムにアップロードする方法が考えられる。(静岡書)
- ・ 実務上、債権届出について、代理人がつくケースは少数であり、本人による届出が圧倒的多数である。したがって、債権届出について、原則として、インターネットを用いて行うことを義務化しない場合には、相応の割合の届出が書面でなされる可能性がある。これにより、債権届出について書面と電子情報が併存し、債権届出の管理や各種記録(裁判所においては、破産債権者表や債務名義など、破産管財人においては債権認否一覧表や配当表など)の作成など、裁判所の事務や破産管財業務への負荷が、現在よりも大きくなり、倒産手続のIT化・デジタル化に大きな支障が生ずる懸念がある。

一方で、インターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者にとって、司法アクセスを後退させることは避けるべきであり、このような場合は、例外的に、書面による届出が許容されるべきである。例外事由につき、IT弱者を包含することを明確にするため、「インターネットの環境から物理的に遮断されている者」、「インターネットに接続する機器を保有していない者」、「インターネットに接続する技術に習熟していない者」といった例示を加えることを検討すべきである。(全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志、個人)

- ・ インターネットを用いて申立て等をするのが困難であるかの判断については、裁判所が行うことになるが、そのような事情がある者は、書面による債権届出とともに、その旨を書面で行い(申告書面は開始決定通知とともに送付する)、申告に対し、裁判所は書面提出を認めるか否かの判断を行うという方法が考えられる。この申告書面は、申告者が、チェックボックスにチェックして提出することができるようにする方法が考えられる。個人の債権者については、例外事由があるかどうかは、本人の申告以外に判断のための材料は乏しいと考えられ、特段の事情がない限り、本人の申告に沿った形で、裁判所の判断がなされるものと思われる。

「破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度」の創設としては、再生債権のみなし届出(民再法第225条)、自認制度(同法第101条第3項)を参考に、破産手続に、これらに類する制度を設けることが考えら

れる。

債権届出を容易にする仕組みとして、フォーマット入力的方式をとるべきであり、入力に際して、適宜のガイダンスや入力候補を表示するなどのシステム上の工夫を行うことが望まれる。パソコンだけでなく、スマートフォン等による入力も可能にすべきである。

インターネットによる債権届出のサポート制度として、代理委員の制度（破産法第110条）の積極的な活用が図られるべきである。また、破産手続においても、再生手続や更生手続と同様に、裁判所による代理委員選任制度（民再生第90条の2、会更法第123条）を導入すべきである。これにより、例えば、一定規模の消費者被害事件などの場合に、裁判所が代理委員を選任し、消費者である破産債権者であって、インターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者に対して、債権の種類・額などを代理委員に申し出る事を促し、代理委員が当該債権者の代理人として（破産法第110条第2項）、インターネットを用いて債権届出を行うことが考えられる。

当意見は、このような債権者の失権を防ぐ制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出のサポートの制度が設けられない限り、インターネットを用いた債権届出の原則義務化が認められないとするものではない。（全倒ネット、一弁、倒産研）

- ・（後注）記載のとおり、インターネットへのアクセスが困難な事情を持つ債権者についてのサポート体制の構築と債権を失権させない制度設計が求められる。例えば、債権届出のサポート体制の一つとして、裁判所による代理委員選任制度（民事再生法90条の2、会社更生法123条）を破産手続にも導入し、代理委員による迅速・適正な債権届出ができるよう制度的充実を図るべきである。これに対しては、代理委員に対する報償金（民事再生法91条1項、会社更生法124条）等のコストの問題の指摘が想定されるが、代理委員の報酬が高額化するとは考えがたく、IT化の実現による倒産手続の迅速化とコスト減を勘案すれば、債権者にとってはむしろメリットが大きいと考えられる。このほか、債権届出のフォーム入力やウィザード機能など、国民誰もが容易に利用できるようなシステムを構築することにより、インターネットへのアクセス困難者は大きく減るものと思料する。（東弁倒産法有志）
- ・ 債権届出は画一化処理、フォーマット化になじむものであり、システムによる入力されたデータを利用するなどした一貫した処理（届出、認否、配当）を行うのに適しているため、債権届出については、インターネットを利用することが困難な債権者を除き、インターネットによることを義務付けることが相当である。また、利用者のIT環境の多様性に鑑み、インターネットを利用することの例外をある程度認めることも必要である。なお、自認債権制度の創設については、破産管財人の負担も考慮して検討すべきであるという意見があった。（日書協）
- ・ 債権届出については類型化が可能な手続であり、原則として、全ての者に対しインターネットを用いて債権届出をする旨の規律を設けても、権利行使に過度の制限を加えるとまでは言い難く、一方で手続の円滑な進行を図るという要請から賛成できる。（個人）

【反対】札幌弁、千葉書、沖縄弁、広島弁、大阪弁、連合、早稲田大判例研、全信金、熊本書、法友会、消費者ネットみやざき、宮崎弁、個人21名

- ・ インターネットを用いて債権届出ができるようになれば、遠方の債権者も容易に届出を行うことができ便利であるものの、可否の問題を超えて、債権届出をインターネットを用いることを原則義務化することを正当化する根拠が見当たらない。債権届出に係るシステムが使いやすいものとなるのであれば、義務付けをしなくともインターネットを用いた債権届出がされることが予想される。「インターネットを用いてする申立て等を行うことが困難である」という例外事由を届出債権者に疎明させ、いちいちその可否を判断するのは、煩瑣かつ不合理である。再生手続において自認債権制度が認められているのは、再生債権について認否をすることとされている再生債務者において、届出がない再生債権につき、その存在を知っているにもかかわらず、当該再生債権につき再生債権者表に記載されず、再生計画の定めの対象ともならないために、責任を免れる（民再法178条1項）ものとするのは、公平に反するとの考慮によるものである。破産手続においては、破産者ではなく破産管財人が破産債権の認否をすることとされており（破産法117条及び121条）、前提が異なる。（札幌弁）
- ・ 考え方は理解できるものの今般の検討課題としては時期尚早と判断し反対としたい。（千葉書）
- ・ 強く反対する。論点として取り上げるべきではない。

（後注）は、「債権届出については、破産手続において自認債権制度（民事再生法第101条第3項参照）を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設」というものであり、倒産法制をドラスティックに変革するものである。倒産法制をドラスティックに変革をするのであれば、それは、倒産法制を根本から検討する場においてなされるべきものであり、この部会で検討をすべきものではない。自認債権という制度は、DIP型債権手続の創設についてモラルハザードを危惧する見地から再生のときにだけ入れたものであり、会社更生手続の審議では明示的に否定されたものであり、民事再生以外に拡大をすべきものではない。大規模消費者金融会社の更生事件では、更生管財人が過払い金の計算をし、金額を記入した債権届を債権者に送ることがなされたが、一定規模以上の企業の倒産で、債務者において債権者や債権額が把握できる場合には、債権届出をされるよりも、自認をした方が遥かに効率的ということにはなろう。しかし、そのような対応ができるのは、一定規模以上の倒産で、倒産会社の債権管理が遺漏なくなされていて、倒産決定時において倒産管財業務に潤沢な費用を使うことのできる財産があることが前提となる。とりわけ、破産手続がとられるのは、そのような大規模企業倒産事件ばかりではない。むしろ、件数的にいうならば、そのような事件が破産事件全体に占める割合はごく小さなものと思われる。多くの破産事件では、破産会社は、書類、資料も散逸し、従業員も転職していて、予納金も最低額というのが実態であろう。平成22年度税制改正の際、清算申告について簡易な申告方法

が認められたが、これは国税当局が、倒産会社では書類が散逸して通常の申告はできないという実態を認めたものに他ならない。大半の破産事件において、破産管財人が自認という対応をすることは不可能というべきであり、(後注)は、零細企業や個人の倒産事件の実態をみないものというべきである。(沖繩弁)

- ・ 破産手続の下での自認債権制度自体に原理的に問題がある。また、債権届出を容易にする制度ないしサポートする制度の創設と言ってもその中身が不明であるし、そもそも債権届出について代理人がつくケースが少数であることを考えれば、仮に例外規定(「インターネットを用いて申立等を行うことが困難であると認められる者を除く」)を設けるとしても、ネット対応が困難な者に対する救済として十分機能するか疑問が残る。(広島弁)

- ・ インターネットを用いた債権届出は、裁判所の事務処理負担の軽減や、デジタル化による極めて効率的なデータ管理、統計管理等の多大なメリットが認められる一方で、いわゆるIT弱者の権利保護の観点から、直ちに全面的に義務化をすることには反対である。

実務上、債権届出について、代理人が選任されるケースは少数であり、破産債権者本人によるものが圧倒的多数である。代理人を選任しない大多数の破産債権者に対してインターネットを用いてする債権届出を義務化すれば、IT弱者の適正な権利行使を断念させてしまうおそれがある。

もっとも、インターネットを用いた債権届出については、上記のようなメリットもあることから、金融機関や貸金業登録をされている貸金業者等一定の者(当該「一定の者」の範囲については今後慎重な検討を要する。)に義務付けることには賛成である。

次に、破産手続に自認債権制度を創設して破産管財人に自認義務を課すことは妥当でないとする。なぜなら、破産手続における自認債権制度の創設は、①手続開始前から管理処分権を保持せず、また、事業が既に停止していることから手続開始前の債務者の情報取得に制約のある破産管財人に過大な負担を負わせることとなる上、②自認債権制度が設けられている再生手続においても、失権から除外されるのは再生債務者による自認義務懈怠の場合に限られ、管理型における管財人による場合は失権からの除外はなされないものであるから(民事再生法第181条第1項第3号)、破産管財人のみが債権調査の主体となる破産手続において破産管財人の自認義務懈怠の場合に失権から除外させることは、再生手続との均衡を失することになるためである。また、清算手続である破産手続においては、再生手続のように再生計画に基づく弁済期間経過後の劣後的な弁済(民事再生法第181条第2項)も予定されていない。以上のことから、破産手続における自認債権制度の創設は妥当ではない。(大阪弁)

- ・ インターネットを用いてする申立て等の義務付け対象は、「委任を受けた代理人等」、「破産管財人等」とどめるべきであるとする。特に、労働債権の申立てを行う労働者は、スマートフォンしか通信環境を持たない者や、パソコンでの書類作成に不慣れである者も少なくないと想定され、インターネットによる申立てが障害となり、申立て自体を断念することにもつながりかねない。インターネットを用いてする申立て等の義務付け対象範囲は、極めて限定

的であるべきである。(連合)

- ・ (後注)の自認債権制度については、債権届出をできる限りオンライン化したいとの実務的な要請は理解できるものの、疑問である。理由としては、①民事訴訟法のIT化においていわゆる乙案(本人にはオンライン申立てを義務化しない方向性)が採用されたことと整合するの
か疑問であること、②補足説明49頁で指摘される通り、自認債権制度は、DIP型手続が採用されていることに伴う制度と捉えるべきであること(仮に導入するとしても、誰が自認するか、自認を怠った場合の取扱いをどうするか、届出を怠った債権者に対する制裁をどうするか等、単純に民事再生と同様に考えるわけにはいかない点が多いはずだが、(後注)の考え方ではこれらの点も判然とししない)、③執行手続の配当要求に関してもオンライン義務化は提案されていないことなどが挙げられる。(早稲田大判例研)
- ・ 紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難であると認められる者を除く)に対しインターネットを用いてする申立てを義務化)することにならないようにしていただきたい。(全信金)
- ・ 債権届出を容易にする制度や債権届出をサポートする制度を創設することには賛成だが、債権届出についてインターネットを用いることを義務化することには反対する。「インターネットを用いて申立て等とすることが認められる者を除き」とされてはいるものの、義務化の例外とされる場合は、「例外」である以上、限られた範囲となり、インターネット上の手続に不慣れた債権者の権利行使を阻害するおそれがあるものとする。(熊本書)
- ・ IT化が遅れていると思われる日本において、一律にIT手続の選択を強いることは、たとえば、手続の当事者が事業者であったとしても、係争の内容や性質によっては、現行手続よりもさらに時間と費用を要することとなり、ひいては、裁判手続全体にさらなる時間を要し、裁判所を含め、全体として経済的な損失が発生する結果になりかねない。したがって、係争の内容や性質に応じて、当事者間で合理的な手続を選択できる余地を残しておくべきであり、現行手続よりも時間と費用を要する結果になるという事実があれば、現行手続の選択が認められるべきと考えるためである。(法友会)
- ・ 弁護士ではない一般人にオンライン申立て等を義務化することは債権届出を諦めさせることになるし、自認制度を入れたとしても、管財人が勝手に判断した債権者しか扱って貰えない。(消費者ネットみやざき、宮崎弁、個人)
- ・ 実務上、破産債権者本人による債権届出が圧倒的多数である。これら大多数の破産債権者にインターネットを用いてする債権届出を義務化すれば、いわゆるIT弱者に適正な権利行使を断念させてしまうおそれがある。一定程度の義務化の例外を認めれば足りるという指摘もあるが、例外を広くとればIT化の義務化の意義が薄れてしまうので、例外は狭くされる可能性が高く、やはりIT弱者の権利を損なう。また、例外要件の審査のための手続が複雑となり、手続の簡易迅速化を目的とするIT化の趣旨にも反する。そもそも、国民が利用しやすいインターネット環境及び債権届出のシステムの整備が進んで利便性が高まれば、義務化しなくて

も自然と利用者が増えるはずであり、またそうあるべきである。(個人)

- ・ 大規模消費者事件などにおいては、多数の一般消費者が債権者となる事案もあり、そのような事案の中には、個々の債権額自体はそれほど多額ではなく、弁護士に依頼して債権届を行うことが経済的合理性に見合わない場合も多く存在する。代理人を選任しない大多数の破産債権者に対してインターネットを用いてする債権届出を義務化すれば、多数の高齢者や労働者の権利行使を妨げてしまうおそれがある。(個人)
- ・ 補足説明の「反対する意見等」記載のとおり。(個人)

【その他】福岡弁、日弁連、裁判所、全銀協

- ・ (後注)に賛成する意見と、債権届出については反対する意見があった。(福岡弁)
(賛成する意見)

事務処理上の観点からも、債権届出について原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすべき点については特段の異論はない。ただし、債権者には多種多様な属性の者がいることが想定され、債権届出の義務化を困難とする者が想定される以上、義務化の前提として、提案されているような「破産手続において自認債権制度を設けるなど破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出のサポート制度」が創設されるべきであると考えが創設されるべきであると考えられる。

(反対する意見)

賛成する意見は、インターネットを用いた債権届出を義務化しなければ、相応の割合の届出が書面でなされる可能性があり、債権届出について書面と電子情報が併存し、裁判所の事務や破産管財業務への負荷が、現在よりもかえって大きくなることから、インターネットを用いた債権届出を原則と出を原則とする立場と考えられる。

しかしながら、この意見においても、例外事由として、「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き」と広く定めることになれば、結局は、書面と電子情報による債権届出が併存することになり、裁判所や破産管財業務への負荷が大きくなって、義務化自体意味がなくなってしまう。

(その他の意見)

日弁連が定める「債務整理事件処理の規律を定める規程」(平成23年2月9日会規第93号)によれば、破産手続開始申立事件を含む債務整理事件(同規定第2条第5号)を受任するにあたっては、弁護士は依頼者となりうる「当該債務者と自ら面談をして」、所定の事項を聴取しなければならないとされているところ(同規定第3条柱書本文)、インターネットを用いてする申立て等によって、より容易に手続の申請を行うことが可能となることで、債務者との十分な面談を経ない破産手続の申立てが増加する懸念である。破産手続のIT化とは別に、上記懸念に対する何らかの対応は不可欠である。

- ・ 債権届出について、（後注）に賛成する意見と反対する意見がある。（日弁連）
（賛成する意見について）

実務上、債権届出について、代理人がつくケースは少数であり、本人による届出が圧倒的多数である。債権届出について、原則として、インターネットを用いて行うことを義務化しない場合には、相応の割合の届出が書面でなされる可能性がある。これにより、債権届出について書面と電子情報が併存し、債権届出の管理や各種記録（裁判所においては破産債権者表や債務名義など、破産管財人においては債権認否一覧表や配当表など）の作成など、裁判所の事務や破産管財業務への負荷が、現在よりもかえって大きくなり、倒産手続のIT化・デジタル化に大きな支障が生ずる懸念がある。

一方で、インターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者にとって、司法アクセスを後退させることになることは避けるべきであり、このような場合は、例外的に、書面による届出が許容されるべきである。（後注）の「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者」という文言は、いわゆるIT弱者を広く包含するものと解されるが、この点を明確にするため、「インターネットの環境から物理的に遮断されている者」、「インターネットに接続する機器を保有していない者」、「インターネットに接続する技術に習熟していない者」といった例示を加えることも検討すべきである。

インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であるかの判断については、裁判所が行うことになるが、そのような事情がある者は、書面による債権届出とともに、その旨の申告を書面で行い（申告書面は開始決定通知とともに送付する。）、申告に対し、裁判所は書面届出を認めるか否かの判断を行うという方法が考えられる。その際、債権届出に不慣れな個人の債権者であっても容易かつ適切に申告ができるよう、例えば、前記申告書面は「インターネットの環境から物理的に遮断されています。」、「インターネットに接続する機器を保有していません。」、「インターネットに接続する技術に習熟していません。」、「その他（具体的な理由をお書きください。）」といった定型文言とチェックボックスが印刷されたものとし、申告者は、そのいずれかにチェックをして提出することにより、申告するという方法が考えられる。また、特に個人の債権者について、前記のような事情を有するかどうかは、本人の申告以外に判断のための材料は乏しいと考えられ、特段の事情がない限り、本人の申告に沿った形で、裁判所の判断がなされるものと思われる。

なお、「破産債権者による債権届出がなくとも破産手続において破産債権があるものとして扱うことができる制度」の創設としては、民事再生手続における再生債権のみなし届出（民再法第225条）あるいは自認制度（同法第101条第3項）を参考に、破産手続に、これらに類する制度を設けることが考えられ、債権届出を容易にする仕組みに関しては、システム上のフォーマット入力の方式をとるべきであり、また、入力に際して、適宜のガイダンスや入力候補を表示するなどの（ウィザード機能）システム上の工夫を行うことが望まれる。また、パソコンだけでなく、スマートフォン等による入力も可能にすべきである。

また、インターネットによる債権届出のサポート制度として、代理委員制度（破産法第110条）の積極的な活用が図られるべきである。当該制度は、民事再生手続（民再法第90条）及び会社更生手続（会社更生法第122条）にも存在し、両手続では、裁判所による代理委員選任制度（民再法第90条の2、会社更生法第123条）があるが、破産手続には、裁判所による代理委員制度が存在しない。そこで、破産法を改正して、裁判所が、代理委員を選任できるようにすべきである、これにより、例えば、一定規模の消費者被害事件などの場合に、裁判所が代理委員を選任し、消費者である破産債権者であって、インターネットを用いた債権届出に対応することが困難な者に対して、債権の種類・額などを代理委員に申し出ることを促し、代理委員が当該債権者の代理人として（破産法第110条第2項）、インターネットを用いて債権届出を行うといったことが考えられる。

もっとも、当意見は、前記のような債権者の失権を防ぐ制度、債権届出を容易にする制度及び債権届出のサポート制度の全てが設けられない限り、インターネットを用いた債権届出の原則義務化が認められないとするものではない。

（反対する意見について）

実務上、債権届出について、代理人がつくケースは少数であり、本人による届出が圧倒的多数である。このような者につきインターネットを用いた債権届出を義務化すれば、ITに不慣れな者、手間とを感じる者の適正な権利行使を断念させてしまうおそれがある。この点、一定程度の義務化の例外を認めれば足りるという指摘もあるが、IT化を推進する立場からは、当然のことながら一般的には例外は狭く捉えることとなり、いわゆるIT弱者の権利を損なうし、仮に例外を広く取れば義務化自体意味がなくなってしまう。

また、書面による債権届出を認めるかどうかを審査するためには、書面を送付させなければならないが、書面による債権届出が許可されれば、再度、債権届出を書面で送ることとなり、事務が必要以上に煩雑となる。最初から、書面で債権届出を行えば足りるといえる。むしろ、国民の誰しもが利用しやすいインターネット環境の整備が進めば、義務化などしなくても、ほぼ全員がインターネットを用いた債権届出をすることが期待されることになるのであって、そのような使いやすい制度構築を目指すべきであり、IT化の推進を国民に対する義務化という形で実現するという方向性には疑問がある。

なお、民事再生手続における再生債権のみなし届出（民再法第225条）あるいは自認制度（同法第101条第3項）を参考に、破産手続に、これらに類する制度を設けても、この制度に対象とされない債権者、すなわち破産管財人が債権者とは認識していない債権者の届出の機会が制限されることは依然として問題が残る。債権届出についても、システム上のフォーマット入力の方式をとるべきであり、その際には、パソコンだけでなく、スマートフォン等による入力も可能にすべきであるが、高齢者も多くスマートフォンを所持しているが、電話機能を使っている程度であり、その細かい操作ができない者が非常に多く、反対にスマートフォンを所持しているからいわゆるIT弱者ではないなどと不当な解釈がされる危険もある。

また、インターネットによる債権届出のサポート制度として、代理委員制度（破産法第110条）の積極的な活用が図れば、いわゆるIT弱者も十分な権利行使が可能となるはずであるという指摘があるが、破産法上、裁判所による代理委員を選任する制度が存在しないなど、破産法の改正が必要となり、更なる議論が必要となり、現実的な対応とは思われない。また、現行破産法上、債権者委員会制度が存在するが、裁判所において選任された例はほぼ皆無であり、代理委員制度の活用を図ろうとしても、裁判所が選任することはあまり期待できない。代理委員制度を利用するとすれば、当然、代理委員に対する報酬を財団から捻出する必要が出てくるが、債権届出を義務化する場合によっては、場合によっては全ての場合に、代理委員制度を認めなければならず、債権者に配当すべき財団が不当に減少するという弊害がある。加えて、代理委員制度を用いたところで、末端の債権者に対して通知などを郵送する費用が節約できるわけではないため、結局のところ、経費節減にはなりにくく、代理委員に対する報酬額分だけ、財団から支出せざるを得ないことになってしまう。

- ・ インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いて債権届出をしなければならないものとする提案については、本人サポート態勢の充実や債権届出を容易とするシステムの構築等を前提として賛成する旨の意見が多かったが、他の手続等と平仄が取れないことや現実に届出が難しい債権者もいることを理由に、反対する意見もあった。賛成する理由として、他に次のような指摘があった。（裁判所）

債権届出は、多数の者が関与する一方、画一的処理、フォーマット化になじむものであり、その後の債権認否、配当等の手続を考えると、他の手続以上に、インターネットの利用を義務付けて、システムによる一貫した処理をする必要性が高い。

紙の債権届の整理とその後の認否書等の作成・点検は裁判所及び管財人にとって相当大きな負担となっていることから、債権届出が例外なくデジタル化されることにより、債権調査そのものの迅速化につながることになり、債権者全体にとっての利益にもなる。

- ・ 破産手続において自認債権制度を設けることについては、反対する意見が相当数あった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

管財人に破産債権の自認義務を課すことは、破産管財人に届出債権以外の債権の存否まで調査する義務を課すことにつながりかねず、その責任範囲が拡張されて相当な負担増が見込まれる。

- ・ インターネットを用いてする申立てにおいて、金融機関が義務付けの対象となった場合には、債権届出における代表者印の押捺をどのように取り扱うか等が検討課題となり、中間試案時点において具体的な仕組みが明らかになっていない状況では、全ての金融機関がインターネットを用いることが実務上可能かは不透明である。また、インターネットを用いてする申立て等を義務付けせずとも、対応可能な金融機関は、自発的にインターネットを用いて申立てを行うことが考えられるため、義務化の必要性に乏しいと考える。（全銀協）

(3) 破産管財人と債権届出

【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

(意見の概要)

【甲案に賛成】福岡弁、日弁連、広島弁、全倒ネット、一弁、福岡書、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、個人1名

- ・ 破産債権者が多数に上るケースでは、破産管財人がその事件のために構築した独自のシステムを用いて、破産債権者に債権届出を行ってもらうことが簡便である。したがって、そのようなケースでは、破産債権者が破産管財人に対して、債権届出をすることができる旨の規律を設けるべきである。(福岡弁)
- ・ 裁判所がフォーマット入力 of システムを整備した場合、ほとんどの破産事件における債権届出は、当該システムで対応可能であり、破産管財人が債権届出に関する事務を行う必要性は少ない。しかし、現実の倒産事件には、数十万人と極めて多数の債権者が存在する事件や、消費者金融会社で過払金の計算が必要になるなど、破産会社の会計システムと連動する形で、破産債権の管理を行う必要が生じる事件が存在する。このような事件では、例外的に、債権者は、破産管財人がその事件のために構築した独自のシステムを用いて、債権届出を行うこととする必要がある。したがって、例外的に、債権者が、破産管財人に対して、債権届出をできる旨の規律を設けるべきである。(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研)
- ・ 債権者が多数の事案に限ることを前提として、甲案に賛成する。債権者が数万人といった多数に及ぶ事案を前提として、そのような制度を必要とする立法事実が認められるのであれば、破産管財人に対する債権届出を明文化する甲案に反対するものではない(但し、あくまで破産管財人からの申立てを前提とすべきであり、裁判所からの職権による決定等は控えるべきである)。他方で、破産管財人に対する債権届出を認める制度は、破産管財人の事務負担や責任負担の問題がある上、破産管財人が受領時期を適切に管理せず、あるいは、適時に裁判所に

提出しなかった場合のリスクを破産債権者に負わせることになりかねない制度であるから、債権者が多数ではないような事案においてまで、これを認める必要はないと考えられる。(広島弁)

- ・ 国税徴収法において、破産管財人は裁判所・執行官と並んで執行機関として位置付けられ(国税徴収法第2条第13号)、財団債権に該当する公租公課については、破産管財人に対して交付要求する(破産規則第50条第1項)ことにより、時効の完成猶予の効力が生じる(国税通則法第73条第1項第5号)ことなどに鑑みると、破産法によって破産管財人に債権届出を受領できる法的権限を付与することは可能と考えられ、この場合、時効の完成猶予は破産管財人への届出時点で発生するものと解される。(全倒ネット、倒産研)
- ・ 管財人への債権届出について明確な規定を設け、その効力等についても明記すべきである。(福岡書)
- ・ 実務運用上破産管財人への届出で問題が生じていないのであれば、破産債権者が多数に上るケースにおいては破産管財人への届出を認めることとしてもよいと思われる。ただし、破産管財人は事件管理システムを利用するであろうから、裁判所への債権届出を裁判所が事件管理システムにアップロードすれば破産管財人も閲覧できるようにシステムを構築すればよく、あえて立法的措置を行う必要があるかは検討すべきである。(熊本書)
- ・ 現実の倒産事件には、数万人規模以上の極めて多数の債権者が存在する事件や、特殊な取扱いをすべき事件(例えば、消費者金融会社の倒産により過払金の計算が必要な場合など)も存在し得るところであり、汎用性のあるシステムでは対応しきれない場合も存在し得ると考えられる。そこで、破産管財人がその事件のために独自に構築したシステムを用いて、債権届出を行えるようにしておくべきであり、例外的に、債権者が、破産管財人に対して、債権届出をできる旨の規律を設けるべきである。(東弁倒産法有志)
- ・ 債権届出システムが整備された場合、債権届出の対応はシステム上で可能であり、破産管財人等が、債権届出業務を行うケースはそれほど多くない様に思われる。もっとも、例えば、消費者被害事件など、破産債権者が自らの債権額の情報を十分に保有しておらず、他方、破産管財人等が破産会社の保有する情報を用いて債権額を算定が可能な場合等、破産管財人等が債権届業務を行わなければならない類型の事案も存在するため、かかる事態に備え甲案のような規律を設けるべきと考える。(個人)

【乙案に賛成】 札幌弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、大阪弁、日司連、大阪書、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 裁判所が債権届出に関する適切なシステムを構築し、破産管財人がいつでも裁判所外で提出された債権届出を確認することができるようにするのであれば、甲案のような規律を設ける必要性がない。また、破産裁判所が破産管財人の選任権を有することに鑑みると、甲案のような規律を設けることにより、破産管財人が許可を申請する運用が定着し、結果として、債権届

出という法的に重要な効果が生じる行為を管理する破産裁判所の負担が、破産管財人に転嫁されることが危惧される。事件規模や地域の実情に合わせた、運用で対応すべき事柄である。

(札幌弁)

- ・ 破産管財人への届出は、債権の時効完成猶予の時期の特定に困難を生じることになる。債権届出がインターネットで行われるようになり、届出状況を裁判所と破産管財人がいつでもインターネットで確認できるのであれば、届出先をどちらにするかという問題はなくなるはずであり、インターネットを用いた債権届出に誘導するような工夫をするべきである。体制が整うまでは運用に委ねることによいと思われる。(新潟書、千葉書、日司連、東京書、個人)
- ・ IT化するのであれば裁判所の倒産事件管理システムのアクセシビリティを高めるべきものであり、裁判所のシステムでは対応できないことを予め前提として立法することには違和感がある。法律で明記するのであれば、債権届出についての管財人の位置づけや、国外から届出をする場合についてそれが可能である法的根拠を立法段階で詰め切らなければならないことなどより、運用に委ねるのが相当である。管財人への届出を認めるとするのであれば、それは例外的なものであることを明確にすべきであるから、その要件を設定し、裁判所への届出では対応困難である場合に限定し、対応困難な場合の例示として債権者の数が著しく多数である場合などの例示を設けるべきである。(沖縄弁)
- ・ 甲案のように、破産管財人に対して債権届出をすることができるとした場合、裁判所とは別個の機関である破産管財人に対する債権届出によって、時効の完成猶予等の法的効果を認めることは困難であるとの理論上の問題がある。

また、かかる理論的問題について、破産管財人に対する債権届出であっても時効の完成猶予等の法的効果が認められるという理解を前提とし、かつ、債権届出についてもインターネットを用いた申立て等を原則にしたとしても、一定の場合には紙媒体又は電子記録媒体による物理的な届出が許容されることとなる。このような物理的な届出を想定した場合、裁判所であれば夜間受付を含めて基本的には24時間いつでも届出の受付が可能であるが、破産管財人等において裁判所と同様の体制を構築することは現実的に不可能であり、債権者の権利行使を制約することになりかねない。

現在の実務上、債権届出書の提出先を破産管財人とする運用が既に一部において採用されており、債権届出を破産管財人に対して行うことが特別に必要となるような特殊な事案については、実務上の運用により柔軟に対応が可能である。このような実務上の運用による対応を超えて甲案のような規律を設けることは、当該規律に該当しないケースにおける柔軟な実務対応を阻害する結果になりかねない。したがって、甲案のような規律を設けるのではなく、実務における適切な運用に委ねる乙案がより適切であると考えられる。(大阪弁)

- ・ 債権届出書は裁判所が受け取るべきである。管財人が受け取るといった運用は認めるべきではない。(大阪書)
- ・ 破産廃止の場合に、破産法31条2項により債権届出期間、債権者集会期日を定めないこと

が定められているが、これは債権届が一切できないということではなく、時効完成猶予を目的として債権者が裁判所に対して債権届をすることはできる運用がされている。破産管財人に債権届をするということについては、時効完成猶予の時期の特定に困難を生じさせる結果となり、法的安定性に欠ける結果とならないかと危惧するところである。債権届出がインターネットで行われるようになり、届出状況を裁判所と破産管財人がいつでもインターネットで確認できるのであれば、届出先をどちらにするかという問題はなくなるはずであり、インターネットを用いた債権届出に誘導するような工夫をするべきである。体制が整うまでは運用に委ねることによりと思われる。（愛知書）

- ・ そもそも、現行実務で問題がなさそうであるし、むしろ、明文化してしまえば、部会の議論でも指摘がある通り、時効の完成猶予との関係で、現行実務を追認すること以上にトラブルを招きかねないと思われる。（早稲田大判例研）
- ・ 事案に応じて柔軟に選択できる乙案によることが相当である。甲案によれば、破産管財人が破産債権の届出を受けることと関連して届出に係る債権の時効の完成猶予の効果が発生する時期について明文化するなどの検討を要する。また、債権届出がインターネットを用いてされることが一般化すれば、破産管財人において、届け出られたデータを取得及び利用することが容易になるため、届出先が管財人か裁判所かという論点は将来的に解消することになることも予想される。（日書協）
- ・ 手続きが電子化される中で、債権届はシステム上でなされるようになることが想定されるため、特段の規律を設けておく必要はないと考える。（長野書）
- ・ 補足説明の乙案の考え方記載のとおり。（個人）

【その他】静岡書、裁判所、個人2名

- ・ 甲案および乙案のいずれについても反対する。甲案をベースとし、「破産債権者が多数に上るケース」および「裁判所の決定を得て」を削除し、破産管財人を破産裁判所の出先機関と解し、常時、破産管財人に対する債権届出を認める規律を設けるべきである。破産債権者が債権を届出しやすくなり、裁判所の事務がわずかながら軽減される。また、破産管財人の事務がかなり加重される場合もあろうが、その分報酬を多く手当すればよいと解する。（静岡書）
- ・ 甲案、乙案のそれぞれに賛成する意見に分かれた。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

（甲案に賛成する意見）

現在、甲案のような運用を現に行っている庁が存在しており、その実務を明文化することには一定の意義がある。ただし、破産管財人の地位や債権届出の法的効果等の理論的な検討を十分に行うことが前提となる。

（乙案に賛成する意見）

各地の裁判所や管財人を務める弁護士事務所の態勢を踏まえると、一律にこのような制度

を設けても十分に機能しないおそれがあること等から、運用に委ねるべきである。

- 甲案には、反対である。破産管財人に、債権届を受理する権限までを付与するのは、行き過ぎではないかと考える。実務における事実上の運用と、法的な権原は、別の次元の問題ではないかと考える。（個人）
- 破産管財人と債権届出には、中間試案に対して特に意見はないが、仮に甲案の破産管財人が、裁判所の決定を得て、債権届出に関する事務を行うことができる規律を設ける場合には、決定の要件として、債権者数が一定数以上の大規模事件に限るものとすべきである。多くの事件では、あえて裁判所ではなく破産管財人を債権届出先とする必要性に乏しい。（個人）

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、破産手続等の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(A-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、破産手続等の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある(A-2案)。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方(B-1案)、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する(電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする)考え方(B-2案)、③当事者を含む利害関係人の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する(当事者を含む利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする)考え方(B-3案)がある。

(意見の概要)

【A-1案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、

大阪書、一弁、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、個人1名

- ・ 何のためにIT化するかという本来の目的から考えれば、デジタルファーストであるべきである。電子化をしない例外を認めていくのは、デジタルトランスフォーメーションの本来の趣旨から外れた考え方である。事件記録が全て電子化されれば、事件記録の保管が容易となる。1つの事件記録につき電磁的記録と紙媒体とが併存する状態は、事件の検討を煩雑にする上、事件記録の一部を事件記録の全部と誤解する過誤が生じるおそれがある。(札幌弁)
- ・ 全件電子化して保存するべきである。紙媒体との混在を制度化すると、事実上紙媒体の保管が多くなり当分の間電子化は望めないおそれがある。電子化作業は裁判所の負担となることは理解できるが、インターネットを用いた申立てを推進することで解決を図るべき問題である。(新潟書)
- ・ 破産手続はデジタル化の効果が大きい手続である。破産手続には、民事訴訟手続と比較して、より多数の利害関係人が参加することが予定されている。これらの利害関係人が、コストをかけず効率的かつ容易に事件記録の閲覧等を行うことができるようにするためには、事件記録の全面的な電子化が必要であり、閲覧対象となり得る事件記録がたとえ一部であっても電子化されていないとすれば、事件記録の電子化の効用を大きく損なうといわなければならない。

また、破産事件の事件記録は、破産者が自然人の場合は、同一の破産者(債務者)について、再度破産手続開始がされる場合もあり、過去の破産手続についての経過や内容、免責許可決定の有無やその理由などを確認する必要が生ずる。そのような場合に、書面等や記録媒体で事件記録が管理や保存がされている場合は、過去の破産事件の事件記録の確認に大きなコストや労力がかかるが、全ての自然人の破産事件を対象として、事件記録の全面的な電子化がなされれば、同一の債務者についての過去の破産事件の確認が容易となることは明らかである。

さらに、破産手続をより適切に運用し、更に必要な法改正をするためには、その前提として破産手続の利用件数、破産者の属性、破産手続開始の原因その他についての統計的な情報を得た上で議論がされるべきである。全ての破産事件の事件記録の電子化がなされることによって、破産事件の運用状況について詳細かつ網羅的に精度の高い統計情報を得ることが可能となり、さらに、将来的な技術の発達によって、より高度な分析が可能となることが期待される。このような統計処理や分析の高度化は、破産手続の運用の改善にとどまらず、自然人や法人の破産を防ぐための経済政策策定のための基礎資料となるほか、自然人の破産についての統計的分析がなされることによって、自然人である破産者の経済的な再生という福祉的な政策策定の資料ともなる。

債務者の破産手続が同時廃止により終了した場合であっても、免責手続において破産債権者は事件記録を閲覧して意見申述ができるのであり、これまでに破産債権者が事件記録を閲覧した上で免責について意見を出すということはほとんどないという実情があったとしても、それはむしろ事件記録の閲覧が容易ではなかったために過ぎない。自然人である債務者の破産手続が同時廃止で終了する場合は多数あるが、そのような同時廃止事件についても、統計的

な情報を得ることによって、自然人の破産手続の改善につなげるべきであるし、破産という事態に至る経緯や自然人の債務者の経済的な実態等をより正確に把握して、破産手続の運用や法改正のために限らず、経済政策のための資料としていくべきである。

全ての破産事件の事件記録の電子化使用とする場合に、電子化をする作業の負担が生ずるとの指摘があるが、申立て等についてインターネットを通じた申立て等を行いやすいシステムを用意することや、破産管財人等に対して電子的な申立て等を義務付けることなど、電子化の作業を要する書面等や記録媒体での提出を減らすための制度設計を検討すべきである。電子的な申立て等をしやすくする施策をとらずに、電子化の作業負担の増大を理由に記録の電子化を一部にとどめるのは、手続のIT化の趣旨に反しているものというべきである。(日弁連)

- ・ 破産手続は、民事訴訟手続と比較してより多数の利害関係人の参加が予定されており、可能な限りデジタル化を進めることが望ましい。(広島弁)
- ・ 破産手続はデジタル化の効果が大きい手続である。提出された書面等が電子化されることのメリットについて、民事訴訟手続のIT化の議論の中では、①当事者が訴訟記録を持ち運ばなくてよくなること、②電子化された訴訟記録を用いて、迅速かつ効率的な争点等の整理を行うことが可能となること、③裁判所における訴訟記録の管理や運搬が容易になることなどが指摘されていたが、破産手続における事件記録の電子化は、民事訴訟手続における訴訟記録の電子化のメリットに加えて、以下で詳しく述べるとおり、④多数の利害関係人による閲覧等を、コストをかけずに効率的かつ容易に実現することができること、⑤同一の債務者についての過去の破産事件の記録の確認が容易になること、⑥自然人や法人の破産手続について統計処理を行いやすくなることにより、より適切な破産手続の運用や法改正、更には我が国の経済・福祉政策の策定に資するデータを入手することが可能となるといったメリットを指摘することができる。

まず、破産手続には、民事訴訟手続と比較して、より多数の利害関係人が参加することが予定されている。具体的には、裁判所以外に、破産者、破産者代理人、破産管財人(破産管財人代理や保全管理人を含む。)、破産債権者、財団債権者(租税債権者、労働債権者等)、否認請求の相手方、役員責任査定の相手方等といった多種類の利害関係人がいることに加え、破産手続に最も大きな利害関係を有する破産債権者が極めて多数となることも珍しくない。これらの利害関係人が、コストをかけず効率的かつ容易に事件記録の閲覧等を行うことができるようにするためには、事件記録の全面的な電子化が必要であり、閲覧対象となり得る事件記録がたとえ一部であっても電子化されていないとすれば、事件記録の電子化の効用を大きく損なうといわなければならない。

また、破産事件の事件記録は、破産者が自然人の場合は、同一の破産者(債務者)について、再度破産手続が開始される場合もあり、その場合は過去の破産手続についての経過や内容、免責許可決定の有無やその理由等を確認する必要がある。そのような場合に、書面等や記録媒

体で事件記録の管理や保存がされている場合は、過去の破産事件の事件記録の確認に大きなコストや労力がかかるが、全ての自然人の破産事件を対象として、事件記録の全面的な電子化がなされれば、同一の債務者についての過去の破産事件の確認が容易となることは明らかである。

さらに、破産手続をより適切に運用し、更に必要な法改正をするためには、その前提として破産手続の利用件数、破産者の属性、破産手続開始の原因その他についての統計的な情報を得た上で議論がされるべきである。しかし、現行法下での破産事件に関して、司法統計等で公表されている情報はごく限られた範囲の情報に過ぎず、破産事件の具体的な実態（負債額の傾向、破産財団の規模の傾向、事件の係属期間、債権者集会の開催の有無・回数、配当実施の割合、配当率の推移等）や、破産手続内における各種の制度（保全命令、中止命令、否認請求、役員査定手続、担保権消滅許可手続等）の利用件数及びその内容等については、系統だった統計処理がされているとは思われず、裁判所においても、現状では、現実に生じている破産事件の状況を適時、的確に把握できていないというべきである。全ての破産事件の事件記録の電子化がなされることによって、破産事件の運用状況について詳細かつ網羅的に精度の高い統計情報を得ることが可能となり、さらに、将来的な技術の発達によって、より高度な分析が可能となることが期待される。

そして、このような統計処理や分析の高度化は、破産手続の運用の改善にとどまらず、自然人や法人の破産を防ぐための経済政策策定のための基礎資料となるほか、自然人の破産についての統計的分析がなされることによって、自然人である破産者の経済的な再生という福祉的な政策策定の資料ともなる。

これに対して、例えば、自然人である債務者が破産手続開始の申立てをして、破産手続開始の決定がされたものの、いわゆる同時廃止により手続が終了したケース等においては、事件記録を電子化するニーズが乏しく、破産手続開始の申立てにあたって提出された多くの資料を全て電子化することによる裁判所の事務の負担等に鑑みると、記録の電子化について特則を設け、電子化の必要が生じた際に、必要な範囲で電子化をすることで足りることとすべきであるとの意見があるが、反対である。例として挙げられている自然人である債務者の破産手続が同時廃止により終了した場合であっても、免責手続において破産債権者は事件記録を閲覧して意見申述ができるのであり、これまでに破産債権者が事件記録を閲覧した上で免責について意見を述べるということはほとんどないという実情があったとしても、それはむしろ事件記録の閲覧が容易ではなかったためにすぎず、同時廃止で終了した破産事件も含めて事件記録の全面的な電子化がなされ、電子化された事件記録の閲覧が可能となれば、廃止決定に対する不服申立ての権利や免責許可申立てに対する債権者の意見申述の権利がより実質的に行使されることとなり、破産事件のより適正な運用に資することは明らかである。また、自然人である債務者の破産手続が同時廃止で終了する場合は多数あるが、そのような同時廃止事件についても、統計的な情報を得ることによって、自然人の破産手続の改善につなげるべきである

し、破産という事態に至る経緯や自然人の債務者の経済的な実態等をより正確に把握して、破産手続の運用や法改正のために限らず、経済政策のための資料としていくべきである。

破産事件の事件記録の電子化は、全ての破産事件の事件記録が電子化されているときに最も発揮され、一部ではあっても電子化の対象とならない事件記録の存在を許せば、電子化されている事件記録の網羅性が失われてしまい、かえって書面等又は記録媒体の形での事件記録の管理、保管、検索等による労力の増大と効率の悪化をもたらすことになる。全ての破産事件の事件記録を電子化しようとする場合に、電子化をする作業の負担が生ずるとの指摘があるが、インターネットを通じた申立て等を行いやすいシステムを用意することや、破産管財人等に対して電子的な申立て等を義務付けることなど、電子化の作業を要する書面等や記録媒体での提出を減らすための制度設計を検討すべきである。電子的な申立て等をしやすくする施策をとらずに、電子化の作業負担の増大を理由に記録の電子化を一部にとどめるのは、手続のIT化の趣旨に反しているものというべきである。

よって、裁判所に提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録することにつき、原則として、裁判所書記官にその電子化を義務付けるべきであり、電子化の義務を負う範囲についての（注）の考え方のうち、A-1案に賛成する。A-2案及びB案は、「破産手続等の特性を考慮し」一定の範囲でのみ電子化を義務付ける趣旨と理解されるが、「破産手続等の特性」が何を意味しているのか不明であり、そのような不明瞭な理由によって電子化の例外を認めることは、電子化されない事件記録の拡大を招きやすく、その結果上述した電子化されていないことによる弊害を生じさせるというべきであるので、反対である。（大阪弁、全倒ネット、一弁、倒産研）

- ・ 紙と電磁的記録のダブルスタンダードは避けるべきである。なお、中間試案の補足説明において、裁判所における事務処理の負担が過剰になり、破産手続等の進行が遅れる可能性があるとの指摘されているが、紙で申立て等する事件については、当該紙申立て等事件一件当たりの資料の分量も多くないケースが少なくないと思料されることから、A-1案に代わる規律を設ける必要はないと解する。（静岡書）
- ・ 民事訴訟では提出されたすべての書面が電子化されることになっており、破産手続についても電子化しない理由はない。オンライン手続を促進する以上は全件電子化するべきである。（大阪書）
- ・ 事件記録の電子化は、全ての事件を対象とすべきと考える。電子化の対象とすべき事件を一定の範囲や要件を設けて区分けすることは、かえって裁判所の事務負担の増加を招きかねない。全ての事件を電子化の対象とすることで、電子化のメリットは、より増大し、当事者や裁判所の利便性にも資するものとする。（熊本書）
- ・ 破産事件では、自らの権利行使の一環として手続に参加する債権者や利害関係人が多数存在し、かかる権利行使の前提として記録の閲覧謄写等の機会が特段の事由のない限り広く認められ、利便性が高まることがIT化の重要な目的であるといえる。また、破産事件に関する事

件記録は、統計処理がされることにより経済政策・個人破産者に対する福祉政策の立案や倒産手続の適正化・合理化に資すると考えられる。これら破産事件における事件記録の電子化のメリットに照らすと、一部であっても電子化されない事件記録が存在することは、かかる倒産手続のI化のメリットを大幅に毀損することになるのであって、全ての事件記録について電子化すべきであると思料する。

A-2案及びB案は、裁判所の電子化の作業負担の軽減等に配慮した案であると考えられる。しかしながら、裁判所の電子化による作業負担は、破産手続における申立て等についてインターネットを用いて行うことを義務化し、かつ電子化による作業負担が少なくなるようなオンラインシステムを構築すればよいのであって、事件記録の一部を書面で管理すべきであることの積極的な理由になるものではない。むしろ、裁判所は、事件記録を書面と電子の二元管理をしなければならず、かえって事件記録の管理の手間（閲覧・謄写の対応含む）及び管理コストが増大することになりかねない。また、A-2案及びB案は「破産手続の特性を考慮し」一定の範囲でのみ電子化を義務づけるものであると考えられるが、この「破産手続の特性」が何を意味しているのか不明瞭ではあるが、そもそも利害関係人の権利行使の前提として、閲覧謄写の機会が広く認められるべきであることは、破産事件一般での共通認識であり、記録の電子化が相当でない事件が存在するとは考えがたい。

加えて、B-3案は、申立人を含む利害関係人の申出により、電子化の義務化を図るものであり、電子化の範囲が、利害関係人の主観により定まるため、A-2案、B-1案及びB-2案より更に不明瞭になるものであり、許容できない。（東弁倒産法有志）

【A-2案に賛成】東京書、長野書、個人2名

- ・ 破産事件においても、民事訴訟と同様のルールを用いることを除外する必要があるとまでは言えないので、A案に賛成する。しかしながら、破産手続等の特性を考慮すると中には柔軟な対応が必要な場面もあろうと考えるので、2案を採用し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、の電子化のルールを適用することことに賛成する。（東京書）
- ・ 電子化を促進する観点から、原則は電子化のルールを適用するとしうえて、ファイルへの記録が困難であるかもしくはその他事情があるときには例外的に記録しないことができる体制にしておくべきである。（長野書）
- ・ 手続きの特性を考慮して柔軟に事件を扱うことができ、当事者の利益に対し、より慎重な配慮ができる。（個人）

【B-1案に賛成】日司連、愛知書

- ・ B-1案に賛成する。ただし、電子化のルールを適用しない事件においても債権者一覧表についてはスキャンした電子データでもよいので電子化すべきである。
一定程度紙媒体保存として、電子化しない事件が生じるのは、やむを得ないと思われる。同

時廃止事件は配当を前提としないため、債権調査もないことから、電子化のメリットが全くないわけではないが、電子化ルールから当面除外することも検討してもよいと思われる。破産事件は同時廃止事件と管財事件とで事件の区分けが容易であり、電子化適用の基準を明確に定めることができると考えられることから、B-1案の適用事件を一定の範囲のものとする考え方と適合する。ただし、債権者一覧表については、仮に紙媒体で提出されたとしても、スキャンし、電子データとして保存するべきである。破産事件終了後に、免責対象の債権者を調査するため、債権者一覧表に掲載された債権者を調査するニーズは一定程度あると考えられ、これを当事者がインターネットを用いて後日確認できることは、電子化のメリットになると考える。(日司連、愛知書)

- ・ 紙媒体での保存と電子データの保存が混在するのは、管理を複雑にし、好ましいことではないことや、保管コストがかかることから、管理、保管の面からは、将来的にはA-1案の全面電子化を目指すべきである。(日司連)
- ・ 電子化されたファイルがインターネットを通じて当事者、利害関係人による閲覧に供せられることになることから情報流出のリスクも考慮して、電子化のルールを定める必要がある。A-2案の場合、基準もなく裁判所の運用に従うこととなるが、B-1案の場合は一定基準を定めて電子化することになるので、例えば同時廃止事件において閲覧が必要な情報はほとんどないにもかかわらず、A-2案の場合は裁判所の運用によって不必要な情報まで電子化され閲覧に供され、悪用されることが危惧される。(愛知書)

【その他】福岡弁、裁判所、早稲田大判例研、全司法、日書協

- ・ A-1案に賛成する意見と、B-3案に賛成する意見がある。(福岡弁)
(A-1案に賛成する意見)
 - ①当事者が記録を持ち運ばなくてよくなること、②裁判所における記録の管理や運搬が容易になること、③多数の利害関係人による閲覧等を、コストをかけずに効率的かつ容易に実現することができること、④同一の債務者についての過去の破産事件の記録の確認が容易になること、⑤自然人や法人の破産手続について統計処理を行いやすくなることなどのメリットがある。
(B-3案に賛成する意見)
 - 裁判所の事務の負担等に鑑みると、すべての事件について電子化の義務を課すことは、かえって他の事務への悪影響が懸念されることから、相当でない。他方で、電子化の義務の事件類型や一定の基準によって線引きすることには困難が伴い、破産債権者等の電子化された事件記録の閲覧等の利益を裁判所の一方的な判断で奪うことは妥当ではない。
- ・ 提出された書面等及び記録媒体の電子化については、一定の例外を設けるべきであるとする意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)
 - 破産事件では、多種多量の添付書面の提出が予定されているが、これらを全ての事件で電子

化する必要性は乏しい。同時廃止がされた事件において、その後に記録の閲覧請求等がされた例や、免責手続において、破産債権者から免責について意見申述を行うために記録の閲覧請求等がされた例はほとんどなく、管財事件を含めても閲覧請求等がされる事件の割合はさほど多くない。全ての事件でこれらを電子化すると、かえって裁判所の事務負担が過剰なものとなり、破産手続等の円滑な進行を妨げることになるのではないか。

- 一定の例外を設ける方法としては、A-2案を支持する意見と、B-2案を支持する意見とに分かれた。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

（A-2案を支持する意見）

できるだけ書面等を電子化していく方向性は肯定すべきであるが、破産手続の性質上、短期間での審理が予定される同時廃止事案等では、電子化作業への対応から適時の処理ができなくなることも予想されるため、当初は、各手続きの趣旨に応じて、柔軟な運用ができるようにしておいた方が望ましい。

特に消費者破産の場合、債権者は無関心であることが多く、記録を電子化する必要性が高くないことが予想されるため、より柔軟に電子化しない事件を選別できるようにすることが必要。

（B-2案を支持する意見）

電子化の意義を踏まえ、裁判所がインターネットによる記録の閲覧等を認める必要があると認めるときに電子化するという基準を設けることが相当である。

- A-1案ないしA-2案が妥当と考えられる。補足説明で指摘される通り、確かに、倒産手続は当事者対立構造にないが、広範に免責や権利変更の効果が生じるわけであり、その意味では、利害関係人により広く事件に関する情報を閲覧可能とすることが望ましいと考えられる。書面等が電子化されていないと、裁判所に直接赴かない限り閲覧はできず、現状では遠隔地（ないし国外）に居住する債権者にとってかなりのハードルとなってしまっていることに鑑みても、B案の考え方は望ましくない。本研究会においては、A案に賛成することを前提に、電子化の趣旨を徹底するという意味でA-1案とすべきとの意見と、定型的にセンシティブな情報が含まれやすい倒産事件については一定のセーフガードを設けておくという見地かA-2案の方が柔軟に対応できるのではないかと意見があった。

なお、電子化した提出書面はどのように取り扱われるかが不明確である。仮にこれをすべて書面で保管するとなるとそのコストは無視できないものになるが、他方で、すべて廃棄してしまうと電子データ上不鮮明な部分（鉛筆などで薄く書かれていた部分など）を後に確認することが不可能になってしまうわけであり、この点を現場任せにするのは問題ではないか、との意見もみられた。（早稲田大判例研）

- 裁判手続のIT化に伴う各種事件記録の在り方については、国民の権利保護のために必要な定めをおいたうえで、基本的には裁判所の規則・運用に委ねるのが相当である。提出された書面等及び記録媒体の電子化については、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のもの

としたうえで、あとは具体的な事件ごとに、電子化の要否を裁判所の判断に委ねる方向が望ましい。民事訴訟においては事件記録の電子化が打ち出されたが、今回の中間試案で検討対象となっている事件は、事件管理システムに登録される程度の情報で管理できるものから、訴訟事件並みの記録を編成する必要があるものまで多種多様である。デジタル化を契機として、最高裁において、従来、事件記録を編成して管理していた類型も含めて、事件の性質や事務処理の実態を考え、事件記録編成の要否やあり方を検討する必要があるものとする。そのうえで、記録編成を要するとした事件類型については、事件記録は電子データで一括管理できる仕組みにすることが必要である。電子データと紙による記録が混在することは、事務の効率化の上で障害となり、また、事務過誤につながりかねない。以上のことから、中間試案に対する意見としては「提出された書面等及び記録媒体の電子化については、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとしたうえで、あとは具体的な事件ごとに、電子化の要否を裁判所の判断に委ねる」方向が望ましい。また、法律上は、国民の権利保護のための最低限の定めを置いたうえで、それ以外の事項については、最高裁の規則等で具体化するの相当であると考えられる。（全司法）

- ・ A－2案ないしB－2案に賛成する。例えば、同時廃止事件においては、手続に関与する者が少なく、IT化後も手続上必要な事項について、書面による提出が多いことが予想されることから、電子化のメリットが低い等の事情があり、破産手続全体について、記録等の電子化については柔軟に運用できるようにすることが望ましい。（日書協）

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されて

いる事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

- i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
- ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
- iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

【本文（及び（注））に賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 提出された書面媒体等の電子化のルールについて、民訴法の規律と異なる取扱いをする必要性はない。

なお、記録の電子化と閲覧制限は別の問題であるとして、営業秘密等が記載又は記録されている書面等及び記録媒体を含めて事件記録として電子化しても、適切に閲覧等を制限することによって、営業秘密等の第三者への流出を防ぐことができるとして、③の規律に反対する見解も考えられる。

しかしながら、裁判所において営業秘密等を含む電子化された情報がどのようなセキュリティのもとで保存されるか不明ではあるものの、どのようなセキュリティであれ、情報流出を完全に防ぐことはできない。そして、一度流出してしまえば、再びそれを第三者が知らない状態に戻すことは不可能である。そうであれば、営業秘密等については、閲覧制限によって情報流出を防止するのではなく、そもそも電子化しないことによって、可及的に情報流出を防止すべきである。

これに対して、営業秘密等を含め電子化しなければ、破産管財人等が、インターネットを用いて閲覧等できなくなるという意見も考えられるが、そもそも破産管財人には広範な調査権限が認められており（破産法第83条第1項）、裁判所において営業秘密等を書面で閲覧する

ことや、破産者等から直接それらの情報を取得することもできる。このような代替手段が存在することも考慮すれば、破産管財人等が、営業秘密等につきインターネットを用いて閲覧等できなくなる不便さは、営業秘密等が第三者へ流出する危険に劣後するものである。

したがって、ア③に賛成する。(福岡弁)

- ・ 民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(大阪書、早稲田大判例研、熊本書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 破産事件、特に個人の破産事件では、閲覧等の制限がされるべき資料が提出される可能性が高い。例えば、破産者本人と家族の氏名や勤務先、収入などの他、障害に関するものなどの資料や陳述書に記載された情報は閲覧に供する必要性に乏しいのでは、配慮されるべきである。(愛知書)
- ・ 民事訴訟法と同様の考え方でよいと考える。(長野書)

【①及び②に反対、③（及び（注））に賛成】札幌弁

- ・ ①及び②は反対する。これらのただし書は削除すべきである。これらは民訴法第132条の12第1項ただし書、同法第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。③及び（注）は、民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)

【①及び②に賛成、③に反対】日弁連、広島弁、大阪弁、全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志、個人1名

- ・ 民事訴訟手続においては、民訴法第132条の12第1項各号や同条の13各号により電子化の例外となる営業秘密や秘匿事項等に関して、閲覧制限の決定等がされた後も閲覧等できるのは裁判所と当事者又は秘匿対象者のみである。しかし、破産手続においては、裁判所や当事者だけでなく、破産手続全体に関与して破産手続を主体的に追行する職責を負う破産管財人は、当該破産事件の事件記録に関して、民訴法の定め準用により閲覧等の制限がされる営業秘密や秘匿事項も含めて、全面的に閲覧等を行うことが認められるべきである。この点は、破産管財人代理、保全管理人、保全管理人代理においても同様である(以下、破産管財人、破産管財人代理、保全管理人、保全管理人代理をあわせて「破産管財人等」という。)。そして、破産管財人等が、閲覧等が可能な当該破産事件の事件記録を、インターネット等を用いて閲覧等を行うことができるようにするためには、営業秘密や秘匿事項についてもファイルに記録されていることが必要である。

また、電子化の例外を認める事項に関して、iにおいては「特に必要があるもの」、iiiにおいては「必要があるもの」と限定を定めているが、そもそも何にとって「必要」であることを意味するのかが不明であるし、「特に必要がある」と「必要がある」との区別の根拠や基準も

不明であるから、電子化の例外について恣意的な解釈を許すおそれがある。(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研)

- ・ ①及び②について賛成する。③につき、対象となった情報がファイルに記録されない場合の破産管財人の当該情報へのアクセス方法が確保されないのであれば、破産管財人の業務に支障をきたすものであり賛成しがたい。(広島弁)
- ・ ③について、営業秘密や秘匿事項等が記載された情報を電子化される記録の範囲に含めない場合、破産管財人が電子上でいつでも事件記録を参照しつつ事件を効率的かつ迅速に処理するというIT化のメリットが阻害されるものと思われる。紙媒体の記録と電子の記録とを併存させることは、記録の管理を煩雑化し、ヒューマンエラーの要因となりかえってリスクを高めることとなる。加えて、民事訴訟法の改正の際には、情報漏洩の危険性を背景に、営業秘密や秘匿事項等が記載された記録の電子化をしないという議論がなされていた。しかし、そもそも多数の利害関係人が存在する倒産手続においては手続に対する信頼感の醸成が特に不可欠であるところ、事件記録が漏洩するといった事態は絶対的に許容されないものであり、情報漏洩のリスクありきで議論を進めるべきではない。なお、民事訴訟とは異なり、倒産事件記録に営業秘密や秘匿事項等の情報が載せられる蓋然性は低く、民事訴訟法の規律と異なる規律とすることにも合理性が認められる。(大阪弁)
- ・ 破産手続においては、破産管財人及び同代理、並びに保全管理人及び同代理は、閲覧制限のかかった営業秘密や秘匿事項についても閲覧することができる以上、これらの者が事件記録にアクセスできるようにすべく、電子化されるべきである。また、閲覧制限のかかった営業秘密や秘匿事項については、電子化の対象から外すのではなく、電子化した上で、閲覧制限のかかった書類及び事件記録に対する利害関係人のアクセスを制限できるようなシステムを構築して対応すべきものと思料する。(東弁倒産法有志)

【その他】新潟書、日司連、法友会、東京書

- ・ 一部のプライバシー情報は閲覧等の制限申立てを待つまでもなく、秘匿事項扱いとすべきである。破産事件では閲覧等の制限がされるべき資料が少なからずあると思われる。個人破産の場合は、破産者本人だけでなく家族の氏名や勤務先、収入などの記載を求める陳述書の提出が一般的であり、世帯全員の本籍地記載の住民票の提出は必須である。これらのプライバシー情報は閲覧に供する必要性に乏しいことから、最初から閲覧等が制限される秘匿事項として扱うべきである。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 申立て等が書面等により行われたとき、「困難な事情があるとき」は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しないでよいとあるが、この「困難な事情があるとき」は限定的に解釈・運用されたい。ファイルに記録しない場合が多すぎると、書面等の記載事項の一覧性や実務の効率性が損なわれ、電子化を推進する趣旨を損なうおそれがあるためである。

(注) に関し、裁判所に対しインターネットにより電子データが提出され、それがファイルに記録された場合において、ファイルに記録された営業秘密 (①) や秘匿事項等 (②) に係る部分について書面への出力または他の記録媒体への記録がされたときは、裁判所は、上記部分を電子化された事件記録から消去するなどの安全管理のための措置を「必ず講じなければならない」という理解でよいか確認したい。事業者にとって営業秘密等の保護はきわめて重要である。よって、営業秘密等が含まれる書面その他の記録媒体には、安全管理のための措置が確実に講じられるべきと考えるためである。(法友会)

イ 破産法特有のルール

【甲案】

書面等又は記録媒体の提出とともに、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合において、当該支障部分が記載され、又は記録された部分のうち特に必要があるものについては、ア①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる支障部分についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

【甲案 (及び (注)) に賛成】福岡弁、新潟書、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- 破産手続等においては、民訴法とは異なり、破産管財人が破産者の事業を継続する場合に裁判所の許可を得るために提出された文書等につき、破産財団の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分(支障部分)の記載についても、閲覧等の制限をすることができる(破産法第12条)ものとされている。かかる規定は、上記ファイルに記録することを要しないとされる民訴法の規定と同様の趣旨が妥当するものと考えられる。(注) について、甲案に挙げられている支障部分であっても、「裁判所が特に必要があると認めるとき」に、「当該部分の安全管理のために必要かつ適切な」措置が講じられるのであれば、その内容を書面に出力し、または他の記録媒体に記録することを認めても、支障は少ないと考えられ、賛成する。(福岡

弁)

- ・ 破産法第12条に定める支障部分に該当する情報の記載がある資料の管理方法につき定めておくべきである。(新潟書、日司連、愛知書、熊本書、東京書)
- ・ 破産手続の円滑かつ適正な進行のために不可欠な措置だと解する。(静岡書)
- ・ 現行の破産法12条に支障部分についての規律がある以上、改正後も同様の規律を維持すべきであるとする。(大阪書)
- ・ 甲案に賛成する意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)
破産法12条1項による閲覧等の制限部分について、他の閲覧等制限部分と取扱いを異にする合理的理由はない。
破産手続が原則非公開であり密行性が高いことや、情報改ざん又は流出防止の観点から、甲案のような規律を設けるべきである。
- ・ 基本的には甲案に賛成する。破産法12条1項に基づき閲覧等の制限がされた支障部分のうち、必要があるものについては、ファイルを記録に含めないようにし、紙に出力したり、他の記録媒体に記録したりして、記録からは消去する措置を講じることが相当である。(日書協)
- ・ 特に注意を要する情報であるため、取扱いを明確にしておくべきである。(長野書)

【乙案に賛成】札幌弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、全倒ネット、一弁、早稲田大判例研、倒産研、東弁倒産法有志、個人1名

- ・ 甲案は、紙媒体で保管する記録について、当該破産管財人等は、裁判所に赴き、その紙媒体を閲覧しなければならないこととなり、妥当でない。特段の規律を設けず、システム上での適切な管理に委ねる乙案が妥当である。(札幌弁)
- ・ ア③について反対であることを前提に、乙案に賛成する。
破産法第12条第1項に定める支障部分の記載について、破産管財人等はインターネットを用いて支障部分を含めた文書等の提出をすることが義務付けられるべきであるから、そのことを前提とすれば、破産管財人等が書面等又は記録媒体を裁判所へ提出することは想定されない。電子化についての裁判所の事務負担は生じない。また、破産法第12条第1項による支障部分の閲覧等の制限をした場合には、申立てをした者以外には閲覧請求ができないため、当該支障部分をファイルに記録する必要性が低いように思われるが、同様の支障部分の閲覧制限の手続を定めた民事再生法第17条や会社更生法第12条では、閲覧制限の申立てをした者以外に再生債務者等や更生会社は、支障部分の閲覧等が認められている。そうすると、少なくとも民事再生手続や会社更生手続においては、支障部分についてもインターネットを用いた閲覧ができるようにすべきであり、破産手続においてのみ、あえてファイルに記録をすることの例外を認める理由は乏しい。そして、実例が少ないとしても、破産法上は破産管財人が代わり、後任の破産管財人が職務を行うケースも想定されており(破産法第88条等)、前任の破産管財人の申立てにより支障部分の閲覧制限がされている記録がある場合に、後任

の破産管財人は当該支障部分の閲覧をする必要がある場合に、当該支障部分がファイルに記録されていないと、後任の破産管財人はインターネットを用いた閲覧等ができないことになり、不都合がある。(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研)

- ・ ア③について反対であることを前提に、乙案に賛成する。破産法上、破産管財人が変わり、後任の破産管財人が職務を行うケースが想定されており(破産法88条2項等)、破産管財人の円滑な業務の観点から、乙案が妥当である。(広島弁)
- ・ 破産法及び会社更生法上の閲覧制限の申立てを行うことが認められているのは裁判所から選任された機関のみであるが、裁判所から選任された機関については書面の電子提出が義務化される方向で議論が進められているのであり、提出された書面の電子化という論点は生じないはずである。また、再生手続については再生債務者が閲覧制限の申立てをすることも想定されているが、再生手続について代理人が選任されない事態は通常想定し難いのであり、結局のところ、電子申立てが義務付けられるものと考えられるため、やはり同論点は発生しないはずである。(大阪弁)
- ・ 破産法12条は、もともと破産管財人が提出した書類なら破産管財人しか閲覧できない、という効果を認めるものであって、書類がオンライン化されても、閲覧できる者は限定的であるから、システム上の適切な管理に委ねる(破産管財人しかアクセスできない等)ことで十分であろう。また、かかる書類を紙媒体で保管することになれば、一部の書類が紙媒体のまま保管され、紙と電子ファイルが併存せざるを得なくなり、破産管財人・裁判所等が負担するコストは看過し難いものになる。(早稲田大判例研)
- ・ イについては、ア③について反対であることを前提に、乙案に賛成する。(東弁倒産法有志)

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、東京書、日書協、長野書、個人3名

- ・ 裁判書及び調書等の電子データ化はIT化の基本である。電子データの保存がされていない事件についても、電子データ化されるべきである。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、破産債権者表などについて、書面による作成に代えて、電磁的記録を作成することについて異論はない。(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志、個人)

- ・ 破産手続では、従前の実務においても、破産管財人が、破産管財業務の遂行に必要な場合に、破産手続開始決定書、破産管財人の資格証明書、不動産売却許可書などの書面を、法務局、金融機関、破産裁判所以外の裁判所、破産財団帰属債権の債務者等の第三者に対して交付することがあり、破産債権者や財団債権者に対しては、破産手続終結決定証明書若しくは破産手続廃止決定証明書又はこれらの写しを交付することも多い。これらの書面については、裁判手続のIT化や行政手続のIT化などを通じてバックオフィス連携の充実を図るほか、破産債権者等の利害関係人が各種の証明書又はその写しを、インターネットを通じて取得できるようにすることも検討すべきである。（日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研、個人）
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成するべきである。（大阪書、熊本書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 裁判書及び調書等の電子データ化はIT化の基本である。（愛知書）
- ・ 電子化を促進する観点から、妥当である。（長野書）

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日

口頭弁論の期日について、民訴法第87条の2第1項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議を当事者に利用させることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司書、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、早稲田大判研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、全司法、東京書、日書協、長野書、個人4名

- ・ 破産手続における口頭弁論期日について、民事訴訟手続と別異に取り扱う理由はない。（新潟書、千葉書、日弁連、全倒ネット、日司連、一弁、福岡書、早稲田大判例研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、東京書、長野書、個人）
- ・ 幅広くウェブ会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。（大阪書、愛知書）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 訴訟事件以上にウェブ会議等が有効な場合があり、ウェブ会議等が活用できるよう、必要な法整備等を行っていただきたい。なお、中間試案が両論併記しているように、手続によってはウェブ会議に限定し、電話会議を含めることが相当でないものも考えられるが、これについては、当該事件の特性を踏まえて規則等で定めを置くのが相当だと考える。（全司法）

【その他】大阪弁、早稲田大判例研

- ・ 中間試案においては、ウェブ会議の方法による口頭弁論の期日、ウェブ会議及び電話会議の方法による審尋の期日、電話会議の方法による参考人等の審尋について、「当事者」への意見聴取等が要件となっている。このため、ここでいう「当事者」の範囲を明確にする必要がある。
(大阪弁)
- ・ 審尋や債権調査期日・債権者集会も含め、全員がウェブ参加になるのか、ハイブリッド方式になるのかが明らかではないが、これはハイブリッド方式になることを前提としておく。仮にウェブ参加のみとなると、対面出席を希望する者にとって不利益が生じるが、これを正当化することは困難ではないかと考えるためである。(早稲田大判例研)

(2) 審尋の期日

- ① 審尋の期日について、民訴法第87条の2第2項及び第3項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議を当事者に利用させることができるものとする。
- ② 参考人等の審尋について、民訴法第187条第3項及び第4項の規定を準用し、裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとするとともに、当事者双方に異議がないときは、電話会議により参考人又は当事者を審尋することができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、全司法、東京書、日書協、長野書、個人3名

- ・ ウェブ会議の導入は民事訴訟手続においても導入されることになっており、破産手続で除外する理由はない。また、電話会議を除外する理由もないと思われる。なお、個人の破産事件において対面による審尋は、破産者にとって緊張を強いられる場面であり、これが経済的再建に一定程度効果を上げている側面もあると思われ、対面による審尋も引き続き活用していくべきである。(新潟書、日司連、福岡書、東京書)
- ・ ウェブ会議の導入は民事訴訟手続においても導入されることになっており、破産手続で除外する理由はない。また、電話会議を除外する理由もないと思われる。(千葉書)
- ・ 破産手続におけるこれらの審尋期日等について、民事訴訟手続と別異に取り扱う理由がない。(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志)

- ・ 幅広くウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ ウェブ会議の導入は民事訴訟手続においても導入されることになっており、破産手続で除外する理由はない。また電話会議を除外する理由もないと思われる。(愛知書)
- ・ ハイブリッド方式を前提としているのであれば、異論はない。(早稲田大判例研)
- ・ 利便性が高まるとともに、迅速な手続に資する。(長野書)

【その他】個人12名

- ・ 免責審尋期日については、ウェブ会議及び電話会議を利用する場合であっても、破産債権者のウェブや電話による出席は認めるべきではない。免責審尋期日において出席した破産債権者が述べる意見は、免責不許可事由とは無関係な事情(非免責債権を基礎づける事情を含む。)を述べるだけであったり、感情的な意見を述べたりするものが多いのが実情である。破産債権者にウェブ会議や電話会議による関与を認める必要もないし、これを認めることで、かえって上記のような状況に拍車がかかることが懸念される。近時の実務では、免責審尋期日は開催されず、また開催される場合であっても債権者に期日を個別に通知することはされず、書面による意見申述期間のみが通知される取扱いが一般的であり、かかる運用によって特段の問題も生じていない。そうすると、破産債権者の免責に対する手続保障は、書面による意見申述の機会を確保するという現行法下の運用で足り、さらにウェブ会議や電話会議による手続関与を認めてこれを拡充する必要性は認められない。(個人)

(3) 債権調査期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者(例えば、破産者及び破産管財人)の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、東弁倒産法有志、全司法、東京書、日書協、長野書、個人3名

- ・ 当事者、特に破産債権者は管轄裁判所から遠方にいることも予想されるので、ウェブ会議の導入は当事者にとってメリットが大きい。（新潟書、千葉書、日司連、福岡書、東京書）
- ・ 債権調査につき期日方式を採用する場合、海外を含めた遠方に所在する債権者等、より多くの債権者に参加の機会を与えること、また、コロナ禍のような対面による会議が開催できない社会状況に陥った場合でも破産手続を遅滞させないという観点等から、ウェブ会議の利用を認めることに異論はない。（日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研）
- ・ ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、利便性に資すると考える。当事者、特に破産債権者は管轄裁判所から遠方にいることも予想されるので、ウェブ会議の導入は当事者にとってメリットが大きい。（大阪書、個人）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 利便性が高まるとともに、迅速な手続に資する。（愛知書、長野書）
- ・ ウェブ会議は、遠隔地に所在する債権者等、より多くの債権者の参加を可能にすること、またコロナ禍のような対面による会議が開催できない社会状況に陥った場合でも手続を遅滞なく進めることができること等のメリットがあることから、債権調査期日をウェブ会議で行うことについて異論ない。（東弁倒産法有志）
- ・ 債権者が遠隔地（海外含む）に存在する場合や、コロナウイルス等の感染症の拡大により債権者が期日に参加することが事実上困難な場合においても、ウェブ会議方式で行うことができれば、債権者に対し手続参加の機会を与えることができる。（個人）

【反対】 個人 11名

- ・ いずれも(注)も含めて中間試案に反対する。ウェブ会議を利用した債権調査期日又は債権者集会期日に破産債権者を関与させることを認めるにあたっては、「破産者に異議がないこと」を要件とすべきである。また、破産債権者にウェブ会議による手続の関与を認める前提として、録音・録画等の禁止、出席場所、本人確認及び同席者に関する規律が、法律事項又は規則事項として定められるとともに、多数の破産債権者がウェブにより出席することも想定したウェブ会議システムを整備することを条件とすべきである。破産債権者をウェブ会議に参加させた場合、期日の様子が録音録画されるおそれがある。これがインターネットを通じて拡散されることにより利害関係人以外の公衆にみだりに晒され、破産者の経済的再生を大きく阻害する要因となるおそれがある。多数当事者が関与するという破産手続の特殊性に鑑みると、上記行為を規則等で禁止したとしても十分に機能しないことが懸念される。したがって、破産債権者をウェブ会議による債権調査期日又は債権者集会期日に関与させる要件として、破産者に意見を聴くことのみでは不十分であり、破産者に異議がないことも加えるべきである。破産債権者にウェブ会議による手続への関与を認める前提として、録音・録画等の禁止、出席場所、本人確認、同席者に関する規律を法律事項又は規則事項として定めるとともに、これを担保するウェブ会議システムを整備することを条件とすべきである。（個人）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】 札幌弁、新潟書、千葉書、日弁連、大阪弁、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、東弁倒産法有志、日書協、個人2名

- ・ 意見聴取を義務付けると、手続中にそのための時間が取られることになる。一方、意見を聴取したとしても意見が必ず反映されるものではないことを踏まえると義務付けまでは不要である。本件は、そもそも事件の進行に関する事項であることから、裁判所と破産管財人との間で調整を行うことで十分であると思われる。（新潟書）
- ・ （注）については、裁判所の相当性の判断に委ねることで足りるものとする。（千葉書、個人）
- ・ 関係者の意見聴取を必要とするのは、ウェブ会議の利用を妨げる要因となりうることから、規律を設けないことに賛成する。（日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志）
- ・ 意見聴取を義務付けると、手続中にそのための時間が取られることになる。意見を聴取したとしても意見が必ず反映されるものではないことを踏まえると、義務付けまでは不要である。本件は、そもそも事件の進行に関する事項であることから、裁判所と破産管財人との間で調整を行うことで十分であると思われる（日司連）
- ・ 事件の進行に関する事項であることから、裁判所と破産管財人との間で調整を行うことで十分であると思われる。（大阪書）
- ・ 意見聴取先が極めて多数に上ることもあり、裁判所による意見聴取を必要とするのは現実的でなく、意見聴取の要否や意見が出された場合の開催方法等は裁判所の裁量に委ねるのが適当であるなどとして、提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 利便性の向上と手続の迅速化が図れると思われる。（愛知書）
- ・ ハイブリッド方式で実施されるのであれば参加者にとって不利益が考え難い。（早稲田大判例研）
- ・ 意見を聴かなければならないものとする、その対象者が多数に上り現実的でなく、機動的にウェブ会議を利用することができなくなるなど、制度趣旨を没却することになるため相当ではない。（日書協）

【反対】 福岡弁、東京書、個人13名

- ・ ウェブ会議を利用することの適否については、その判断材料を一次的に有しているのは破産者及び破産管財人であり、これらの者の意見を述べる機会を保障するため、破産者及び破産管財人の意見を聴くこととすべきである。（福岡弁）
- ・ ウェブ会議の導入が当事者にとってメリットが大きいことは確かであるが、破産管財人には、破産法に定められた権限と義務が課されており、破産管財人がその職務を行う上で、債権調査期日を出頭して行う方が適していると判断する場合も十分にありうるので、破産管財

人からの意見聴取を義務付ける必要がある。（東京書）

- ・ 破産管財人が存するときは、少なくとも破産管財人の意見は聞くべきではないかと考える。（個人）

【その他】大阪弁

- ・ ウェブ会議を利用した債権調査期日等は、リアルでの債権調査期日等と併用して実施されるものであり、関係者の手続関与を補完する手段に過ぎず、債権調査期日等のあり方を変容させるものではないから、その実施について、破産者の承諾まで必要とすべきとまでは言えない。

ウェブ会議を利用することによる破産者のプライバシー保護、録音・録画の防止、第三者関与の排除といった問題は、録音・録画禁止の徹底や本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律で対処すべきであって、ウェブ会議利用の可否を破産者の意思にかからしめることで対処すべきものではない。破産手続の当事者である債権者の手続参加の機会は、確保・拡充されるべきであり、ウェブ会議利用はこれに資するものである。そうすると、破産者の承諾の有無や破産者の意見の内容によって、債権者の手続参加の機会が左右されることは相当でない。債権調査期日等のウェブ会議利用について破産者の承諾まで要件とする必要はないと考えられる。

破産債権者に対し、ウェブ会議の方法によって債権調査期日及び債権者集会への関与を認めるにあたっては、録音・録画・公衆送信等の禁止を条件とするとともに、本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律を検討する必要がある。ウェブ会議を利用して債権調査期日等を開催する場合には、ウェブ会議に利用される外部端末の特性によって、これらの手続が非公開であることとの平仄が合わなくなることは避けるべく、録音・録画・公衆送信等の禁止を条件とするとともに、本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律を検討する必要がある。（大阪弁）

(4) 債権者集会の期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、倒産研、東弁倒産法有志、全司法、日書協、個人2名

- ・ 賛成する。なお、債権者集会の期日における議決権行使の在り方について、債権者が広く議決権を行使できるようにすることが望ましく、適切に議決権を行使できるようなシステムの構築を目指すべきである。（札幌弁）
- ・ 当事者、特に破産債権者は管轄裁判所から遠方にいることも予想されるので、ウェブ会議の導入は当事者にとってメリットが大きい。（新潟書、日司連）
- ・ 債権者集会の期日については、債権調査期日と同様に考えられることからいずれも賛成である。（千葉書、個人）
- ・ ウェブ会議を利用することで、関係者が現実同一の場所で会合することなく、リアルタイムに報告や意見陳述、質疑応答を行うことが可能となっており、このようなウェブ会議を用いた債権者集会が可能になれば、債権者にとっての利便性が高まり、債権者集会の実質化が図られると考えられる。また、コロナ禍のような債権者集会が開催できない社会状況に陥った場合でも、破産手続を遅滞させないという観点からも、ウェブ会議による債権者集会の必要性は大きい。

その一方、債権者に対する情報提供の在り方等の観点から、債権者集会のそもそもの必要性について検討する必要があると考えられる。すなわち、債権者集会の主要な機能は債権者への情報提供にあると解されるころ、倒産手続のIT化後は、債権者集会が有する情報提供機能もIT技術を用いたシステム構築によりデジタル化されていくべきであり、そうすることによって破産管財人からの随時の情報提供が可能となり、債権者集会に出席した債権者に対してのみ情報提供がなされている現状に比して、情報提供がより充実するものと考えられる。また、債権者と破産管財人とのコミュニケーションや、破産管財人への情報提供についても電子メールの活用によって活発化することが期待できる。加えて、大多数を占める小規模な破産事件においては債権者集会に出席者がほとんどいないという現状にも鑑みると、こうしたIT活用による情報提供以上に、債権者集会を開催して対面での情報提供が全ての事件で不可欠であるとまでは考えられない。また、債権者数が多数に上る大型の倒産事件や、多くの債権者が海外を含めた遠方に所在する破産事件においては、会場確保の困難性や費用の問題、債権者集会への参加の機会の公平性の観点から、債権者への情報提供をIT化することを前提に、債権者集会を非招集とすることで、手続を簡素化、衡平化することがむしろ適切かつ合理的な場合もある。

なお、債権者集会が事実上有する機能として債務者に対する諭旨機能が指摘されているが、諭旨機能はあくまで事実上のものであって、かかる機能を果たすために債権者集会の開催を必須と考える必要まではないと考えられる。債権者集会を開催しない場合であっても、破産管

財人が債務者との面談等を通じて内省を促し、場合によっては免責審尋を活用することで、破産手続が有する債務者に対する諭旨機能は十分発揮できるものと考えられる。

もともと、情報提供のIT化が実現した後においても、債権者と破産管財人との関係や債務者の属性等によっては、なお債権者集会を開催すべき場合もあると考えられることから、倒産手続のIT化後においては、現在の運用のように、債権者集会の開催を原則とするのではなく、債権者集会を招集するか否かを、事案に応じて任意に選択することができるようにするのが適切である。具体的には、現行破産法は、裁判所は、知れている破産債権者の数やその他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集することを相当でないと認めるときを除き、破産手続開始決定と同時に、財産状況報告集会の期日を定めなければならないと規定するところ（破産法第31条第1項第2号、同条第4項）、債権者集会開催の任意化を実務上円滑に行えるよう、同条項を削除するなど、財産状況報告集会の招集に関する規定を改正することを提言する（なお、現行の民事再生法及び会社更生法では、破産法と異なり、財産状況報告集会の招集は原則とされておらず、実務上もほぼ開催されていない。）。（日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研）

- ・ 当事者、特に破産債権者は管轄裁判所から遠方にいることも予想されるので、ウェブ会議の導入は当事者にとってメリットが大きいと考える。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 利便性の向上と手続の迅速化が図れると思われる。（愛知書）
- ・ 債権者集会をウェブ会議で行うことは、遠隔地に所在する債権者等、より多くの債権者の参加を可能にすること、またコロナ禍のような対面による会議が開催できない社会状況に陥った場合でも手続を遅滞なく進めることができること等のメリットがあることから賛成である。

債権者に対する情報提供の在り方等の観点から、債権者集会のそもそもの必要性について検討する必要があると考えられる。現在、大多数を占める小規模な破産事件においては債権者集会に出席者がほとんどいないという現状にも鑑みると、債権者集会を開催して対面での情報提供が全ての事件で不可欠であるとまでは考えられない。また、債権者数が多数に上る大型の倒産事件や、多くの債権者が海外を含めた遠方に所在する破産事件においては、会場確保の困難性や費用の問題などがあり、債権者集会の開催の可否を検討する必要もある。そもそも、債権者集会を開催する趣旨は、主として債権者への情報提供にあると解されるところ、倒産手続のIT化後は、債権者集会が有する情報提供機能もIT技術を用いたシステム構築によりデジタル化されていくべきであり、そうすることによって破産管財人からの随時の情報提供が可能となり、債権者集会に出席した債権者に対してのみ情報提供がなされている現状に比して、情報提供がより充実し、かつ債権者間の衡平化に資するものと考えられる。もともと、倒産手続のIT化（特に情報提供において）が実現した後においても、債権者と破産管財人との関係や債務者の属性等によっては、なお債権者集会を開催すべき場合もあると考えられる。そこで、倒産手続のIT化後においては、現在の運用のように、債権者集会の開催を原則とす

るのではなく、債権者集会を招集するか否かを、事案に応じて任意に選択することができるようにするのが適切である。例えば、破産法第31条第1項第2号、同条第4項を削除し、財産状況報告集会の招集を原則としないような改正を行うことを提言する（なお、現行の民事再生法及び会社更生法では、破産法と異なり、財産状況報告集会の招集は原則とされており、実務上もほぼ開催されていない。）。（東弁倒産法有志）

- ・ 当事者の利便性確保のため、ウェブ会議を利用し得るものとすべきである。なお、債権者集会の期日に関与させることができる者として「届出をした破産債権者」ではなく、「知れたる破産債権者」とすべきではないかとの意見があった。（日書協）

【反対】個人12名

- ・ いずれも(注)も含めて中間試案に反対する。ウェブ会議を利用した債権調査期日又は債権者集会期日に破産債権者を関与させることを認めるにあたっては、「破産者に異議がないこと」を要件とすべきである。また、破産債権者にウェブ会議による手続の関与を認める前提として、録音・録画等の禁止、出席場所、本人確認及び同席者に関する規律が、法律事項又は規則事項として定められるとともに、多数の破産債権者がウェブにより出席することも想定したウェブ会議システムを整備することを条件とすべきである。（個人）

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、千葉書、日弁連、大阪弁、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、倒産研、東弁倒産法有志、日書協、個人2名

- ・ 意見聴取を義務付けると、手続中にそのための時間が取られることになる。一方、意見を聴取したとしても意見が必ず反映されるものではないことを踏まえると、義務付けまでは不要である。本件は、そもそも事件の進行に関する事項であることから、裁判所と破産管財人との間で調整を行うことで十分であると思われる。（新潟書、日司連）
- ・ 債権者集会の期日については、債権調査期日と同様に考えられることからいずれも賛成である。（千葉書、個人）
- ・ 関係者の意見聴取を必要とするのは、ウェブ会議の利用を妨げる要因となることから、規律を設けないことに賛成する。（日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研）
- ・ 事件の進行に関する事項であることから、裁判所と破産管財人との間で調整を行うことで十分であると思われる。（大阪書）
- ・ 意見聴取先が極めて多数に上ることもあり、裁判所による意見聴取を必要なものとするのは現実的でなく、意見聴取の可否や意見が出された場合の開催方法等は裁判所の裁量に委ねるのが適当であるとして、提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 利便性の向上と手続きの迅速化が図れると思われる。（愛知書）
- ・ ウェブ会議の利用の可否を破産者又は破産管財人の意見に左右させることは、ウェブ会議の

利便性を損なう結果となるため、反対である。（東弁倒産法有志）

- ・ 意見を聴かなければならないものとする、その対象者が多数に上り現実的でなく、機動的にウェブ会議を利用することができなくなるなど、制度趣旨を没却することになるため相当ではない。なお、関係人の意見を聴かなければならないとすべきではないものの、実務上、第1回の債権者集会においては、破産者が破産に至った経緯等について自発的に謝罪の言葉などを述べることもあり、これによって債権者の心情が多少ならずとも宥められ、その後の進行に寄与するという例も見受けられることから、実情に応じた柔軟な運用が図られるべきと考えられる。（日書協）

【反対】福岡弁、個人11名

- ・ ウェブ会議を利用することの適否については、その判断材料を一次的に有しているのは破産者及び破産管財人であり、これらの者の意見を述べる機会を保障するため、破産者及び破産管財人の意見を聴くこととすべきである。他方で、破産債権者は、破産者及び破産管財人とは異なり、ウェブ会議を利用することの適否についての一次的な判断材料を有しているとはいえず、意見聴取による時間的コストや手続的な負担・支障が予想されるので、意見聴取は必要とすべきでない。なお、議決権行使の方法については、電子投票システムを用いる方法等の検討が必要である。（福岡弁）

【その他】大阪弁、早稲田大判例研

- ・ ウェブ会議を利用した債権調査期日等は、リアルでの債権調査期日等と併用して実施されるものであり、関係者の手続関与を補完する手段に過ぎず、債権調査期日等のあり方を変容させるものではないから、その実施について、破産者の承諾まで必要とすべきとまでは言えない。ウェブ会議を利用することによる破産者のプライバシー保護、録音・録画の防止、第三者関与の排除といった問題は、録音・録画禁止の徹底や本人確認の方法、出席場所及び同席者に関する規律で対処すべきであって、ウェブ会議利用の可否を破産者の意思にかからしめることで対処すべきものではない。破産手続の当事者である債権者の手続参加の機会、確保・拡充されるべきであり、ウェブ会議利用はこれに資するものである。そうすると、破産者の承諾の有無や破産者の意見の内容によって、債権者の手続参加の機会が左右されることは相当でない。よって、債権調査期日等のウェブ会議利用について破産者の承諾まで要件とする必要はないと考えられる。（大阪弁）
- ・ 意見聴取なしでウェブ開催してもよいとして基本的に賛同する意見と、債権者集会については例外的に意見聴取を必要なものにしてもよいのではないかとの意見があった。前者は、債権者が多数に上る場合には困難になること、ハイブリッド方式であれば不利益が考え難いことから、意見聴取を不要とするものである。もっとも、補足説明は、債権者集会では主に破産管財人・破産者の報告・説明が行われることが想定されるから、破産管財人・破産者に届出債

債権者の参加方法に特に意見を述べる法律上の利益がないこと、現在の実務運用では債権調査期日と債権者集会期日とは同じ日時に実施されることがあるから一方でウェブ会議のための意見聴取を不要とするのであれば他方もそうすべきことを述べるが、これらは再生手続・更生手続でも常に妥当するとはいえないであろうから、補足的な理由と捉えることになる。後者は、債権者集会は債権者への情報提供および債権者の意思決定のための機会となるものであり、債権者の意向を直接に手続に反映させる、という理念的に重要な意義を有するものであるから、債権調査期日等とは異なり、ウェブ会議の利用のために利害関係人の意見聴取を必須とする、という制度でもよいのではないか、との意見である。この見解による場合、すべての事件で全関係人の意見を聴取するとすると、コストも膨大になりうる場所であるが、意見聴取を行うのは債権者が少数の事件に限定するか、意見聴取の対象を大口債権者に限るなどの対応策がありえよう。（早稲田大判例研）

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。
- ② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 一定の債権者（例えば、債権届出をした破産債権者）も、（注1）②の申立人等と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするとの考え方がある。

(注3) （注1）の①及び（注2）の考え方とは別に、裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限定するものとするべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、倒産研、東弁倒産法有志、東京書、個人3名

- ・ 電子化された事件記録につき現行法の規律を維持するものであり、特段の異論はない。(広島弁、大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

2 試案の(注1)から(注3)までに対する意見

【(注1)及び(注2)に賛成】日弁連、静岡書、全倒ネット、一弁、倒産研、個人1名

- ・ 倒産手続において最も利害関係を有するのは債権者であり、記録の情報提供機能は最大化されるべきである。債権者の認定を厳重にし過ぎるとIT化による利便性の向上に反することになるため、債権者の認定については、債権者による疎明のほか、申立時の債権者一覧表記載や破産管財人の新たな債権者報告等も参考にすることも検討されるべきである。

また、過去に閲覧等の請求をした際に破産債権者と認定され、利害関係人として閲覧等をした者であっても、その後の代位弁済や債権譲渡等によって破産債権者でなくなり、利害関係を失った者については、閲覧等が認められないのは当然である。事件管理システムにおいて、破産管財人の報告などに基づき、裁判所が、当該者の閲覧等の権限を喪失させるなどの手当てがなされるべきである。(日弁連、一弁)

- ・ 中間試案の補足説明の中に、破産者のプライバシー保護を考慮し、裁判外端末による事件記録の閲覧を制限する考えが示されているが、(注1)及び(注2)であっても閲覧等ができる者の範囲が裁判所が利害関係を認めた者に限定されていること、債権者に重大な影響を及ぼす手続であること、適正な手続を担保する作用が期待できること、利害関係者が多数に及ぶところ、(注1)および(注2)を認めなければそもそも電磁的記録化する意味が低減することを考慮すると、(注1)及び(注2)の規律を設けるのが妥当であると解する。(静岡書)
- ・ 倒産手続において最も利害関係を有するのは債権者であり、記録の情報提供機能は最大化されるべきである。債権者の認定を厳重にし過ぎるとIT化による利便性の向上に反することになるため、債権者の認定については、債権者による疎明のほか、申立時の債権者一覧表記載や破産管財人の新たな債権者報告等も参考にすることも検討されるべきである。一方、プライバシー等の対応としては、閲覧制限の規律のほか、「目的外使用の禁止」について明文の規定を設け、違反した場合の罰則規定(過料)も検討されるべきである。(全倒ネット、倒産研)
- ・ 閲覧等に伴う破産者のプライバシー等の保護については、(閲覧等の制限制度に加えて、)目的外使用禁止と、その違反時の罰則(過料)規定を設けて対応すべきである。(注1)同様に、「一定の債権者」の判断が厳重になりすぎないように留意する必要がある、裁判所や破産管

財人に届出された届出書等も活用し、一定の債権者にとって閲覧等のための過大な負担が生じない方法を採用すべきである。(個人)

【(注1)に賛成、(注2)及び(注3)に反対】大阪弁

- ・ (注1)から(注3)に提示された規律は、①利害関係のチェックを経ることなく「いつでも閲覧等」をすることのできる主体の範囲をどのように画するのが適切か、②「裁判所外端末」を用いた閲覧等を行うことができる主体の範囲をどのように画するのが適切か、との2つの論点を含むものである。

破産債権者については、真に債権者に該当するかの判断等が必要となるため、利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を一般的に認めることはできない。申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等について「いつでも閲覧等」を認め得るのは、これらの者が事件の係属中は常に利害関係を有する者であることが確定している点にあるものと考えられる。これに対し、破産債権者は、たとえ債権調査手続で確定された破産債権を有する者であっても、その後連帯保証人による全額弁済や債権譲渡等によって破産債権の帰属が変動することがあり得るのであるから、一度、破産債権者として利害関係があると認められたとしても、その後も常に破産債権者として利害関係を有することが確定しているものではない。破産債権者は、「いつでも閲覧等」が認められなくとも、都度、利害関係を疎明して閲覧等を求めることは容易に可能なのであるから、これによって破産債権者への情報提供が阻害されるわけでもない。破産債権者については、「一定の債権者」に限定したとしても、「いつでも閲覧等」を認めることには反対である(なお、(注2)は、「いつでも閲覧等」を認める「一定の債権者」の線引きの例示として、「債権届出をした破産債権者」を挙げている。これは、実務上、債権届出があれば特別の疎明が不要とされる例が多いことをベースにしているものと思われるが、債権届出自体は、自身が破産債権者であると主張する者の意思のみで行うことができる以上、「一定の債権者」に利害関係のチェックを経ない「いつでも閲覧等」を認める制度を作るにあたり、届出の有無を線引きとすることは相当ではない。)

次に、申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等については、事件係属中における「裁判所外端末」を用いた閲覧等を認めることに異論はない。また、利害関係を疎明した破産債権者等の利害関係人に、裁判所設置端末を用いた破産事件の記録の閲覧等を認める一方で、「裁判所外端末」を用いた閲覧等を認めないとする合理的な理由を見いだすことは困難である。破産債権者等の利害関係人が破産事件の記録を閲覧等したい時には裁判所へ赴く必要があるというのは、記録が紙ベースである場合にはやむを得ないと思われるが、IT化後も同様の取り扱いとするのでは、利害関係人による記録の閲覧等に関してはIT化による利便性の向上はないに等しく、利害関係人への情報提供についての利便性の向上というIT化の趣旨の一つに真っ向から抵触するように思われる。

破産事件の記録に、破産者以外の第三者の個人情報やプライバシー情報が含まれる場合が

あることは事実ではあるが、これらの情報の複写等による不当拡散等が問題であることを根拠とするならば、記録の閲覧等自体を制限する必要があるのであって、裁判所外端末を用いた記録の閲覧等のみを制限する理由にはならない。

破産債権者が、破産事件の記録の閲覧等によって取得した情報を、自身が提起予定の破産会社の役員に対する損害賠償請求のために用いることなども想定され、このような情報の利用は、破産手続外ではあるものの、破産債権者の正当な権利行使の一環としてなされるものであり、一概に制限されるべきではない。また、多数の消費者被害が生じた破産事件では、債権者である消費者らから受任した弁護士から構成される弁護団や研究会に所属する弁護士が、破産事件の文書の閲覧をしたり、破産管財人から資料の提供を受けたりすることにより、破産者の役員や従業員に対する責任追及や他の制度を利用した被害回復を図るために必要な証拠資料を収集し、これらを弁護団等において共有し、被害救済に役立ててきた弁護団活動等が制約されることもあってはならない。一方で、上記のような破産債権者の権利行使や弁護団活動等においても、無関係な第三者の個人情報やプライバシー情報まで利用する必要はないと考えられる。個人情報やプライバシー情報の保護のために、目的外使用禁止の明文規定を設けるか否か、目的外使用禁止の明文規定を設ける場合でも、目的を破産手続での使用に限定するとの単純な規律とするのか、利用される情報の内容、利用目的及び利用の態様等の事情を考慮した総合判断に基づく規律とするのかなど、その内容については慎重な検討が必要である。加えて、これに連動して、違反した場合の罰則規定を設けることについては、さらに慎重な検討が必要である。（大阪弁）

【（注1）②及び（注3）に賛成】 広島弁

- ・ 電子化された事件記録の閲覧等に関し、（破産債権者を含む）利害関係人は裁判所設置端末を用いた閲覧等（のみ）をできるが、他方、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等は事件係属中はいつでも裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるとすべきである。

現状、大部分の債権者が閲覧・謄写を請求しているものではなく、それによって金融機関等の債権者の業務運営に支障が出ているというものではない。また、破産債権者を含む利害関係人に裁判所外設置端末による閲覧等を認めることとなれば、実際に閲覧等を行う者が「利害関係人」であるかを厳密に確認することは困難となり、場合によっては利害関係人以外の閲覧等がなされる危険をはらんでいる。こうした点を踏まえれば、敢えて電子化された事件記録等を利害関係人に裁判所外端末を用いた閲覧等を認める必要はない。

なお、裁判所設置端末による閲覧等に関しては、現在でも遠隔地の裁判所への郵送による記録謄写手続が可能であることを踏まえれば、破産手続の係属する裁判所に限定せず、他の裁判所の設置端末でも利害関係人による閲覧等を認めて差し支えないといえるし、これにより債権者をはじめとする利害関係人の利便性は現在より相当に向上するものと思われる。

また、上記のように利害関係人に債権者は含まれ、一度債権者と認定された以降、再度、同

様の「債権者」の立場であれば閲覧等の請求が否定される必要はなく、基本的に「いつでも閲覧」の対象とするのは相当といえるが、いったん「債権者」と認定された後に債権者の地位を失うこともあるのであるから、そのことを念頭に置いた制度とすべきである。（広島弁）

【（注3）に賛成】新潟書、沖縄弁、日司連、大阪書、福岡書、愛知書、東京書、長野書、消費者ネットみやざき、宮崎弁、個人14名

- ・ 利害関係人と破産者（債務者）及び破産管財人等とは扱いが異なるのは当然であり、基本的な考え方は妥当である。ただし、（注3）の考え方のおり、個人の破産者のプライバシー保護という観点から、利害関係人には裁判所外端末を用いて閲覧を認めるべきではないと考えられる。この点については、秘匿事項の取扱いや、破産法第12条による対処である程度の解決が可能な問題であるが、閲覧制限は申立てが必要であり提出後直ちに閲覧制限がされるわけではない。

現状、個人破産事件で利害関係人による閲覧請求はあまり数が多いと思われないが、閲覧が裁判所外端末で可能となると請求が増加する可能性もあることから、破産者やその家族などのプライバシー情報が容易に入手できる手段ともなり得る。プライバシー保護の必要性和閲覧の機会の確保を比較衡量すると、利害関係人については、裁判所設置端末での閲覧とすることが望ましい。（新潟書、日司連、愛知書）

- ・ （注3）に賛成する。なお、債権者・利害関係人が利用できる「裁判所設置端末」とは、破産裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。（沖縄弁）
- ・ 利害関係人と破産者（債務者）及び破産管財人等とは立場が異なるので、別の扱いをすることは当然である。破産者のプライバシー保護の観点からは、利害関係人に裁判所外端末を用いての閲覧を認めるべきではない。（大阪書）
- ・ （注3）の限定は必ず必要である。破産手続は、破産者の個人情報ほとんどすべてを開示する手続であるため、債権者保護とは別に、破産者のプライバシーに十分な配慮が必要である。利害関係人は、その利害関係の有無や内容について精査が必要であるほか、裁判所外端末を用いての閲覧を認めると、情報管理上の問題もでてくることから、これを認めるべきではない。現状、個人破産事件で利害関係人による閲覧請求はあまり数が多いと思われないが、閲覧が裁判所外端末で可能となると請求が増加する可能性もあることから、プライバシー保護の必要性和閲覧の機会の確保を比較衡量すると、利害関係人については、裁判所設置端末での閲覧のみとするべきである。（福岡書）
- ・ 裁判所外端末を用いた閲覧ができる者が増えれば、個人破産者であった場合、その個人情報の流出のおそれは高まるので、閲覧ができるものはできるだけ限定されることが望ましい。そこで、（注3）の考え方のおり、個人の破産者のプライバシー保護という観点から、利害関係人には裁判所外端末を用いての閲覧を認めるべきではないと考える。この点については、

秘匿事項の取扱いや、破産法 12 条による対処である程度の解決が可能な問題であるが、閲覧制限は申立が必要であり提出後直ちに閲覧制限がされるわけではない。

現状、個人破産事件で利害関係人による閲覧請求はあまり数が多いと思われるが、閲覧が裁判所外端末で可能となると請求が増加する可能性もあることから、破産者やその家族などのプライバシー情報が容易に入手できる手段ともなり得る。プライバシー保護の必要性和閲覧の機会の確保を比較衡量すると、利害関係人については、裁判所設置端末での閲覧に限ることが望ましい。(東京書)

- ・ 個人の破産者のプライバシー保護の観点から、(注3)の考え方に基づいた規律とすべきである。(長野書)
- ・ 破産債権者がすべて閲覧できるとなると、自己の端末から全部の情報を定型的に集めておこうという方針とする金融機関が現れることは当然に想定ができ、そうだとすれば、センシティブな情報がすべて金融機関に知られる恐れがあることが破産申立の前提となることから、申立てを躊躇する要因となり、多重債務者の救済にならない。なお、金融機関自体に知られることがプライバシー侵害と考えるのであるから、得た情報の利用制限をすることは無意味である。他方で、現在でも、裁判所に出向いて閲覧はできるのであるから、債権者や利害関係人の権利を害することにはならない。(消費者ネットみやざき、宮崎弁、個人)
- ・ 申立人、破産者(債務者)及び破産管財人を除いた利害関係人は、裁判所設置端末のみによる閲覧等を請求することができるものとすべきである。(注2)の一定の債権者がいつでも裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができることに反する。

申立人、破産者(債務者)及び破産管財人を除く利害関係人が、裁判所外端末を用いて電子化された事件記録を自由に閲覧・複写することが可能となれば、消費者金融・信販会社等のすべての破産債権者によって事件記録が複写、保有され続ける可能性が生じる。そうなれば、これを懸念して破産申立てを躊躇する債務者が出てくる恐れがある。事案によっては、債権者等の利害関係人により、特段の必要もないのに、破産者の戸籍謄本や住民票など破産者の個人情報記載された書類が裁判所外端末から複写され、不当に個人情報拡散するおそれがあり、目的外使用の禁止規定を設けたとしても、かかる事態を完全に防止できるかは疑問である。

現行破産法下において、ほとんどの利害関係人が破産記録の閲覧等をしておらず、裁判所外端末を用いた閲覧等の必要性は高くはない。現行法に準じて、裁判所の許可を得た上で裁判所設置端末のみによって閲覧等ができる取扱いとすべきである。

(注2)につき、一定の債権者(例えば、債権届出をした破産債権者)であっても、その後に債権譲渡や保証人による保証履行等によって破産債権者ではなくなることは十分に考えられることから、いつでも閲覧等を認めることは不適切である。(個人)

- ・ 申立人、破産者(債務者)及び破産管財人を除く利害関係人について、現行破産法下においても裁判所での閲覧等が認められている以上は、電子化された事件記録について、裁判所設置端末を用いた閲覧等の請求をすることができることは、問題ない。これに対し、申立人、

破産者（債務者）及び破産管財人を除く利害関係人が、裁判所外端末により、自由に電子化された事件記録を閲覧・複写することが可能となれば、破産申立書及びその添付書類について、消費者金融・信販会社等のすべての破産債権者によって、複写され、保管され続ける可能性があるという前提で破産申立てをしなければならなくなり、機微に渡る情報については裁判所に対して報告することについて、破産者から承諾を得られなくなる可能性があるし、債務者が破産申立てを躊躇する結果になることすら考えられる。さらに、現在、裁判所は、破産者に対し、破産者自身の情報のみならず、相続関係を立証するための戸籍謄本や、同居の家族全員の氏名及び生年月日の記載された住民票などについても、添付することを要求している。また、例えば、失業・離婚・疾病・身体的精神的障害・前科などについても場合によっては報告を求められる場合がある。このような個人情報の詰まった書類まで、幅広く複写されることを許容すべきではない。それを防止する方策として、目的外使用の禁止について明文の規定を設け、違反した場合の罰則規定を定めるなどの対策をしたとしても、かかる事態を完全に防止できるかは疑問であるし、そもそも、個人情報の漏洩による被害は事後的には完全には回復できないものであるから、そのような抑止による対策だけでは十分ではない。

したがって、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人を除く利害関係人については、裁判所外端末からの閲覧・複写は認めない制度とすべきである。

一定の債権者（例えば、債権届出をした破産債権者）であっても、前記懸念があることは同様である。また、債権届出をした破産債権者にあっても、ほとんど破産記録の閲覧等をしていないのであり、容易に裁判所外端末を用いて事件記録全ての閲覧等を認める必要性は高くない。一定の債権者について、申立人等と同様に、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができるものとするには反対である。（個人）

【（注1）から（注3）までに反対】札幌弁

- ・（注1）から（注3）までに反対する。

破産事件には、訴訟事件とは異なり、裁判の公開原則（憲法82条1項）の趣旨が妥当しない上、インターネットを用いた記録の閲覧等が、その性質上、不特定多数の者にその内容を拡散する端緒となり得ることに留意する必要があるし、立法化に当たっては、慎重な配慮が必要である。そこで、利害関係人であることの疎明と、裁判所外の端末からの閲覧等をするのが相当な者であることの疎明の二段階の要件審査を設けることが考えられる（その上で、②に掲記された者については、当該許可があるものとして、いつでも電子情報処理組織を用いて、裁判所外における文書等の閲覧及び複製をすることができるようにすべきである。）。

申立債権者、破産債権査定決定に係る手続における異議を述べた破産債権者及び異議等のある破産債権を有する破産債権者その他、裁判所外の端末からの閲覧等をするのが相当な者として裁判所書記官が許可した者を他の利害関係人と区別した上で、当該者については、裁判所外の端末を利用しての閲覧等を認め、他の利害関係人については、裁判所書記官に対し、

利害関係を疎明することにより、裁判所において閲覧等を行うことを請求するという、現在の規律を維持すべきである。（札幌弁）

【その他】福岡弁、裁判所、早稲田大判例研、東弁倒産法有志、日書協、経団連、個人1名

- 次の意見があった。（福岡弁）

（（注1）及び（注2）に賛成する意見）

情報拡散の懸念は、利害関係人による 閲覧等を裁判所設置端末に限定することによって防止し得るものではない。そのため、プライバシー等の対応としては、閲覧制限の規律のほか、「目的外使用の禁止」について明文の規定を設け、違反した場合の罰則規定（過料）も検討されるべきである。なお、債権調査によって、債権者でないことが確定した者については、以後の閲覧等を認めるべきでない。

（（注1）①及び（注2）に反対し、（注1）②及び（注3）に賛成する意見）

例えば、利害関係人が図書館等、不特定多数の者が利用できる施設内のパソコン等を利用して電子化された事件記録を閲覧等していた場合で、適切なログアウト等の作業をしないまま離席することで、利害関係を有しない第三者が閲覧してしまうという可能性に鑑みると、目的外使用の禁止の明文化 及び 罰則規定（過料）では、十分にプライバシー等へ対応できない。プライバシー等への対応は、利害関係人が裁判所内の端末を用いてのみ閲覧できる方法によるべきである。

- （注1）及び（注3）については、（注1）に賛成する意見が多かったが、裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができる者の範囲を限定する（注3）の考え方に賛成する意見も相当数あった。それらの理由として次のような指摘があった。（裁判所）

（（注1）に賛成する意見）

裁判所外端末を用いた記録の閲覧等を、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人に限るとすると、債権者に対する情報提供が不十分となり、事件記録を電子化する場合のメリットが大きく減殺される。

破産者のプライバシー等を保護するための方策については、別途検討するのが相当である。

（（注3）に賛成する意見）

破産事件においては、破産者の生活状況などの高度のプライバシー情報が含まれることが多いから、利害関係人に裁判所外設置端末を利用した閲覧を認めるべきではない。

- （注2）については、提案に賛成する意見と反対する意見とに分かれた。それぞれの理由として次のような指摘があった。（裁判所）

（提案に賛成する意見の理由）

債権者に対する情報提供の観点から、一定の債権者に限らず、全ての債権者について、事件の係属中は裁判所外端末を用いた閲覧等をいつでも認めるべきである。

（提案に反対する意見の理由）

利害関係の有無については、代位弁済等による変動の可能性もある以上、閲覧等が申請される都度、個別具体的に判断すべきであり、いったん許可した者が将来にわたり、いつでも閲覧等ができるとするのは適当でない。

債権届出をした破産債権者について、いつでも閲覧等ができるとした場合には、閲覧等だけを目的に虚偽の債権届出を提出する者が現れるおそれがある。

- ・ 現行破産法第11条の規律を基本的には維持するという方向性には賛同する。その上で、(注1)～(注3)に記載されている、どの範囲に閲覧等を許可するかであるが、まず、(注3)のような立場では、届出債権者等であっても裁判所に赴かなければ情報を取得することができなくなるのであり、遠隔地や国外に居住する債権者のことを考慮すれば、明らかに妥当でない。他方で、(注1)は「利害関係人」の範囲に限定がないが、これでは、誰でも秘匿情報にアクセスできることとなってしまう、制度を悪用・濫用する者が出てくるおそれがある(情報取得のために裁判所を直接訪れる必要があるという現行実務は、相当程度こういった者に対する抑止力となっていると考えられるが、オンラインアクセスが可能となれば、こうした抑止力は働かなくなる)。

そこで、一定の限定を設ける(注2)の立場が望ましいと考えられる。限定の範囲としては、例示されるように債権者に届出を要求する、ということも考えられるが、それでは手続開始申立段階での情報取得ができなくなってしまうため、届出ではなく、債務者提出にかかる債権者一覧表へ自己の氏名が記載されていることを要求すれば足りると考える。(早稲田大判例研)

- ・ (注1)について賛成する。但し、プライバシー及び個人情報保護の対応として、「目的外利用の禁止」について明文の規定を設けるべきである。(注2)については反対する。倒産手続において最も利害関係を有する債権者に対する情報提供機能は最大化されるべきであって、一度債権者と認定された以降は、「いつでも閲覧」の対象とすべきであり、プライバシー等の対応としては、閲覧制限の規律のほか、「目的外使用の禁止」について明文の規定を設け、違反した場合の罰則規定(過料)も検討されるべきである。(注2)の裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのを申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等に限定するのは、債権者一般が、戸籍謄本や、生年月日や同居の家族全員の氏名及び生年月日の記載された住民票などの個人情報までが容易に閲覧謄写され、悪用され得るという懸念等に配慮してのことだと思われる。しかし、仮に債権者の閲覧方法を制約したとしても、これらの資料が閲覧謄写されうることには変わりなく、本質的な解決に資するものではない。かかる個人情報保護のためには、目的外使用の禁止を定め、違反した場合の罰則規定(過料)、破産法第12条の閲覧制限の対象を拡張する法改正(破産法12条は「破産財団の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分」に限定しているが、これを、個人情報に関わる情報を含め得るようにする。)などによる対応も検討すべきである。(東弁倒産法有志)
- ・ 同時廃止事件の事件記録は、高度のプライバシーを含むので、利害関係人であっても裁判所設置端末での閲覧も含め閲覧を認めるのは相当でない。他方、管財事件や民事再生事件(個人

再生を除く。)では、利害関係人による閲覧等を認めるほか、「e情報提供」など管財人から債権者への情報提供を一層拡充することによって利便性を高めるべきである。なお、倒産手続内における特定の利害関係人間の争訟である査定・決定手続に関する部分については、当該利害関係人以外の者が閲覧及び謄写をすることができないこととすべきである。

(注1)について賛成する。ただし、どのように本人確認を行うかが問題となり得る。(注2)について現行の手続が維持されることを前提に賛成する。(注3)について反対する。破産者(債務者)及び破産管財人に限定すべきではない。(日書協)

- ・ 債権届出をした債権者にも裁判所外端末を用いた事件記録の閲覧等を認めることは、債権者の権利保護に資する。ただし、他の債権者の個人情報に記載された事件記録について閲覧等に供すべきかは検討を要する。(経団連)
- ・ (注1)～(注3)については、再考をいただきたい。裁判所外端末を用いた閲覧ができる者が増えれば、個人破産者であった場合、その個人情報の流出のおそれは高まる。一方で、(注2)に例示されているような「債権届出をした破産債権者」については、債権者一覧表などを閲覧することに、ある一定程度の利益がある。例えば、閲覧できる書類の範囲を一定程度に制限する方法が可能であるのか否か、秘匿すべき個人情報の保護と破産手続の迅速化等の公益性とのバランス等々、それらの点についてよく検討をしていただき、再提案をいただきたい。(個人)

6 送達

(前注) 破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つであり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、全信金、東弁倒産法有志、東京書、日書協、長野書、個人5名

- ・ 民事訴訟手続と同様でよいが、同一の金融機関が異なる事件で債権者として関わることの多い破産事件の特性を踏まえて、予め電磁的記録の送達システムが利用できるような工夫を検討すべきである。(新潟書、千葉書、日司連、個人)
- ・ (前注)の記載は、破産法における通知をシステム送達の方法(民訴法第109条の2第1

項)で行えることとすることを前提としている(その旨の規定を破産規則に置く。)という理解を前提に、賛成する。(日弁連、全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志)

- IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)
- 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- 利便性の向上と裁判手続の迅速化が図れると思われるから。(愛知書)
- 原案のとおり、送達を受けるべき者がインターネットを用いた送達を受ける旨の届出をしている場合に、インターネットを利用した電磁的記録の送達がされることに賛同する。ただし、インターネットを利用した送達を受ける第三債務者が、過度な負担や責任を負うことがないような、手続・システムとしていただきたい。(全信金)
- 民事訴訟手続と同様でよい。(長野書)
- 特段異論はない。なお、(前注)に記載されているように、システム送達の方法は、あくまでも一つの通知手段と整理すべきである。現行破産法では、「相当と認める方法」(破産規則12条)として、メール等による通知が許容されているが、かかる規律は維持し、事案に応じた柔軟な通知方法の採用を許容すべきである。(個人)

【その他】静岡書、全信金、法友会、東京書

- 通知についても電磁的記録により行うことができることを明示してはどうか。中間試案の補足説明には、通知も電磁的記録により行うことができると解される旨が述べられているが、せっかく改正するし、破産法は手続法であるから、通知についても、国会が定める法により、明文規定を設ければよいと解する。(静岡書)
- インターネットを利用した電磁的記録の送達については、民事訴訟法を準用して、送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録を閲覧した時、ダウンロードした時、又は通知が発出されてから1週間を経過した時のいずれか早い時に効力を生ずるとし、「責めに期することができない事由」により閲覧又はダウンロードをすることができない期間は、1週間に算入しないということが提案されている。「責めに帰することができない事由」としては、どのような事由が想定されているのか。(全信金)
- みなし閲覧の「一週間」について、年末年始や連休が重なる場合にどのように考えるのかについて(民訴法109条の3第2項における「その責めに帰することができない事由によって前項第1号の閲覧又は同項第2号の記録をすることができない期間」に該当するのかなど)、明確化すべきである。事業者が給与債権の差押えや売掛債権の差押え等における第三債務者の立場に立つ場合、差押命令の効力発生後は二重払いの危険を負うことになる。したがって、システム送達による差押命令が所定の期間の経過により自動的に発効する場合においては、当該期間中の祝日等の取扱いが実務上重要と思われるためである。(法友会)
- 通知アドレスの届出は、すべての手続に対するものとして、事前に裁判所に電子メールアドレス

レスを届け出るのではなく、手続開始が申し立てられ、従来どおり手続における電磁的記録の送達を受けた後、特定の事件につき届け出るものとすべきであり、特定の個人のものではなく、事業者の関係者が入ったメーリングリストの届出も認めるべきである。事業者における事件対応・処理は組織的になされるのが一般的であり、特定の個人が対応することを前提とした制度設計とすると、例えば当該個人が急遽休暇を取得せざるを得なくなった場合などに支障が生じるためである。また、事件ごとに使用するメールアドレスは異なることもあるし、事業者の関係者が入ったメーリングリストを通じて電磁的記録の送達を受けて適時に情報共有がされた方が、事案の早期対応・解決に資することもあるためである。（法友会）

- ・ 民事訴訟手続と同様でよいが、同一の金融機関が異なる事件で債権者として関わることの多い破産事件の特性を踏まえて、あらかじめ電磁的記録の送達のシステムが利用できるような工夫を検討するべきである。（東京書）

(2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、倒産研、東弁倒産法有志、東京書、日書協、長野書、個人4名

- ・ 民事訴訟手続と同様でよい。（新潟書）
- ・ 公示送達においてインターネットを利用して表示する情報について、破産事件に関する手続における特性、特にプライバシーに配慮する必要があるといった観点から、通常のキーワード検索では公示事項として表示する情報が引き出されないような方法をとることを期待する。（千葉書、個人）
- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公示送達の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載（以下「転用等」という。）することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公示送達の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。裁判所が公示送達した内容を他に転用等された場合に、破産情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該公示送達の内容に係る者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者該当し、仮に当該転用等が個人データに該当しない場合であっても、個人情報

の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公示送達の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。（静岡書）

- ・ 民事訴訟手続と同様でよい。（日司連、東京書、長野書）
- ・ IT化の促進の観点から、公示送達について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 利便性の向上と裁判手続の迅速化が図れると思われる。（愛知書）

7 公告

【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

破産手続等における公告において、（官報への掲載に加えて、）裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない（甲案のような特段の規律は設けない）ものとする。

（注1）破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

（注2）個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）などを検討すべきとの考え方があるが、他方で、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえて、裁判所外において公示しないこととするなどの見直しに慎重な考え方もある。

（意見の概要）

1 試案の本文及び（注1）に対する意見

【乙案に賛成】札幌弁、千葉書、全青書、広島弁、大阪弁、大阪書、福岡書、早稲田大判例研、石川書、全信金、日書協、個人8名

- ・ 乙案に賛成し、（注1）に反対する。官報は、国の機関紙として、行政機関の休日を除いて、

毎日発行されており、インターネット版の官報によって、直近30日分の官報のデータを無料で閲覧することができ、官報情報検索サービスでは、昭和22年5月3日から当日発行分までの官報のデータを有料で検索することができる。官報に掲載することに加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとる必要性に乏しい。また、とりわけ都市部以外の地域では、インターネットにより破産に関する情報が公表され、拡散されることに伴う負の社会的評価が、破産者の経済的更生の妨げとなる懸念もある。幅広く存在する多様な利害関係人に対して破産手続に関する情報を広く周知するとともに、その手続保障を画一的に与えるには、官報による公告のみを維持するのが適切である。（札幌弁）

- 公告は、債権届出期間の通知や免責についての意見申述期間の通知といった役割があるが、民事執行の手続における公告のような、周知効果を向上させる観点からの周知方法の拡大ニーズは高くないものと思われる。破産法上の効果（破産法51条）もあることから、官報への掲載という方法を否定するものではないが、官報への掲載に加えて裁判所のウェブサイトに掲載しなければならないような理由は考えられない。（千葉書）
- 破産法が手続の開始決定を官報に公告する趣旨は、公告等により、これを周知して、権利行使の機会を与えるとともに、第三者が不測の損害を被らないようにしたものである。この「第三者の権利行使の機会を与える」という手続の必要性により紙面の官報に、破産者の氏名・住所が掲載されることになるが、独立行政法人国立印刷局により官報掲載情報がインターネット上で公開された結果として、現に手続終了後も不当に別サイトに二次掲載され、現実に掲載当事者や家族が不利益を被るなどの問題が多数生じている。

このように官報紙面による破産公告の一過性の性質がインターネット社会においては大きく変化していると捉え、その課題の克服こそを検討すべきである。甲案のように官報公告に「加えて」、裁判所のウェブ公告を行うことを必要とするような立法事実は無く、国民感情としても到底受け入れ難いものとする。（全青書）

- 近時、破産者マップなどの破産者の住所を含む個人情報を掲載したウェブサイトにより、破産手続終了後も容易に検索できる状況が存在している。こうしたウェブサイトへの対処としては破産手続のIT化の中で行うよりも、個人情報保護法の運用や場合によっては同法の改正によるべきであるが、甲案のように、裁判所ウェブサイトに掲載する方法により公告を行う場合、現在以上に破産者マップなどのウェブサイトが簡易に設置され、これにより破産者情報が現状の官報公告を超えて不必要な拡散を招くおそれがある。このような恐れが想定される中で、現在の官報公告以上に個人及び法人を含めて破産に関する情報を容易に入手できるようにする必要はなく、官報公告に加えて裁判所ウェブサイトへの掲載を規定するべきではない。

また、破産手続の迅速化のため裁判所ウェブサイトへの掲載のみとすべきとの考え方（注1）については、破産手続の各段階は必ずしも公告がなされなければ進まないというものではなく、破産手続を迅速に進めることと、公告の効果をより早く発生させることとは必ずしも

リンクするとはいえない。そして、運用にもよるが裁判所ウェブサイトへの掲載には上記のような問題もあることから、(注1)には反対である。なお、官報にもウェブ版が存在するが無料での閲覧は直近30日間に限定される一方で、紙媒体としての官報が存在することにより、後日の破産者の情報の調査にも対応できるという意味で、公告手段として適切であるといえる。(広島弁)

- ・ 乙案に賛成する。ただし、官報情報がインターネット掲載されている現状における個人破産に関するプライバシー問題については、インターネット掲載期間の制限、情報の複写・集約を阻止する技術的制限、権利行使以外の目的外使用の禁止のための規定を設け、これらに違反した場合の個人情報保護法の罰則強化等を検討すべきである。また、インターネット掲載は、氏名のみ留めて住所は記載しないものとし、氏名から債務者に対する権利を有する可能性を探知した倒産債権者は、官報自体を閲覧することで債務者の同一性を確認するという方法とすることも検討の余地がある。

(注1)の官報への掲載廃止については、将来的には検討に値する。ただし、倒産裁判所のウェブサイトに掲載する方法を採用するとしても、掲載期間を制限するとともに、情報の手動による複写又はプログラムによる自動取得によってデータベース化することを不可能とするような技術的措置を講ずる、破産法等が定める公告の目的に反する利用に対して刑罰を設けることが必須であり、また、ウェブサイトでの閲覧が可能な者を典型的に倒産債権者となることが多い金融機関、信販会社及びリース会社並びに特に倒産裁判所から許可を得た者に限ることとして、ID及びパスワードによる制限を設けることを引き続き検討すべきである。

(注1)の官報への掲載を廃止して裁判所のウェブサイトに掲載する方法に代える意見については、手続の迅速化や費用面でのメリットがある。しかし、現時点で裁判所のウェブサイトへの掲載方法が公告の周知機能を果たせるのか疑問がある。将来的に裁判所のウェブサイトへの掲載による周知方法が広く認識され、周知方法としての機能が認められるようになれば、官報への掲載という時間及び費用を要する方法から、裁判所のウェブサイトへの掲載のみとすることは、上述の公告制度の趣旨に沿うものであり、合理的と考えられる。

現時点においては、倒産手続における集団的処理の要請や債権者の手続保障・財産権保護の観点から官報公告を維持することとすべきであり、乙案に賛成する。(大阪弁)

- ・ 裁判所のウェブサイトへ破産者の情報を掲載することは、破産者のプライバシーを侵害することになる恐れがあるので認めるべきではない。同時廃止の事案については、官報公告自体の廃止を検討すべきである。(大阪書)
- ・ 乙案に賛成する(ただし、今後、(注2)記載の個人破産者に関する公告方法の見直しが必要である。)

破産手続における公告の趣旨は債権者の権利行使の機会の確保にあり、そのために、公的な伝達手段である官報を利用することとされているが、掲載された破産者の「破産した」という事実が、手続終了後もインターネット等を通じて半永久的に掲載され続けることになるな

ど、官報には問題点も多い。この度の改正案では、IT化にともない、公告方法を「官報に加えて」ウェブサイト掲示という方法をとるか否かが検討されているが、現状においても破産者と関係のない第三者が破産者の不必要な情報を収集しみだりに使用するなどの問題が生じていることに鑑みると、公告手段を増やすことには賛成できない。（福岡書）

- ・（注1）の官報掲載を廃止し裁判所サイトに一本化するという立場は疑問である。裁判所で情報を管理できるという点にはメリットは認められるものの、紙媒体がないということは、インターネットにアクセスできない者は情報を知り得ないこととなって破産法第51条の適用を正当化できなくなるし、先述の通り、現行実務は官報をベースに動いているためである。

甲案であるが、現状、インターネット版の官報も存在しており、契約形態によってはすべての官報記録を遡れることからすれば、これに加えて新たに裁判所ウェブサイトで公開する意義は乏しいとも考えられ、どの程度メリットがあるか不明確である。それゆえ、現状維持の乙案でよく、個人破産者については、個人情報保護法制で対処していく方向が望ましい。（早稲田大判例研）

- ・ 個人破産者のプライバシーの保護を考慮すると、現状の官報公告に加えて裁判所のウェブサイトに掲載することについては特段不要と考える。なお、いわゆる「破産者マップ」のように個人情報の利用方法に問題があるケースもあるため、官報公告の内容や在り方については引き続き検討の余地があると考え。（石川書）
- ・ 破産手続等の公告の在り方のうち、甲案については、官報と裁判所ウェブサイトの公告の開始時期が相違する場合には、金融機関や利用者の確認する媒体が一方のみのとき、金融機関の相殺等の実務を複雑化させることが想定される。このため、現行を維持する乙案に賛同する。仮に甲案が採用される場合でも、公告を確認する媒体によって差が生じ、相殺等の実務に影響が出ることはないようにしていただきたい。

また、（注1）については、仮に個人破産情報の官報公告を廃止された場合、金融機関における個人破産情報の収集や、個人信用情報機関からの個人破産情報の取得が困難になる可能性がある。また、各裁判所のウェブサイト掲載のみとなった場合、金融機関が毎日全ての裁判所のサイトにアクセスするのは物理的に困難であり、金融機関の与信実務に与える影響が大きい。

なお、甲案・乙案ともに、個人の破産情報の第三者への転用防止措置の強化を検討することは重要と考えるが、金融機関の実務に影響がでないようにご検討いただきたい。（全信金）

- ・ 官報への掲載に加えて裁判所のウェブサイトに掲載する必要性は乏しい。官報とウェブ掲載が併存すると、両者の効力の関係が複雑となり整理が困難になると解される。（注1）については反対する。官報は過去（昭和22年頃）まで遡って検索が可能であり、何人であっても公立図書館等での閲覧が容易である。他方、公告については、裁判所ウェブサイトの閲覧に限るとすると、利用者のIT環境の多様性により利便性に不公平が生じる可能性がある。（日書協）
- ・ 裁判所のウェブサイトに掲載する方法を加えることにより裁判所書記官の事務上の手間が

増えることになるが、それに伴い公告が効果的になるかは疑問がある。（個人）

- DV被害者の中には経済的DVを受け、加害夫に多額の借金を負わされた者がいる。このような者は、避難先がわからないように避難しなければならず、避難した後に自己破産手続をすることになるが、官報公告により避難先が明かされる危険があり、手続自体に踏み切れず、生活保護受給にも苦労している者がいる。破産者マップ事件のために多くのDV被害者が破産手続を回避し、更に被害を受けた。ウェブサイト掲載の方法はDVからの避難、自殺防止や生活再建を妨げる。乙案を選択していただきたい。（個人）
- 破産手続等における公告については、債権届出期間の通知や、免責についての意見申述期間の通知といった役割があるが、民事執行の手続における公告のような、周知効果を向上させる観点からの周知方法の拡大ニーズは高くないものと思われる。破産法上の効果（破産法51条）もあることから、官報への掲載という方法を否定するものではないが、官報への掲載に加えて裁判所のウェブサイトに掲載しなければならないような理由は考えられない。（個人）
- 乙案を支持する。理由は、2019年3月に発生した『破産者マップ』、および、それ以降に発生した類似サイトによる個人情報晒しにより、本人のみならず、親族に対する侮辱、差別、嫌がらせなどの人権侵害が、SNS等を含めたあらゆる場所で起きたためである。おそらく、表面化していないだけで、子どもたちの間では、『親が破産をしている』という理由でのイジメが発生していると思われる。個人情報保護法が改正され、差別を助長するような行為が禁止されても続いている状況で、法律によって規制をするだけでは効果がない状況になっている。そのため、破産等の手続に関する公告を官報に載せないという抜本的な対策が必要だと思う。しかし、債権者と債務者という関係にある人でも、虚偽の申告によって手続が開始されたという知らせを受けられない人が居るのも事実で、何かしらの形で現状維持が必要ではないかとも思う。この相反する両者を考えた場合、紙面版官報は現状を維持し、インターネット版官報は公告部分を除外するという考えが妥当なのではないかと思う。破産者マップ等のサイトで利用されたデータは、インターネット版官報からOCRによって取り込まれたのもであると考えられ、紙面版官報を入手しなければデータベース化はできない状況であれば、現状と比較するとデータベース化へのハードルは高かったことも考えられる。したがって、甲案のようにウェブサイトによって公告することになれば、インターネット版官報と同様にデータベース化が比較的簡単になってしまう懸念がある。（個人）
- 大規模な法人破産と個人の消費者破産（零細事業者を含む）は全く違う。このような制度改悪がされれば、個人破産をためらう人、破産しても経済的再生を阻害される人が続出して、大変な悲劇を生むのが必至である。（個人）
- 乙案に賛成する。破産手続等に関する公告は、債権者が破産手続に関与するための機会を保障することを目的とするものであるが、個人破産者については、一般的に、債権者数や個々の債務額が大きくなることはなく、公告手続により新たに債権者が判明する場合であっても、破産手続に大きな影響を与えることはほとんどなく、また、公告により新たな債権の申出がさ

れることも少ないと考えられる。これに対して、ここ数年、いわゆる破産者マップと呼ばれる、過去に破産手続をした個人の住所や氏名をマップにピン付けするような形でインターネット上に公開するような行為がなされており、これらのサイトは閉鎖されてもまた新たなサイトが立ち上がるなどいちごっこの様相を呈しており、これらの個人情報は官報公告に掲載された内容を転載したものと考えられている。そして、破産手続のためのみに公示された情報が、その目的を超えて公開されることにより、過去に破産した事実を広く知らしめ、既に破産手続をしたことがある者に大きな不安を与えるのみならず、これから破産手続をしようとする者が二の足を踏むという状況となっている。したがって、個人破産者についての官報公告は、債権者の手続保障という法益と、破産者の個人情報が広く知れ渡ることにより受ける被害や精神的苦痛を保護するという法益を比較すると、IT環境が飛躍的に普及して一度公開された情報が半永久的に残ってしまうという昨今の状況を勘案すれば、もはやこれを廃止すべきと考える。債権者の手続保障という観点を考慮し、仮に現在の公告制度を維持するとしても、個人破産者の住所や生年月日などの情報は、例外としてこれを公示しないようにする法整備をすべきである。具体的には、例えば、個人破産者については、破産申立開始の申立ての際に、裁判所は、申立て又は職権により、破産者の住所等の情報の全部または一部について公告を必要としない旨の決定をすることができるような規定を設け、その運用について裁判所に一定の裁量を持たせるという方法が考えられる。裁判所は、個人破産者の債権者数や負債総額、個々の債権者に対する債務の額、非免責行為の有無などから、公告の是非を判断することになるため、債権者の手続保障についても事件記録の閲覧手続を手当てすることにより一定の保護がなされるものと考えられる。(個人)

【(注1)に賛成】静岡書、全倒ネット、一弁、倒産研、東弁倒産法有志、個人1名

- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公告の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転載し、多数の者が認識することができるようにすることを禁止する規定、この禁止規定に違反した転載について裁判所の職権で当該転載にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公告の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。債務者が自ら破産申立てをする場合の費用負担が減少するので、賛成する。一方、破産者のプライバシーが債権者の保護の範囲を超えて侵害されることは極めて厳格に防止および排除することのできる措置を設けるべきである。

裁判所が公告した内容を他に転載された場合に、破産した情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該破産者やその家族等に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転載をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転載行為が個人データの第三者提供に該当しない場

合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転載を削除する権限はない。ところで、公告の内容の全部または一部を他に転載することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が債権者の保護のためにインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転載することを禁止するとともに、これに違反して転載がなされたときには、裁判所が職権で、当該転載に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転載を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転載を削除することができるようにすべきである。（静岡書）

- ・（注1）に賛成する。なお、（注1）の公告方法に関し、裁判所のウェブサイトに掲載する期間は、破産手続終了後一定期間とすべきである。公告制度は破産手続の集団処理のための根幹であり、手続の迅速化及び利用者費用負担の軽減等IT化の目的をより促進させる観点から、甲案の「官報に掲載することに加えて」を一步進め、（注1）のとおり、「官報に掲載することに代えて」裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならない、とすることが相当である。また、破産者のプライバシー保護の観点から、裁判所のウェブサイトへの掲載期間は、破産手続終了後一定期間とすべきである。（全倒ネット、一弁、倒産研）
- ・（注1）の公告方法に関し、裁判所のウェブサイトに掲載する期間は、破産手続終了後一定期間とすべきである。破産手続等は、多数の利害関係人が関与することが想定される場所、破産手続等における関係者に対する裁判の告知や書面の送付を、速やかにかつ経済的に実施するためには、できるだけ簡便な方策を採用することが必要である。かかる観点から、個別に到達させる手段だけでなく、公告という方法を認め、一定の場合には必要的に公告を要求するとともに、送達を実施しなければならないときであっても公告で代替できることを原則的に認めている破産法10条の趣旨、及び、手続の迅速化及び利用者費用負担の軽減等IT化の目的をより促進させる観点からは、官報よりも周知性のある裁判所のウェブサイトに掲載する方法が望ましい。したがって、官報に掲載することに代えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとすることは相当であり、甲案及び乙案に反対であり、（注1）の考え方に賛成である。（東弁倒産法有志）
- ・ 現行法における公告を官報に掲載する方法は、官報掲載までに約2週間程度の期間を要しており倒産手続の迅速性を損なっている点は否めない。また、官報掲載費用については、債務者が負担しているところ、これは収入印紙とは別に負担しているものであり、その必要があるか疑問でもある。これらの点に照らせば、官報掲載は廃止し、裁判所のウェブサイト掲載の方法へと切り替えるべきである（そのため、官報掲載の方法を併存させる甲案及び乙案には反対し、（注1）に賛成する）。（個人）

2 （注2）に対する意見

【（甲案、乙案及び（注1）に反対し、）個人破産者の公告の在り方を見直すことを検討するこ

と（注2の前段）に賛成】秋田弁、沖縄書、ヤミ金対策会議、新潟書、沖縄弁、NACS、奨学金、日司連、夜明け、ヤミ金対策埼玉弁、買取金融対策会議、愛知書、広島書、熊本書、東京書、長野書、主婦連、熊本青書、消費者ネットみやざき、クレサラ対協、43条対策会議、被連協、いちようの会、あざみの会、宮崎弁、広島つくしの会、個人166名

・ インターネット上に破産者の個人情報を掲載した「破産者マップ」と称するウェブサイトが開設され、破産手続により免責許可を得て復権をした多数の個人のプライバシーを深刻に侵害するものとして社会問題化した。これに対し、個人情報保護委員会は、個人情報保護法に違反するとして、一定の措置を講じた。これにより、「破産者マップ」は閉鎖されたが、その後も、同種のウェブサイトが次々に現れており、問題が解消されてない。これらのウェブサイトは、インターネット版官報の有料サービスから個人破産者の氏名及び住所等を取得して、これらを公開していると思われる。このような事態を防ぐためには、保人情報保護法による対応だけでなく、個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）が必要である。（秋田弁）

・ 個人破産者については、公告の在り方を次のとおり見直す。

- ① 個人破産手続、個人再生手続における公告手続のうち、個人の同時廃止手続については公告そのものを廃止し、その他の手続については、公告内容の見直しをすべきである。
- ② 破産情報の公開の制限と、破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則を強化すべきである。

インターネット官報をもとにしたと思われる「破産者マップ」というサイトが複数存在する。過去に破産申立て又は個人再生申立てをした者の住所氏名等をインターネット上で公表するサイトで情報の削除に金銭の支払を要求する悪質なもので現れている。これらは、破産者等に精神的苦痛、社会生活上の困難をもたらし、破産法・民事再生法が目的とする債務者の経済的再生に支障を来すものである。一旦破産情報がネット上で掲載されると、その情報をすべて削除することは困難である。事後救済が十分には望めない以上、事前規制を強化すべきであり、公告の在り方を次のとおり見直すべきである。個人の同時廃止事件については、配当手続はなく、公告の廃止により情報公開が制限されても、債権者の不利益は少ない。債権者から漏れた者は、破産法第253条第1項第6号によりその債権は免責されないものであるから、やはり不利益は少ないと言える。個人破産でも管財事件の場合は、配当を前提とし、破産者の情報公開の必要性があるので、公告の維持はやむを得ない。ただし、住所は掲載せず、管轄裁判所・事件番号、氏名と生年月日を掲載して債権者が債務者を特定できるようにすべきである。個人再生事件については、債権者から漏れると、再生計画案に対する議決権を確保できないため、手続きの公平性が損なわれる。したがって、公告の維持はやむを得ないが、住所は掲載せず、管轄裁判所・事件番号、氏名と生年月日を掲載して債権者が債務者を特定できるようにすべきである。破産情報が容易に収集できる現状では、今後も新たな「破産者マップ」が登場す

ることが予想される。破産や個人再生の申立てを債務者が躊躇する事態になれば、法の目的が著しく損なわれることになる。そこで、過去の個人の破産情報の公開を制限し、違反した者には個人情報保護法による重い罰則を定めるべきである。（沖縄書）

- ・ 個人破産については、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととすべきである（注2の前段の考え方に賛成）。「新・破産者マップ」なるウェブサイトの存在により、このところ、過去に破産した人が、その事実を知人に知られるなどし、多大な精神的苦痛を受けるという事例が発生している。また、多重債務者が、破産した場合の情報拡散を恐れるあまり、債務整理の手段として、自己破産手続を選択することができないという事態も生じている。このような状況を放置することは、破産制度の「経済生活の再生の機会の確保」（破産法第1条）という趣旨を失わせるに等しく、到底看過できない。これまで、個人情報保護法の改正により、不適正な個人情報の利用の禁止条項を制定し、個人情報保護委員会により、違法なウェブサイトに対しては、繰り返し、行政指導をし、勧告をし、停止命令をするなどの対応を行ってきたにもかかわらず、その後も、同様の被害が生じていることからすれば、個人情報保護法による対策だけでは限界があることは、明らかである。したがって、この際、個人破産については、公告の在り方を見直すこととし、官報掲載を廃止すべきである。

公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととした場合には、官報掲載や裁判所ウェブサイトへの掲載と比較して、周知性には劣ることになる。しかし、法人の破産手続における公告と、個人（自然人）の破産手続における公告は分けて考えるべきである。法人の破産手続とは異なり、自然人については、「経済生活の再生の機会の確保」（破産法第1条）や、個人情報の保護、名誉・プライバシーの侵害防止という観点も考慮した上で、公告制度の在り方を検討する必要があるからである。そして、破産者マップ等のウェブサイトにより、破産者情報の拡散が看過できない事態を招いていることからすれば、現状の官報公告を維持すべきでないし、裁判所ウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことも妥当でない。公告の方法を、従前よりも周知性の低い方法に変更することについては、利害関係人の手続参加等の機会が失われるのではないかと、との指摘もある。しかし、債務者が「虚偽の債権者名簿」を提出することは免責不許可事由となり、かつ「破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権」は非免責債権となるから、債務者は、通常、自らの把握する全ての債権者について、正確に記載した債権者一覧表を提出するものである。そして、債権者一覧表に記載された全ての債権者について、破産手続開始の通知がされるから、必ずしも、官報掲載や裁判所ウェブサイトへの掲載という方法によらずとも、基本的に、全ての利害関係人に対して、手続参加の機会が確保されている。そして、これまでも、利害関係人への告知手段として実際に機能してきたのは、官報公告よりも、個別の通知であったことをあわせ考えれば、今後、個人破産について官報公告を廃止し、裁判所ウェブサイトへの掲載もせず、裁判所の掲示場への掲示または裁判所設置端末での閲覧による公告

のみとした場合でも、そのために、利害関係人が手続参加できなくなるという弊害が生じることは、ほとんどないと言える。（ヤミ金対策会議、クレサラ対協、43条対策会議）

- 個人破産者については、公告の在り方を見直すという考えに賛成する。同時廃止事件では公告は廃止し、管財事件では、公告事項から住所を除外し、代わりに生年月日等の個人の特定情報で代替するべきである。破産者マップなる破産者の住所氏名をインターネット上の地図に表示したサイトが度々出現しており、破産事件当事者のプライバシーの保護を図る必要がある。官報がインターネット上で公開されることから破産情報のデータ化が容易になっている。官報公告が果たす役割とプライバシーの保護との兼ね合いの問題となるが、同時廃止事件は配当の予定はなく、官報公告による債権者の権利行使の機会確保を重視するとしても、債権者は免責に関して意見を述べるのが主な権利であり、仮に官報公告が廃止されたことによる、意見申述の機会を逸したとしても、破産法第253条第1項により保護されるのであるから、大きな不利益とまでは言えない。破産者マップ問題は、個人情報保護の問題でもあり、個人情報保護委員会が対処していることは承知しているが、閉鎖に応じないサイトがあり、もはや個人情報保護委員会による対処では限界があることは明らかである。公開された破産情報の悪用を破産法で禁止し、違反者には個人情報保護法の刑罰規定を超える罰則を定めるべきである。破産者マップのようなサイトの出現を許さないためには、罰則の強化も必要だが、そもそもデータ化を困難にすれば、問題は起きない。同時廃止事件の公告廃止と管財事件の個人住所の不掲載で、データ化、マップ化を防ぐべきである。閉鎖されない破産者マップが存在する以上、対策は緊急を要する。（新潟書）
- 裁判所ウェブサイトといえどもいったんネット上に掲載された場合、今の世の中、情報の拡散は免れないと考える。甲案は危機感を覚える。特段の規律を設けない乙案は規律を設けないということで、個人破産者のその後の権利侵害を含む不透明感を覚える。むしろ（注2）の前段「公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）などを検討すべきとの考え方に賛同する。（NACS）
- インターネット上に破産者の個人情報を掲載した「破産者マップ」というウェブサイトの存在が報道され、広く知られるようになった。このようなウェブサイトは、海外で運営されていたり、運営者の特定ができなかったり、所在がつかなくなったりするので、個人情報保護法による対策だけでは、限界がある。当会議は、法人破産の公告と個人破産の公告は分けて考え、個人破産については、「破産者マップ」のような弊害が現実には発生していることを重く受け止め、官報掲載を廃止すべきであると考え。個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことは、現状の官報公告にも増して、かえって、不必要に破産者の情報が拡散されるおそれがあるので、反対である。個人破産については、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととすべきである（注2の前段の考え方に賛成）。

法人の破産手続とは異なり、自然人については、「経済生活の再生の機会の確保」（破産法1条）や、個人情報の保護、名誉・プライバシーの侵害の観点が重要であり、破産者マップ等のウェブサイトにより、破産者情報の拡散が看過できない事態を招いている現実に照らせば、現状の官報公告を維持すべきでないし、裁判所ウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことも妥当ではない。官報公告が利害関係人の手続参加の機会を確保する手段だというのは、建前に近く、現実には、むしろ、ヤミ金融が暴利行為のターゲットを探索するなどの手段として利用している実態がある。このように、これまでも、利害関係人への告知手段として実際に機能してきたのは、官報公告よりも個別の通知であったことに照らせば、今後、個人破産について官報公告を廃止し、裁判所のウェブサイトへも掲載せず、裁判所の掲示場への掲載または裁判所設置端末での閲覧による広告のみとした場合でも、そのために利害関係人が手続に参加ができなくなるという弊害が生じることはほとんどないといえる。（奨学金）

- ・ 個人破産者については、公告の在り方を見直すという考え方に賛成する。別途提出意見書（法制審議会民事執行、民事保全、倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会第10回資料「小澤委員提供資料」）のとおり。（日司連）

- ・ 甲案は、破産・個人再生（以下「破産等」という。）を申し立てた者の住所及び氏名を、官報公告に加え、裁判所のウェブサイトに掲載するというものであるが、かかる手法は、支払不能の状態にある者に対して破産申立てをちゅうちょさせる効果が大きすぎるため、破産法・民事再生法の目的に反し、妥当ではない。

乙案は、そもそも官報公告を前提とすることや、ウェブサイトへの掲載を禁止するものではないという点で、適切ではない。これまで、破産者等の情報をウェブサイトに掲載する主体は、破産者マップ、新・破産者マップ等、名称を変え、雨後の筍のごとく現れている。個人情報保護委員会は、勧告、禁止命令等の行政処分を下しているが、モグラ叩きのような状態になっており、なおかつ、日本国外においてかかる行為をした場合には行政による規制の権限が及ばないという問題も明らかになってきており、行政機関等による規制はこの問題に十分に対応できないことが既に明らかになっている。そのような状況下で、もはや、破産法・民事再生法の趣旨・目的の達成のためには、破産者等に関する情報を出版物により広く一般に公表するという官報公告の方法自体を改めるほかない。（夜明け、ヤミ金融対策埼玉弁、買取金融対策会議）

- ・ 個人破産者については、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこととし、裁判所の掲示板への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみにすべきである。官報公告に掲載された情報を悪用し、破産者の自宅住所、氏名や自宅地図をウェブ上に公開し、破産者の人権侵害が横行していることに加え、破産者に対する詐欺行為や脅迫行為など犯罪の温床になっていること、これらにより破産者の生活再建や社会生活に大きな支障を生じさせていること等に鑑み、個人破産者については公告のあり方を見直すことが必要である。

（愛知書）

- ・ 個人破産については、公告の在り方を見直しすべきであり、少なくともインターネット版官

報及び官報情報検索サービス等のウェブサイトへの掲載は、ただちに廃止すべきである。また、個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことは、相当地でない。本意見に関連して、個人破産情報を不当に公開した者への罰則を強化するとともに、国民への周知を図るべきである。

個人破産者の個人情報をも本人の同意なくデータベース化した上で、これをインターネット上に公開し、さらに、この公開されたインターネット上からの個人破産情報の削除を希望する場合には、不当に金銭の支払いを要求する、いわゆる「破産者マップ問題」による悪質な被害がサイトを変えながら今なお続いている。このような違法行為を是正するためには、官報公告の在り方を見直すべきである。しかし、個人破産についての官報公告への掲載をするか否かを含め、官報公告の在り方を見直すことは、破産手続における官報公告の効果に鑑み、検討には相当の時間がかかることも想定される。一方、インターネット版官報及び官報情報検索サービス等のウェブサイト上への掲載をせず、官報への掲載のみとしても、官報公告の効果自体への影響はない。個人破産者の情報をウェブサイト上への掲載をすることで、確かに官報利用者の利便に資するところではあるが、それよりも、これが悪用され、個人破産手続において本来想定していなかった、個人破産したことが長期間にわたりウェブサイト上で公開され、個人破産者の権利が侵害される違法行為が続き、これによる被害者を生み続けている現状に鑑みれば、少なくとも、個人破産者についての公告は、官報へ掲載するのみとして、インターネット版官報及び官報情報検索サービス等のウェブサイト上への掲載を直ちに切りやめるべきである。また、官報公告の在り方を見直しと同時に、新・破産者マップの運営者のような悪質な者に対する罰則を強化し、また、その周知を図るべきである。なお、IT技術の進歩とともに、必ずしも日本国内にいなくともウェブサイトを利用して日本国内で違法行為をすることも可能となっている。新・破産者マップが日本国外において運営されているかは定かではないが、このような違法行為については、仮に日本国外で運営していたとしても、日本国内で運営する者と同じように迅速に罰則の適用がされるよう、国際社会と連携し対応すべきである。（広島書）

- ・ 個人破産の場合、法人破産とは異なり、破産者の個人情報やプライバシーの保護の観点から公告の方法について検討する必要があると考える。いわゆる破産者マップをみてもわかる通り、現状の官報公告から破産者の情報はデータベース化されやすい状況にあり、IT化により、それらの情報は広く拡散されやすくなっており、一度、拡散された情報を消去することは難しい状態である。個人破産では、破産者の経済的な再生において、それらの情報が、本来の目的から外れて大きな障害となるおそれがあることが想定される。破産者の情報拡散については、別途、立法による対応も考えられるところであるが、そのような措置を講じたとしても、同様に情報を拡散する者は、繰り返し現れ、情報拡散の方法を変える者も現れることは、容易に想像でき、上記懸念は払しょくできない。以上から、個人破産者については、公告の在り方を見直すという考えに賛成する。（熊本書）
- ・ 甲案、乙案及び（注1）ともに反対する。（注2）の個人破産者につき、公告の在り方を見

直すという考えに賛成する。甲案、乙案ともに、個人破産を含めた全てについて官報公告の対象とすることを前提としている。また、(注1)は裁判所のウェブサイトに掲載されることにより、破産者の個人情報悪意のある者が簡単に流布させることができることにつながるからである。以下に述べるとおり、個人破産について官報公告を行うことは、破産者に過度な不利益をもたらすことにつながりかねない。

(注2)につき、現在の官報(公告)がウェブサイトで閲覧できることと合わせて、個人の破産者を過酷な環境に陥らせる「破産者マップ」なるものが容易に作成できてしまう現在の環境は問題である。一方で、破産手続等における公告の効果や意義も軽視できない。裁判所外において公示しないことや、個人破産者の公告を廃止することのほか、例えば官報公告におけるウェブサイトにおける閲覧から個人破産者を除くなどの方策も含めて、再度、慎重な検討、議論を望む。個人破産者が、健全に、経済的・経済的に再生できる途を議論していただきたい。(東京書)

- ・ 個人破産者については、(注2)の、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと(例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみにすること)という考え方に賛成する。個人破産者の個人情報がウェブサイト上に晒されるという被害が発生している現状等に鑑み、破産法第1条の「債務者の経済生活の再生の機会の確保を図る」という趣旨や個人情報・名誉・プライバシー等の保護という観点から、現在の公告の在り方を見直す必要がある。(長野書)
- ・ 破産手続の公告については、法人と個人でその方法を変えるべきである。甲案、乙案は、ともに「官報への掲載」を前提としているが、個人破産については公告の在り方を見直し、官報への掲載をやめるべきである。甲案、乙案とも反対である。また、個人破産については、裁判所ウェブサイトへの掲載をすべきではない。したがって、(注1)に反対である。個人破産については、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみによる公告を行うこととすべきであり、(注2)の前半の考え方に賛成する。法人破産については、IT化を進めるといった観点から、法人破産に限れば、甲案あるいは(注1)のどちらかのかたちで、裁判所のウェブサイトに掲載する方法での公告を行うことに賛成である。法人破産は、全ての財産を処分し、清算して、法人格を消滅させる手続であるのに対し、個人破産は、生活に必要な財産を残しながら、免責許可決定を得て、経済生活の再生の機会を確保するための手続である。法人破産と個人破産は、その目的、手続ともに異なるため、公告の方法も変えるべきである。

個人破産は、法人破産とは異なり、破産者の個人情報保護、プライバシーの侵害防止、経済生活の再生の機会の確保といった観点から、公告の在り方を見直す必要がある。官報への掲載は、「破産者マップ」事件など、多くの弊害をもたらしているため、やめるべきである。また、裁判所のウェブサイトに掲載することは、現状の官報よりも、さらに、不必要な情報拡散を招くおそれがある。破産の事実を知人や職場に知られてしまうことを恐れ、多重債務の問題を解決する手段として自己破産手続を選択することを避けてしまう事態は、破産制度の目的であ

る「経済生活の再生の機会の確保」を阻害する。したがって、別の方法を考える必要があり、具体的には（注2）の前半にあるように、個人破産については、「裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみ」による公告を行うこととすべきである。（主婦連）

- ・ 昨今、個人破産の官報公告情報が官報以外の方法によって転載され、個人の経済的更生を妨げている現状に鑑み、個人破産の公告の在り方そのものを見直し、個人破産については、官報への掲載を廃止すべきである。個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことは、極めて不相当である。個人破産については、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととすべきである。（熊本青書）
- ・ 文字情報となり広く拡散されるインターネット上に破産者の住所氏名といった個人情報を晒すことには強く反対である。破産者マップや、その後の類似のサイトが相次いで開設され、被害は拡大の一途をたどる。個人情報保護法による規制は誠に不十分であり、事後的な対策でしかなり得ない。現在問題となっている「新・破産者マップ」は、個人情報保護委員会の命令によっても、サイト閉鎖を行っておらず、個人情報保護委員会が無力であることを示している。今後、新破産者マップについては、警察対応の局面になったが、公示送達でしか命令が送られていないことから、新破産者マップが、個人情報保護委員会の命令に違反したという故意が立証できるのかという問題があるし、警察権力は謙抑的に動くことから、あまり期待は持てない。裁判所内掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧でも公告したと言え、これはインターネット環境がない者であっても知ることが可能である。もとより、公告は擬制でしかない以上、公告の方法としても十分であると言える。なお、裁判所ウェブサイトと官報掲載を双方行うなどというのは、プライバシー侵害の程度を無意味に広げるものであり、断固として反対である。そもそも、公告制度自体が問題なのであって、公告自体の廃止について、引き続き検討すべきものとして、例えば附帯決議などに入れることを目指すべきである。（消費者ネットみやぎき、宮崎弁、個人）
- ・ 個人破産については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止すべきである。個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により広告を行うことには、反対である。個人破産については、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととすべきであると考え（注2の前段の考え方に賛成）。（被連協、いちょうの会、あざみの会、広島つくしの会、個人）
- ・ 甲案・乙案に反対する。自然人の自己破産の公告については、官報への掲載を廃止すべきである。裁判所のウェブサイトに掲載する方法にも反対する（注1に反対）。注2の前段の考え方に賛成する。自然人については公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で公告すべきである。

（理由）

従来、地域紙に破産情報が載っていた地域では個人が自己破産手続を選択することに強い

抵抗があったこと。さらにインターネットの普及により、破産者マップのような個人情報の拡散が非常に懸念される事態となったこと。

インターネットでの拡散は、半永久的なものとなる恐れがあり、プライバシー侵害が著しいこと。

個人破産者の債権者のほとんどは貸金業者や信販会社であり、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で公告しても、債権者に過度な負担とならないこと。（個人）

- ・ 自然人の自己破産の公告については、官報への掲載を廃止すべき（甲案・乙案に反対）。裁判所のウェブサイトに掲載する方法も反対（注1に反対）。公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で公告すべき（注2の前段の考え方に賛成）。

（理由）

破産者マップにみられるような情報拡散と不必要なプライバシー侵害

個人情報保護法による対応では不十分

短期間でもインターネットに晒されれば、データベース化され、半永久的にインターネット上に拡散され続ける恐れがある。（個人）

- ・ 個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことには、絶対に反対である。個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことは、デジタルにより自動的に永久保存・拡散することが容易に可能になり、破産者の経済的更生を妨げるため。（個人）
- ・ 公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことなどを検討すべきとする考え方に賛成する。法人の破産手続における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきである。その上で、裁判所のウェブサイトへの掲載期間を制限し、権利行使以外の目的外使用を禁止するなどの措置をとるべきである。自然人の破産手続における公告は、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法により行うものとし、官報への掲載を廃止すべきである。仮に官報公告を維持する場合も、掲載期間の制限、情報の複写・集約を阻止する技術的制限、権利行使以外の目的外使用の禁止のための規定を設けるべきである。また、官報に公告されている倒産情報をインターネットに無制限に掲載している現状を改め、氏名のみを掲載するに留めて住所は記載しないものとし、氏名から債務者に対する権利を有する可能性等を探知した倒産債権者等の利害関係人は、官報自体を閲覧することで債務者の同一性を確認するという方法とすべきである。（個人）
- ・ 倒産（破産、個人再生）手続についての公告をインターネット上で行うと、破産・個人再生の手続をしたことがインターネット上に公開されることになり、個人が破産・個人再生を申立てることにつき、相当に大きな障害になると予想される。そうなると、破産法、再生法の趣旨

の一つである債務者の経済的更生の目的の実現ができなくなり、法の趣旨に反すると考えられる。法人については、そのような障害はないと思われるが、個人の破産・個人再生についての公告はインターネット上で行うべきではないと考える。（個人）

- ・ 乙案に賛成する。ただし、個人破産者については官報による公告は廃止すべきである。仮に廃止しないとしても、例外として個人破産者に関する公告については、住所や生年月日などを公示しないような方法を設けるべきである。債権者の手続保障という観点を考慮し、仮に現在の公告制度を維持するとしても、個人破産者の住所や生年月日などの情報は、例外としてこれを公示しないようにする法整備をすべきである。具体的には、例えば、個人破産者については、破産申立開始の申立ての際に、裁判所は、申立て又は職権により、破産者の住所等の情報の全部または一部について公告を必要としない旨の決定をすることができるような規定を設け、その運用について裁判所に一定の裁量を持たせるという方法が考えられる。裁判所は、個人破産者の債権者数や負債総額、個々の債権者に対する債務の額、非免責行為の有無などから、公告の是非を判断することになるため、債権者の手続保障についても事件記録の閲覧手続を手当てすることにより一定の保護がなされるものと考えられる。（個人）
- ・ 個人破産については、公告方法の見直しをすべきと考える。現状、官報公告を悪用した破産者マップ等のサイトが横行し、債務者の個人情報に侵害している実態に鑑み、生活再建の阻害となるような制度運営は避けるべきと考える。また、裁判所に設置した端末での閲覧とする場合でも、情報の流出につながらないように運用をすべきである。閲覧時の申請者の確認はもとより、写真閲覧等を禁止するなど厳格な運用を求める。そもそも、公告を求める趣旨は希薄であると思える。特に同時廃止、異時廃止の事件には不要とさえ考えられる。（個人）
- ・ 公告はインターネットに公開すべきではないと考える。大規模な法人破産と個人の消費者破産（零細事業者を含む）は全く違う。もし公告がインターネットに公開されてしまうと、自己破産をためらい、借金や奨学金を返せなくて、将来を悲観して自殺する人が増えるのではないかと強く危惧している。（個人）
- ・ 私は、地方の弁護士として、個人の依頼者も多く抱えている。近年、過去の依頼者から、自身が破産した事実が破産者マップにより近所の住民に知られてしまうことについて、不安の声を寄せられている。破産の事実、破産手続が行われている期間だけ、破産手続に必要な限度で公にされるべきであり、現在のように、官報に付随する有料サービスに利用して、昭和20年代まで遡って、個人の破産歴を自由に調べることができる事態を放置することは、破産手続により個人の経済的再生を図る法の趣旨に反していると思う。（個人）
- ・ 個人破産者については、原則として公告をしない（当該個人が破産したことを公表しない）制度を導入すべきであり、少なくとも（注2）のカッコ書に記載されている「官報への掲載を廃止し、裁判所への掲示場への掲示と裁判所設置端末での閲覧のみ」とすべきである。（個人）

【（注2）の前段に反対】 広島弁、全倒ネット、一弁、早稲田大判例研、倒産研、日書協

- ・ 破産手続における公告は、多数の利害関係人（知れたる債権者だけでなく、例えば、破産者に債務を負っている者への弁済禁止、破産者の財産を所持している者への財産引渡の禁止を知らせる意味もある。）の関与が想定されることを踏まえ、関係者に対する告知や書面の送付を速やか、かつ経済的に実施するためにできるだけ簡素な方策を採用する必要があり、個別に到達させる手段に加えて認められている手段である。公告にはこうした意義があるところ、法人と自然人とを敢えて「公告」という手段において分けることが相当とは言えず、その意味で自然人と法人とで公告の方法に差異を設ける（注2）には賛成しがたい。また、公告制度の趣旨からしても裁判所外で破産の事実を公示しないのでは多数の利害関係人への周知の一手段という「公告」の機能が果たされず、この点でも（注2）には賛成できない。

なお、公告の在り方に関し、期間を一定期間に限定するという方法も考え得るが、現行法では官報公告の翌日に効力が生ずるとされており、破産手続に関する決定等の効力発生の実事実を当該決定から数年後に確認する必要が生じたような場合（例えば、破産・免責の後、7年前後経過した時点で再度、破産を検討する場合に、免責決定の効力発生時期等を正確に把握必要がある。）、公告そのものが一定期間に限定されているとその期間経過後にこれまでの破産手続の状況確認自体が非常に困難になるという不都合も想定され、こうした方法もまた公告の意義を失わせるもので採用しがたい。破産者マップなど自然人である破産者のプライバシーへの配慮について検討すべき点はあるが、官報公告には裁判所関係の公告事項で破産者以外でも具体的住所も記載された公告事項は存在しており、今回の法改正を機に自然人である破産者の取り扱いのみを変更することが適当であるのか疑問がある。破産者のプライバシーへの配慮への検討は必要などころではあるが、これが一義的に上記の公告の意義を踏まえた官報公告制度を否定するものとはまではいえない。過去に破産手続開始決定、免責決定などを受けた者について、後日調査する必要が生ずることもあり、その際、人物の同一性を確認するためには当該時点での住所の記載も含めて本人特定事項が「公告」という形で官報に記載される必要もまた考慮されるべきであり、破産者のプライバシーへの配慮は個人情報保護法の運用や場合によっては同法の改正によるべきである。（広島弁）

- ・ 破産手続等における公告の効果や意義を踏まえれば、裁判所外において公示しないこととするのは妥当でない。個人破産事件の公告についてプライバシーの問題を重視し、個人破産者については、公告の在り方を見直し、裁判所外において破産の事実を公示しないことなどを検討すべきとの考え方もあるが、破産手続における公告制度の重要性に鑑みれば、このような周知性を欠く方法を公告の手段とすることは妥当でない。公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法を前提とした上で、破産者のプライバシーを相当な範囲を超えて侵害する違法行為に対しては、自然人の破産情報について、個人情報の保護に関する法律上の「要配慮個人情報」（第2条第3項）に当たるものとして、政令（個人情報の保護に関する法律施行令）で定めることにより対応することや、前記違法行為を直接的に抑止する新たな立法措置（本法制審部会での議論の対象ではないため、詳細は控えるが、例えば、自然人の破産情報の営利目的による

提供等を防ぐために、自然人の破産情報を第三者へ提供できるのは、裁判所及び指定信用情報機関に限定することとし、裁判所及び指定信用情報機関以外の者が第三者への提供をする行為について直接的な罰則を定めることなどが考えられる。) で対応すべきである。(全倒ネット、一弁、倒産研)

- ・ 破産の事実を裁判所外で公示しない、という(注2)前半の立場は、妥当でない。理論的には破産法第51条との関係で(紙及びインターネットの)官報による公告は不可欠と考えられるし、また現在の金融実務は官報公告をベースに動いているため、これを変えてしまうことは、実務に多大なコストを生じさせるということになる。仮に個人破産者に関する情報の流出が問題であるとすれば、それは個人情報保護法制によって対処されるべきである。(早稲田大判例研)
- ・ 官報への掲載は、破産手続に関して、手続に参与する多数の関係者に効力を及ぼす方法として重要な価値を有しており、これを見直すのは相当でない。個人情報の保護については、別途の法制において図るべきでものと考えられる。(日書協)

【(注2)に関するその他の意見】札幌弁、千葉書、全青書、大阪弁、静岡書、福岡書、全銀協、全信金、東弁倒産法有志、経団連、個人1名

- ・ 自然人の自己破産手続における官報公告について、破産債権者への手続保障にも留意しながら、廃止すること又は公告に代える手続保障の方法を設けることに関する検討を進めるべきである。例えば、自然人破産については、債権届出期間や債権調査期間の指定(破産法31条1~3項)についてだけ、つまり、配当可能性のある事案だけ公告をする方法に法改正する(ただし、この場合の破産手続開始決定その他の裁判に対する即時抗告の起算点については、別途考える必要がある。)といったことも考えられる。官報による公告に関しては、昨今、破産者の住所・氏名及びその者についての破産手続の開始といったデリケートな個人情報について、営利目的で利用されたり、削除料が要求されたり、インターネット上で不特定多数の人々に好奇の目にさらされたりするといった事態が社会問題化しており、自然人破産における官報公告制度を利用した、破産者のプライバシー侵害への対策を考える必要性は存在する。他方で、公告制度には、個別の通知がされない利害関係人に対して手続参加等の機会を付与するという意味や、即時抗告期間(破産法9条)の起算点としての意味があり、安易に廃止するのは妥当ではない。そこで検討するに、自然人破産の事件における配当事案の全体的な割合や、配当事案の中で公告があることではじめて保護される債権者がどの程度存在するかといった実情を踏まえた上で、仮にほとんどの事案が同時廃止あるいは異時廃止事案であり、また、配当事案の中で公告があることではじめて手続に参加するという債権者の数が極小であるといったことが立法事実として明らかである場合には、法制度上、個別の通知がされない利害関係人に対し、破産手続に参加して財産調査に対する意見を述べたり、配当を受けたり、免責について意見を述べたりする機会を付与すべき実際上の必要がないとも評価することができる。そこ

で、そのような立法事実が存在するのであれば、例えば、自然人破産については、債権届出期間や債権調査期間の指定（破産法31条1～3項）についてだけ、つまり、配当可能性のある事案だけ公告をする方法に法改正する（ただし、この場合の破産手続開始決定その他の裁判に対する即時抗告の起算点については、別途考える必要がある。）といったことも考えられる。（札幌弁）

- ・ 個人破産者のプライバシーの保護については無視できない要請であるが、債務者の属性によって裁判所外における公示の有無を異なるものとするについては破産法上、理由付けが困難であると考えられる。そこで官報への掲載を維持する前提で検討すると、官報に債務者の住所・氏名を掲載しているのは、当該情報が債務者の特定に最も適当な情報であると考えられているからであろうと思われる。しかしながら住所・氏名が債務者の特定に最も適しているかどうか改めて見直しが必要であろうし、仮に住所・氏名が最も適当であったとしても他の情報によって債務者の特定が可能であれば、プライバシー保護の観点から、官報への掲載事項を住所・氏名以外のものに見直していくことを検討すべきであると考えられる。例えば債権管理の実務においては、債務者の検索を氏名と生年月日で行っている場合が多い。官報掲載事項を債務者の氏名・生年月日とすることも考えられよう。（千葉書）
- ・ （注2）の記載に関して、個人破産者に関する公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことを検討すべきである。破産手続のIT化において、こうしたインターネット社会の負の側面を踏まえて、特に個人破産者については、官報公告の廃止も含めて、破産公告のあり方を見直すべきである。なお、この点については、当協議会が法制審議会部会に提出した令和4年6月24日付「破産公告等に関する意見書」（別添）において詳細に述べており、参照頂きたい。（全青書）
- ・ （注2）の個人破産のプライバシー問題については、インターネット掲載期間の制限、情報の複写・集約を阻止する技術的制限、権利行使以外の目的外使用の禁止のための規定を設け、これらに違反した場合の個人情報保護法の罰則強化等を検討すべきである。また、インターネット掲載は、氏名のみ留めて住所は記載しないものとし、氏名から債務者に対する権利を有する可能性を探知した倒産債権者は、官報自体を閲覧することで債務者の同一性を確認するという方法とすることも検討の余地がある。倒産裁判所のウェブサイトに掲載する方法を採用するとしても、掲載期間を制限するとともに、情報の手動による複写又はプログラムによる自動取得によってデータベース化することを不可能とするような技術的措置を講ずる、破産法等が定める公告の目的に反する利用に対して刑罰を設けることが必須であり、また、ウェブサイトでの閲覧が可能な者を典型的に倒産債権者となることが多い金融機関、信販会社及びリース会社並びに特に倒産裁判所から許可を得た者に限ることとして、ID及びパスワードによる制限を設けることを引き続き検討すべきである。

官報情報のインターネット掲載の弊害、裁判所ウェブサイト掲載の弊害、つまり、個人破産のプライバシー問題を解決する方法として、（注2）の前段の考え方（官報への掲載を廃止す

るなど裁判所外において破産の事実を公示しないこと（例えば、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすること）などを検討すべきとの考え方がある。この（注2）前段の考え方の公告方法によれば、従来の公告方法に比べて、より個人破産のプライバシーが確保できる。しかし、裁判所の掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧のみとすることは、個人破産において債権者が裁判所へ赴かなくてはならなくなり、遠方の債権者や適時に裁判所へ赴くことが困難な利害関係人が存在し得ることに鑑みると現実的ではなく、また現状の公告制度よりも周知機能を後退させることは、公告の機能として十分であるか、さらに検討を深める必要がある。（大阪弁）

- 破産情報がインターネット上に拡散するなど、債権者の保護の範囲を超えて公告内容が利用されないよう、実効性のある規律を引き続き検討すべきである。破産した情報がインターネット上に拡散すれば、それは破産者にとっても深刻な事態を招くが、破産者の家族や勤務先等にも不利益をもたらすのが、残念ながら現在の日本の社会感覚であり、その感覚が容易に変わることはないだろう。破産した情報の拡散等不当な利用を防止しかつ排除することのできる規律を重畳的に規律すべきである。（静岡書）
- 乙案に賛成する。ただし、今後、（注2）記載の個人破産者に関する公告方法の見直しが必要である。破産手続における公告が、これまで同様「官報に掲載する」という方法を維持すべきかという点、手続が終了した破産者の情報等をインターネット上に掲載されている電子官報から削除するといった措置をとることができないのであれば、それが破産者の生活再建を阻害し、破産法の趣旨に反することは明らかであり、官報公告そのものを見直す必要がある。政府は、デジタル臨時行政調査会の中で、紙媒体の官報を廃止し電子化を進めるための検討を行っており、実現すると、破産者の情報がこれまで以上に広く容易に無関係の第三者によって悪用されるようなことも懸念される。公告制度は、破産手続において、これをもって周知を果たしたことになるなど、破産者自身にとっても必要な側面はあるものの、技術革新等による社会の変化を踏まえると、公告手段やその内容について破産法そのものを再考する必要がある。特に（注2）に記載のあるよう、個人破産においてはなるべく早急に公告手段等の見直しがされる必要がある。（福岡書）
- （注2）で個人破産者情報について官報への掲載を廃止すべきという考え方が示されているが、破産公告は、破産手続の開始や免責許可決定等の倒産法上の手続と密接に関わることから、仮に破産者のプライバシー保護の観点から官報公告を取りやめる場合には、破産法が各種公告を法定した趣旨を維持できるようなかたちで、また、真に当該情報の閲覧を必要とする者が現行に比して過度な負担なく入手できるようなかたちで、個人破産者情報を取得できるような代替策を検討いただきたい。（全銀協）
- （注1）（注2）については、仮に個人破産情報の官報公告を廃止された場合、金融機関における個人破産情報の収集や、個人信用情報機関からの個人破産情報の取得が困難になる可能性がある。また、各裁判所のウェブサイト掲載のみとなった場合、金融機関が毎日全ての裁

判所のサイトにアクセスするのは物理的に困難であり、金融機関の与信実務に与える影響が大きい。(全信金)

- ・ (注1) 及び(注2) に賛成する。周知性のある裁判所のウェブサイトに掲載することにより、特に自然人の破産事件において、不必要に個人情報等が拡散してしまうという懸念もあるところである。もっとも、個人情報の保護や破産者のプライバシー保護については、裁判所のウェブサイトへの掲載期間を、破産手続終結後一定期間とすることや、自然人の破産に関する情報を個人情報保護法上の「要配慮個人情報」に当たるものとして政令で定めることにより対応することや「破産者マップ」等にみられる違法行為を直接的に抑止する別途、新たな立法措置で対応すべきであり、(注2) の考え方に賛成である。(東弁倒産法有志)
- ・ プライバシー保護の観点から、個人の破産については、官報掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことを検討すべきとの考え方がある。これについて、破産の事実が裁判所外で一切公示されないこととなれば企業の与信管理業務等に影響が生じ得ることから、慎重に検討すべきである。(経団連)
- ・ 個人破産者についても官報への掲載を維持しつつ、公示事項の在り方を見直すという考え方に賛成する。(注2) につき、個人破産者のプライバシーの保護については無視できない要請であるが、債務者の属性によって裁判所外における公示の有無を異なるものとするについては破産法上、理由付けが困難であると考え。そこで官報への掲載を維持する前提で検討すると、官報に『債務者の住所・氏名』を掲載しているのは、当該情報が債務者の特定に最も適当な情報であると考えられているからであろうと思われる。しかしながら住所・氏名が債務者の特定に最も適しているかどうか精査が必要であろうし、仮に住所・氏名が最も適当であったとしても他の情報によって債務者の特定が可能であれば、プライバシー保護の観点から、官報への掲載事項を住所・氏名以外のものに見直していくことを検討すべきであると考え。たとえば債権管理の実務においては、債務者の検索を氏名と生年月日で行っている場合が多い。官報掲載事項を『債務者の氏名・生年月日』とすることも考えられよう。(個人)

3 その他の意見

【その他】福岡弁、日弁連、裁判所、みやぎ青葉の会、全司法、個人4名

- ・ 次の意見があった。(福岡弁)

(乙案に賛成する意見)

破産手続等における公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法によると、官報に掲載する場合と比較して、破産者の情報が破産者の情報がより拡散することになり、破産者の経済的再生が困難になるおそれがある。他方で、破産債権者等は公告により破産の事実を知ることもあり、破産手続における破産債権者等の利益や破産法第51条の規定に照らすと、広く破産債権者等に対して公告がなされる必要性も否定できない性も否定できない。したがって、乙案に賛成する。

(注2)の前段に賛成する意見)

破産者の情報が拡散すると破産者の経済的再生が困難になるおそれがあるところ、海外で運営されているウェブサイトを利用して、破産者情報を公開されている現状からすると、個人情報保護法その他の法令によって個別に対応することは不可能である。

・ 次の3つの意見がある。(日弁連)

① 甲案及び乙案のいずれにも反対し、(注1)に賛成する。(注1)の公告方法に関し、裁判所のウェブサイトに掲載する期間は、破産手続終了後一定期間とすべきである。(注2)について、破産手続等における公告の効果や意義を踏まえれば、裁判所外において公示しないこととするのは妥当でない(意見1)。

② 個人破産者については、甲案、乙案及び(注1)のいずれにも反対し、(注2)の前段の考え方に賛成する。自然人の破産手続における公告は、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で当該裁判所のみならず全国の裁判所の破産者情報を閲覧できるようにする方法により行うものとし、官報への掲載を廃止すべきである。また、法人の破産手続の公告については、掲載期間の制限や破産者情報の第三者への提供を禁止するなどの措置をとることを前提として、(注1)に賛成する(意見2)。

③ 乙案に賛成し、(注1)及び(注2)のうち官報による公告を廃止する考え方には反対する(意見3)。

(意見1について)

公告制度は破産手続の集団処理のための根幹であり、手続の迅速化及び利用者費用負担の軽減等IT化の目的をより促進させる観点から、官報に掲載することに代えて裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとすることが相当である。また、破産者のプライバシー保護の観点から、裁判所のウェブサイトへの掲載期間は、破産手続終了後一定期間とすべきである。(注2)について、個人破産事件の公告についてプライバシーの問題を重視し、個人破産者については、公告の在り方を見直し、官報への掲載を廃止するなど裁判所外において破産の事実を公示しないことなどを検討すべきとの考え方もあるが、破産手続における公告制度の重要性に鑑みれば、このような周知性を欠く方法を公告の手段とすることは妥当でない。破産者のプライバシーを相当な範囲を超えて侵害する違法行為に対しては、自然人の破産情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)上の「要配慮個人情報」に当たるものとして、政令(個人情報の保護に関する法律施行令)で定めること等により対応すべきである。

(意見2について)

自然人の自己破産手続における公告の在り方については、法人の破産手続における公告とは、分けて考えるべきである。法人の破産手続とは異なり、自然人については、個人情報の保護、名誉やプライバシーの侵害防止、破産者の経済生活の再生の機会の確保なども考慮した上で、公告制度の在り方を検討する必要がある。このような観点からは、現状の官報公告は妥当

でないというべきであるが、裁判所ウェブサイトに掲載する方法により公告を行う場合、その情報を読み取って違法にもデータ化し蓄積していくことにより、現状の官報公告にも増して、かえって、不必要な情報拡散を招くおそれがある。自然人の自己破産における公告は、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法により行うことが妥当である。このように、裁判所の掲示場に掲示するか、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で公告を行うのであれば、インターネット接続環境を有しない者であっても、裁判所に出向くことができれば、閲覧可能である。また、個人破産事件の公告によるプライバシーの問題について、別途、新たな立法措置を対応すべきであるとの指摘もあるが、いわゆる破産者マップ事件以降、官報に掲載された情報を、破産者の同意なく、データベース化して、ウェブサイトに掲載する業者が、繰り返し現れている。個人情報保護委員会により、繰り返し勧告し、公示送達による停止命令をするなどし、ようやく、あるウェブサイトが閉鎖されても、また新たな類似のウェブサイトが現れている。個人情報保護法等による事後的な対応措置には、限界があることは明らかである。

(意見3について)

IT化による公告へのメリットは十分認められるが、紙媒体の官報による公告手段も現時点ではその意義が失われていない。また、公告方法として裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとることについては、未だ解決すべき問題点が存在するものといえ、紙媒体の官報による公告を廃止することには問題がある。

- 本文について、乙案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

官報に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載することを義務付ける必要性に乏しいし、官報公告とウェブサイト公告が併存すると、両者の効力の関係も複雑となる。

- (注1) について、賛成する意見と、反対する意見とに分かれたが、反対の意見がやや優勢であった。それらの理由として次のような指摘があった。(裁判所)

(賛成する意見)

官報掲載費用が不要となり、申立人の負担が軽減されるほか、官報掲載までに要する一定の期間についても短縮が可能である。

(反対する意見)

官報は、国民の誰もが閲読することのできる情報源として位置付けられており、官報公告は、破産手続等に関して、多数の関係者に効力を及ぼすという観点から重要である。実際に、官報を見た債権者(金融機関等)からの問合せがされることもあり、実務的に定着し、十分その役割を果たしている。

破産手続等における公告を裁判所ウェブサイトへの掲載のみとして紙の官報への掲載を廃止するとなると、インターネット閲覧環境のない者は破産手続の開始を知ることが困難になりかねず、適切ではない。

- ・ (注2) について、個人破産者について公告の在り方を見直すことについては、プライバシー等の保護の問題は別途検討すべき課題であるなどとして、反対する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

官報公告は、破産手続等に関しては、多数の関係者に効力を及ぼす観点から重要であり、個人破産者であるからといって、これを見直すのは不相当である。

個人事件についても、官報を閲覧等した債権者からの問合せを受けることがある。利害関係人に対する手続保障の観点からは、法人事件と区別する理由はない。
- ・ 公告の方法として官報への掲載公告は廃止することとし(この点は甲案の注1に賛成)、他の公告方法をとる場合でも期間については限定した上で、無断転載を禁止する措置(厳罰化)を執るなどの対策が必要と考えるので、甲案の注1を基本とした公告制度が望ましいものとする。(みやぎ青葉の会)
- ・ 次のような意見があった。(全司法)
 - ① 甲案について、「官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならない」とする趣旨は何か。官報公告よりも裁判所のウェブサイトの方が公告の効果があるというのであれば、(注1)のように、「裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方」を採用することも考えられるかと思うが、両方というのは、事務が増える反面、得られる効果は小さく、合理的ではないのではないか(乙案を採用すべきではないか)と考える。
 - ② 破産手続の公告については、裁判所のウェブサイトに掲載するとその分業務負担が増えるため官報公告のみで足り、ウェブサイトへの掲載は不要と考える。
- ・ 新破産者マップにより大量の個人情報が垂れ流しになっており個人再生・自己破産制度を利用した人々が精神的苦痛を感じており、精神疾患をもっている破産者も多くおり場合によっては生命の危機につながりかねない悪質なマップである。破産者マップへの対策または官報への個人情報の記載を止めるということをどうか御検討いただけるよう心よりお願い申し上げます。犯罪者ですら住所は公開されていないのに、借金に苦しみやむを得ず法に則った救済制度を利用した国民の個人情報が晒され続けてしまうのはおかしいと思う。対策を心よりお願い申し上げます。(個人)
- ・ 破産者マップに自己破産したときの名前、住所が掲載されている。官報に掲載されるのは納得できるが、民間のサイトで破産者情報を利用して、収益を上げられる仕組みが商売として成立することに納得がいかない。人生を再スタートしようと頑張っている、いつか足枷となる時が来るかと思っている。法律が後手に回るのをいいことに、破産者情報を利用して、掲載削除料で稼ぐだけ稼いで美味しい思いをしている者がいるのは許せない。IT化はいいことであるが、IT化で更に破産者情報を利用しやすくなるのであれば反対である。(個人)
- ・ 再考を求める。現在の官報(公告)がウェブサイトで閲覧できることと合わせて、個人の破産者を過酷な環境に陥らせる「破産者マップ」なるものが容易に作成できてしまう現在の環境

は問題である。一方で、破産手続等における公告の効果や意義も軽視できない。裁判所外において公示しないことや、個人破産者の公告を廃止することのほか、例えば官報公告におけるウェブサイトにおける閲覧から個人破産者を除くなどの方策も含めて、再度、慎重な検討、議論を望む。個人破産者が、健全に、経済的に再生できる途を議論されたい。(個人)

- ・ 個人破産のうち同時廃止事件については、官報公告を廃止し、裁判所設置端末での公開のみとすべきである。個人破産の管財事件、個人再生事件については、公告制度は維持するものの、公告内容から住所を除外し、代わりに本人特定のため生年月日を公告することや、破産情報の公開の制限と、破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則強化などを検討すべきである。(個人)

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定処分の上立ての期限について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 積極的IT化に支障はない。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 利便性の向上と手続きの迅速化が図れると思われるから。(愛知書)

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、早稲田大判例研、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 民事訴訟手続と同様でよい。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)

3 試案の(注3)に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、愛知書、早稲田大判例研、東京書、長野書、個人2名

- ・ 特に反対する理由はない。（新潟書、日司連）
- ・ 検討することに賛成する。併せて、破産手続からはなれるが、裁判官を現状の倍に増員するか、裁判外紛争解決手続のうち認証紛争解決手続の機能を裁判所の民事調停手続と同等、すなわち破産手続に関連していえば事業再生ADRや経営者保証ガイドラインに関わる特定調停の機能を与えることを検討すべきである。（静岡書）
- ・ 利便性の向上と手続きの迅速化が図れると思われるから。（愛知書）

【その他】福岡弁、一弁、裁判所、全司法、日書協

- ・ 必要な見直しがないのか検討すること自体には積極的に反対しないが、具体的な内容が出された段階で検討する。裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。（福岡弁）
- ・ （注3）は検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。手続の電子化により、裁判官と裁判所書記官の権限の見直しは必要になると考えるが、具体的に「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。（一弁）
- ・ 郵便の回送嘱託に関する決定については、裁判所書記官の権限とすることを検討するべきであるなどの意見があった。（裁判所）
- ・ 第1の10の（注4）に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しについては、破産手続において裁判所書記官がこれまで担ってきた役割に鑑み裁判所書記官の権限とすることが考えられるものとして、次のものが挙げられる。（日書協）
 - ① 予納命令（破産法22条1項）。なお、不服申立方法は検討する必要がある。
 - ② 自由財産拡張の許可（破産法34条4項。ただし、対象財産としては、99万円以下で、かつ、現金及び預貯金のみの場合が相当である。）
 - ③ 破産者の転居等の許可（破産法37条）
 - ④ 破産管財人の権限に係る許可（破産法78条2項）のうち次のもの
 - ア 商品の一括売却（4号）
 - イ 動産の任意売却（7号）
 - ウ 債権又は有価証券の譲渡（8号）
 - エ 権利の放棄（12号）
 - オ 財団債権、取戻権又は別除権の承認（13号）
 - ⑤ 破産者の転居等に伴う郵便回送嘱託の取消し・変更の許可（破産法81条2項）

- ⑥ 中間配当の許可（破産法209条2項）
- ⑦ 追加配当の許可（破産法215条1項）
- ⑧ 財団組入れ手続費用の支給決定
- ⑨ 同時廃止事件の管財移行判断後の管財引継予納金の積立計画の承認

4 その他の意見

【その他】早稲田大判例研

- ・ 今回の中間試案のうち、倒産手続に関する提案全体に対する意見として、IT化の方向性が明らかでないという意見があった。全体的には、改正民事訴訟法に合わせる、という規律が提案されているが、当事者対立構造の判決手続の規律を、そのまま倒産手続にスライドさせることがどの程度妥当かは検証されなければならないし、そもそも倒産手続をIT化させることの目的が何であるかを検討することが必要である。倒産手続は、当事者対立構造にないが、利害関係人が多数出現する可能性が非常に高く、その意味では最もIT化が望まれるとも考えられるところである。また、倒産手続が社会インフラとしての機能を有することに鑑みれば、倒産事件の情報を広く開示していくことは、国民にとっても重要とも言える。今後の部会の議論において、倒産手続をIT化することの目的について、民事訴訟手続と倒産手続の差異を踏まえつつ、より深い議論がなされることを期待する。（早稲田大判例研）

第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

（意見の概要）

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、全倒ネット、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、早稲田大判例研、倒産研、熊本書、東弁倒産法有志、東京書、長野書、個人14名

- ・ 中間試案に賛成する。なお、議決権行使について、電子投票の具体的方法に関しては検討の必要がある。（福岡弁）
- ・ IT化しない理由はない。なお個人再生手続における個人再生委員については、扱う規模が異なり、再生債務者も消費者であることが多いため、通常の民事再生とはさらに別途の検討が必要と思われる。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 第3「破産手続」に記載した理由と同旨である。なお、破産手続における破産管財人等の規律を再生債務者に及ぼすべきか否か、またどの範囲で及ぼすべきかについては、今後さらに議

論を深めるべきである。(日弁連)

- 賛成する。ただし、再生債務者の多様な属性に鑑みれば、破産手続等における破産管財人等に関する規律(第3の1(2)等)は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者一般に妥当するとは考えられないから、インターネットを用いてする申立て等の義務付けについては、民訴法と同様、訴訟代理人が就任している場合等のみとすべきである。(広島弁)
- 基本的に賛成する。ただし、民事再生手続へのIT化導入にあたっては、通常再生及び個人再生それぞれの特性を踏まえた再検討をすべきである。特に、破産手続等において検討している破産管財人等の規律(例えば、第3の1(2)及び(3))は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には適用しないものとすべきである。債権届出に関する事務を再生債務者が行う制度を設けることには反対である。

中間試案(案)の段階では、「破産手続等において検討している破産管財人等の規律(例えば、第3の1(2)及び(3))は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方がある。」との(注)があったが、中間試案ではこれが削除された。しかし、削除前の(注)の考え方が妥当であり、これを前提として、中間試案に賛成する。再生手続は、破産手続と異なり、手続開始後も、再生債務者自らが財産管理を行うほか、再生債権の調査、再生計画案の立案及び付議又は意見聴取及び弁済といった一連の手続を自ら行うDIP型を本則としている。しかし、自然人の本人申立ての場合、必ずしもITに明るくない者もいる。破産管財人等の規律が全て再生債務者にも適用されるとなれば、自然人である再生債務者がITに明るくないがために再生手続を利用する道を閉ざされるということになりかねない。しかし、そのようなことはあってはならず、民事訴訟法におけるインターネットによる申立ての義務化の対象を訴訟代理人が就任している場合等に限定するという考え方を、ここでも及ぼすべきである。

中間試案の補足説明において、再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の実例があるとして、再生債務者代理人が債権届出に関する事務を行うことについて検討することも考えられるとしている。しかし、裁判所と法律事務所では書類の受入れ態勢に格段の差がある。例えば、裁判所では夜間受付があるのに対し、24時間受付が可能な法律事務所はほとんどない。個人再生において、届出期間内に届出がなされなかった再生債権は、再生計画の認可決定の確定により、劣後化する(民事再生法第23条第3項、第24条)。したがって、届出期間内に債権の届出がなされたか否かは非常に重要な意味を持つ。しかるに、再生債務者代理人に債権届出の受付事務を担わせるとなれば、期限内に届出がなされたか否かについてトラブルを生じる原因となりかねない。

よって、再生債務者に債権届出に関する事務を行わせる制度を設けることには反対である。(大阪弁)

- 「第3 破産手続」に記載した理由と同旨である。
第3「破産手続」1(2)「インターネットを用いてする申立て等の義務付け」との関係で

例えば、再生債務者は再生手続の中心的役割を担っており、倒産手続のIT化及びデジタル化を進めるためには、再生債務者が当該再生手続において行う申立て等については、インターネットを用いてすることの義務付けが必要である。もっとも、個人再生手続の本人申立てなどを考えると、「インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者」については、義務化の例外とすることが考えられる。また、第3「破産手続」1(3)「破産管財人と債権届出」との関係でいえば、大規模な再生事件等においては、再生債務者の構築したシステムを用いて、債権届出を行う必要が生じる場合がある。

なお、第3「破産手続」1との関係で、破産管財人以外の裁判所選任機関（例えば、民事再生手続における監督委員）についても、インターネットを用いてする電子申立て等の義務付けをすべきである。また、民事再生手続及び会社更生手続において、議決権の行使について、インターネットを用いてすることができるものとし、これを実効化すべく、法律・規則の改正やシステムの在り方が論じられるべきである（ウェブ会議を用いた債権者集会における投票方法の在り方を含む。）。（全倒ネット、倒産研）

- IT化しない理由はない。（大阪書、熊本書）
- 第3「破産手続」に記載した理由と同旨である。なお、破産手続における破産管財人等の規律を再生債務者に及ぼすべきか否か、またどの範囲で及ぼすべきかについては、今後さらに議論を深めるべきである。（一弁）
- 提案に賛成する意見が全てであった。なお、各手続の特殊性を踏まえて、次のような指摘があった。（裁判所）

これまで行われてきた民事再生、会社更生、特別清算等に係る実務は、大量の事件を迅速適正に処理し、その手続の円滑な進行を図るために必要不可欠なものもあり、これまでと同様の実務を行い得るようにすることが相当である。

- 第1の1(1)に対する意見と同じ。（福岡書）
- 基本的には問題ないと考えるが、再生債務者や更生管財人を破産管財人と同様の規律に服させることは慎重に検討が必要であると考え。例えば、破産管財人にオンライン申立てを義務付ける場合でも、これと同様の義務を再生債務者に義務付けることはできないように思われる。再生債務者は再生手続の機関ではあるが、弁護士でもないし、裁判所によって選任されたわけでもないからである。また、更生管財人は裁判所が選任するものであるが、いわゆるDIP会社更生では、経営者のみが更生管財人に選任されるケースもありうるものであり、経営者に対して弁護士と同様にオンライン申立てを義務付けることは困難ともいいうるためである。（早稲田大判例研）
- 第3「破産手続」に記載した理由と同旨である。第3「破産手続」1(2)「インターネットを用いてする申立て等の義務付け」及び(3)「破産管財人と債権届出」に関して記載した理由は、再生債務者にも基本的に妥当する。（東弁倒産法有志）
- 破産手続と同様にIT化することについて、基本的に賛成する。ただし、民事再生手続への

IT化導入にあたっては、通常再生及び個人再生それぞれの特性を踏まえた再検討をすべきである。特に、破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)及び(3)）は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には適用しないものとするべきである。債権届出に関する事務を再生債務者が行う制度を設けることには反対である。

中間試案(案)に「破産手続等において検討している破産管財人等の規律は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方がある。」とあるがこの考え方に賛成する。破産管財人等の規律が全て再生債務者にも適用されるとなれば、IT弱者が再生手続を利用する道を閉ざされるということになりかねない。民事訴訟法におけるインターネットによる申立ての義務化の対象を訴訟代理人が就任している場合等に限定するという考え方を、ここでも及ぼすべきである。

再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の事例があるとして、再生債務者代理人が債権届出に関する事務を行うことが考えられるとの見解もあるが、反対である。届出期間内に届出がなされなかった再生債権は、再生計画の認可決定の確定により劣後化するので、届出期間内に債権の届出がなされたか否かは非常に重要な意味を持つが、夜間受付の有無など、裁判所と法律事務所では書類の受入れ態勢に格段の差がある。しかるに、再生債務者代理人に債権届出の受付事務を担わせるとなれば、期限内に届出がなされたか否かについてトラブルを生じる原因となりかねない。（個人）

- ・ ただし、民事再生手続へのIT化導入にあたっては、通常再生及び個人再生それぞれの特性を踏まえた再検討をすべきである。特に、破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)及び(3)）は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には適用しないものとするべきである。債権届出に関する事務を再生債務者が行う制度を設けることには反対である。

中間試案の内容は、おおむね異論はない。ただし、次項以下で述べる通り、関連して議論されている事項につき、意見がある。破産管財人等の規律を再生債務者に及ぼすことは妥当でない。中間試案(案)の段階では、「破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)及び(3)）は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方がある。」との（注）があったが、中間試案ではこれが削除された。しかし、削除前の（注）の考え方が妥当であり、これを前提として、中間試案に賛成する。再生手続は、破産手続と異なり、手続開始後も、再生債務者自らが財産管理を行うほか、再生債権の調査、再生計画案の立案及び付議又は意見聴取及び弁済といった一連の手続を自ら行うDIP型を本則としている。しかし、自然人の本人申立ての場合、必ずしもITに明るくない者もいる。破産管財人等の規律が全て再生債務者にも適用されるとなれば、自然人である再生債務者がITに明るくないがために再生手続を利用する道を閉ざされるということになりかねない。しかし、そのようなことはあってはならず、民事訴訟法におけるインターネットによる申立ての義務化の対象を訴訟代理人が就任している場合等に限定するという考え方を、ここでも及ぼす

べきである。債権届出に関する事務を再生債務者に負担させることは妥当でない。中間試案の補足説明において、再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の実例があるとして、再生債務者代理人が債権届出に関する事務を行うことについて検討することも考えられるとしている。しかし、裁判所と法律事務所では書類の受入れ態勢に格段の差がある。例えば、裁判所では夜間受付があるのに対し、24時間受付が可能な法律事務所はほとんどない。個人再生において、届出期間内に届出がなされなかった再生債権は、再生計画の認可決定の確定により、劣後化する（民事再生法232条3項、244条）。したがって、届出期間内に債権の届出がなされたか否かは非常に重要な意味を持つ。しかるに、再生債務者代理人に債権届出の受付事務を担わせるとなれば、期限内に届出がなされたか否かについてトラブルを生じる原因となりかねない。よって、再生債務者に債権届出に関する事務を行わせる制度を設けることには反対である。

破産管財人等の規律が全て再生債務者にも適用されるとなれば、IT弱者が再生手続を利用する道を閉ざされるということになりかねない。民事訴訟法におけるインターネットによる申立ての義務化の対象を訴訟代理人が就任している場合等に限定するという考え方を、ここでも及ぼすべきである。再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の実例があるとして、再生債務者代理人が債権届出に関する事務を行うことが考えられるとの見解もあるが、反対である。届出期間内に届出がなされなかった再生債権は、再生計画の認可決定の確定により劣後化するので、届出期間内に債権の届出がなされたか否かは非常に重要な意味を持つが、夜間受付の有無など、裁判所と法律事務所では書類の受入れ態勢に格段の差がある。しかるに、再生債務者代理人に債権届出の受付事務を担わせるとなれば、期限内に届出がなされたか否かについてトラブルを生じる原因となりかねない。（個人）

- 冒頭で述べた通り、倒産手続のIT化によるメリットに鑑みれば、民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続についても、同様にIT化をすべきである。民事再生手続において、債務者は、（破産手続における破産管財人等と同様に）、手続きを遂行する役割を担っており、基本的に区別すべき理由はないと考える。ただし、個人再生手続の本人申立てについては、いわゆるIT弱者に関して、インターネットを用いた申立義務を設けないことは検討に値する。なお、第3の1との関係で、破産管財人以外の監督委員等の裁判所選任機関についても、通常インターネットの利用が困難とは思われないことから、インターネットを用いた申立て等を義務づけるべきである。また、再生手続や更生手続においては、債権者による議決権の行使（投票）の手続が重要であり、かかる手続についてはシステム上で実施できるよう、法制度やシステム設計の在り方を検討すべきである。（個人）
- 破産手続と同様にIT化することについて、基本的に賛成する。ただし、民事再生手続へのIT化導入にあたっては、通常再生及び個人再生それぞれの特性を踏まえた再検討を行うべきである。特に、破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)

及び(3))は、再生手続における管財人にのみ妥当し、再生債務者には適用しないものとするべきである。債権届出に関する事務を再生債務者が行う制度を設けることには反対である。

中間試案(案)に「破産手続等において検討している破産管財人等の規律は、再生手続における管財人にのみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方がある。」とあるがこの考え方に賛成する。破産管財人等の規律が全て再生債務者にも適用されるとなれば、IT弱者が再生手続を利用する道を閉ざされるということになりかねない。民事訴訟法におけるインターネットによる申立ての義務化の対象を訴訟代理人が就任している場合等に限定するという考え方を、ここでも及ぼすべきである。

再生債務者代理人が債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の実例があるとして、再生債務者代理人が債権届出に関する事務を行うことが考えられるとの見解もあるが、反対である。届出期間内に届出がなされなかった再生債権は、再生計画の認可決定の確定により劣後化するので、届出期間内に債権の届出がなされたか否かは非常に重要な意味を持つが、夜間受付の有無など、裁判所と法律事務所では書類の受入れ態勢に格段の差がある。しかるに、再生債務者代理人に債権届出の受付事務を担わせるとなれば、期限内に届出がなされたか否かについてトラブルを生じる原因となりかねない。(個人)

【反対】札幌弁

- ・ 反対する。破産手続等において検討している破産管財人等の規律は、再生手続における管財人にのみ妥当し、再生債務者には妥当しないものとするべきである。再生事件の多くは、再生債務者の委任を受けた代理人がインターネットを用いてすることが想定されるのであり、インターネットを用いてする申立て等を原則義務化することを正当化する立法事実は存在しないと考えられる。(札幌弁)

【その他】早稲田大判例研、全司法

- ・ 第3の8の「4 その他の意見」の意見と同じ。(早稲田大判例研)
- ・ 第1の10の(注4)に対する意見と同じ。(全司法)

第5 非訟事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、全信金、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法においては、民事訴訟手続における申立て等（訴え提起、準備書面の提出等）について、インターネットを用いてすることができるものとされた。非訟事件の手続における申立て等についても、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができるものとするのが相当である。（福岡弁、日弁連）
- ・ 非訟事件手続においては、既に民訴法第132条の10第1項から第5項までの規定が準用されていることから、民訴法と別にする理由はない。（新潟書、千葉書、日司連、東京書）
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。（全青書）
- ・ 非訟事件の手続における申立て等についても、民事訴訟手続における申立等と同様、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができることに異論はない。（大阪弁）
- ・ 非訟事件についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。（大阪書）
- ・ 民事訴訟手続の申立てがインターネットを用いて行うことができることとなったことをふまえると、非訟事件手続きの申立てをインターネットを用いて行うことができることを否定する理由はない。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。（福岡書）
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止（全ての者（困難であると認められる者を除く）に対しインターネットを用いてする申立てを義務化）することにならないようにしていただきたい。（全信金）

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手続代理人等

非訟事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 非訟事件の手続において裁判所から選任された者

【甲案】

非訟事件の手續において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する非訟事件の手續においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

非訟事件の手續において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(意見の概要)

1 試案のAに対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、全信金、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法においては、委任を受けた訴訟代理人等は、民事訴訟手續における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされた。非訟事件の手續においても、これと同様の規律とすることに支障はないと考えられることから、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手續代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするのが相当である。(福岡弁、日弁連)
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、非訟事件の手續についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、非訟事件の手續についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。(千葉書)
- ・ 非訟事件の手續においても、民訴法の規定を準用し、委任を受けた手續代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとすることに特段の支障はなく、相当である。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、非訟事件についても当然にインターネット申立てを義務化するべきである。(大阪書)
- ・ 民事訴訟手續の申立てについて、インターネットを用いて行うことを訴訟代理人に義務付けたことをふまえると、非訟事件手続きの申立てをインターネットを用いて行うことを手續代理人に義務付けることを否定する理由はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難である

と認められる者を除く) に対しインターネットを用いてする申立てを義務化) することにならないようにしていただきたい。(全信金)

- ・ 民事訴訟手続と同様でよい。(長野書)

【反対】 静岡書

- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等に、司法書士も追加すべきである。司法書士は、債権者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。また、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。(静岡書)

2 試案のイに対する意見

【甲案に賛成】 静岡書

- ・ 中間試案の補足説明の補足説明において、裁判所から選任されることなく就任した清算人には義務付けされないこととの関係を合理的に説明することが困難であるとの指摘があるとされるが、裁判所から選任された場合とそうでない場合のいずれの清算人としても職務を行った経験を有する立場からいえば、裁判所に提出するものを電磁的記録により行えばよいだけだと解するので、条文で規律すればよく、そのような指摘の議論をする実益を特段感じない。(静岡書)

【乙案に賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、東京書、長野書、個人2名

- ・ システムの利便性を高めることで、委任を受けた手続代理人等以外の者についても、申立て等をインターネットを用いてするように誘導すべきである。(札幌弁)
- ・ 非訟事件の手続において裁判所が選任する者は多様であり(非訟法に基づく者として、特別代理人、供託物の保管者、買戻権の消滅に係る鑑定人など。会社法に基づく者として、定款の記載又は記録事項に関する検査役、現物出資財産の価額の検査役、株主総会の招集手続等に関する検査役、一時役員、一時代表取締役、業務の執行に関する検査役、一時委員、一時代表執行役、清算人、鑑定人、帳簿資料を保存する者、特別代理人、監督委員、調査委員、事務を承継する社債管理者、管理人など。借地借家法に基づく者として、鑑定委員など。)、法律専門職である場合もそうでない場合もある。裁判所への申立て等を必要とする職務がほとんどない者も多い。同じ職務をする者について、裁判所から選任される場合とそうではない場合もあるが、その場合によって義務付けを区別する根拠も明らかではない。例えば、清算人については裁判所から選任された者のみが申立て等をインターネットを用いなければならないものとするを合理的に説明することは困難である。非訟事件の手続において裁判所から選任され

た者について、特段の規律を設けないものとしても、裁判所によって利用しやすいシステムが提供されるのであれば、裁判所から選任された者がインターネットを用いて申立て等を行うことがほとんどであると考えられるから、不都合はない。(福岡弁、日弁連)

- 非訟事件に関しては、裁判所から選任された者が司法書士や弁護士であればインターネット申立てを義務化することも考えられるが、そのような規定を置くことが困難であるならば、法律専門職以外の者が選任される可能性もある以上、裁判所から選任された者について、インターネット申立て等を義務付けることは相当でない。今後訴訟手続につき提供されるシステムがイレギュラーな申立て等に十分対応できるか現時点で不明と言わざるを得ず、甲案のような規定を盛り込むことで手続が暗礁に乗り上げるリスクは避けるべきと思われる。(新潟書)
- 非訟事件に関しては、執行事件と比してさまざまな種類の事件が考えられることから、インターネットによる申立て等を義務付けることは相当でないものと判断する。(千葉書)
- 非訟事件の手続において裁判所が選任する者は多様であり現段階では一律の義務付けは不要と考えられる。(広島弁)
- 非訟事件の手続において裁判所が選任する者は多様であり、必ずしも法律専門職が選任されるとは限らないし、インターネットを用いる能力が事実上の選任の要件となることは事案の適切な遂行の観点からして望ましくない。また、清算人等、同じ職務をする者であっても、裁判所から選任される場合とそうではない場合もあるが、その選任方法によって、その後の裁判手続の申立て方法に差異が生じることは不合理である。例えば、清算人については裁判所から選任された者のみが申立て等をインターネットを用いなければならないとすることを合理的に説明することは困難である。さらに、非訟事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとしても、インターネットを用いて申立等を行うことは妨げられないのであって、実際には特段の不都合は生じないと考えられる。(大阪弁)
- 非訟事件に関しては、裁判所から選任された者が司法書士や弁護士であればインターネット申立てを義務化することも考えられるが、そのような規定を置くことが困難であるならば、法律専門職以外の者が選任される可能性もある以上、裁判所から選任された者について、インターネット申立て等を義務付けることは相当でない。(日司連)
- 非訟事件については、法律専門職以外の者が選任される可能性もあるので、裁判所から選任された者について、インターネット申立て等を義務付けることは相当でないとする。(大阪書)
- 「裁判所から選任された者」の範囲については、非訟事件には多くの種類があることをふまえると、申立て等についてインターネットを用いることを義務付けることは、不測の事態を招来する可能性は否定できない。他方、義務付けをしなくても、インターネットを用いて申立てをできる者については、その選任に当たり、その利用を促すことは可能である以上、これらの状況をふまえ、インターネットを用いることの義務付けを将来的に検討することがよいと考える。(一弁)

- ・ 非訟事件に関しては、裁判所が選任する者の種類は多く、その中には弁護士や司法書士のような法律専門職能ではない者が選任されることも十分に想定される。裁判所から選任された者が法律専門職能のみであるのであれば、インターネット申立てを義務化することも考えられるが、法律専門職以外の者が選任される可能性もある以上、裁判所から選任された者について、インターネット申立て等を義務付けることは相当でない。ただし、法律専門職以外が任意にインターネット申立て等を行いやすいようなシステムの開発は必要である。(東京書)
- ・ 非訟事件においては裁判所から選任される代理人が法律専門職以外の場合も多いことから、義務付けることは相当ではない。(長野書)
- ・ 甲案を採用すると、インターネットを用いてする申立て等の義務付けが相当ではない者を選任することが不可能になり、実務上、選任の幅が制約される恐れがある。(個人)
- ・ 非訟事件の手続において裁判所が選任する者の種類は多く、その中には法律専門職ではない者が選任されることも十分に想定される。それらの者にまでインターネットを通じた申立の手続きを義務付けるのは、行き過ぎであろう。それらの者にとっても利用のしやすいシステムの開発は必要である。(個人)

【その他】裁判所、全司法

- ・ 甲案に賛成する意見もあったが、乙案に賛成する意見が比較的多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

必ずしも法律専門職やインターネットに通じた者が選任されるとは限らず、インターネットを用いた申立て等を義務付けることによって適切な人物を選任できないおそれがある。

裁判所から選任されることなく就任した清算人との不均衡が大きいに思われる。
- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。(全司法)

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(A案)と、電子化を目指しつつも、非訟事件の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(B案)がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用する

との考え方（A－1案）のほか、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、非訟事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A－2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B－1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B－2案）、③当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B－3案）がある。

（意見の概要）

【A－1案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書

- ・ 何のためにIT化するかという本来の目的から考えれば、デジタルファーストであるべきである。電子化をしない例外を認めていくのは、デジタルトランスフォーメーションの本来の趣旨から外れた考え方である。事件記録が全て電子化されれば、事件記録の保管が容易となる。1つの事件記録につき電磁的記録と紙媒体とが併存する状態は、事件の検討を煩雑にする上、事件記録の一部を事件記録の全部と誤解する過誤が生じるおそれがある。（札幌弁）
- ・ 事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じ、あるいは事後的に電子化が必要となった場合等における事務コストの増大につながるおそれがある。当事者対立構造にない事件においても、事件記録の電子化による保管コストの低減や利便性の向上等の電子化のメリットは、全ての事件について一元的に電子化することにより、事務処理上の判断が簡便となり、その本来的な効果を発揮することができる。したがって、民事訴訟手続と同様に、非訟事件の手続においても、全ての事件について電子化する、（注）のA－1案に賛成する。（福岡弁）
- ・ 民訴法第132条の12においては、民事訴訟手続において申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、原則として当該書面等を電子化しなければならないこととされており、一部の例外を除き、全件電子化することとされている。これに対して、非訟事件の手続には、当事者対立構造にない事件もあることから、電子化のメリットが相対的に低いなどとして、電子化の対象事件等の範囲を限定する考え方がある。しかし、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じ、あるいは事後的に電子化が必要となった場合等における事務コストの増大につながるおそれがある。当事者対立構造にない事件においても、事件記録の電子化には、裁判

所及び当事者の保管・運搬コストの低減、事件記録の閲覧・検索・再利用における利便性の向上、迅速かつ効率的な事件処理、感染症の拡大防止や災害発生時の業務継続の実現に資するなどのメリットがある。これらの電子化のメリットは、全ての事件について一律に電子化することにより、その本来的な効果を発揮することができる。なお、多くの行政手続においては当事者対立構造にないが、国民の利便性や電子化のメリットを実現する観点から、電子化が推進されている。よって、非訟事件の手続についても、民事訴訟手続と同様に、全ての事件について電子化するとするのが相当である。(日弁連)

- ・ 非訟事件の手続には、当事者対立構造になく、電子化のメリットが大きくないと思われる類型があることが事実としても、事件の種類や事案の内容に応じて電子化する場合と電子化しない場合とを使い分けることは、その電子化の要否の判断に混乱が生じる。また、事後的に電子化が必要となった場合等には、かえって事務コストの増大につながるおそれがある。事件記録の電子化による保管コストの低減や利便性の向上等の電子化のメリットは、全ての事件に共通するものであることから、裁判所は提出された書面等及び記録媒体につき、電子化のルールを適用することが相当である。(大阪弁)
- ・ 非訟事件の手続において裁判所から選任された者にとって、インターネットにより記録を閲覧することができるようにしてもらった方が、負担が低減できると解する。また、裁判所にとっても、申立直後はさておき、その後の手続(手続と言えない事務連絡等を含む。)については負担を低減できると解する。(静岡書)
- ・ 民事訴訟では提出されたすべての書面が電子化されることになっており、非訟事件手続についても電子化しない理由はない。オンライン手続を促進する以上は全件電子化するべきである。(大阪書)

【A-2案に賛成】新潟書、日司連、東京書、長野書、個人2名

- ・ A-2案に賛成する。ただし、民事に関する紛争を取り扱う事件については、極力全ての事件を電子化すべきである。非訟事件手続は様々な類型が存在し、対立構造にある事件類型とそうでない事件類型が存在し、当事者にとって事件記録の電子化のメリットが大きいものとそうでないものが存在する。また、提出書類についても電子化の負担が大きい一方、その電子化のメリットが小さいものが存在する。これらについて、電子化の例外の規定として明確な基準を設けることは困難であると考えられる。将来的には全ての事件について電子化を目指すことが望ましいが、電子化の過渡期においては、裁判所の側でより柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、(2)の電子化のルールを適用するというA-2の案が、IT化を促進するうえで、実現可能性の高い規律ではないかと考える。ただし、民事に関する紛争を取り扱う事件については、民事訴訟手続と同様に全ての事件記録を電子化する運用とすることが相当である。B-1案及びB-2案については、提案される内容の射程について明確な考えが示されておらず、電子化のルールを適用する事件を一定の範囲、一定の基準に絞るという考えは、電子

化をしないことを原則として、電子化することを例外とする扱いであるから、非訟事件手続のIT化の観点からふさわしくないように思われる。B-3案については、電子化の判断基準を裁判所以外の外的要因に委ねることになり、事実上電子化を放棄していることになるので規律としてふさわしくない。また、当事者にイニシアチブを与えることにも特に利点を見出すことはできない。(新潟書、日司連、東京書)

- ・ 非訟事件の特性に配慮し、より柔軟に対応できるルール作りが必要である。(長野書)
- ・ 理由は、手続きの特性を考慮して柔軟に事件を扱うことができると当事者の利益に対し、より慎重な配慮をできるから。(個人)
- ・ 非訟事件の特性を加味して柔軟に対応のできる「A-2」の案に賛成する。(個人)

【その他】一弁、裁判所、全司法

- ・ B-1案に賛成する意見もあったが、他案を支持する意見もあった。後記(2)ア及びイにより、一定の範囲内の書面等については、電子化の例外が認められることとなるが、非訟事件は多様なものがあることをふまえると、全ての事件を電子化の対象事件とするのは必ずしも適切とはいえず、裁判所において、その電子化の対象事件を限定することが適当であると考え。なお、(A-2案)を採用すると、その運用は実質的には(B-3案)のような形になるのではないか(それ故A-2案を採用するのであれば、当事者や利害関係者に選択権を設けるという意味でとB-3案がよいのではないか)との意見があった。(一弁)
- ・ 提出された書面等及び記録媒体の電子化については、一定の例外を設けるべきであるとする意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

非訟事件には多種多様なものがあり、書面審理のみで記録化の必要性が乏しい類型(例えば、債務弁済許可、所在不明株主の売却許可、商事過料事件など)が多くあるほか、迅速性が求められるものもあるため、提出された書面等及び記録媒体を一律に電子化しなければならないものとするのは合理的でない。

- ・ 一定の例外を設ける方法としては、A-2案、B-1案、B-2案を支持する意見が比較的多かった。それらの理由として次のような指摘があった。(裁判所)

(A-2案を支持する意見)

より柔軟な運用を可能にしておき、具体的な範囲や基準については、現場で策定する運用上のルールに委ねるのが相当である。

できるだけ電子化していく方向性を肯定しつつ、非訟事件には多種多様な事件類型があることを踏まえて、例外的な取扱いが可能となる余地を認めるべきである。

(B-1案を支持する意見)

判断基準の明確さの観点から、実質的な当事者対立構造である株価算定に係る事件など、一定の範囲の種類の事件について電子化のルールを適用するべきであり、そのような対立構造ではなく、短期間で事件が終局する清算人選任事件、過料事件等については、電子化のルール

を適用しないこととするべきである。

(B-2案を支持する意見)

事件類型を特定するのは困難であるが、他方で、提出された書面等を電子化するか否かを当事者の申出に係らしめるのは適当ではなく、電子化の必要性がある場合について適切な基準を定めて、画一的な処理を可能とすべきである。

- ・ 第1の2(1)に対する意見と同じ。(全司法)
- ・ 記録の電子化につき、データと紙が併存した場合の扱いを明確にしてほしいとの意見があった。(全司法)

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

イ 非訟法特有のルール

【甲案】

非訟事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しな

いものとする。

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案のAに対する意見

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、個人1名

- ・ 民事訴訟と同様のルールを定めるAの規律について、賛成する。(福岡弁)
- ・ ②のただし書きにA-2案を採用した前提で本文につき、賛成する。本文の提案と(注)の提案はいずれも、民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 民訴法第132条の12第1項においては、申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、ファイルに記録することにつき困難な事情があるときを除き、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならないとされている。また、同条の13第1項においては、当該書面等のほか、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録に記載・記録されている事項についても、これと同様としている。また、民訴法第132条の12第1項各号及び同条の13第1項各号は、第三者の閲覧制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの及び秘匿事項の届出書面等のうち必要があるものについては、例外的に電子化を要しないものとしている。これらの民訴法の規律の趣旨は、非訟事件の手続においても同様に妥当するものといえることから、民訴法と同様の規律とするべきであり、(2)Aに賛成する。(日弁連)
- ・ 本文の提案と(注)の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(大阪書)
- ・ 非訟事件においても民事訴訟と同様の規律とすることにつき、異存はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

【反対】札幌弁

- ・ ①及び②のただし書は、削除すべきである。①及び②は、民訴法第132条の12第1項ただし書及び第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。③については、閲覧等に際しての裁判所の許可（非訟法32条）をしないことにより対応すれば足り、あえて電子化の範囲から除くまでの必要はない。（札幌弁）

【その他】法友会

- ・ 申立て等が書面等により行われたとき、「困難な事情があるとき」は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しないでよいとあるが、この「困難な事情があるとき」は限定的に解釈・運用されたい。

ファイルに記録しない場合が多すぎると、書面等の記載事項の一覧性や実務の効率性が損なわれ、電子化を推進する趣旨を損なうおそれがあるためである。（法友会）

2 試案のイに対する意見

【甲案（及び（注））に賛成】福岡弁、新潟書、日弁連、静岡書、日司連、大阪書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 非訟法特有のルールを定めるイ及び（注）の規律について、賛成する。（福岡弁）
- ・ 非訟事件手続においては、民事訴訟手続と異なり、職権探知主義の下、裁判所により資料が収集されるケースもあるところ、その資料の閲覧が当事者又は第三者にとって一般的に秘匿されるべき情報であることが想定される。秘匿価値の高い資料で閲覧の対象としない資料については電子化の対象外とするのが相当である。

また、民事訴訟手続においても一定の秘匿価値のある資料については紙で保存する規定が定められているため、非訟事件手続法第32条第3項に該当するようなケースでは、紙の資料等で保存するなど、情報流出に一定の配慮を行うことが相当と考えられる。（新潟書）

- ・ 当事者対立構造が必ずしもとられず、審理が非公開とされていることの背景にある非訟事件の特性に鑑みると、非訟法特有のルールを設けることは合理的であって、他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがある場合に、ファイルに記録することを要しないものとし、また、電子化された場合でも、安全管理のために必要かつ適切な措置をとることができるようにすることは重要であるというべきであるから、(2)イについては、甲案及び（注）に賛成する。（日弁連）
- ・ 決定時点でファイルに記録するものとそうでないものをある程度整理しておけば、その後の閲覧請求に対する許否の判断が迅速化できると解する。（静岡書）
- ・ 非訟事件手続においては、民事訴訟手続と異なり、職権探知主義の下、裁判所により資料が収集されるケースもあるところ、その資料の閲覧が当事者又は第三者にとって一般的に秘匿されるべき情報であることが想定される。秘匿価値の高い資料で閲覧の対象としない資料に

については電子化の対象外とするのが相当である。また、民事訴訟手続においても一定の秘匿価値のある資料については紙で保存する規定が定められているため、非訟事件手続法第 32 条第 3 項に該当するようなケースでは、紙の資料等で保存するなど、情報流出に一定の配慮を行うことが相当と考えられる。(日司連、東京書)

- 非訟事件手続においては、個人のプライバシーにかかわる資料が提出されることが多く、秘匿性の高い資料については閲覧の対象とするべきではないと考える。民事訴訟手続において、秘匿性の高い資料については紙で保存する規定が定められていることからすると、非訟事件手続法第 32 条 3 項に該当するようなケースにおいても、紙の資料等で保存するなど、情報流出に一定の配慮を行うことが相当である。(大阪書)
- 非訟事件手続においては、民事訴訟手続とは異なる手続により進められる事件も多いため、非訟事件にあったルールにすべきである。(長野書)
- 非訟事件手続法において取り扱う事件は、その性質上、秘匿しておく必要のある情報や、公開されたくないであろう事情が含まれていることが多く予想される。それら事情に広く対応するためには、(注) を含めた甲案の方法が適切であろうと考えられる。(個人)

【乙案に賛成】札幌弁、沖縄弁、広島弁、大阪弁

- 【甲案】では、当事者等から閲覧等の制限の申出もなく、また、現実に裁判所に対する閲覧等の許可を求める申立てがないケースでも、ファイルに記録しない措置をとることができるとしており、その範囲が広くなりすぎるし、裁判所に書面等が提出されるごとに、事件の内容を踏まえて、そのような措置をとるかを判断しなければならないとすれば現実には困難を伴う。(札幌弁)
- 非訟事件においては、裁判所の許可が閲覧等の要件とされており、閲覧等を認めることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあるときは、裁判所はその許可をしないことが前提である。また、(2)ア③の、秘匿決定の制度もある。これら制度が適切に運用される限り、書面等及び記録媒体の電子化について例外を設ける必要は小さいといえる。甲案については、補足説明にあるとおり裁判所の裁量が広くなりすぎ、かつ、その判断について裁判所に過度の負担が生じることも懸念される。加えて、本来、閲覧等が認められる者についても、電子化されていなければ、インターネットを利用した閲覧等ができないこととなってしまう点においても妥当ではない。(大阪弁)

【その他】一弁、裁判所、法友会

- 基本的には、甲案に賛成するが、「他の者が知ることにより当事者又は第三者に著しい損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては」は、「他の者が知ることにより当事者又は第三者に相当程度の損害を与えるおそれがあり、かつ、裁判所が必要があると認めるものについては、」に修正すべきである。

非訟事件において提出する書類等は多様なものがあり、また、当事者等の秘密に該当する事項のほか、必ずしも秘密には該当しないとしても、それが広く知れることにより、当事者等に損害が発生するおそれが懸念されるものが含まれるから、秘密に該当しない事項についても、ファイルに記録することを要しない事項を認めるべきである。また、そのような秘密に該当しない事項について、当事者又は第三者に著しい損害が発生することまで求めることは、実質的に秘密に該当しない事項について、ファイルに記録することを要しない事項とすることを認めないこととなりかねない。それゆえ、秘密に該当しない事項については相当程度の損害を与えるがある場合においても、ファイルに記録することを要しない事項とすることを認めるべきである。このような規律にしたとしても、「裁判所が必要があると認める」ことも必要とされることから、不必要にファイルに記録することを要しない事項が拡大するものではない。(一弁)

- ・ 甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見とに分かれた。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

(甲案に賛成する意見)

非公開で行われる非訟事件の手続の特性に照らすと、より情報を安全に管理することができるオプションを設けておくことが望ましい。

(乙案に賛成する意見)

甲案を採用した場合に、書面等が提出される度にファイルに記録するかどうかを判断しなければならぬとすれば、実務的な負担が大きい。

- ・ (注) に関し、裁判所に対しインターネットにより電子データが提出され、それがファイルに記録された場合において、ファイルに記録された営業秘密 (①) や秘匿事項等 (②) に係る部分について書面への出力または他の記録媒体への記録がされたときは、裁判所は、上記部分を電子化された事件記録から消去するなどの安全管理のための措置を「必ず講じなければならない」という理解でよいか確認したい。事業者にとって営業秘密等の保護はきわめて重要である。よって、営業秘密等が含まれる書面その他の記録媒体には、安全管理のための措置が確実に講じられるべきと考えるためである。(法友会)

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、

一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当である。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 非訟事件の手続において、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等につき、当事者や利害関係を疎明した第三者による閲覧等の対象となるなど、事件管理システムを通じた利用が予定されていることから、それらを電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。(日弁連)
- ・ 非訟事件の手続においても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、電磁的記録によって作成するのが適当であり、他方で、これによる支障はない。(大阪弁)
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成するべきである。(大阪書)
- ・ 非訟事件の手続をIT化するにあたっては、裁判書等について電磁的記録により作成することは必要であるとする。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ ウェブ会議又は電話会議の利用に関する遠隔地要件を削除することに異論はない。もともと、あくまでの利用者の利便のための制度であることから、当事者が希望する場合には出廷が認められるべきである。(福岡弁)
- ・ 非訟事件の手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。(新潟書、千葉書、日司連)
- ・ 非訟事件の手続においても、遠隔地要件を維持すべき理由はないから、同要件の削除に賛成する。また、何らかの事情によりウェブ会議が困難になった場合に備えて、電話会議で当事者

の期日の参加、専門委員の期日における意見聴取などができるようにしておくべきであるので、いずれも賛成する。(日弁連)

- ・ 非訟事件の手続においても、遠隔地要件を維持すべき理由はない。また、電話会議での当事者の期日参加、専門委員の期日における意見聴取なども事情によっては有用であり、これを否定すべき理由もない。(大阪弁)
- ・ 手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(大阪書)
- ・ 非訟事件の手続をIT化するにあたっては、遠隔地に関わらず、ウェブ会議又は電話会議によって、非訟事件の手続の期日における手続を進める必要があると考える。なお、将来的な課題とはなるが、証拠調べ手続についても、当事者の同意を得ることを条件に、ウェブ会議又は電話会議による手続きを前向きに検討すべきである、との意見もあった。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 非訟事件の手続は、その性質上、効力の及ぶ範囲が広いと、当事者の意見も聞きつつ、裁判所が柔軟に運用できる定め方は、好ましいと考える。また、非訟事件の手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。(東京書)
- ・ 非訟事件においても当事者の利便性の向上の為、遠隔地の要件を削除することは相当である。(長野書)
- ・ 非訟事件手続法は、その性質上、効力の及ぶ範囲が広いと、当事者の意見も聞きつつ、裁判所が柔軟に運用できる定め方は、好ましいと考える。(個人)

【その他】全司法

- ・ 訴訟事件以上にウェブ会議等が有効な場合があることから、そうした場合に、ウェブ会議等が活用できるよう、必要な法整備等を行っていただきたい。

中間試案では、事件関係者が出頭することなく、ウェブ会議や電話会議の活用をすすめる方向が打ち出されている。検討対象となっている非訟事件では、事件関係者の意見聴取や事実の調査など、訴訟事件以上にウェブ会議等の活用が有効な手続きが存在する。こうした手続きにおいて積極的にウェブ会議等が活用できるよう、法整備も含めた環境整備が必要である。

なお、中間試案が両論併記しているように、手続きによってはウェブ会議に限定し、電話会議を含めることが相当でないものも考えられるが、これについては、当該事件の特性を踏まえて規則等で定めを置くのが相当だと考える。(全司法)

- ・ 債権者集会の開催にあたり、ウェブ会議と実際に債権者が出頭する集会が同時に行われることになると、担当書記官の事前準備や集会当日の対応がかなり負担となると思われるため、債権者集会の実施については、ウェブ会議のみで実施、出頭のみで実施と選択できるようにしたほうがよいのではないかと意見があった。(全司法)

(2) 専門委員の期日における意見聴取

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べさせることができるものとする。

(注) 期日において意見等を述べることができる専門家等につき、専門委員と同様に、ウェブ会議又は電話会議によって意見を述べるができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 非訟事件の手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、専門委員のウェブ又は音声による期日参加についても遠隔地要件を削除することは相当である。(新潟書)
- ・ 専門委員については、民事訴訟法と別に解する理由はないので、遠隔地要件を削除することは相当である。(千葉書)
- ・ 非訟事件の手続においても、遠隔地要件を維持すべき理由はないから、同要件の削除に賛成する。また、何らかの事情によりウェブ会議が困難になった場合に備えて、電話会議で当事者の期日の参加、専門委員の期日における意見聴取などができるようにしておくべきであるので、いずれも賛成する。(日弁連)
- ・ 非訟事件の手続においても、遠隔地要件を維持すべき理由はない。また、電話会議での当事者の期日参加、専門委員の期日における意見聴取なども事情によっては有用であり、これを否定すべき理由もない。(大阪弁)
- ・ 非訟事件の手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、専門委員のウェブ又は音声による期日参加についても遠隔地要件を削除することは相当である。(日司連、東京書)
- ・ 手続の簡易迅速性を考えると、専門委員のウェブ会議又は電話会議による期日参加についても遠隔地要件を削除することが相当である。(大阪書)
- ・ 非訟事件の手続をIT化するにあたっては、ウェブ会議又は電話会議によって、専門委員に非訟法第33条第1項の意見を述べるようにする必要があると考える。なお、ウェブ会議又は電話会議を活用することで、地域や時間都合を考慮せず、より事件の審理に適切な専門委員を選任し、迅速かつ適切な審理が期待できると思われるので、ウェブ会議又は電話

会議は推進するべきである。(一弁)

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 手続きを簡易迅速な処理が求められるケースについて、当事者の利便性に資する観点からも上記と同様、遠隔地要件は削除するのが相当である。(長野書)
- ・ 非訟事件手続法は、その性質上、効力の及ぶ範囲が広いため、当事者の意見も聞きつつ、裁判所が柔軟に運用できる定め方は、好ましいと考える。(個人)

【その他】全司法

- ・ (1)に対する意見に同じ。(全司法)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、千葉書、大阪弁、静岡書、裁判所、

- ・ 専門委員以外の専門家等についても同じように考えられるから賛成する。(千葉書)
- ・ 本文についての意見は、期日において意見等を述べることができる専門家等も同様である。(大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

5 和解調書の送達又は送付

【甲案】

和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

和解を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】新潟書、千葉書、沖縄弁、大阪弁、静岡書、日司連、東京書、長野書、個人2名

- ・ 非訟事件手続法第65条に基づく和解を記載した調書は、確定した終局決定と同一の効力を有するものである以上、民事訴訟手続と同様に、当事者に必ず送達するものとすべきである。(新潟書、千葉書、日司連、東京書)
- ・ 申立手数料の低廉化は行うべきであるが、和解調書については民事訴訟においては送達するものとされたところ(改正民訴法第267条第2項)、非訟について異なる定めを置く積極的

な理由はない。また、乙案を採用した場合においても、送付の方法によることができるのは、和解調書の内容が債務名義とならない場合であって、当事者が同意した場合に限られるべきであるが、実際にはそのような場合は少ないと考えられる。加えて、送達が不奏功となった場合の手の煩雑さへの配慮については、システム送達が利用できない場合に限って問題となる。かつ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面においては、受取り拒否などにより送達不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくない。(大阪弁)

- ・ 中間試案「第5 非訟事件 7 送達等 (1) 電磁的記録の送達」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。電磁的記録の送達を採用すれば、当事者に殊更の負担はないと解する。(静岡書)
- ・ 改正民訴法267条の第2項に鑑みれば、非訟事件手続における和解調書も当事者に送達することが妥当なのではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 民事訴訟手続と同様に取り扱うべきと考える。(長野書)
- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、非訟事件における和解調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、非訟事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用(執行準備費用)として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は非訟事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも和解調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。(個人)

【乙案に賛成】札幌弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、裁判所

- ・ 当事者が和解の内容を調書により確認することは便宜であるので、送達又は送付のいずれをも必要としないことには賛成できない。もっとも、非訟事件における和解調書の中には、債務名義とならないものもあり、必ずしも執行の場面を想定する必要はない。そこで、当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、和解を記載した調書を、送付しなければならないものとすべきである。(札幌弁)
- ・ 和解が成立した場合は、和解を記載した調書を当事者に交付して、和解した内容を了知させ

必要があるから、当事者からの申請がなくても、職権で交付することが適切である。非訟事件では、終局決定であっても、送達しなければならないものとはされておらず、相当と認める方法で告知することで足りるとされているから（非訟法第56条）当事者への和解を記載した調書の交付の方法としては、甲案は均衡を失っており、送達又送付しなければならないものとする乙案を採用すべきである。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。（日弁連）

- ・ 現行法において、決定書は送付で足りていることから考えると、IT化後も送達を義務化する必要はない。（大阪書）
- ・ 執行力のない内容の合意がなされることはままあることから、送付も可能とすることは適当と思料する。IT化が進めば送達と送付に差異はなくなるが、当面は紙の申立ても併存することから例え当面の間の処置であっても送付を認めることには意義はあると思われる。なお、この際、本来送達すべき調書を人為的な（単純）ミスによって送付してしまっていて、後に執行を要した際にそのミスに気がつき、（再）送達となって、それにより債務者が資産隠匿等を行う可能性があるため、こうしたミスが生じないよう適切な体制を構築する必要がある。（一弁）
- ・ 乙案に賛成する意見が多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）
終局決定が告知で足りるとされていることとの平仄をとるべきである。

非訟事件においては、出頭した当事者間で事件の終了のみを目的とする場合など、給付条項がない和解が行われる場合も少なくないことから、当事者の希望や事案の内容に応じて、送達ではなく送付の方法を選択できるとすることが望ましい。

【その他】福岡弁

- ・ 和解が成立した場合は、原則として、送達するものとするべきである。もっとも、和解の内容として給付条項が設けられておらず、強制執行を予定していないような場合にまで、裁判所の費用負担で送達すべき必要はないから、そのような場合は、送付で足りるものとするべきである。（福岡弁）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書

- ・ 非訟事件の手続の電子化によって、裁判所の事務処理の効率化と事務コストの低減化が期待できる。非訟事件の手続は、民事訴訟手続と異なり特別送達の利用が必須ではないし、裁判所に出頭した当事者等に対し裁判所書記官から書面が交付送達されることによって郵便費用がほとんどかからない例も少なくない。今後は、システム送達の導入により郵便費用がさらに低減することも見込まれる。したがって、（注）について、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することを実現する際は、申立ての手数料の大幅な低額化を実現すべきであり、これに加えて、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なイン

センチブも併せて導入すべきである。(日弁連)

- ・ 申立手数料については、郵便費用を含めて一本化することがわかりやすく相当である。また、インターネットを利用した申立について、これを利用しない申立と比較して手数料を低額化することも検討されるべきである。インターネットを利用した申立やシステム送達が利用されることが多くなることから、申立手数料は大幅に低額化すべきである。(大阪弁)

【その他】福岡弁

- ・ 郵便費用の申立ての手数料への組込みに際しては、送達費用が当事者にとって負担になる場合があるため、組込額は、低額に抑えられるべきである。(福岡弁)

6 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る非訟法第32条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等の請求をすることができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1)②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方がある。

(注3) 裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型（借地非訟事件など）や資料については、これが電子化された場合には、民事訴訟と同様の方法によ

る閲覧等を認めるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 非訟事件手続における事件記録の閲覧には裁判所の許可が原則とされているところ、電子化された事件記録の閲覧についても同様に裁判所の許可を条件に電磁的方法による閲覧を認めることが相当である。(新潟書、日司連、大阪書、東京書)
- ・ 現行法の規律を基本的に維持することを明らかにしており、賛成する。(日弁連)
- ・ 試案は、現行法の規律が基本的に維持されることを前提に、電磁的事件記録の閲覧等の具体的な方法を定める規律を提案するものであり、いずれも賛成である。(大阪弁)
- ・ いずれも賛成するが、(注3)については、広く閲覧等を認めることの反射的な対応として、閲覧制限の申立てについては、広く認める方向で運用すべきである。

基本的には、中間試案(案)の規律に賛成するが、裁判所の許可を得ることなく記録の閲覧等を認めている事件類型の記録には営業情報に関わるもの(借地非訟事件においてはたとえば鑑定書における価格情報などを含むがこれに限らない)が提出されることが少なくない。そうであれば、これら記録については、必ずしも営業秘密とまではいないまでも、競業他社を含む取引一般において、広く公開されることを予定していないものもある以上、広く閲覧等を認めることの反射的な対応として、閲覧制限の申立てについては、広く認める方向で運用すべきである。(一弁)

- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)

2 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 福岡弁、新潟書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、個人

- ・ (注1)の閲覧の具体的な方法については、当事者、利害関係人ともに民事訴訟手続と同様とするのが相当である。(新潟書)
- ・ 現行法の規律を基本的に維持することを明らかにしており、賛成する。(日弁連)
- ・ (注1)の閲覧の具体的な方法については、当事者、利害関係人ともに民事訴訟手続と同様とするのが相当である。(日司連、大阪書、東京書)
- ・ 試案の本文に対する意見に同じ。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)

【反対】 札幌弁

- ・ 利害関係を有する者に対しては、裁判所設置端末を用いた閲覧等のみを認めるべきである。利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実に関覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる（これは、民訴法第91条の2自体にも当てはまる問題である。）。(札幌弁)

3 試案の（注2）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書

- ・ （注2）の当事者については、事件の進行上、事件管理システムにおいていつでも事件記録を閲覧できるとすることが当事者の便宜にかなうため、一度閲覧許可がされた記録については、期間制限なく再閲覧を可能とすることが相当である。また、当事者の電磁的記録の閲覧については、閲覧に裁判所の許可が条件とされている同一の事件類型内においても、当事者がいつでも閲覧できることとして支障がない記録と、あくまで都度裁判所の許可にかからしめるべき記録に分かれるものと考えられる。ゆえに、裁判所の柔軟な対応により、一定条件下で事前の許可を可能とすることも相当である。(新潟書)
- ・ （注2）は、現行法の規律を基本的に維持されることを前提に、電子化された事件記録の閲覧等の許可の在り方を提案するものである。同一の当事者が一度閲覧又は複写等の許可を得た部分を再度閲覧又は複写等する場合に別途の許可を必要とするのは煩雑であり、これを不要にしたとしても弊害が考えられないから、前段で例示された運用に賛成する。また、後段で例示された運用に関し、特別代理人や清算人など裁判所から選任された者については、範囲を指定するなどして、電子化された事件記録の閲覧等を事前に許可することが許されても良いと考える。(日弁連)
- ・ （注2）の当事者については、事件の進行上、事件管理システムにおいていつでも事件記録を閲覧できるとすることが当事者の便宜にかなうため、一度閲覧許可がされた記録については、期間制限なく再閲覧を可能とすることが相当である。また、当事者の電磁的記録の閲覧については、閲覧に裁判所の許可が条件とされている同一の事件類型内においても、当事者がいつでも閲覧できることとして支障がない記録と、あくまで都度裁判所の許可にかからしめるべき記録に分かれるものと考えられる。ゆえに、裁判所の柔軟な対応により、一定条件下で事前の許可を可能とすることも相当である。(日司連)
- ・ （注2）の当事者については、いつでも事件記録を閲覧できるとすることが当事者の便宜にかなうため、一度閲覧許可がされた記録については、期間制限なく再閲覧を可能とすることが相当であると考ええる。(大阪書)
- ・ 試案の本文に対する意見に同じ。(一弁)
- ・ 提案で例示されている考え方については、記録が電子化された際のメリットを活かすという

観点から賛成する意見がほとんどであった。ただし、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し、一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とするとの考え方については、反対又は慎重な検討を要するとの意見もあった。(裁判所)

【反対】大阪弁、東京書

- ・ (注2)は、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成し、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(事前の許可を可能とする)との考え方に反対する。(注2)は、事前に範囲を特定することは容易でないように思われる。また、法律が当事者であっても閲覧謄写は許可制にした趣旨は、個別に裁判所が慎重に判断を行うことが必要であるとしたものと考えられ、かかる趣旨からして都度の判断が望ましい。(大阪弁)
- ・ (注2)については、電磁的記録方法により閲覧する場合に、謄写申請をしないということは考えにくいし、仮に申請者の作業ミスで謄写したデータが消失してしまったのであれば、その旨を示して再度、許可申立にかからせてもさほど大きな不利益にはならないのではないかと考えられるからである。なお、再度の許可申立がなされた場合の、判断の事務分配を、裁判官と書記官とで適切に分配するのにも方法ではないかと考える。(東京書)

【その他】個人1名

- ・ (注2)の裁判所の許可のあり方については、原則、当該申立てにかかる許可限りとするべきではないかと考える。(回数、範囲とも)
電磁的記録方法により閲覧する場合に、謄写申請をしないということは考えにくいし、仮に申請者の作業ミスで謄写したデータが消失してしまったのであれば、その旨を示して再度、許可申立にかからせてもさほど大きな不利益にはならないのではないかと考えられるからである。なお、再度の許可申立がなされた場合の、判断の事務分配を、裁判官と書記官とで適切に分配するのにも方法ではないかと考える。(個人)

4 試案の(注3)に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、個人1名

- ・ (注3)の非訟事件手続において、事件記録の閲覧に裁判所の許可を要しない事件類型については、その事件の性質上、民事訴訟同様の私人間の権利義務関係に関する紛争であり、公益性等への配慮の必要性が低いと考えられるため、民事訴訟同様の閲覧方法を認めるのが相当と考える。(新潟書、日司連)
- ・ 借地非訟事件など事件記録の閲覧等に裁判所の許可が不要な事件類型等については、民事訴

- 訟と同様の方法により閲覧等が認められないと不便であるから、(注3)に賛成する。(日弁連)
- ・ (注3)の事件記録の閲覧に裁判所の許可を要しない事件類型については、民事訴訟同様の規律で閲覧方法を認めることに問題はないと思われる。
 - ・ 試案の本文に対する意見に同じ。(一弁)
 - ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
 - ・ (注3)の非訟事件手続において、極力、定型作業的な規定は共通化し、事件累計によって個々の強弱の規制の調整が必要なものについては、個別の規定を設けるべきであり、事件記録の閲覧に裁判所の許可を要しない事件類型については、その事件の性質上、民事訴訟同様の私人間の権利義務関係に関する紛争であり、公益性等への配慮への必要性が低いと考えられるため、民事訴訟同様の閲覧方法を認めるのが相当と考える。(東京書)
 - ・ (注3)の提案に賛成である。極力、定型作業的な規定は共通化し、事件累計によって個々の強弱の規制の調整が必要なものについては、個別の規定を設けるべきであろう。(個人)

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 自己の提出した書面等及び裁判書等については、その記録の閲覧に裁判所の許可を条件とする必要性が認められないので、本文の提案のとおりとすることが相当である。(新潟書)

- ・ 当事者が自ら提出した書面等、電子裁判書及び事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、その閲覧等につき裁判所の許可を必要とする理由（当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれ）がないから、許可を不要とする(2)及び(注)に賛成する。（日弁連）
- ・ 当事者が自ら提出した書面等や裁判書については、その閲覧等につき許可を必要とする理由（当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれ）はない。証明書の交付等についても同様に、裁判所の許可を必要とする理由はない。（大阪弁）
- ・ 自己の提出した書面等及び裁判書等については、その記録の閲覧に裁判所の許可を条件とする必要性が認められないので、本文の提案のとおりとすることが相当である。（日司連、東京書）
- ・ 自己の提出した書面等及び裁判書等については、その記録の閲覧に裁判所の許可を条件とする必要性が認められない。（大阪書）
- ・ 自己の提出した書面等及び裁判書等については、裁判所の許可を要することなく、閲覧等を請求することができるということが、便宜であり、他方、これにより、特段の支障は生じないものとする。（一弁）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、日弁連、大阪弁、静岡書、裁判所、個人1名

- ・ 当事者が自ら提出した書面等、電子裁判書及び事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、その閲覧等につき裁判所の許可を必要とする理由（当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれ）がないから、許可を不要とする(2)及び(注)に賛成する。（日弁連）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

非訟事件の手續における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

（意見の概要）

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。（新潟書、千葉書、日司連、東京書）
- ・ 民訴法は、電磁的記録の送達に関し、①電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達（同法第109条）、②インターネットによる送達（同条の2）の2種類を定めるとともに、その効力発生の時期（同条の3）及び届出をしなければならない者に関する特例（同条の

4) について定めている。非訟事件の手續においても、民事訴訟手續と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。(日弁連)

- ・ 非訟事件の手續においても、民事訴訟手續と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。(大阪弁)
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)
- ・ 非訟事件の手續における電磁的記録の送達について、民訴法の規定を準用することに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

【その他】全司法、法友会

- ・ 事件終了後の債務名義の送達につき、システム送達の有効期限(いつまでシステム送達を使うのか)を明確にしたほうがよいのではないかとの意見があった。(全司法)
- ・ みなし閲覧の「一週間」について、年末年始や連休が重なる場合にどのように考えるのかについて(民訴法109条の3第2項における「その責めに帰することができない事由によって前項第1号の閲覧又は同項第2号の記録をすることができない期間」に該当するのかなど)、明確化すべきである。

事業者が給与債権の差押えや売掛債権の差押え等における第三債務者の立場に立つ場合、差押命令の効力発生後は二重払いの危険を負うことになる。したがって、システム送達による差押命令が所定の期間の経過により自動的に発効する場合には、当該期間中の祝日等の取扱いが実務上重要であると思われるためである。(法友会)

- ・ 通知アドレスの届出は、すべての手續に対するものとして、事前に裁判所に電子メールアドレスを届け出るのでなく、手續開始が申し立てられ、従来どおり手續における電磁的記録の送達を受けた後、特定の事件につき届け出るものとすべきであり、特定の個人のものではなく、事業者の関係者が入ったメーリングリストの届出も認めるべきである。

事業者における事件対応・処理は組織的になされるのが一般的であり、特定の個人が対応することを前提とした制度設計とすると、例えば当該個人が急遽休暇を取得せざるを得なくなった場合などに支障が生じるためである。また、事件ごとに使用するメールアドレスは異なることもあるし、事業者の関係者が入ったメーリングリストを通じて電磁的記録の送達を受けて適時に情報共有がされた方が、事案の早期対応・解決に資することもあるためである。(法友会)

(2) 公示送達

非訟事件の手續における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、個人1名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。(新潟書、千葉書、日司連、東京書)
- ・ 民訴法第111条においては、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、①書面を裁判所の掲示板に掲示する措置又は②裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置のいずれかによることが定められた。非訟事件の手續においても、これと同様の規律とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 公示送達について、非訟事件の手續についても、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。(大阪弁)
- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公示送達の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載(以下「転用等」という。)することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公示送達の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。

裁判所が公示送達した内容を他に転用等された場合に、例えば借地について紛争状態にあるなどの一般に他人に知られたいくない情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該公示送達の内容に関係する者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転用等が個人データに該当しない場合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公示送達の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。(静岡書)

- ・ IT化の促進の観点から、公示送達について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)

- ・ 非訟事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法の規定を準用することに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

8 公示催告事件における公告

(1) 裁判所設置端末の利用

公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 公示催告事件における公告については、本文の提案のとおりとする方が、閲覧希望者の便宜にかなうものとなるため相当である。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 公示催告事件の公告については、民訴法における公示送達のとおりと併せて、裁判所掲示場への掲示と裁判所設置端末での閲覧を選択的に措置することができるものとすることに賛成する。(千葉書)
- ・ 賛成する。なお、「裁判所設置端末」とは、当該手続を担当する裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。(沖縄弁)
- ・ 非訟事件についても、民事訴訟における公示送達と同様にすることに支障はない。(大阪弁)
- ・ IT化の促進の観点から、公示送達について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)
- ・ 非訟事件の手続をIT化するにあたっては、公示催告事件についての公告において、現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとるべきであるとする。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 裁判所設置端末の利用 現行法で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えるのではなく、「に加え」る形で「裁判所に設置された端末で閲覧することができる」とする方法の方が望ましいのではないかと考えたが、改正民訴法に趣旨を同じくすることでもあるため、提案に賛成とする。(個人)

(2) 裁判所のウェブサイト掲載

【甲案】

公示催告事件についての公告において、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

公示催告事件についての公告については、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載によるものとし、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないとの規律は設けないものとする。

(意見の概要)

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、東京書、長野書

- ・ 裁判所のウェブサイトに掲載する場合の費用負担が当事者に生じないことを前提に、甲案に賛成する。当事者の負担が増加することにならないことを前提にすれば、裁判所のウェブサイトに掲載する方法もとることが、公示催告制度についての公告の趣旨に合致する。(札幌弁)
- ・ 公示催告の公告の趣旨が利害関係人の権利の届出または権利を争う旨の申述を行う機会の確保であることに鑑みて、裁判手続のIT化に伴い、裁判所のウェブサイトを利用して、利害関係人の権利行使の機会を確保することは重要であるため、甲案が相当である。一方、裁判所のウェブサイトを利用して公告を行ったうえで、日刊新聞紙に掲載して公告を命じることができるとする非訟事件手続法第102条第2項の規律は相当でないとも考えられるため、同法第102条第2項の規律は排除することも考えられる。(新潟書)
- ・ 裁判所のウェブサイトに掲載することにより公示の実効性を高めることが有用であり、掲載方法を加えることが相当である。また、官報に掲載することにより、インターネットに接続できない者を含め、広く国民に知らせることが可能となる。裁判所のウェブサイトに掲載する方法の詳細は不明であるが、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によった場合、当該ウェブサイトが更新された場合に、後日、いつどのように掲載されたか確認することは容易でないとも考えられる。したがって、ウェブサイトに掲載する方法を加えたとしても、官報に掲載する方法を廃止すべきではない。(大阪弁)
- ・ 甲案に賛成する。ただし、甲案を採用する場合、非訟事件手続法第102条第2項の規律を維持すべきかどうか検討が必要である。公示催告の公告の趣旨が利害関係人の権利の届出又は権利を争う旨の申述を行う機会の確保であることに鑑みて、裁判手続のIT化に伴い、裁判所のウェブサイトを利用して、利害関係人の権利行使の機会を確保することは重要であるため、【甲案】が相当である。一方、裁判所のウェブサイトを利用して公告を行ったうえで、日刊新聞紙に掲載して公告を命じることができるとする非訟事件手続法第102条第2項の規律は相当でないとも考えられるため、同法第102条第2項の規律は排除することも考えられる。

(日司連、東京書)

- ・ ウェブサイトへの掲載することによって、公示催告の実効性が高まると思われるので、甲案が妥当であるとする。(大阪書)
- ・ 公示催告事件についての公告については、広く知れ渡らせることに意味があるのであるから、手続のIT化にあたっては、その主体たる裁判所のウェブサイトに掲出する方法をとることとすべきである。ただし、裁判所のウェブサイトへの法的な位置づけが明らかではないため、EDINETのような法律上根拠とそれにふさわしいセキュリティを有したシステムを導入し、いわば「電子官報」のような制度を設けることで、紙の官報と同程度の公告に対する信頼性が確保できるのではないか(書来的には紙の官報の廃止もありうるのではないか)という意見があった。(一弁)
- ・ ウェブサイトの利用は利害関係人の権利行使確保に資する。非訟事件手続法102条2項の規律は、ウェブサイトへの掲載がなされることにより、排除してもよいと考える。(長野書)

【乙案に賛成】千葉書、沖縄弁、裁判所、個人1名

- ・ 現状の公告方法につき特に問題が生じているとは考えられないことから、現状の公告方法に加えて裁判所のウェブサイトに掲載することには賛成できない。(千葉書)
- ・ 乙案に賛成する意見が非常に多かった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)
官報により不特定多数の者に公示されているので、重ねて裁判所のウェブサイトに掲載する必要はない。
他の公告を利用している手続との整合性に留意すべきである。
- ・ 裁判所のウェブサイトに掲載する方法を加えることにより、裁判所書記官の事務上の手間が増えることになるが、それに伴い公告が効果的になるかは疑問がある。(個人)

【甲案及び乙案に反対】静岡書

- ・ 裁判所設置端末への掲示および裁判所ウェブサイトに掲載する方法にし、官報への掲載を不要とすべきである。ただし、裁判所以外の者が公告の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載(以下「転用等」という。)することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公告の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。

法律に規定があることを除けば、官報に掲載しなければ手続の公正さを確保することのできない根源的な理由はないと解する。また、申立人の費用負担が減少するので、中間試案の甲案および乙案に反対し、前掲のとおり提案する。なお、裁判所が公告した内容を他に転用等された場合に、例えば取引先の金融機関や額面などの一般に他人に知られたくない情報がイン

ターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該公告の内容に係る者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転用等が個人データの第三者提供に該当しない場合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公告の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。(静岡書)

【その他】福岡弁、日弁連、広島弁、全司法、個人1名

- ・ 甲案について、「加えて」を「代えて」に修正し、官報に掲載する方法を廃止して、これを裁判所のウェブサイトに掲載する方法に変更すべきである。公示催告事件は、公示送達手続と異なり、個人のプライバシーを侵害する可能性が典型的に低い手続であると考えられる一方で、権利の失権という重大な効果をもたらすことからすれば、権利を失うことになる者に対する手続保障を厚くするという観点から、情報へのアクセス可能性を高めるべきと考える。公示催告事件の公告が裁判所のウェブサイトに掲載されることになれば、現行よりも公告の周知性が高まる。この場合、重ねて官報に掲載する必要はなく、官報掲載が廃止されれば、利用者が官報公告費用を負担せずに済むメリットも実現される。(福岡弁)
- ・ 本文(2)については、公示催告事件の公告が裁判所のウェブサイトに掲載されることになれば、現行よりも公告の周知性を高めることができるので、実現されるべきである。その場合は、官報への掲載を維持する必要がないので、甲案の「加えて」を「代えて」に修正すべきである。官報への掲載の方法が廃止されれば、利用者が官報公告費用を負担せずに済むメリットも実現される。なお、当連合会内には、官報への掲載の方法の廃止に反対する意見もあった。(日弁連)
- ・ 甲案の「官報への掲載に加えて」を「官報への掲載に代えて」に変更し、官報への掲載を不要とすべきである。裁判所のウェブサイトに掲載されれば周知性が向上するため、当事者の手続きにかかる費用を軽減するためにも官報公告を不要とするのが相当である。(広島弁)
- ・ 公示催告の公告は、乙案がよいと思われるとの意見があった。(全司法)
- ・ 甲案を基軸としつつ、裁判所の掲示場への掲示「に加えて」、裁判所に設置された端末で閲覧することができる方式に修正する(修正した甲案)を提案する。なお、昨今のウェブサイトへのサイバー攻撃は凄まじいものがあるため、当然のことであるが、裁判手続のIT化に伴い、

高度なセキュリティ対策を、十分な費用をかけて構築し、維持管理することに努めていただきたい。(個人)

9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 非訟事件のIT化を活用した証拠調べ手続について、民事訴訟と同様の規律を設けることに支障はない。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟と同様の規律を設けることに異論はない。ただし、将来的な課題とはなるが、非訟事件の多様性を踏まえると、証拠調べ手続について、当事者の同意を得ることを条件に、ウェブ会議又は電話会議による手続きを前向きに検討すべきである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。(日

弁連)

- ・ 非訟事件の費用額確定の申立の期限等について、民事訴訟と同様の規律を設けることに支障はない。(大阪弁)
- ・ 裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けること、申立て手数料未納付のままでの即時抗告について、原裁判所において却下しなければならないとする規律を設けることに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ なお、(注2)の末尾「手数料を納付しないまま即時抗告は原裁判所において却下しなければならない」との規律に、もし、真にやむを得ざる事情が存する事案があると想定すると、当該規律には若干の躊躇が残る。真にやむを得ざる事情がある時にはこれを除くとする規定を設けて、対処することを、検討されたい。(個人)

3 試案の(注3)に対する意見

【賛成】 札幌弁、新潟書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ IT化の効用の一つである裁判の充実と迅速化を更に推し進めるという観点から、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなどを行うことによって裁判所における手続や事務処理上の負担を軽減することは有益である。したがって、その検討をすること自体は、賛成する。(日弁連)
- ・ 民訴法の内容を踏まえて、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど、実務上必要な見直しを行うことに反対する理由はない。(大阪弁)
- ・ 検討することに賛成する。併せて、民事執行の手続からはなれるが、裁判官を現状の倍に増員するか、裁判外紛争解決手続のうち認証紛争解決手続の機能に非訟事件の一部の機能を認めることを検討すべきである。(静岡書)
- ・ 民事訴訟において書記官権限化された手続については、非訟事件においても書記官権限とすべきであるとの意見が相当数あった。(裁判所)

【その他】 福岡弁、一弁、全司法

- ・ 必要な見直しがないのか検討すること自体には積極的に反対しないが、具体的な内容が出された段階で検討する。裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。(福岡弁)
- ・ 検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。

手続の電子化により、裁判官と裁判所書記官の権限の見直しは必要になると考えるが、具体的に「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると

- 考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。(一弁)
- ・ 各種手続において、定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とすることについて、積極的に検討していただきたい。

書記官がより主体的に手続に関与することで適正・迅速な処理を進める観点から、現在書記官が行っている事務を基礎としつつ、各種裁判手続における裁判官と書記官の役割を整理し、書記官権限とすることが相当だと考えられるものについては、これを機に書記官権限とすることを検討されたい。

とりわけ、今回の検討対象である非訟分野においては、訴訟事件と比較しても書記官が現に果たしている役割が大きく、書記官権限化をより積極的に検討していただきたい。

また、民事訴訟法改正により送達費用の手数料化と手数料の電子納付が実現する運びとなったが、今回検討対象になっている事件を含めた全ての事件で、印紙・郵券の取扱い事務がなくなるように措置していただきたい。あわせて、本人申立てが多い事件類型を含んでいることから、電子的な費用の納付が簡単にできるよう、必要な法規の整備も含めて検討していただきたい。(全司法)

第6 民事調停

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事調停の手続において裁判所に対して行う申立て等については、(非訟法を準用することにより)民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、NACS、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、全信金、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。(新潟書、千葉書、日司連、熊本書、東京書)
- ・ IT化実現を目指す今回の中間試案に接し、支援する思いと同時に、日本国憲法32条の「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」を思い起こした。わが国もネット社会になっているとはいえ、インターネットを利用していない人、不慣れな人が、日頃行きつけない場所である裁判所を利用する(訴え提起)ことは、大変緊張を強いられることであると思う。裁判所利用は、初めての行為や不慣れなことで、とても憲法で保障されている「裁判を受ける権利」を遂行できかねると考える。よって、利用者が書面等による申立て等とインターネット

を用いた申立て等を任意に選択できる第一項があることに賛成する。(NACS)

- 第1の1(1)に対する意見と同じ。(全青書)
- 民訴法においては、民事訴訟手続における申立て等(訴え提起、準備書面の提出等)について、インターネットを用いてすることができるものとされた。民事調停の手続において裁判所に対して行う申立て等についても、利便性の観点から、民訴法の規定を準用し、インターネットを用いてすることができるとするのが相当である。(日弁連)
- 現行の民事調停法においては、民事調停手続における申立て等のうち、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてすることができるとしている(民事調停法第2条、非訟事件手続法第42条)。もっとも、これ以外の民事調停の申立てや、民事調停手続における書証等の提出などは、一般的に、書面を裁判所に提出する方法によりなされている。利用者である市民の視点からすれば、書面提出のほか、いつでもインターネットを通じて、オンライン申立てをすることを認めることは、その利便性を飛躍的に高めるものであって、その導入を積極的に進めるべきである。そこで、民事訴訟法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いて申立て等を行うことができるものとするに賛成する。(大阪弁)
- 民事調停についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。(大阪書)
- 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- 第1の1(1)に対する意見と同じ。(福岡書)
- 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難であると認められる者を除く)に対しインターネットを用いてする申立てを義務化)することにならないようにしていただきたい。(全信金)
- 民事訴訟法と同様の取り扱いをすべきであるとする。(長野書)

【その他】全司法

- 次の意見があった。

簡易裁判所の民事事件、とりわけ民事調停事件においては、弁護士等の代理人の就任率が低く、本人による申立てが多数を占める。これは、訴訟のように主張、立証の分配等の当事者責任が厳格に問われることがなく、本人が気軽に調停制度を利用することができる利点からの帰結ともなっている。そこで、代理人申立てに関してインターネット申立てを義務付けることは、手続を二重に増やすだけで、手続運営の合理化、効率化になるものではない。IT化の必要性という抽象的概念だけで、各手続の利用実態を無視した見直しは、事務を煩雑化するのみで有益性は皆無である。(全司法)

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事調停の手續において、（非訟法を準用することにより）民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

（意見の概要）

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、全信金、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法第132条の11第1項1号においては、「訴訟代理人のうち委任を受けたもの（第54条第1項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）」について裁判所に対してする申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするとしており、民事調停手續においても準用することとする中間試案の内容について、特段の異論はない。また、民訴法132条の11の1項1号中のかっこ書部分においては対象から許可代理人を除くとされており、民事調停においては弁護士以外の者にも許可代理人が認められており（民事調停法第22条で準用する非訟事件手續法第22条、民事調停規則第8条第2項参照）、実際に親族や会社が当事者となっている調停の従業員等の紛争の実態に詳しい者が許可を得て代理人として出頭する事例がある。そのような者まで一律に義務化の対象とすべきではなく、許可代理人を除くとする民訴法132条の11第1項第1号かっこ書内を準用することは相当である。（福岡弁）
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手續代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、民事調停事件の手續についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。（新潟書、千葉書、日司連、東京書）
- ・ 民訴法においては、委任を受けた訴訟代理人等は、民事訴訟手續における申立て等についてインターネットを用いてしなければならないものとされた。民事調停の手續においても、これと同様の規律とすることに支障はないと考えられることから、民訴法の規定を準用し、委任を受けた代理人等についても、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないとするのが相当である。（日弁連）
- ・ 裁判所内の調停記録を全て電子化することを前提とすれば、オンライン申立ての義務化論は、調停記録を、ユーザーが電子化するか、裁判所が電子化するかという問題に帰結する。またオンライン申立てを市民一般に義務化するためには、まさに裁判を受ける権利そのものに直結することになることなどから、その前提として、利用しやすい電子情報処理組織の構築、裁判所内におけるIT環境の整備、及びこれに対する人員整備のほか、裁判所を中心とした充実

したサポート体制が必要であるが、現時点においては、これらは不十分といわざるを得ない。それゆえ、一般市民に対し、これを義務化することはできず、書面で提出されたものを裁判所において、電子化するのが相当である。他方で、代理人においては、調停手続に成熟しており、それを業とするのであるから、記録の電子化に協力することは十分に考えられ、民事訴訟法第132条の11の規定を準用し、これを義務化することには賛成する。これらの規律が、国際的にも、概ね一般的なものであって、これと異なる規律とするほどの合理的な事情は見当たらない。またこの点において、民事訴訟手続と異なる扱いとする理由もない。(大阪弁)

- ・ 民事訴訟において委任を受けた代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、民事調停においても当然にインターネット申立てを義務化するべきである。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難であると認められる者を除く)に対しインターネットを用いてする申立てを義務化)することにならないようにしていただきたい。(全信金)
- ・ インターネット申立て等について、既に民事訴訟において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられており、民事調停事件の手続についてインターネット申立ての義務化を行わない理由がない。一方、本人申立てや法人等による申立てについては、民事訴訟と区別して義務化の範囲を広げる理由も見当たらないため、本文の提案のとおりとすることが相当である。(熊本書)
- ・ 民事訴訟法において委任を受けた手続代理人等はインターネット申立てを義務付けられていることからすると、民事訴訟法と同様の取り扱いをすべきであると考えられる。(長野書)

【反対】 静岡書

- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等に、司法書士も追加すべきである。司法書士は、債権者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。また、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。(静岡書)

【その他】 全司法

- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。(全司法)

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民事調停手続は民事の紛争を取り扱う以上、民事訴訟手続同様全ての事件記録を電子化することを原則とすることが相当であり、非訟事件手続と別の定めを置くことは妥当であると考えられる。(新潟書、日司連、熊本書、東京書)
- ・ 民訴法第132条の12においては、民事訴訟手続において申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、原則として当該書面等を電子化しなければならないこととされており、一部の例外を除き、全件電子化することとされている。民事調停の手続についても、民事訴訟手続と同様に、全ての事件について電子化とするのが相当である。(日弁連)
- ・ 民事調停手続においても、民事訴訟手続における訴訟記録の電子化に関する考え方が同様に妥当することから、かかる手続と同様に、全ての事件について、電子化するのが相当である。(大阪弁)
- ・ 民事調停手続の当事者は対立構造にあるので、民事訴訟手続同様全ての事件記録を電子化することを原則とすることが相当であると考えられる。(大阪書)
- ・ 民事訴訟法と同様の取り扱いをすべきであると考えられる。(長野書)

【その他】 一弁、裁判所、全司法

- ・ 基本的に賛成する。ただし、閲覧等制限について、現在の裁判所の運用では簡便ではないとの指摘もあったことから、併せて、閲覧等制限の申立てや手続についてもより簡便に行うことができるよう見直しを求める意見もあった。

提出された書面等及び記録媒体の電子化につき、(2)のルールを適用した上で、基本的には電子化するという考え方には賛成できる。もっとも、(2)③の閲覧等制限に関し、現在の裁判所の運用では、閲覧等制限をする箇所の特定を書面で行うなど、申立てを行うに当たって当事者の負担も重く、申立てを行う際の当事者・弁護士の負担も重いという指摘がある。営業秘密等が記載されているため、閲覧等制限の申立てを検討するに際しても、こうした実務上の負担が懸念されるため、広く利用されているとは言い難い。そのため、閲覧等制限についても、より簡便に行うことができるよう、配意が必要であると考えられる。(一弁)

- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであったが、民事調停事件では、本人事案が多く、大量の書面が提出されることも少なくないことを踏まえて、例外規定に関し、電子化が困難な事情を例示すべきという意見や、裁判所の裁量に幅を持たせる必要があるのではないかといった意見

が相当数あった。(裁判所)

- ・ 第1の2(1)に対する意見に同じ。(全司法)

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、民事調停の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 本文の提案と（注）の提案はいずれも、民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることは問題ないとする。（新潟書、日司連、熊本書、東京書）
- ・ 民訴法の規律の趣旨は、民事調停の手続にも妥当するから、民訴法と同様の規律とするべきである。（日弁連）
- ・ 民事訴訟手続における訴訟記録の電子化の趣旨は、民事調停手続にも妥当することから、民事訴訟手続における電子化のルール（民事訴訟法第132条の12及び第132条の13）を適用することが相当である。なお現行の民事調停法は、民事訴訟法第92条の規定を準用せず、第三者秘匿制度を設けていないが、試案第6の6(2)記載のとおり、これを準用すべきであるから、同条を前提とした要件とすることにも賛成する。（大阪弁）
- ・ 本文の提案と（注）の提案はいずれも、民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。（大阪書）
- ・ 民事訴訟法と同様の取り扱いをすべきであるとする。（長野書）

【反対】札幌弁

- ・ ①及び②のただし書は、削除すべきである。①及び②は、民訴法第132条の12第1項ただし書及び民訴法第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。③は民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。（札幌弁）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、熊本書、東京書、個人1名

- ・ 民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。（札幌弁）
- ・ 試案の本文に対する意見のとおり。（新潟書、日司連、熊本書、東京書）
- ・ 民事調停の手続においても、営業秘密やプライバシー等の重要な利益を守るために、電子化された記録について安全管理のために必要かつ適切な措置をとることができるようにすることは重要であるというべきであるから、（注）のとおり、民訴法と同様の規律を設けるべきである。（日弁連）
- ・ 上記のとおり、民事調停手続において、民事訴訟法第92条を準用することを前提に、その対象となる情報を厳格に管理するという観点から、本提案のとおり、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。（大阪弁）
- ・ 試案の本文に対する意見のとおり。（大阪書）

【その他】一弁、裁判所、全司法、法友会

- ・ 試案の(1)に対する意見に同じ。(一弁)
- ・ 試案の(1)に対する意見に同じ。(裁判所)
- ・ 第1の2(1)に対する意見に同じ。(全司法)
- ・ 第5の2(2)に対する意見に同じ。(法友会)

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当であると考え。 (新潟書、日司連、熊本書、東京書)
- ・ 民事調停の手続において裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、当事者や利害関係を疎明した第三者による閲覧等や、当事者に対するシステム送達の対象となるなど、事件管理システムを通じた利用が予定されていることから、電磁的記録によって作成するのが適当であり、そのことについて支障はないと考えられる。(日弁連)
- ・ 民事訴訟手続においては、裁判官が作成する裁判書や、裁判所書記官が作成する調書は、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとされている。民事調停手続においても、これと別異に解する合理的な理由はないから、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。(大阪弁)
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成するべきである。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 裁判書及び調書等について、電子化することが手続きのIT化に資すると考える。(長野書)

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、民事調停の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行

うことができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 特段の異論はない。なお、民事調停は互譲を求める手続であるという特色があり、ウェブ会議や電話会議では互譲を求めにくいようなケースも想定されるので、運用において考慮が必要である。(福岡弁)
- ・ 民事調停手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。(新潟書、熊本書、東京書)
- ・ 民事調停手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。(千葉書)
- ・ 民事調停の手続においても、遠隔地要件を維持すべき理由はないから、同要件の削除に賛成する。また、何らかの事情によりウェブ会議が困難になった場合に備えて、電話会議で民事調停の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)ができるようにしておくべきであるので、賛成する。(日弁連)
- ・ 民事調停法第22条において準用する非訟事件手続法第47条第1項は、当事者が遠隔地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、当事者双方が現実に出頭していない場合でも、電話会議等を用いて、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く)をすることができるように規定している。もっとも、民事調停手続においても、民事訴訟手続と同様に、当事者の利便性をより高める観点から、遠隔地要件の削除することが考えられる。ただし、ウェブ会議のみならず、とりわけ電話会議による運用が拡大することが予想される場合には、非弁行為や、なりすましなどの不正行為の懸念を解消するための措置を十分に検討する必要がある。(大阪弁)
- ・ 民事調停手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。(日司連)
- ・ 手続の迅速性の観点から考えると、幅広くウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 期日に出頭できない理由として、遠隔地だからという理由には限られないため、遠隔地要件を削除することが相当である。(長野書)

【反対】 静岡書

- ・ 判断する主体について、裁判所ではなく、調停委員会とすべきである。本件と離れるが、いわゆる現地調停について、判断する主体は裁判所ではなく調停委員会である。本件も期日の運

営方法に関する規律であるから、判断する主体は裁判所ではなく、調停委員会とすべきである。そのように規律したとしても、調停主任に指揮権があること、裁判官だけで調停を行うことが可能であることを考慮すれば、支障はないと解する。(静岡書)

【その他】全司法

- ・ 第5の4(1)に対する意見に同じ。(全司法)

5 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】新潟書、千葉書、沖縄弁、NACS、大阪弁、静岡書、日司連、愛知書、熊本書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 民事調停手続で調停が成立した場合、裁判上の和解成立と同一の効力を有する以上、民事訴訟手続と同様に、調停調書は当事者に必ず送達するものとするべきである。(新潟書、千葉書、日司連、愛知書、熊本書、東京書)
- ・ 調停の合意調書はのちに執行の根拠となる場合もあり、甲案が望ましい。(NACS)
- ・ 現行の民事調停法においては、成立した調停調書を当事者に送達しなければならないとの規律はなく、当事者の送達申請によって送達することができるものとされている。もっとも、当事者間の合意の成立を記載した調停調書は、債務名義となること(民事調停法第16条)、強制執行は、その正本等が、あらかじめ又は同時に債務者に送達されたときに限り開始することができること(民事調停法第29条)、当事者に合意内容や、調停の内容を了知させることが、極めて重要であることなどをふまえ、実務上は、これらが送達されていることが多いものと考えられる。そうすると、その都度、正本送達の申請をすることは、当事者にとって、煩雑といえる。また、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところであり(民訴法第267条第2項)、これと別の規律を及

ばすべき合理的理由はない。これに加えて、交付送達がなされる例も少なくないし、今後システム送達事案が増えることから、裁判所の事務負担が軽減されることも見込まれる。以上からすれば、民事調停事件においても、民事訴訟法と同様の規律とし、調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとすべきである。(大阪弁)

- ・ 中間試案「第6 民事調停 7 送達等 (1) 電磁的記録の送達」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。現状を踏まえつつ、電磁的記録の送達を採用するのであれば、当事者に殊更の負担はないと解する。(静岡書)
- ・ 改正民訴法267条の第2項において、和解調書等について「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されており、その改正に鑑みると、民事調停における調停調書についても当事者に送達することが妥当ではないかと考える。(東京書、個人)
- ・ 民事訴訟法と同様に取り扱うべきと考える。(長野書)
- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、調停調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると、裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、調停事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用(執行準備費用)として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は調停事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調停調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。(個人)

【乙案に賛成】札幌弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、裁判所

- ・ 当事者が調停の内容を調書により確認することは便宜であるので、送達又は送付のいずれをも必要としなないことには賛成できない。もっとも、民事調停事件における調停調書の中には、債務名義とならないものもあり、必ずしも執行の場面を想定する必要はない。そこで、当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、調停における合意を記載した調書を、送付しなければならないものとすべきである。(札幌弁)
- ・ 民事調停の手続においても、調停が成立した場合は、調停における合意を記載した調書を当事者に交付して、合意した内容を了知させる必要があるから、当事者からの申請がなくても、

職権で交付することが適切である。民事調停の手続では、終局決定であっても、送達しなければならないものとはされておらず、相当と認める方法で告知することで足りるとされているから（民調法第22条が準用する非訟法第56条）、当事者への調停における合意を記載した調書の交付の方法としては、甲案は均衡を失っており、送達又送付しなければならないものとする乙案を採用すべきである。ただし、裁判所は、当事者の希望を踏まえて、送達をするか、送付をするかを判断すべきである。（日弁連）

- ・ 調停に代わる決定などの終局決定が、相当と認める方法での告知で足りることから考えると、すべての事件について送達を義務化する必要はないと思われる。ただし、債務名義になる可能性がある調書は、必ず送達すべきである。（大阪書）

- ・ 第5非訟第5項に同じ。（一弁）

- ・ 乙案に賛成する意見が多かった。その理由として次のような指摘があった。（裁判所）

調停では、訴訟とは異なり、調停調書が最初の送達となることが多いため、送達不奏功の場合の当事者の所在調査の負担等や、当事者が受領しない等の事情によって送達完了までに時間を要する事態がしばしば生じていることなどを考えると、送付の余地を残すべきである。

給付条項を含まないなど、強制執行を予定しない調停が成立する場合もあり、必ずしも送達の方法による必要はない。

調停に代わる決定は、相当と認める方法で告知すれば足りるとされていること（民事調停法22条、非訟事件手続法56条1項）との整合を図るべきである。

【その他】福岡弁、全司法

- ・ 調停が成立した場合は、原則として、調停における合意を記載した調書は送達するものとするべきである。もっとも、調停における合意の内容として給付条項が設けられておらず、強制執行を予定していないような場合にまで、裁判所の費用負担で送達すべき必要はないから、そのような場合は、送付で足りるものとするべきである。（福岡弁）

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中に、以下のような意見があった。（全司法）

調停調書正本（謄本）については、執行にかかる便宜を考慮すると送達が主になると思われるが、郵送費用の当事者負担の面を踏まえ、送付による方法も残しておく案に賛成である。

調停手続は非公開であるため、調書は見られないようにすべきではないか。また、合意を記載した書面は当事者が申請した場合に送達すべきと考える。

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、東京書、個人1名

- ・ 民事調停の手続の電子化によって、裁判所の事務処理の効率化と事務コストの低減化が期待できる。民事調停の手続は、民事訴訟手続と異なり特別送達の利用が必須ではないし、調停期日に出頭した当事者等に対し裁判所書記官から書面が交付送達されることによって郵便費用

がほとんどかからない例も少なくない。今後は、システム送達の導入により郵便費用がさらに低減することも見込まれる。したがって、(注)について、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することを実現する際は、申立ての手数料の大幅な低額化を実現すべきであり、これに加えて、インターネットを利用した申立て等を拡大・促進するための方策として十分なインセンティブも併せて導入すべきである。(日弁連)

- ・ 郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。(大阪弁)
- ・ 予納郵券の組合せを考慮して予納する手間を省くことになり、当事者の利便性を向上させることにつながる。(東京書)

【その他】福岡弁

- ・ 郵便費用の申立ての手数料への組込みに際しては、送達費用が当事者にとって負担になる場合があるため、組込額は、低額に抑えられるべきである。(福岡弁)

6 事件記録の閲覧等

(1) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る民調法第12条の6第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(1)において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 基本的には、現行法（民訴法）の規律を踏まえた提案であることから、賛成する。もっとも、民事訴訟手続においては、裁判の公開原則（憲法第82条第1項）のもと、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる（民訴法第91条第1項）とされているのに対し、民事調停手続は非公開の手続であって（民事調停法第22条、非訟事件手続法第30条）、調停事件の記録の閲覧等は、当事者又は利害関係を疎明した第三者のみであり、かかる差異を考慮し、別段の定めをすべきか、具体的には利害関係人の裁判所外端末による閲覧等をも認めるどうか問題となるところである。この点、利害関係人の閲覧等について、利害関係とは法律上の利害関係とされており、閲覧等を裁判所の許可にかからしめているものであり、裁判所が閲覧等の請求者の法律上の利害関係の疎明の有無について適切に判断されていることを前提とすれば、謄写された調停事件の記録が拡散されプライバシーが侵害される危険性が、IT化以前と比べ特に増大することもないと考えられるから、裁判所外端末による閲覧等も認めても差し支えないと考えるべきである。なお、民事調停は非公開手続であり、家事調停と同様当事者のプライバシーにかかわる事件もあり、裁判と比較すれば秘密を守られた手続であるという当事者の期待を保護する観点からは、目的外使用を禁止する誓約書等を提出させること等も検討されるべきである。（福岡弁）
- ・ 民訴法と別にする理由は特段考えられない。（新潟書、熊本書、東京書）
- ・ 賛成する。（沖縄弁）
- ・ (1)は、現行法の規律を踏まえた提案であり、賛成する。（日弁連）
- ・ 現行民事調停法第12条の6は、当事者及び利害関係を疎明した第三者が、記録の閲覧等の請求をすることができるものとしている。そこで、民事訴訟手続と同様に、電子化された事件記録についても当事者及び利害関係を疎明した第三者が、閲覧、ダウンロード及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするのが相当と考える。（大阪弁）
- ・ 民訴法と別にする理由は特段考えられない。（日司連）
- ・ 民事調停事件の記録の閲覧について、民事訴訟法と別にする理由は特段考えられない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 民事訴訟法と同様に取り扱うべきと考える。（長野書）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、一弁、裁判所、個人1名

- ・ 電子化された事件記録の具体的な閲覧方法については、民事訴訟手続と同様の規律とすることが相当である。（大阪弁）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）

【反対】札幌弁

- ・ 利害関係を有する者に対しては、裁判所設置端末を用いた閲覧等のみを認めるべきである。
(注) は、利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実
に閲覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう
危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる（これは、民訴法
第91条の2自体にも当てはまる問題である。）。(札幌弁)

【その他】沖縄弁

- ・ 利害関係人には裁判所設置端末の利用のみ認めるものとすべきである。なお、「裁判所設置
端末」とは、当該手続を担当する裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を
含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。
(沖縄弁)

(2) 秘密保護のための閲覧等の制限

民事調停の手続における電子化された事件記録及び電子化されていない
事件記録について、民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用する
ものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、
裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民事調停手続についても民訴法第92条第1項から第8項までの規定を準用して、当事者の
秘密を保護する必要性自体は変わらないため、本文の提案のとおりとすることは妥当である。
(新潟書、日司連、熊本書、東京書)
- ・ 民事調停の手続は、要保護性のある秘密が自己の主張を裏付ける資料となっている場合にこ
れを提出しなくても、民事訴訟のように敗訴リスクを負うものではないとはいえ、第三者の閲
覧を制限することができないことによって、民事調停の手続の利用が躊躇されることがあつ
てはならないから、(2)も賛成する。(日弁連)
- ・ 現行民事調停法に第三者の閲覧等を制限する規律はなく(現行民調法第12条の6第2項が
民訴法第92条の第三者の閲覧等の制限する規定を準用していない。)、利害関係を疎明した
第三者は、記録のうち当事者の重大なプライバシーや営業秘密等が記載された部分について
も、その閲覧等が制限されないものとされている。確かに、民事調停は、民事訴訟手続と異な
り、要保護性のある秘密が、自己の主張を裏付ける資料となっている際に、これを提出しない
場合であっても、敗訴リスクを負うというものでもなく、あえて民事訴訟法第92条のように
閲覧を制限する規定を設ける必要はないようにも思える。しかしながら、このような規律とす

ることで、当事者が、民事調停においても、要保護性のある秘密について、開示することができ、これにより、民事調停における紛争解決機能を向上させ、その利用が促進されることも考えられる。また民事調停を利用する者は、調停の申立てにおいて、紛争の要点に関する証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならないとされている（民事調停規則第3条）。その他、これを認めた民事訴訟法の規律と、異なる規律とする合理的理由も、特段見当たらない。以上の理由により、民事訴訟手続と同様に、提案のとおり閲覧等制限を設けることに賛成するものである。（大阪弁）

- ・ 民事調停事件の記録の閲覧について、民事訴訟法と別にする理由は特段考えられない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）
- ・ 民事訴訟法と同様に取り扱うべきと考える。（長野書）

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

民事調停の手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

（意見の概要）

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。（新潟書、千葉書、日司連、熊本書、東京書）
- ・ 民事調停の手続においても、民事訴訟手続と同様に、事件記録は電磁的記録によって作成及び保存されることから、その送達の方法についても、民訴法と同様の規律とするのが相当である。（日弁連）
- ・ 民事調停手続においても、その送達の方法について、民事訴訟法と同様の規律とするのが相当である。（大阪弁）
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 民事訴訟法と同様に取り扱うべきと考える。（長野書）

【その他】 法友会

- ・ 第5の7(1)に対する意見に同じ。（法友会）

(2) 公示送達

民事調停の手續における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第111条の規定を準用するものとする。

（意見の概要）

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、個人1名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。（新潟書、千葉書、日司連、熊本書、東京書）
- ・ 民訴法第111条においては、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、①書面を裁判所の掲示板に掲示する措置又は②裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置のいずれかによることが定められた。民事調停の手續においても、これと同様の規律とするのが相当である。（日弁連）
- ・ 民事訴訟法第111条においては、書面を裁判所の掲示板に掲示する方法と裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く方法が定められている。民事調停手續においても、これと別異に解する合理的な理由はないから、これと同様の方法とするのが相当である。（大阪弁）
- ・ 賛成する。ただし、裁判所以外の者が公示送達の内容の全部または一部を特定の個人が識別することができる状態で転用または転載（以下「転用等」という。）することを禁止する規定、この禁止規定に違反した転用等について裁判所の職権で当該転用等にかかる特定電気通信役務提供者に対し削除命令することができる規定、削除命令があったときには総務省を通じて登録されたすべての特定電気通信役務提供者に対して当該削除命令の対象となった公示送達の内容を削除することを命令することができる規定を新設すべきである。

裁判所が公示送達した内容を他に転用等された場合に、民事調停の非公開性に反する余地があり、公正な手続きに対する社会的な疑義が生じる余地があるほか、他人に知られたいくない情報がインターネット上に著しく長期間にわたって、かつ、容易に公衆の目に触れる形で「さらされる」などにより、当該公示送達の内容に関係する者に回復し難い損害を与えることが考えられる。そのような転用等をする者は、個人情報取扱事業者に該当し、仮に当該転用等が個人データに該当しない場合であっても、個人情報の保護に関する法律19条に違反するケースがほとんどだと解される。しかし、個人情報保護委員会には、指導や命令の権限はあっても、直接当該転用等を削除する権限はない。ところで、公示送達の内容の全部または一部を他に転用等することを禁止することは、憲法が保障する表現の自由を奪うものではない。したがって、裁判所が自己の裁判手続きのためにのみインターネット上に公開した情報については、裁判所以外の者がこれを転用等することを禁止するとともに、これに違反して転用等がなされたときには、裁判所が職権で、当該転用等に係る特定電気通信役務提供者に対し、当該転用

等を削除することを命ずることができるようにし、機動的に「目につく」転用等を削除することができるようにすべきである。(静岡書)

- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 特定調停における手続については、民事調停の手続のIT化及び破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。

(注4) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、NACS、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民事調停は調停委員会で話し合い両者が合意に達するものと認識している。特に特定調停は生活の建て直しを図るために返済方法などを債権者と話し合う手続である。話し合い時にはかなり個人情報並びにプライバシーに係わる内容にもなると考えられる。国民が民事調停を安心して利用するためにも、秘密保護のための閲覧等の制限を切に希望する。(NACS)
- ・ IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。(日弁連)
- ・ これらの点について、民事訴訟手続と別の取扱いとする合理的根拠はないから、かかる提案に賛成する。(大阪弁)

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ IT化を活用した証拠調べ手続及び費用額確定処分の申立ての期限については、民事訴訟手続と異なる規律とする必要性がないことから、これと同様の規律とするのが相当である。(日弁連)
- ・ これらの点について、民事訴訟手続と別の取扱いとする合理的根拠はないから、かかる提案に賛成する。(大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

3 試案の(注3)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、NACS、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、熊本書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 特に、特定調停事件における調停に代わる決定(民事調停法17条)に係る決定書の送達又は送付の要否について、検討が必要であると思われる(民事調停法18条1項。民法285条対照)。特定調停の場合、異議の申立てがされることは考え難いことに照らせば、異議申立期間の起算点の明確化の観点から、常に(職権)送達を要するとするのは硬直的であること、債権者が多数存在することも想定されること等が考慮事情となるとと思われる。(札幌弁)
- ・ 破産手続との相違点を踏まえるべきである。(注3)について、特定調停の手続において、破産手続の目的と共通する点があるので、民事調停手続のIT化だけでなく破産手続のIT化も踏まえるとする点については賛成である。もっとも、特定調停の申立書は破産の申立書と類似のものが用いられているという手続上の特徴がある一方、破産の申立てと異なり、ほとんどが本人申立てであるという相違点があり、インターネットを用いてする申立てを全面的に義務化するような規律は適当ではない。よって、破産手続との類似性だけでなく、相違点も踏まえて検討すべきである。(福岡弁)
- ・ 試案の(注1)に対する意見と同じ。(NACS)
- ・ 特定調停の手続の目的は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資することであり、破産手続の目的と共通する点があるので、破産手続のIT化を踏まえることも差し支えない。もっとも、特定調停の手続と破産手続との間において、手続上の類似点が見当たらないため、「破産手続のIT化を踏まえて、IT化をするものとする。」の具体的内容が不明といわざるを得ないので、その内容を早期に明らかにすべきである。(日弁連)
- ・ 特定調停の手続は、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者(特定債務者)の経済的

再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする手続であり、民事調停法の特例として定められたものである（特定調停法第1条、第22条参照）。特定調停法は、民事調停法の特則を定めるものであるものの、その機能は、いわゆる債務整理に利用されるものであり、破産法等の手続と類似する側面を持つ。そこで、特定調停のIT化においては、民事調停のIT化に加えて、破産手続のIT化を踏まえて検討することに賛成する。（大阪弁）

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ （注3）の特定調停は、事案の性質上、定型化に馴染むものと考えられるので、早期にIT化を進められたい。（個人）

4 試案の（注4）に対する意見

【賛成】新潟書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、熊本書、東京書、長野書、個人

- ・ IT化の効用の一つである裁判の充実と迅速化を更に推し進めるという観点から、裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなどを行うことによって裁判所における手続や事務処理上の負担を軽減することは有益である。したがって、その検討すること自体は、賛成する。（日弁連）
- ・ 民事訴訟手続と同様に、実務上見直しをすべき点があれば、これを行うことには賛成する。（大阪弁）
- ・ 検討することに賛成する。併せて、民事執行の手続からはなれるが、裁判官を現状の倍に増員するか、裁判外紛争解決手続のうち認証紛争解決手続の機能を民事調停と同等にすることを検討すべきである。（静岡書）

【その他】札幌弁、福岡弁、一弁、裁判所、全司法

- ・ 調停に代わる決定（民事調停法17条）に係る決定書についても、異議申立期間の起算点の明確化の観点から、（職権）送達を要するか否かの検討が必要であると思われる（民事調停法18条1項。民訴法285条対照）。立法技術的に、民事調停法22条により準用される非訟事件手続法の内容が一見して不明確であるので、わかりやすい改正を目指すべく、民事調停法自体を改正する形式をとるべきである。（札幌弁）
- ・ 必要な見直しがないのか検討すること自体には積極的に反対しないが、具体的な内容が出された段階で検討する。裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。（福岡弁）
- ・ （注4）は、検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。

手続の電子化により、裁判官と裁判所書記官の権限の見直しは必要になると考えるが、具体的に「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると

- 考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。(一弁)
- ・ ウェブ会議の方法により調停委員が期日に立ち会えるようにすることも検討する必要があるとの意見もあった。(裁判所)
 - ・ 第5の9に対する意見に同じ。(全司法)

第7 労働審判

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

労働審判手続において裁判所に対して行う申立て等については、(非訟法を準用することにより)民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、全信金、東京書、長野書、個人2名

- ・ 民訴法と別にする理由はない。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(全青書)
- ・ 改正民訴法がインターネットを用いた民事訴訟の申立て等を認めるのと同じく、労働審判手続においても、インターネットを用いた申立て等を認めるべきである。(大阪弁)
- ・ 労働審判についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(福岡書)
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難であると認められる者を除く)に対しインターネットを用いてする申立てを義務化)することにならないようにしていただきたい。(全信金)

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

労働審判手続において、(非訟法を準用することにより)民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、全信金、東京書、長野書、個人2名

- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人は、インターネットによる訴訟手続を義務化されている者であるから、労働審判手続においてもインターネットによる申立ての義務化は当然であるとする。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ (意見の前提) (2)は、本人申立ての場合の本人、労審法第4条第1項ただし書の規定による許可を受けて代理人となった者には及ばない。(日弁連)
- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いた申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等について、民事訴訟手続との差異を設ける理由がないから、労働審判手続においても、インターネットを用いた申立て等を義務付けるべきである。(大阪弁)
- ・ 民事訴訟手続において委任を受けた代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、労働審判手続においてもインターネット申立てを義務化するべきである。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 原案のとおり、インターネットを用いてする申立て等と、従来の紙ベースでの申立て等との選択ができるようにすることに賛同する。紙ベースでの申立て等を廃止(全ての者(困難であると認められる者を除く)に対しインターネットを用いてする申立てを義務化)することにならないようにしていただきたい。(全信金)
- ・ 民事訴訟手続と別にする理由はない。(長野書)

【反対】 静岡書

- ・ インターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等に、司法書士も追加すべきである。司法書士は、依頼者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。また、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。(静岡書)

【その他】 全司法

- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。(全司法)

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

裁判所に提出された書面等及び記録媒体につき、下記(2)の電子化のルー

ルを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人2名

- ・ 労働審判手続は民事の紛争を取り扱う以上、民事訴訟手続と同様に全ての事件記録を電子化することを原則とすることが相当であり、非訟事件手続と別の定めを置くことは妥当であると考えられる。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 提出された書面等及び記録媒体について、民事訴訟手続における民事訴訟法第132条の12及び民事訴訟法第132条の13と同様のルールで行うというものである。労働審判手続において、民事訴訟手続と異なるルールを採用する合理的な理由はないから、民事訴訟手続と同様のルールに基づいて行うことは相当である。(大阪弁)
- ・ 労働審判の当事者は対立構造にあるので、民事訴訟手続同様全ての事件記録を電子化することを原則とすることが相当であるとする。(大阪書)
- ・ 提出された書面等及び記録媒体の電子化につき、(2)のルールを適用した上で、基本的には電子化するという考え方には賛成できる。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 労働審判手続は、民事訴訟手続と同様に、民事の紛争であるから、全ての事件記録を電子化することが妥当である。(長野書)

【その他】 福岡弁、全司法

- ・ 労働審判員にも電磁的記録へのアクセスの機会を確保するため、アカウントを設定し、自宅等からもインターネットを通じて電磁的記録(特に書証)を閲覧、複製することを可能にするべきである。また、各労働審判員に1台ずつ、事件記録にアクセスできるタブレットなどを配布するような環境整備を行うべきである。期日における審理を充実させるためには、労働審判員による事前の電磁的記録の検討が欠かせないため、労働審判員に電磁的記録へのアクセスの機会を確保する必要性が高い。具体的な方法として、自宅等からインターネット等を通じて随時、電磁的記録(特に書証)を閲覧、複製することを可能とすべきである。また、審尋手続において、労働審判員が当事者や参考人に対して事実関係の聴取等を的確に行うためには、各労働審判員が書証等を手元に置いて閲覧できる環境を整備することが必要である。(福岡弁)
- ・ 第1の2(1)に対する意見に同じ。(全司法)

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、労働審判手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、東京書、長野書、個人2名

- ・ 本文の提案と(注)の提案はいずれも、民訴法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることに賛成する。(新潟書、日司連、大阪書、東京書)

- ・ (2)①及び②の各ただし書きの「当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」とは、民訴法第132条の12第1項及び同条の13における解釈では限定的に解されて、的確に電子化することが困難であるときや、物理的にファイルに記録することが困難であるときに想定されており、労審法においても、同様のケースに限定されることを念頭においた意見である。ただし、電子化を徹底するために、(2)①及び②の各ただし書、並びに同③の本文及び(注)に反対する意見もあった。

(意見の前提) (2)③iの「営業秘密」は、民訴法第92条第1項第2号の「営業秘密」と同義である。すなわち、「不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。」ことになっている。したがって、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係諸法令違反の事実は「営業秘密」に含まれず、公開による他の労使紛争への影響を阻止したい使用者側の希望だけでは「営業秘密」には含まれない。(日弁連)

- ・ 労働審判手続において、民事訴訟手続と異なるルールを採用する合理的な理由はないから、民事訴訟手続と同様のルールに基づいて行うことは相当である。(大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから、提案のとおり規律を設けることが妥当である。(長野書)
- ・ 労働審判員にも電子化した書面等を閲覧できるアカウント付与及び器具を提供すべきである。事件の審理をする上でも労働審判員が提出された書面等の電子化ファイルにアクセスする必要がある。現状では、多くの労働審判員は第1回期日前に提出された書類や書証を裁判所に出向いて検討しているところである。書面等の電子化がなされる場合には、インターネットを通じて電子化された記録を閲覧すること、審判期日においても労働審判員がそれぞれ電子化されたファイルをタブレット等で閲覧して審理することができるようにすべきである。この電子化ルールによって、労働審判員の事件記録の閲覧が技術的に極めて容易に実現できることとなる。そのための法整備、労働審判員が利用するタブレット等を用意する予算措置などがとられるべきと考える。(個人)

【反対】札幌弁

- ・ ①及び②のただし書は、削除すべきである。①及び②は、民訴法第132条の12第1項ただし書及び第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。③は民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、東京書、個人1名

- ・ 民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)
- ・ 試案の本文に対する意見のとおり。(新潟書、日司連、大阪書、東京書)
- ・ 試案の本文に対する意見のとおり。(日弁連)

【その他】日弁連、一弁、全司法、法友会

- ・ 労働審判員の電磁的記録へのアクセスについて
 当事者から提出されてファイルに記録された書面等及び記録媒体がそのまま電子化された事件記録となることを前提に、労働審判員の電子化された事件記録へのアクセスの機会を確保する法整備を行なうべきである。具体的には、労働審判員にもアカウントを設定し、自宅等からもインターネットを通じて電子化された事件記録(特に書証)を閲覧、複製することを可能にするべきである。また、労働審判手続期日などの場でも各労働審判員が電子化された事件記録に個別にアクセスできる環境を整備しないと、その場で事件記録を閲覧しながら当事者や参考人に対して審尋手続で事実関係の的確な聴取ができない。したがって、各労働審判員に1台ずつ、電子化された事件記録にアクセスできるタブレットなどを配布するような環境整備も必要であり、それに向けた法整備も必要である。以上の労働審判員の電子化された事件記録へのアクセスについて、必要があれば、最高裁判所規則及び事件管理システムの整備も行うべきである。(日弁連)
- ・ (2)及び(注)に基本的に賛成する。ただし、閲覧等制限について、現在の裁判所の運用では簡便ではないとの指摘もあったことから、併せて、閲覧等制限の申立てや手続についてもより簡便に行うことができるよう見直しを求める意見もあった。

提出された書面等及び記録媒体の電子化につき、(2)のルールを適用した上で、基本的には電子化するという考え方には賛成できる。もっとも、(2)③の閲覧等制限に関し、現在の裁判所の運用では、閲覧等制限をする箇所の特定を書面で行うなど、申立てを行うに当たって当事者の負担も重く、申立てを行う際の当事者・弁護士の負担も重いという指摘がある。営業秘密等が記載されているため、閲覧等制限の申立てを検討するに際しても、こうした実務上の負担が懸念されるため、広く利用されているとは言い難い。そのため、閲覧等制限についても、より簡便に行うことができるよう、配慮が必要であると考えられる。

また、裁判所内部の問題として、労働審判員が電子化された事件記録へアクセスする機会を確保する法整備を行うべきである。

労働審判員は労働関係に関する専門的な知識経験を有する者として、労働審判官と共に労働審判委員会を構成し、労働審判事件を処理している。労働審判員がその知識経験を活かし、労働審判手続を充実させるためには、労働審判員が期日間に事件記録を閲覧し、聴取すべき事項の検討など準備を十分に行うことができる環境整備が望ましい。しかし、労働審判員は裁判所に所属するものの非常勤であり、現行の手続では、労働審判官とは異なり、労働審判員はいつでも事件記録を閲覧できる状況とは言えない。事件記録を電子化することにより、当事者に

裁判所外の端末から事件記録へアクセスを認めるのであれば、労働審判員にもインターネットを通じて電子化された事件記録へアクセスできる機会を付与すべきであり、そのための法整備を行う必要がある。(一弁)

- ・ 第1の2(1)に対する意見に同じ。(全司法)
- ・ 第5の2(2)に対する意見に同じ。(法友会)

3 裁判書及び調書等の電子化

労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人2名

- ・ 裁判書及び調書等については、原則として電子化することが当事者の利便性を向上することになり、また、裁判手続の迅速性にも資するので、電子化することが相当であると考え。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 労働審判手続においても、労働審判委員会が作成する審判書、裁判官が作成する裁判書、裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて電磁的記録によって作成するのが相当であり、これを認めることによる支障はない。(大阪弁)
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成すべきである。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用

(いわゆる遠隔地要件を削除し、)裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、労働審判手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

(注) 労働審判手続の証拠調べにおけるウェブ会議又は電話会議の利用については、後記8で取り上げている証拠調べの規律が優先的に適用されることを前提としている(民事訴訟手続と同様の規律とする場合には、証人尋問はウェブ会議を利用することができるが電話会議を利用することはできず、証拠調べとしての参考人等の審尋(民訴法第187

条第3項及び第4項参照)は原則としてウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることとなる。)

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 証拠調べとしての審尋に関する規律ではないため、特に異論はない。(福岡弁)
- ・ 労働審判手続においては、手続の簡易迅速な処理が求められるケースが多いため、裁判手続のIT化に伴い、遠隔地要件を削除することは相当である。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 本文及び(注)に賛成する。労働審判手続制度は迅速な解決を図ることを目的の一つとするが(労審法第1条)、現状では、代理人の日程調整が難航し迅速な進行の阻害要因となりがちである。当事者の意見を踏まえつつ、期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用が選択肢として広がることで、代理人の移動時間などが削減され期日調整が容易となり、迅速な期日の進行も期待できる。なお、当事者が出頭を希望する場合には、出頭したいという意見を尊重すること、また、労働審判手続は約7割が調停で終了するが、労働審判委員会が調停が成立するように両当事者を説得するには(これは、証拠調べを除く審尋の一環である。)、両当事者が裁判所に出頭する方が適切であることに留意するのが適切であるとの意見があった。

(意見の前提) (注)にあるとおり、「期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」は、前記のとおり、「証拠調べを除く」、「労働審判事件の手続の期日における手続」に関するものである。したがって、証拠調べとしての審尋に関するものではない。証拠調べとしての審尋については、後記8「その他」の(注1)で言及されている。すなわち、「ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、・・・など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。」と言及されている。ここにいう民事訴訟手続とは、具体的には民訴法第187条第3項であり、同項は、「・・・当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法(当連合会注：電話会議)によって、参考人を審尋することができる。」と規定している。よって、当事者の一方が異議を出せば、証拠調べとしての審尋を、電話会議によって行うことはできない。(日弁連)

- ・ 労働審判手続においても、民事訴訟手続と同様に遠隔地要件を削除し、ウェブ会議又は電話会議の方法による期日の開催を認めるべきである。(大阪弁)
- ・ 手続の迅速性の観点から考えると、幅広くウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性に資すると考える。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。なお、ウェブ会議の方法により労働審判手続の期日を実施した場合でも、現実に当事者が出頭した場合と比べて期日における協議内容の質は変わらず、審理期間に差はないし、期日調整を円滑に行うことができる点でメリットも大きく、遠

隔地要件の削除が労働審判手続の適正迅速な実施の妨げになるとは思われないとの指摘があった。(裁判所)

- ・ 手続の簡易迅速な処理が求められる労働審判手続においては、遠隔地要件が削除されていることは、IT化に伴い、妥当である。(長野書)

【その他】静岡書、一弁、全司法、個人1名

- ・ 本文には反対する。本件は、期日の運営方法に関する規律であるから、判断する主体は裁判所ではなく、労働審判委員会とすべきである。(注)については賛成する。(静岡書)
- ・ 基本的に賛成する。ただし、労働審判手続のうち、証拠調べ手続である参考人又は当事者本人の審尋について、電話会議で行うことについて当事者の一方に異議があるにもかかわらず、「証拠調べ以外の手続」として電話会議で行うことがないように十分に留意すべきである。

実務上、労働審判では、証拠調べ手続として、証人尋問や当事者尋問でなく、参考人や当事者の審尋が行われているところ、かかる審尋と、証拠調べ以外の手続である、事実の調査(当事者や参考人への事情聴取等)とは明確に区別されているものではない(山川隆一 渡辺弘編著 最新裁判実務体系9 労働関係訴訟Ⅲ 1376頁参照)。

この点、中間試案は、後述の「8 その他」(注1)にあるとおり、ITを活用した証拠調べ手続においては、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとされているところ、民事訴訟手続では、上記(注)記載のとおり、民訴法第187条第3項及び第4項では、当事者に異議がないときに限り、参考人又は当事者本人の審尋で電話会議を利用することができるものとされており、裏を返せば、当事者に異議があれば、証拠調べとして参考人等の審尋を電話会議で行うことはできないものとされている。これは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話するウェブ会議に比べて、音声の送受信により同時に通話する電話会議では、発言者の表情及び動作並びに発言状況(発言者が周囲から影響を受けることなく発言しているか等)を視認できず、発言の意図や信用性を判断することが困難なため、手続保障の観点から、電話会議による審尋の方法の適否を当事者の意見にかからしめ、事案に応じた適切な証拠調べが行われるようにしたものといえる。

労働審判は紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的としており(労働審判法1条)、かかる目的を実現するうえでは、当事者が納得しうる適切な方法で審尋が実施されることが必要不可欠である。この点、上記のとおり、電話会議は、ウェブ会議に比べて、発言の意図や信用性を判断することが困難であり、審尋の方法として、必ずしも当事者が納得し得るものでないため、利用にあたり民事訴訟手続と同様に、当事者の意見を尊重する必要性は高く、その点から、当事者に異議がないときに限り、参考人又は当事者本人の審尋で電話会議を利用することができるとした、中間試案の後述の「8 その他」(注1)に賛成する。

その一方で、中間試案では、証拠調べ以外の手続を電話会議で行うにあたり、「当事者双方

に異議がない」ことを前提にしておらず、「当事者の意見を聴いて」行うとすることどまっておき、当事者の一方が、電話会議で手続きを行うことに異議がある旨の意見を述べた場合であっても、裁判所は、証拠調べ以外の手続きについては、裁判所の判断で電話会議を行うことができる余地がある。

前述のとおり、実務上、労働審判では、証拠調べ手続である参考人等の審尋と、証拠調べ以外の手続である、事実の調査とが明確には区別されているものではないことからすると、当事者の一方としては、証拠調べ手続である、参考人等の審尋が電話会議で行われることについて異議があるにもかかわらず、労働審判委員会が、電話会議において事実の調査を行う中で、証拠調べ手続である参考人等の審尋を、なし崩し的に行うに至る事態が生じるおそれがある。そうした事態を回避するため、上記の意見を述べるものである。(一弁)

- ・ 第5の4(1)に対する意見に同じ。(全司法)
- ・ 当事者が異議を述べても、裁判所が相当と認めるときは、期日における手続(証拠調べを含む)をウェブ会議等で行うことができる点については反対する。期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用は、当事者に異議がない場合とすべきである。(個人)

5 調停調書等の送達又は送付

(1) 調停における合意を記載した調書

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、大阪弁、静岡書、日司連、東京書、長野書、個人2名

- ・ 労働審判事件における調停調書には、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、債務名義とならないものは考え難く、執行の場面を想定して、予め調停調書を送達しておく必要性が典型的に存在する(執行の段階になって再度送達を要する事態となつては、債務者(相手方)の財産が散逸隠匿されるおそれがあるし、そのときには、手続代理人と当事者と

の委任関係が終了しており、システム送達を利用できない可能性も存在する。)。また、労働審判事件の場合、基本的に3名以上の当事者が現れることはない上、委任を受けた手続代理人等を通じてシステム送達を利用する当事者も多いと思われ、手続代理人を選任しない多数の当事者等が現れ得る遺産分割調停事件等のように、送達を必要なものとするることによる当事者の経済的負担も典型的には軽い。さらに、労働審判事件の終局場面を考えたとき、審判書自体の職権送達が必要であること（労働審判法20条4項）との平仄を揃える観点も見逃せない。したがって、労働審判事件の場合、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、あえて送付を選択できるようにする必要性に乏しい。（札幌弁）

- 労働審判手続で調停が成立した場合、裁判上の和解成立と同一の効力を有する以上、民事訴訟手続と同様に、調停調書は当事者に必ず送達するものとすべきである。（新潟書、日司連、東京書、長野書）
- 民事訴訟手続において和解調書の送達は必要とされている（民訴法第267条第2項）。また労働審判手続において審判書を作成した場合の同審判書の送達も必要である。労働審判手続における調停における合意を記載した調書は民事訴訟手続における和解調書等と同様に、当事者の紛争に対する合意内容が記載された書面であり、債務名義としての意味を持つ。また、審判書に代わる調書は、労働審判手続における審判書と同様に労働審判委員会の判断が記載された書面であり、債務名義としての意味を持つものである。これらについて、送達の必要性に関して、異なる規律を設ける意味は乏しく、いずれにしても、これらを債務名義として強制執行を行うには、事前の送達が必要となるが、手続の終了後に時間が経過すると同送達が困難となる場合があり、あるいは送達により強制執行が察知されるおそれがある等の問題がある。そのため、労働審判手続における調停における合意を記載した調書や、審判書に代わる調書についても作成されたときには、必要送達とする規律を設けるべきである。（大阪弁）
- 中間試案「第7 労働審判 7 送達等」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。現状を踏まえつつ、電磁的記録の送達を採用するのであれば、当事者に殊更の負担はないと解する。（静岡書）
- 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、調停調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると、裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、労働審判事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用（執行準備費用）として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は労働審判事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調停調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面で

は執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。(個人)

- ・ 改正民訴法267条の第2項においては、和解調書等について、「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されている。この民訴法の改正に鑑みれば、調停調書も、当事者に送達することが妥当すると考えられる。(東京書、個人)

【乙案に賛成】福岡弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、連合、長野書、個人1名

- ・ 調停において合意が成立したのに強制執行しなければならない場合は、実務上も稀である。そのため、送達が必要な場合に別途申請をすれば足り、当事者にとっても、申請の負担は重くはないことから、現状の運用を維持する乙案に賛成する。(福岡弁)
- ・ 調停において合意が成立したのに強制執行しなければならないのは、実務上はレアケースである。乙案でも、送達が必要な場合には別途申請をして送達をすれば足りるし、当事者にとっても、その申請の負担は重くはないので、乙案でよい(現状の実務の運用を変更する必要はない。)(日弁連)
- ・ 民事調停と同様に、現行制度において相当と認める方法での告知が認められていることから考えると、すべての事件について送達を義務化する必要はないと思われる。(大阪書)
- ・ ①送付の場合、送達よりも費用が少なくすむこと、②調停における合意のうえで強制執行を行うには送達が必要であるところが、調停における合意が成立したのに強制執行しなければならないケースは、実務上少ないものと考えられること、及び③当事者が別途申請すれば送達はなされ、その申請の負担は重くないことからすると、乙案でよい。ただし、人為的な(単純)ミスにより送達しなければならない調書を送付したりすることがないように適切な体制構築すべきである。(一弁)
- ・ 乙案の採用が前提となるが、郵便費用の手数料一本化を検討する際は、労働審判において主な申立人である労働者の金銭的負担が、現行よりも増加することのないよう留意いただきたい。(連合)
- ・ 審判書に代わる調書が、作成される審判の不服申立ての起算点は告知時であることから鑑みると、必ずしも送達を必要としないと考える。(長野書)

【その他】連合、裁判所、全司法

- ・ 乙案の採用が前提となるが、郵便費用の手数料一本化を検討する際は、労働審判において主な申立人である労働者の金銭的負担が、現行よりも増加することのないよう留意いただきたい。(連合)

- ・ 甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見に分かれた。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)
 - (甲案に賛成する意見)
 - 和解調書の送達を定める民事訴訟法267条2項と平仄を合わせるべきである。
 - 労働審判手続における調停では、何らかの給付条項が盛り込まれて債務名義となることが大多数であり、実務上も当事者から送達申請がされることがほとんどである。
 - (乙案に賛成する意見)
 - 給付条項がないことも想定されるが、そのような場合にまで送達する必要はない。
 - 当事者が強制執行までは考えていない場合や普通郵便で受領したい旨の意向を有している場合などもあり、こうした当事者の意向に応じた対応ができるようにすべきである。
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、調停調書正本(謄本)については、執行にかかる便宜を考慮すると送達が主になると思われるが、郵送費用の当事者負担の面を踏まえ、送付による方法も残しておく案に賛成であるとの意見があった。(全司法)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、一弁

- ・ (注)に賛成するが、上記で乙案を採るなど、郵便費用と一本化された申立ての手数料を低廉にすることが前提である。労働審判手続においては、申立人は通常は労働者であるので、通常の民事訴訟の場合以上に、申立て手数料の低廉化が必要だと考える。また、中間試案の(1)及び(2)において、甲案で送達を義務付け、その費用を申立ての手数料に組み入れると、申立人の手数料負担が増えるので、乙案を前提にする場合には、手数料一本化に反対しない。なお、乙案の場合には、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込んで一本化し、また、そのように一本化した場合は郵券の精算処理はしないものと理解した上での意見である。(日弁連)
- ・ 郵便費用について申立手数料に組み込み一本化することは、当事者にわかりやすく相当である。ただし、手続記録の電子化等により通知や送達に電磁的方法が利用されることが増加すると窺えることから、申立手数料の低額化を図るべきである。(大阪弁)

【その他】札幌弁、福岡弁

- ・ 郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化するに当たっては、労働審判手続の実情として、労働者が申立人側に立つことがほとんどであることも踏まえ、申立人の経済的負担が現状より増えることがないようにすべきである。(札幌弁)
- ・ 乙案を前提にする場合に限り、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込み一本化するものと理解されるので、手数料一本化に反対しない。他方、仮に甲案が採用された場合は、送達を義務付けられ、その費用を申立ての手数料に組み入れると、申立人(労働者側が通

例) の負担が増えることになるので、(注) には反対する。(福岡弁)

(2) 審判書に代わる調書

【甲案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

審判書に代わる調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【甲案に賛成】札幌弁、沖縄弁、大阪弁、静岡書、個人2名

- ・ 労働審判事件における調停調書には、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、債務名義とならないものは考え難く、執行の場面を想定して、予め審判書に代わる調書を送達しておく必要性が典型的に存在する（執行の段階になって再度送達を要する事態となつては、債務者（相手方）の財産が散逸隠匿されるおそれがあるし、そのときには、手続代理人と当事者との委任関係が終了しており、システム送達を利用できない可能性も存在する。）。また、労働審判事件の場合、基本的に3名以上の当事者が現れることはない上、委任を受けた手続代理人等を通じてシステム送達を利用する当事者も多いと思われ、手続代理人を選任しない多数の当事者等が現れ得る遺産分割調停事件等のように、送達を必要的なものとする事による当事者の経済的負担も典型的には軽い。さらに、労働審判事件の終局場面を考えたとき、審判書自体の職権送達が必要的であること（労働審判法20条4項）との平仄を揃える観点も見逃せない。したがって、労働審判事件の場合、非訟事件、民事調停事件や家事調停事件の場合とは異なり、あえて送付を選択できるようにする必要性に乏しい。(札幌弁)
- ・ (1)と同じ。(大阪弁)
- ・ 中間試案「第7 労働審判 7 送達等」の試案が採用されることを条件として、甲案に賛成する。現状を踏まえつつ、電磁的記録の送達を採用するのであれば、当事者に殊更の負担はないと解する。(静岡書)
- ・ 労働審判事件における審判書に代わる調書は、民事訴訟事件における調書判決に相当する機能を有するところ、これまでも送達の要否について別の扱いをする理由に乏しかったものである。したがって、今回の法改正を契機に送達を要する規律に一本化すべきである。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の

送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、労働審判事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書を送付した場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用（執行準備費用）として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は労働審判事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。（個人）

- ・ 改正民訴法267条の第2項においては、和解調書等について、「前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならない。」ことと改正されている。この民訴法の改正に鑑みれば、審判書に代わる調書も、当事者に送達することが妥当すると考えられる。（個人）

【乙案に賛成】福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、日司連、大阪書、一弁、連合、東京書、個人1名

- ・ 労働審判が行われて審判書に代わる調書が作成される場合（労働審判法第20条第7項）でも、任意の支払いが予想される場合もあり（いわゆる「調停的な審判」が行われた場合）、「審判書に代わる調書」に基づいて強制執行しなければならない場合は、実務上も稀である。そのため、送達が必要な場合に別途申請をすれば足り、当事者にとっても、申請の負担は重くはないことから、現状の運用を維持する乙案に賛成する。（福岡弁）
- ・ 労働審判については口頭告知が行われた場合、告知の時点で効力が生じる以上、審判書に代わる調書については、必ずしも送達を必要としないと考えられる。審判書に代わる調書については、裁判所での柔軟な対応により調書を送達又は送付することが、手続利用者の便宜に資するものと考えられる。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 労働審判が行われて審判書に代わる調書が作成される場合（労審法第20条第7項）、異議が出されて本訴に移行するときは、強制執行は不要で送達の必要がないし、他方、異議が出されず審判が確定したときでも、任意の支払いが予想される場合もあり（いわゆる「調停的な審判」が行われた場合など）、労働審判に基づいて強制執行をしなければならないのは、実務的にはレアケースである。乙案でも、送達が必要な場合には別途申請をして送達すれば足りるし、当事者にとっても、その申請の負担も重くはないので、乙案でよい（現状の実務の運用を変更する必要はない。）。また、（注）については、（1）と同じ。（日弁連）
- ・ 民事調停と同様に、現行制度において相当と認める方法での告知が認められていることから考えると、すべての事件について送達を義務化する必要はないと思われる。（大阪書）

- ・ ①送付の場合、送達よりも費用が少なくすむこと、②当事者が別途申請すれば送達はなされ、その申請の負担は重くないことからすると、乙案でよい。ただし、人為的な（単純）ミスにより送達しなければならない調書を送付したりすることがないよう適切な体制構築すべきである。（一弁）
- ・ (1)と同じ。（連合）

【その他】裁判所

- ・ 甲案に賛成する意見と、乙案に賛成する意見に分かれた。その理由として、おおむね前記(1)と同旨の指摘があった。（裁判所）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】日弁連、大阪弁、静岡書、一弁

- ・ (1)に対する意見と同じ。（日弁連）
- ・ (1)に対する意見と同じ。（大阪弁）

【その他】札幌弁、福岡弁

- ・ 郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化するに当たっては、労働審判手続の実情として、労働者が申立人側に立つことがほとんどであることも踏まえ、申立人の経済的負担が現状より増えることがないようにすべきである。（札幌弁）
- ・ 乙案を前提にする場合に限り、送付のための郵便費用だけを申立ての手数料に組み込み一本化するものと理解されるので、手数料一本化に反対しない。他方、仮に甲案が採用された場合は、送達を義務付けられ、その費用を申立ての手数料に組み入れると、申立人（労働者側が通例）の負担が増えることになるので、（注）には反対する。（福岡弁）

6 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る労審法第26条第1項の規律を基本的に維持し、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この6において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注） 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人2名

- ・ 民訴法と別にする理由は特段考えられない。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 現行の労働審判法は、当事者及び利害関係を疎明した第三者に事件記録の閲覧及び謄写の請求権を認めている。改正された民事訴訟法においても、事件記録の閲覧及び謄写に加えて、電子化された事件記録についても当事者及び利害関係を疎明した第三者が、閲覧、ダウンロード及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができることとされているが、労働審判手続においても同様の規律を設けることが相当と考える。(大阪弁)
- ・ 労働審判の記録の閲覧について、民事訴訟法と別にする理由は特段考えられない。(大阪書)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】 福岡弁、日弁連、大阪弁

- ・ 労働審判員にも電子化された事件記録に関する(注)②と同様のアクセス方法を確保すべきである。(注)②について、「当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる」ことにするのであれば、労働審判員にも事件記録への同様のアクセス方法を確保することも実現可能であり、そのようにすべきである。詳細は、第7の2(1)で述べたとおりである。(福岡弁)
- ・ ただし、(注)①のうち「利害関係を疎明した第三者」が「裁判所外端末」を用いた閲覧等を請求することができる点に対しては、情報拡散のリスクの観点から懸念を示す意見があった。

また、(注)②のとおり、「当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる」ことにするのであれば、労働審判員にも電子化された事件記録への同様のアクセス方法を確保することも実現可能だし、そのようにすべきである。前記「2提出された書面等及び記録媒体の電子化」に関する【意見】2の前段で述べたとおりである。

(日弁連)

【反対】 札幌弁

- ・ 利害関係を有する者に対しては、裁判所設置端末を用いた閲覧等のみを認めるべきである。
（注）は、利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実
に閲覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう
危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる（これは、民訴法
第91条の2自体にも当てはまる問題である。）。（札幌弁）

【その他】 沖縄弁、連合

- ・ 利害関係人には裁判所設置端末の利用のみ認めるものとすべきである。なお、「裁判所設置
端末」とは、当該手続を担当する裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を
含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。
（沖縄弁）
- ・ 「当事者及び利害関係を疎明した第三者」の閲覧環境の改善にあわせて、労働審判員の閲覧
環境の改善もお願いしたい。労働審判員の記録へのアクセスは、各裁判所の運用に任されてい
るが、手続の迅速化と労働審判員の十分な準備を担保する観点から、特に裁判所外端末を用い
た閲覧を可能にするなど、当事者等と同等の運用が可能となるように検討を進めていただき
たい。（連合）

7 送達等

労働審判手続における電磁的記録の送達について、（非訟法を準用すること
により）民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとす
る。

（注）労働審判手続における公示送達について、（非訟法を準用することにより）民訴法第1
11条の規定を準用するものとする。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、
一弁、裁判所、東京書、個人2名

- ・ 民訴法と別にする理由は特段考えられない。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 労働審判手続における相殺についても、民事訴訟手続と異なる方法によるべき合理的な理由
がないから、非訟法を準用することにより民事訴訟法の規定を準用することは相当である。公
示送達についても同様である。（大阪弁）
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大
阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）

【その他】法友会

- ・ 第5の7(1)に対する意見に同じ。(法友会)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、日弁連、大阪弁

- ・ 本文と同様である。(大阪弁)

8 その他

(注1) ウェブ会議・電話会議を利用する参考人等の審尋、システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、個人1名

- ・ (注1)について、前記4「期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の【意見の前提】にて述べたとおり。

なお、証拠調べとしての審尋に関し、ウェブ会議についても、当事者の一方が異議を出せば行えないことにすべきであるとの意見もあった。労働審判手続における直接主義、口頭主義を強調し、対面で行わなかったために、言い分を十分に聴いてもらえず、その結果、調停が成立せず、また、労働審判に対する異議が出て、早期解決ができなくなることを懸念する意見である。(日弁連)

- ・ (注1)、(注2)について、民事訴訟手続と別の取扱いとする合理的根拠はないから、かかる提案に賛成する。(大阪弁)

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

【反対】福岡弁

- ・ 労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、3回以内の期日において審理を終結しなければならず(労働審判法第15条第2項)、原則として第2回の期日が終了するまでに、主張及び証拠書類の提出を終えなければならない(労働審判規則第27条)など、手続上の制約が大きい。そのため、各期日における審理の充実が迅速かつ適正な事件解決にとって不可欠であり、審尋手続については、原則として、裁判所に出頭して労働審判委員会の面前で実施することがふさわしい。よって、当事者が出頭の意向を有する場合には、出頭により審尋手続が実施される機会が保障されるべきであるから、労働審判について、民事訴訟法第187条第3項前段と同様の規律(裁判所が相当と認めるときにウェブ会議による審尋を許容する規律)とする(注1)には、反対である。電話会議による審尋手続が行われるのは、「当事者双方に異議がないとき」とされており(同項後段)、ウェブ会議の利用についても同様に、「当事者双方に異議がないとき」に限り認められる旨の規律とすべきである。(福岡弁)

【その他】個人1名

- ・ 証拠調べとしての参考人等の審尋についてもウェブ会議等を利用するのは、当事者に異議がない場合とすべきである。(個人)

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、個人1名

- ・ (注1)、(注2)について、民事訴訟手続と別の取扱いとする合理的根拠はないから、かかる提案に賛成する。(大阪弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

3 試案の(注3)に対する意見

【賛成】札幌弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、東京書、個人1名

- ・ (注3)について、民事訴訟手続と同様に、見直しの必要性等について検討することについては異論はない。(大阪弁)
- ・ 検討することに賛成する。併せて、裁判官の権限からはなれるが、労働審判官及び労働審判員を増員し、本手続きを利用できる地方裁判所支部を増やすことも検討すべきある。(静岡書)

【その他】福岡弁、一弁、裁判所、全司法

- ・ 裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の

内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。(福岡弁)

- ・ (注3)については、検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。

労働審判は、個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争を処理する手続きとして、まずは調停による柔軟な解決の可能性を探るものであり(労働審判法1条)、事案ごとの個別の事情に十分配慮する必要がある手続きである。労働審判手続きの電子化により、裁判官と裁判所書記官の権限の見直しは必要になると考えるが、上記のとおり、労働審判事件においては、個別の事情に十分配慮する必要があることからすると、「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。(一弁)

- ・ 事件記録を電子化するのであれば、労働審判員が電子化された事件記録にアクセスする方法を検討する必要があるとの意見が相当数あった。また、ウェブ会議の方法により労働審判員が期日に立ち会えるようにすることも検討する必要があるとの意見もあった。(裁判所)
- ・ 第5の9に対する意見に同じ。(全司法)

第8 人事訴訟

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続きにおいて裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続きのIT化の促進に資する。(新潟書、日司連、東京書、長野書)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(全青書)
- ・ 裁判等のIT化促進のため相当である。なお、(2)の規律により、申立て等が義務付けられる者以外の者も、インターネットを用いて申立て等を行い易くするため、訴状、申立書等について、システム上のフォーマット入力の方式を整備すべきである。また、戸籍謄本、住民票、固定資産評価証明書や登記情報など国や地方公共団体等の行政機関が保有する情報をバックオフィスで連携し、人事訴訟に関する手続きの申立てに利用できるようにすることによって国

民の利便性に資するシステム開発が望まれる。ただし、バックオフィス連携の実現に際しては、現行の支援措置制度に配慮し、閲覧制限対象者及びその代理人への情報漏洩を防ぐ方策が求められる。(日弁連)

- ・ 人事訴訟についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。(大阪書)
- ・ 裁判手続のIT化促進のため相当であり、異論はない。複雑なシステムの導入には相当の時間やコストがかかることが予想されたため、導入時は、訴状や証拠書類をPDF等で提出するなど比較的シンプルなものからスタートすることが望ましいと考える。また、利便性向上のため、裁判所に提出する添付書類のうち、定型的な書類である戸除籍謄本(全部事項証明書)、住民票、固定資産評価証明書、登記簿謄本(全部事項証明書)の情報など国や地方公共団体等の行政機関が保有する情報については、バックオフィスで連携し、本人の意思を確認のうえ手続に利用することができるしくみを組み込むことが望まれる。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(福岡書)

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、東京書、長野書、個人1名

- ・ 義務付けの範囲について、民訴法第132条の11の規定を適用し、「訴訟代理人のうち委任を受けたもの」に限定する趣旨であり、特段異論はない。(福岡弁)
- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連、東京書、長野書)
- ・ 人事訴訟において、訴訟代理人をつけない本人訴訟事件も少なからずあることを踏まえると、申立て等が義務付けられる者を、民訴法第132条の11の規定を適用して、委任を受けた訴訟代理人等としたことは相当である。(日弁連)
- ・ 賛成する。ただし、132条の11第1項第3号の適用については、その必要性について疑問がある。(広島弁)
- ・ 民事訴訟手続において委任を受けた代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、人事訴訟においてもインターネット申立てを義務化するべきである。(大阪書)

- ・ 裁判手続のIT化促進のため相当である。(一弁)

【反対】静岡書

- ・ 反対する。インターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等に、司法書士も追加すべきである。司法書士は、依頼者から委任を受けて、裁判所に提出する申立書等を作成し、提出することができる、すなわち「職務として関与する」のであるから、司法書士も追加すべきである。また、その方が、裁判所の事務負担の軽減につながると解する。(静岡書)

【その他】裁判所、全司法

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。なお、人訴法第13条第2項及び第3項により選任された弁護士、同法第12条第3項により当事者となった検察官についても、インターネットを用いてする申立て等を義務付けるべきであるとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、裁判長が代理人に選任した弁護士がインターネットを用いて申立て等をしなければならないか否かについては、デジタル化を進める方策である以上、士業代理人であるか否かを線引きにしてもよいのではないか、検察官については、試案にも触れられていたとおり、検討を進めるほうがよいとの意見があった。(全司法)

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする(書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする)。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの

ii 秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項

iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資すると同時に、秘密情報に関する適切な手当がなされていると考える。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 営業秘密、秘匿事項等について、閲覧・複写等されることによる被害を防ぐため、民訴法の規定を適用し、ファイルに記載することから除外することは相当である。(日弁連)
- ・ 民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから。(大阪書)
- ・ 本文の規律は、人事訴訟において民訴法の適用を排除する特段の理由はなく、相当である。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 営業秘密や秘匿事項等に係る事項について、必要な措置が取られている。(長野書)

【その他】札幌弁、全司法

- ・ 本文①及び②は、ただし書は、削除すべきである。③は、賛成する。

本文①は、民訴法第132条の12第1項ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書

を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。本文②は、民訴法第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。本文③は、民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)

- ・ 第1の2(1)に対する意見と同じ。(全司法)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、大阪書、一弁、裁判所、長野書

- ・ 民訴法との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。(札幌弁)
- ・ 秘匿事項記載部分が、万一、漏えいされた場合には、人身に関わる事態も懸念されることから、その安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずることは相当である。(日弁連)
- ・ 民事訴訟法に関する規律と同様のものであるから。(大阪書)
- ・ 情報漏洩に対する必要かつ適正な安全管理措置を講ずることは相当である。もっとも、本来、電子化された記録であっても、情報の漏えいを防止するための万全な措置がとられるべきである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 営業秘密や秘匿事項等に係る事項について、必要な措置が取られている。(長野書)

(2) 人訴法特有のルール(事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外)

【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより子(当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子をいう。)の利益を害するおそれがある事項
- ② 他の者が知ることにより当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがある事項
- ③ 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその名誉を著しく害するおそれがある当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、事実の調査に係るインターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③まで

の事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

【甲案(及び(注))に賛成】秋田弁、新潟書、広島弁、静岡書、日司連、大阪書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 甲案及び(注)に賛成する。人訴法35条第2項各号の趣旨から相当である。(秋田弁)
- ・ 甲案に賛成する。人事訴訟においては、プライバシーの保護等に特に配慮すべきであると考えられるから。(新潟書)
- ・ 甲案に賛成し、甲案を採用する場合、(注)について賛成する。なお、乙案については、反対する。乙案は、民訴法第132条の12及び同条の13の規定の限りでの当事者又は第三者の利益保護であり、人事訴訟の特性及び人事訴訟法第35条第2項ただし書の重要性を考慮していない。甲案は、人訴法35条2項各号に該当する場合で、「裁判所が特に必要があると認めるときは」ファイルに記録することを要しないとしていることから、人訴法35条2項各号に該当しても、裁判所の裁量でファイルに記録するかしないかが決められることとなる。しかし、これでは、人訴法35条2項ただし書きの重要性が徹底されない危険性があるため、甲案について、「裁判所が特に必要があると認めるとき」との要件は削除すべきと考える。(広島弁)
- ・ 電子化=無制限の閲覧とはならず、乙案を採用した上で、運用による解決を図る方法も考えられるが、甲案とすることで、一定程度の基準が示され、電子化判断の際の裁判所の負担が軽減されることも考えられる。(静岡書)
- ・ 事実の調査に関する書面は、非常にセンシティブな内容を含むものであり、記録として容易に閲覧できることについては何らかの措置が必要と考える。(日司連)
- ・ まず、大前提として、提出された書面や記録媒体の電子化の要否と閲覧の制限は連動するものではなく、分けて考えるべきであるが、民事訴訟法の中で書面による保管を規律している以上、人事訴訟でも同様の扱いをすることはやむを得ないと考える。そのうえで、提案されている①～③の事項は、いずれもセンシティブな内容が含まれている情報であり、一定の配慮が必要である。また、子の利益を害するおそがある事項や第三者に悪い影響が及ぶような情報については、その対象者本人から申出をすることは容易ではないので、裁判所が判断をすることが適切であると思われる。よって、書面で管理をすることが適切であるかどうかについては多少の疑義を感じるものの、人事訴訟法特有のルールを認めることに賛成し、甲案を支持する。(大阪書)
- ・ 人事訴訟の手続における特性に配慮して、特に秘匿性が高く、みだりに閲覧された場合に不利益の大きなケースを、個別の申出による対応はできるものの、特にそれらを包括的に記録し

ない旨のルール of 制定は、秘匿性を維持すべき情報の管理の体制の構築の仕方として好ましいものとする。未成年の子の健全な精神の発達を阻害するような、子の利益を害するような閲覧等があつてはならないのであつて、そのための方策はとっておくべきとする。また、事実の調査に関する書面は、非常にセンシティブな内容を含むものであり、記録として容易に閲覧できることについては何らかの措置が必要とする。（東京書）

- 甲案に賛成する。事実の調査に関する書面は、非常にセンシティブな内容を含むものであり、記録として容易に閲覧できることについては何らかの措置が必要とする。ただ、裁判所の裁量の範囲が広くなりすぎる等の懸念が生じるが、その点については「特に必要がある」と認める場合に限り、とすることでファイルに記録しない措置を取る範囲が適切に限定されることで、その件は払拭できると考える。（長野書）
- 人事訴訟における特性に配慮して、特に秘匿性が高く、みだりに閲覧された場合に不利益の大きなケースを、個別の申出による対応はできるものの、特にそれらを包括的に記録しない旨のルール of 制定は、秘匿性を維持すべき情報の管理の体制の構築の仕方として好ましいものとする。未成年の子の健全な精神の発達を阻害するような、子の利益を害するような閲覧等があつてはならないのであつて、そのための方策はとっておきべきではないかと考える。（個人）

【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、大阪弁、一弁

- 本文は、閲覧等に際しての裁判所の許可をしないことにより対応すれば足り、あえて電子化の範囲から除くまでの必要はない。

甲案は、当事者等から閲覧等の制限の申出もなく、また、現実に裁判所に対する閲覧等の許可の申立てがないケースでも、ファイルに記録しない措置をとることができるとしており、その範囲が広くなりすぎるし、裁判所に書面等が提出されるごとに、事件の内容を踏まえて、そのような措置をとるかを判断しなければならないとすれば現実には困難を伴う。（注）も同様。（札幌弁）

- 乙案に賛成する。ただし、セキュリティが確保されることが前提条件である。
改正民訴法と同様の規定で特に問題はないと考える。ただし、事実の調査にかかる部分は、人訴法上の閲覧等の制限に関する規定によって閲覧等が制限されることから、閲覧制限がなされている部分の安全管理のためのシステムを構築することが必要である。（福岡弁）
- 記録の電子化の要否において、裁判所による判断を介する余地を設けるべきではないと考える。人事訴訟事件の特殊性は、電子化の要否でなく閲覧許可の判断の場面で考慮すべきものであつて、記録の電子化を避けるべきとする理由とはなりえない。

そもそも情報漏洩のリスクは、すべての種類の事件にあり、リスクを最小化すべき要請は普遍的に存在する（つまり、セキュリティが確保されるべきとの要請は、すべての種類の事件における大前提である。）。そのため、人事訴訟事件であるからという理由で電子化しないとす

る理由はないと考える。(大阪弁)

- ・ 事実の調査に係る書面は、一般的に、当事者又は第三者の私生活に関する記述が含まれており、プライバシー保護の要請が極めて高いものである。

甲案は、訴訟記録の事実調査部分のうち閲覧等を許可しないことができる事項については、ファイルに記録することを要しないとするものであるが、これによると、閲覧等を行うことができる記録が電子化されないこととなる事態が生じ得ることとなる。甲案の①から③に該当しても裁判所が相当と認めるときは閲覧等が許可されることがある。また、仮に裁判所が許可しなかったとしても、抗告審において不許可決定が取り消され、閲覧等が許可されることもある。そうすると、裁判所の判断によって、前記事項をファイルに記録しなかった場合であっても、その後の判断によって閲覧等が許可されることがあり、その場合、紙媒体等の閲覧謄写をする結果となって、記録の電子化のメリットが失われる。さらに、甲案の「裁判所が特に必要があると認める」との判断は、いつ、何をもってなされるのか明らかでない。

本来、電子化された記録であっても、情報の漏えいを防止するための万全な措置がとられるべきことは当然の前提であるが、電子化による情報漏洩のリスクと電子化のメリットとのバランスを考えるならば、上記視点から、閲覧不許可決定の確定に伴い、速やかに安全管理のために必要な措置が講じられるべきである。(一弁)

【その他】日弁連、裁判所、全司法

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見(ただし、セキュリティが確保されることが前提条件である。)がある。また、甲案を採用する場合、(2)の(注)について、賛成する。(日弁連)

(甲案に賛成) 人訴法第35条第2項ただし書の重要性を考慮しており、同各号に該当するおそれがあると認められる事項を記載して、ファイルに記録する対象から除外するという立場に立っており、相当である。これに対して、乙案は、民訴法第132条の12及び同条の13の規定の限りでの当事者又は第三者の利益保護であり、人事訴訟の特性及び人訴法第35条第2項ただし書の重要性を考慮しておらず、賛成することできない。(注)については、甲案を採用する場合において、万一、対象部分が漏えいされた場合には、当事者又は第三者に回復不可能な損害が発生すること及び深刻な人権侵害も懸念されることから、対象部分の安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずることは相当である。

(乙案に賛成) 甲案によると、閲覧等を行うことができる記録が電子化されないこととなる事態が生じることとなる。すなわち、これらの事項については、裁判所は相当と認めるときに限り閲覧等を許可することができるものと定められており(人訴法第35条第2項)、甲案の①から③に該当しても裁判所が相当と認めるときは閲覧等が許可されることがある。また、仮に裁判所が許可しなかったとしても、抗告審において不許可決定が取り消され、閲覧等が許可されることもある。そうすると、裁判所の判断によって、前記事項をファイルに記録しなかつ

た場合であっても、その後の判断によって閲覧等が許可されることがあり、その場合、紙媒体等の閲覧謄写をする結果となって、記録の電子化のメリットが失われる。この点で、秘匿事項記載部分（民訴法第132条の12第1項）とは、性質及び取扱いが全く異なる。そして、本来、電子化された記録であっても、情報の漏えいを防止するための万全な措置がとられるのであり、前記事項をファイルに記録しないものとするべき必要はない。

- ・ 甲案に賛成する意見もあったが、乙案に賛成する意見が比較的多かった。その理由等として次のような指摘があった。（注）について、甲案をとる場合には提案されている安全管理措置の規定を設けることに賛成する意見が多かった。（裁判所）

（甲案に賛成）事実の調査に係る記録の管理には慎重な配慮が必要であり、システム上とは別に保存するのが相当である。

（乙案に賛成）裁判所に書面が提出されるごとに、事件の内容を踏まえてファイルに記録しない措置をとるかどうかを逐一判断しなければならない（しかも、書面等の一部のみをファイルに記録しないといった措置も必要となる。）とするのは困難かつ煩雑である。

秘匿情報等の管理は、システム上でファイルに記録された情報を適切に管理することや、記録の閲覧等の許可に係る運用を適切に行うことで対応することができる。

附帯処分に関する事実の調査に係る書面は、審理運営上の重要性が高く、これが電磁的記録として管理されないとすると、記録を電子化するメリットが相当程度減殺されてしまう。

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、当事者のプライバシーや未成年者の福祉を保護するよう、閲覧謄写の範囲は限定的にすべきであろうが、試案のようにその都度裁判所が判断し、電子記録から外すという対応を現場ができるかどうか、その意味では、当事者に対するものについては一定の判断があるが、第三者の閲覧等（及びすべての人の閲覧）については一律事実の調査部分は閲覧対象外とするといった検討（35条3項の改定）をしてもよいのではないかとの意見があった。（全司法）

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規定を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

（意見の概要）

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 利用者の利便性向上に資するものであり、特に異論はない。（福岡弁）

- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連)
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成するべきである。(大阪書)
- ・ 現在、電磁的記録により作成されている裁判書及び調書を紙媒体に出力することなく、電磁的記録のまま扱うことにより、管理が容易になるうえ、閲覧等も迅速かつ容易になり、IT化に資する。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 提案は、人事訴訟が民事訴訟の一種であること、改正民訴法187条にも鑑みると、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資することにつながる。(東京書)
- ・ IT化の促進に資する。(長野書)

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告(人訴法第34条第3項参照)に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 利用者の利便性向上に資するものであり、特に異論はない。(福岡弁)
- ・ 本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連)
- ・ 現在、電磁的記録により作成されている報告書を紙媒体に出力することなく、電磁的記録のまま扱うことにより、管理が容易になるうえ、閲覧等も迅速かつ容易になり、IT化に資する。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 提案は、人事訴訟が民事訴訟の一種であること、改正民訴法187条にも鑑みると、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資することにつながる。(東京書)
- ・ IT化の促進に資する。(長野書)

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

(意見の概要)

【甲案に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、日司連、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 現行法でも認められている電話会議の利用を認めない方向に改正する理由がない。(札幌弁)
- ・ 電話会議が現状特に問題なく運用されていると考えるので、選択肢としてウェブ会議共に、活用すべきであると考えた。(新潟書)
- ・ 乙案について、当事者双方に異議がない場合にまでウェブ会議を強制する必要があるか疑問がある。仮に当事者の一方が本人訴訟でウェブでの参加が困難な場合、裁判所に出頭することが原則となってしまうが、事案によっては電話会議の余地を残しておく方がよいのではないかと考える。(広島弁)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。他の事件類型でも、電話会議での当事者からの意見聴取はなされているが、特段問題なく運用されていると感じている。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくなはなるが、本文甲案の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による審問を否定するほどの理由はないと考える。(日司連、東京書)
- ・ 甲案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

現行の家事事務手続法において電話会議による審問が実施されており、相手方の陳述内容を確認する等の立会権の保障の観点からも支障は生じていないことから、人事訴訟の審問においても電話会議を認めないとする理由はない。

ウェブ会議に対応することが困難な当事者の利便性を図る必要がある。

ウェブ会議を行っている際に通信障害等が生じた場合に、電話会議に切り替えて手続を実施できるようにしておく必要がある。

当事者双方に異議がないことを電話会議利用の要件とする（注）の考え方については、他方当事者が反対すれば電話会議を実施することができなくなり、期日に出頭することが困難でウェブ会議に対応できない当事者の利便性が損なわれること等を理由に、反対する意見がほとんどであった。

- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。甲案の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による審問を否定するほどの理由はないと考える。（長野書）
- ・ 人事訴訟は民事訴訟の一種であること、並びに改正民訴法187条にも鑑みて、甲案に賛成する。（個人）

【（注）に賛成】福岡弁、日弁連、大阪弁、一弁

- ・ 電話会議の方法による場合、裁判所や相手方に認識されない形で第三者が同席し、審問に事実上介入する可能性があるため、裁判官の心証形成に与える影響が大きい審問期日において、電話会議の方法を認めるべきではない。少なくとも実質的には訴訟における口頭弁論に相当する審問期日において、通信障害等の問題が生じた場合、無理に電話会議の方法により進行する必要も乏しく、別途期日を指定することにより対応すべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によることを否定する必要はない。（福岡弁）
- ・ 審問手続中の他者からの影響の有無について、映像と音声の送受信によって確認が可能なウェブ会議の方法によることが相当である。また、裁判実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べる内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。もっとも当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい（折衷説）。これに対して、甲案は、電話会議の方法によることも許容するものであるが、仮に、電話会議の方法によった場合には、裁判所及び立ち会った他方当事者に認識されない形で、当事者の審問に第三者が同席し、当該当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることも容易である。その結果、当該当事者自身の事実認識及び意見でない陳述が裁判所に出されることにより、裁判官の心証形成が歪められる可能性がある。したがって、甲案には賛成できない。なお、障がい者の場合、ウェブ会議・電話会議ともに十分使いこなせないことも考えられるため、そういった場合にまで、ウェブ会議・電話会議を強いることは妥当ではなく、「相当と認めるとき」に該当するか否かの判断は慎重にすべきである。また、障がい特性に応じて、手話通訳者やウェブ機器操作を支援する介助者の同席等、支援者による合理的配慮の提供が認められるべき場合があるが、他方で、支援者でない者が助言や指示を目的として同席することや、支援者や親族等が当事者への支援を超えて当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることのないよう、十分に留意すべきである。（日弁連）

- ・ 映像と音声の送受信（ウェブ会議の方法）による方法であれば、審問手続中にも、他者からの影響の有無を確認可能とも考えられる。その一方で、音声のみであれば、この確認が困難であるともいえる。また、裁判実務において、審問には、主張整理の趣旨と証拠調べの趣旨が混在しているところ、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきと考える。もっとも、上記問題（他者の影響を受ける状況下にあるかどうか）があるとしても、なお当事者双方に異議がない場合にまで、例外としての電話会議の方法をあえて認めないとするにも理由がないと考える。これに対して、甲案（電話会議の方法を原則として許容する）によれば、電話会議の方法によって、裁判所や立会他方当事者に認識されない形で、当事者の審問に第三者が同席し、当該当事者に何らかの助言や指示をして影響を与えることが想定される。そして、その結果として、当該当事者の事実認識や意見とは違う形での陳述が裁判所に提示されることにより、裁判官の心証形成が歪められる可能性を否定できないとの問題があると思料する。（大阪弁）
- ・ 審問手続中の他者からの影響の有無について、映像と音声の送受信によって確認が可能なウェブ会議の方法によることが当事者の立会権を保証する観点から相当である。もっとも、ウェブ会議を原則とする理由が当事者の立会権の保証という観点にあることからすれば、当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい。（一弁）

【その他】 静岡書、大阪書、全司法、日書協

- ・ ウェブと電話では、情報量という点でウェブに分があると思われ、原則としてウェブとする乙案に賛成する。ただし、システム上のトラブルであったり、当事者の機器故障などに備え、例外的に電話会議を選択する余地も残すべきであると考ええる。（静岡書）
- ・ 甲案もしくは（注）に賛成する。手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性が高まると思われる。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくなるため、電話会議よりもウェブ会議の方が優れているとは否定できないが、実務的視点から、電話会議で十分に対応できるような事案も少なからず存在すると感じる。実際、他の事件類型においても電話会議を利用して当事者からの意見聴取が行われており、電話会議にどこまでの否定的要素があるかはわからない。そのうえで、甲案の「当事者の意見を聴いて」と、（注）の「当事者双方に異議がない場合には」については、事実上ほとんど差はないと思われるので、両案に賛成する。（大阪書）
- ・ 第1の4(1)に対する意見と同じ。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、司法委員の立会も、ウェブ会議及び電話会議を認めるべきである（「補足」に記載がある「参与員が期日に立ち会うことについては、当事者の様子を観察することに意義があり、また、参与員の顔が見える方法によることによる当事者に対する説得力」という点は認めるが、当事者に電話会議の参加を認める甲案に賛成する以上、司法委員の参加をウェブに限ることとしたせ

いでウェブと電話の併用という形になるのは避けるほうがよいのではないか。)との意見があった。(全司法)

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。(日書協)

(甲案に賛成する意見) 選択肢として電話会議の方法を用意する方が、事案に応じて柔軟な選択が可能となると思われるし、現実問題として、審問期日を指定することはあまりなく、状況に応じては電話会議の利用もあり得るのではないかと考えられるから、裁判官がより柔軟に事案に即した審理を行うことができる。

(乙案に賛成する意見) 電話会議による審問では、裁判官にとって被審人の表情等を検証する機会が与えられないことになるから、ウェブ会議を選択することになる。電話会議の場合、心証形成の材料として供述態度等が使えず「声色」だけになってしまうため、裁判官の心証形成に与える影響を考慮せざるを得ないと思われる。このことは、民事訴訟でも言えることではあるが、人事訴訟においては、多くの場合、家庭内という身近な者同士の紛争を解決する手続であることから、その懸念がより強いように思われる。また、電話会議による方法では、他方当事者の立会権を実質的に保障することも困難になるのではないかと考えられる。したがって、人事訴訟の手続においては、例外的に電話会議を利用することも想定する必要はないのではないかと考える。なお、他方当事者が異議のない場合でも、裁判所の心証取得の方法という観点からは上記のような点を考慮する必要があるため、(注)には賛成しない。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせる
ことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方があ

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、長野書、
個人1名

- ・ 本文は、特段の異論がない。電話会議の方法も認める方が便宜に資する。(札幌弁)
- ・ 電話会議が現状特に問題なく運用されていると考えるので、選択肢としてウェブ会議共に、活用すべきであると考えている。(新潟書)
- ・ 当事者双方に異議がない場合にまでウェブ会議を強制する必要があるか疑問がある。(広

島弁)

- 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、本文の提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による方法を否定するほどの理由はないと考える。(日司連)
- 手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性が高まると思われる。参与員は紛争当事者ではないので、4- (1) の当事者よりも、電話会議の利用のハードルは低いと考える。(大阪書)
- 提案に賛成する意見が全てであった。電話会議の利用を認めないものとする(注)の考え方については、事案等に応じて電話会議による必要性・相当性がある場合もあり柔軟に対応できるようにしておくのが望ましいこと、当事者側にウェブ会議に対応できない事情がある場合に参与員の関与の方法が制限されるのは相当でないこと等を理由に、これに反対する意見がほとんどであり、賛成する意見はなかった。(裁判所)
- 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。電話会議は、ウェブ会議と比べ、情報量が少ないという点はあるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による方法を否定するほどの理由はないと考える。(長野書)

【その他】福岡弁、日弁連、大阪弁、一弁、全司法、日書協

- 電話会議の方法により、音声以外の言語外情報を得ることができないとすると、審理中に選任される参与員に対し、当事者が信頼感を持つことができない可能性があり、その結果として、審理の充実に至らない可能性が高い。そのため、参与員の立会いについて、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合は、電話会議の方法を否定する必要はなく、電話会議によることも可能とすべきである。(福岡弁)
- 期日に立ち会った上で意見を述べる場合に、電話会議の方法による場合には、参与員は当事者の発言(その内容及び声から伝わる感情)から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることはできない。当事者が参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた、審理、手続に対する納得感も低く、その結果、審理が充実したということにならないこともあり得る。他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めても、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。したがって、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち合わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであり、当事者双方に異議がない場合には、例外

的に電話会議の方法によることを認めてもよい。（日弁連、大阪弁）

- ・ 参与員が意見を述べる前提として、参与員が審理又は和解の試みに立ち会う場合には、当事者本人の考え等を傾聴し、かつ、当事者を、その言動及び表情から全人格的に把握し、それまでの経緯及び背景事情を含めて、事件を総合的に理解することが求められる。そのため、当事者の考えや意見を総合的に理解するために、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることも必要である。また、当事者が参与員の顔を見ることで、当事者の参与員に対する信頼感や手続に対する納得感も高めることができ、審理の充実化につながる。したがって、参与員を人事訴訟の審理又は和解期日に立ち合わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであり、当事者双方に異議がない場合には、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい。（一弁）
- ・ 第1の4(1)に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 本文の案に賛成する意見と（注）の案に賛成する意見とがあった。（日書協）
（本文の案に賛成する意見）上記(1)で乙案に賛成する場合でも、参与員については(1)の乙案のような配慮を要しないと考えられる。
（（注）の案に賛成する意見）裁判所の指定する参与員においては、ウェブ会議による方法を原則とすべきと考える。

5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

（注）本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、裁判所、長野書、個人1名

- ・ 本文は、民訴法267条2項との平仄を揃えるもので、特段の異論がない。（札幌弁）
- ・ 手続の結果である調書は、通常は当事者が送達を希望するケースが多いと思われ（注）の取扱いとともに手続の簡便迅速化が図られると考えられるから。（新潟書）
- ・ 和解調書等の内容には、面会交流の条件が詳細に記載されるなど、債務名義ではないがさまざまな当事者にとって重要な約束事項が含まれる。そうした人事訴訟で作成される和解調書

等の特殊性に鑑みれば、原則として送達すべきである。（広島弁）

- 本文について、民事訴訟手続では、和解調書について、当事者からの送達申請によらず送達しなければならないとされているところ（民事訴訟法第267条第2項）、人事訴訟手続において、これと別の規律を及ぼすべき合理的理由はないと考える。また、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮は、システム送達が利用できない場合に限って問題となるところ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面には、受取り拒否等により送達が無効に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくないとも考えられる。（大阪弁）
- 手続の結果である調書は、通常は当事者が送達を希望するケースが多いと思われるところ、当事者の送達の申請があつてはじめて送達される現行のルールは迂遠である。（注）にて手数料についての手当もされており、本文の提案は、手続の迅速に資すると考える。（日司連）
- 現在の運用上、和解調書等について当事者が送達を希望するケースがほとんどであると思われるところ、当事者の送達の申請を必要とする現行の規律は迂遠であるように感じられる。民事訴訟法も改正によって和解調書等の送達が義務化されることを踏まえて、これと平仄を合わせる事が妥当である。（大阪書）
- 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- 本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化・迅速化の促進に資する。（長野書）

【その他】福岡弁、日弁連、一弁

- 原則として賛成するが、例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。なお、和解調書等について、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。和解調書等の内容によっては、離婚や親権の定めに関する条項等、戸籍事項の届出事項としての意義を有するのみである場合もあり、あえて送達を義務付ける必要はない。他方、システム送達以外の場合において、送達費用を含めた訴訟費用が一本化され、その額次第では送達を義務付けることも合理的ではある。もっとも、手続の進行により、簡便な送付を選択する場合やあえて送達を求める場合も考えられ、当事者の選択により決める余地を残すことを踏まえ、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。（福岡弁）
- 原則として、賛成する。例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。なお、民事訴訟手続と同様に考えて本文に賛成し、送付とすべき例外を認めるべきでないとの意見もあつた。和解内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もある。そのような場合に、システム送達以外の場合において、強制執行を予定した送達までは不要である。当事者によっては、送達費用を負担に感じる者もいる。ただし、送達費用を含めた訴訟費用（申立ての手数料）が低額に設定され、それが、当事

者に負担感を与えない金額であれば、例外を認める必要はない。（日弁連）

- 基本的に賛成する。ただし、例外として、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。和解内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もあり、そのような場合に、システム送達以外の場合において、強制執行を予定した送達までは不要である。（一弁）

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】 札幌弁、広島弁、大阪弁、個人1名

- 郵便費用を申立手数料に組み込み、これを一本化することは、当事者の利便性にも配慮しつつ、裁判所の事務負担の軽減の観点から合理的といえる。もっとも、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。（大阪弁）

6 電子化された訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、日書協、長野書

- ・ 本文及び(注)に賛成する。ただし、(注)の②については、個人情報の拡散等が防止できるシステム上の対策がとられることが必要である。本文は現行どおりであるため異論はない。これに対して、(注)の②は、第三者に裁判所外端末の利用を可能とする内容であるため、個人情報の拡散を防止するシステム上の対策をとる必要がある。このような対策を欠く場合は、第三者に関しては、裁判所外端末で閲覧の請求を可能にする利便性の要請は、弊害のリスクを正当化する程に上回るものではない。(福岡弁)
- ・ 本文につき、民事訴訟と異なる規律とする理由は見当たらない。(新潟書、日司連)
- ・ 人事訴訟の記録の閲覧について、民事訴訟法と別にする理由は特段考えられない。(大阪書)
- ・ 民訴法と同様の規律を設けることに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

【反対】東京書

- ・ 本文及び(注)につき、反対する。

人事訴訟が民事訴訟の一種であることから、提案の基本的な方向性(民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、①及び②のような規定を設けること)にも理解ができるが、一方で人事訴訟手続が取り扱う事件類型を考えると民事訴訟におけるのと同内容の規律に服させるには躊躇がある。裁判の公開原則はありつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質などのバランスをとる方法を再考すべきである。(東京書)

【その他】全司法、個人1名

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、記録化の範囲や閲覧謄写については、出来る限り当事者のプライバシーや未成年者の福祉を保護するよう、限定的にすべきであるとの意見があった。(全司法)
- ・ 再考を願いたい。人事訴訟が民事訴訟の一種であることから、提案の基本的な方向性(民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、①及び②のような規定を設けること)にも理解ができるが、一方で人事訴訟手続が取り扱う事件類型を考えると民事訴訟におけるそれと同内容の規律に服させるには躊躇もある。裁判の公開原則はありつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質、等々、諸々のバランスをとる方法がないか、今一度、再考を願いたいと考える。(個人)

2 試案の(注)に対する意見

【賛成】 福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、裁判所、日書協

- ・ 人事訴訟の記録の閲覧について、民事訴訟法と別にする理由は特段考えられない。(大阪書)
- ・ 民訴法と同様の規律を設けることに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

【反対】東京書

- ・ 本文及び(注)につき、反対する。
人事訴訟が民事訴訟の一種であることから、提案の基本的な方向性(民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、①及び②のような規定を設けること)にも理解ができるが、一方で人事訴訟手続が取り扱う事件類型を考えると民事訴訟におけるのと同内容の規律に服させるには躊躇がある。裁判の公開原則はありつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質などのバランスをとる方法を再考すべきである。(東京書)

【その他】札幌弁、新潟書、沖縄弁、日司連、長野書

- ・ (注)は、①及び③は賛成し、②は反対する。
利害関係を疎明した第三者に対しては、裁判所設置端末を用いた閲覧等のみを認めるべきである。ただし、判決書その他の裁判書については、特定の個人をできるだけ識別不能にするために仮名処理をする等、訴訟関係者等のプライバシーという人事訴訟事件の性質に特に配慮しつつ、原則として全ての判決を公開し、これを検索して閲覧できるようなシステムを構築するべきである。

(注)②は、我が国の国民は、自らを当事者とする訴訟記録の内容が世間一般に広く知れ渡ることについて強い抵抗感を持っていると思われる。このことは、人事訴訟事件において、特にそういえる。民訴法が閲覧と複写等を区別した上で、利害関係のない第三者には閲覧のみを認めることにより、当事者のプライバシー等が過度に拡散しないようにしているのも、そのような抵抗感と整合するものである。しかるに、利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実に関覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる(これは、民訴法第91条の2自体にも当てはまる問題である。)

もっとも、判決の公開は、憲法82条1項の公開原則の一部をなすものであり、裁判の公正を担保するものとして極めて重要である。この点、現行法の下では、判決の原本等は、事件記録等保存規程に基づき50年保存され、何人も裁判所書記官に対し閲覧を請求することができるにもかかわらず(民訴法91条1項)、判決文のごく一部だけが判例集に登載されるほかは、裁判所などのウェブサイト公開されているにとどまっております。判決の公開が不十分である。このことは、人事訴訟事件において、特にそういえる。判決の公開を定める憲法82条1項の趣旨は、第一義には、「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとする事」(最高裁判所昭和63年

(オ) 第436号平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89頁(いわゆるレペタ事件最高裁判決))、すなわち、裁判所による権力行使に対する監視にある。また、判決書その他の裁判書は、裁判所がどのような事案においてどのような法解釈をして判断を行うのかを知るための先例としての価値があり、これが十分に公開されることにより、裁判手続の公正が担保され、法的予測可能性が高まる。さらに、原則として全ての判決書その他の裁判書が公開されることによって、個々の裁判官がどのような判断を行ったのかが明らかにされれば、最高裁判所裁判官の国民審査や下級審裁判官の再任に際しての判断材料が国民に供されるし、ひいては、判決その他の裁判に対する検討が盛んとなり、法曹全般の水準や国民の司法に対する関心の向上にも資することが期待できる。そこで、判決書その他の裁判書については、特定の個人をできるだけ識別不能にするために仮名処理をする等、訴訟関係者等のプライバシーという人事訴訟事件の性質に特に配慮しつつ、原則として全ての判決を公開し、これを検索して閲覧できるようなシステムを構築するべきである。(札幌弁)

- ・ (注)につき、①に反対する。

人事訴訟においては、プライバシーの保護等に特に配慮すべきであると考えられるから、このような規定を設けることには合理性があると考えられるから。(新潟書)
- ・ 利害関係人には裁判所設置端末の利用のみ認めるものとすべきである。なお、「裁判所設置端末」とは、当該手続を担当する裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。(沖縄弁)
- ・ (注)につき、①に反対する。(注)①につき、身分事項を扱う人事訴訟では、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比べて、訴訟記録の中にセンシティブな内容が含まれることが極めて多くなると思われる。手続IT化後の記録の公開の在り方につき、民事訴訟とは差をつけるべきと考える。(日司連)
- ・ 電子化された事件記録(事実調査部分を除く。)を当事者以外の者に閲覧等させる場合の具体的な方法については、民事訴訟と比べてより慎重な方法を求める。基本的に民事訴訟と同じ扱いとしつつも、人事訴訟ならではのセンシティブな内容が含まれることを考慮すべきである。(長野書)

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高

裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(2)において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。

- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

(注1) 電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1)②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、

裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方があ
る。

(意見の概要)

1 試案のAに対する意見

(1) 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、
一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 本文に賛成する。本文は現行どおりであるため異論はない。(福岡弁)
- ・ 本文の内容は、現行の取り扱いを維持するものであり、特段反対する理由はない。(新潟書、
日司連、大阪書)
- ・ 民訴法と同様の規律を設けることに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 本文の内容は、現行の取り扱いを維持するものであり、特段反対する理由はない。(東京書)

(2) 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所

- ・ 民訴法と同様の規律を設けることに異論はない。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

【反対】 東京書

- ・ (注1)につき、反対する。(注1)については、人事訴訟手続が取り扱う事件類型を考え
ると民事訴訟におけるそれと同内容の規律に服させるには躊躇もある。裁判の公開原則はあ
りつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質等々、諸々のバランス
をとる方法を再考すべきと考える。(東京書)

【その他】 札幌弁、福岡弁、沖縄弁、長野書、個人1名

- ・ (注1)は、②は賛成し、①は反対する。
利害関係を疎明した第三者に対しては、裁判所設置端末を用いた閲覧等のみを認めるべき
である。利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実
に閲覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう危
険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる(これは、民訴法第
91条の2自体にも当てはまる問題である。)(札幌弁)
- ・ (注1)に賛成する。ただし、(注1)の①については、個人情報等の拡散等が防止できるシ
ステム上の対策がとられることが必要である。

(注1) ①は、第三者に裁判所外端末の利用を可能とする内容であるため、個人情報の拡散を防止するシステム上の対策をとる必要がある。このような対策を欠く場合は、第三者に関しては、裁判所外端末で閲覧の請求を可能にする利便性の要請は、弊害のリスクを正当化する程に上回るものではない。(福岡弁)

- ・ 賛成する。ただし、裁判所設置端末の利用のみを認めるものとするべきである。なお、「裁判所設置端末」とは、当該手続を担当する裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとするべきである。(沖縄弁)
- ・ 電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分を当事者以外の者に閲覧等させる場合の具体的な方法については、民事訴訟と比べてより慎重な方法を求める。現行の規律を維持しつつも、人事訴訟ならではのセンシティブな内容が含まれることを考慮すべきである。(長野書)
- ・ (注1)については、再考を求めたい。(個人)

(3) 試案の(注2)に対する意見

【賛成】新潟書、日司連、大阪書

- ・ (注2)につき、賛成する。ただし、一定の範囲を定めた将来の閲覧許可については、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみに委ねるのではなく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規定ぶり、運用面双方での適切な在り方が設計されることを期待する。

一定の範囲を定めた将来の閲覧許可では、後々、閲覧を許可すべきでなかった資料が閲覧許可の範囲内に入ってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないよう、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。(新潟書、日司連)

- ・ (注2)について賛成ではあるが、「一定の場合」の例示の表現については修正していただきたい。

同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすることについては、相手方や第三者に不利益は生じることはなく、手続きもスムーズに進められるので、問題ないと思われる。

閲覧又は複写を許可する部分の特定に関して一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすることについても、あらかじめ包括的な許可をしておくことによって迂遠な手続きをする必要がなくなるのであれば、手続きの省力化にもつながると思われる。ただし、「一定の場合」の例示として、相手方等に閲覧させても問題ないと判断する主体が「訴訟代理人」に限定されている点については、「当事者及び訴訟代理人」のように、権利義務の帰属主体である本人を含んだ記載にするべきであるとする。(大阪書)

【反対】東京書

- ・ (注2)につき、反対する。(注2)については、人事訴訟手続手続が取り扱う事件類型を

考えると民事訴訟におけるそれと同内容の規律に服させるには躊躇もある。裁判の公開原則はありつつも、職権探知主義が維持されていること、取り扱う事件内容の質等々、諸々のバランスをとる方法を再考すべきと考える。（東京書）

【その他】札幌弁、福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、一弁、裁判所、日調連、日書協、個人1名

- ・ 「訴訟代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料」の意味（提出の際に非開示申出等をしないで提出したこと自体を指すのか、別途の意思表示を要するのか等）が明らかでない等、許可の在り方を制度として構築することは複雑困難であると思われる一方、運用において適切に対応することでも大きな問題は生じないと思われる。（札幌弁）
- ・ 前半の「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」には、特に支障はないと考えられるので賛成する。これに対して、後半の「閲覧又は複写を許可する部分の特定」に関し予め許可を得られるようにする考え方については、一度閲覧等の対象とした情報が後に変更になるなど秘匿が必要となった時点で秘匿上申を行うことで弊害が防止し得るが、他方で、許可対象としたことを失念し、秘匿上申を失念するなどの間違いがあった時に、取り返しがつかない支障も生じ得るため、現状の申請の都度許可を行う実務を緩和する必要はないと考え、反対する。（福岡弁）
- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすること」については賛成であるが、「閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し、一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方」については、反対する。ただし、「一定の場合」として例示されている「訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方」については、賛成意見と反対意見がある。

「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすること」については、例えば、同一の当事者が、裁判所から閲覧、複写の許可を得たものの、閲覧のみ行い、複写しなかった場合に、後で、複写も必要となる場合が考えられる。その場合、既に、裁判所から同一対象部分の閲覧、複写の許可を得ているので、再度の閲覧、複写の申請を行う必要性はなく、また、許可を不要とすることで何らかの問題が生ずることも考えにくい。

他方、「一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする」ことについては、典型的に、そのような範囲の指定ができるか疑問である。しかも、仮に、事件の審理の当初において、一定の範囲について事前許可をしていたとしても、その後の経過の中で、指定された範囲において、許可できない箇所が含まれることになる可能性は否定できな

い。そのような場合が見過ごされて、事前許可のもとに、閲覧等が行われた場合には、人訴法第35条第2項ただし書の第1号から同第3号に規定するような人権侵害が発生する懸念がある。このように、事実の調査部分の閲覧等について、人訴法が、特別の規定を設けている趣旨からすると、たとえ、特定の範囲に限定するとしても、事前の許可は相当ではない。

「一定の場合」として例示されている、「電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものについて、その当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料」について、賛成意見は、訴訟代理人間で資料等の直送が行われている現在の実務に照らし、相手方等が閲覧等しても特段の問題は生じないと考える。これに対して、反対意見は、そもそも、訴訟代理人が問題ないと判断した上で提出する資料に限定している点について、当事者本人と訴訟代理人とで取扱いを区別する合理的な理由は見出せない。また、訴訟とはいえ、一方当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断したとしても、相手方等において、特に、相手方本人が閲覧することにより、同人の心身への影響等の問題が生じる懸念がある。さらに、事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出する資料は相当限定されることから、許可の在り方について例外を設ける必要性は乏しいと考える。（日弁連）

- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写をする場合には別途の許可を不要とするとの考え方」については賛成であるが、「閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し、一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方」については反対する。例えば、継続的に取得することとなる収入に関する資料について、今後提出されるものも含めて指定された場合、その後、住所等が変更されるなど内容に変更があることもあり、それが相手方に対して秘匿しておきたいと考えることもあり、あらかじめ許可することは問題である。（広島弁）
- ・ 同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成し、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（事前の許可を可能とする）との考え方に反対する。事前に範囲を特定することは容易でないと思われる。また、当事者であっても閲覧謄写が許可制とされる趣旨は、個別に裁判所による慎重な判断を要するというところにあると考えられるところ、かかる趣旨からして都度の判断が望ましいと考える。（大阪弁）
- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすること」については賛成する。「閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し、一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方」については、反対す

る。

「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすること」については、例えば、同一の当事者が、裁判所から閲覧、複写の許可を得たものの、閲覧のみ行い、複写しなかった場合に、後で、複写も必要となる場合が考えられる。その場合、既に、裁判所から同一対象部分の閲覧、複写の許可を得ているので、再度の閲覧、複写の申請を行うことは手続上煩雑であり、許可を不要とすることで何らかの問題が生ずることも考えにくい。

他方、「一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする」ことについては、類型的に、そのような範囲の指定ができるか疑問である。しかも、仮に、事件の審理の当初において、一定の範囲について事前許可をしていたとしても、その後の経過の中で、指定された範囲において、許可できない箇所が含まれることになる可能性は否定できない。そのような場合が見過ごされて、事前許可のもとに、閲覧等が行われた場合には、人事訴訟法第35条第2項ただし書の第1号から同第3号に規定するような人権侵害が発生する懸念がある。このように、事実の調査部分の閲覧等について、人事訴訟法が、特別の規定を設けている趣旨からすると、たとえ、特定の範囲に限定するとしても、事前の許可は相当ではない。（一弁）

- ・ 提案で例示されている考え方については、記録が電子化されることによるメリットを活かすという観点から賛成する意見がほとんどであった。ただし、将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする考え方については、個別の申請に対応しないので対象が曖昧であり、要件審査を困難としたり閲覧等に関する事務を複雑にしたりするおそれがあること等を理由に慎重な検討を要するとの意見が相当数あった。他方で、事実の調査に係る部分として最も多く想定される調査報告書の複写について裁判所が事前に許可をしておき、当事者が円滑に複写できるようにする運用が望ましいとの意見もあった。（裁判所）
- ・ 「一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすること」について、「一定の場合」を事前に包括的に指定することが実務上適切か、疑問であり、賛成しがたい。

事件の進行当初は、問題なしと判断して事前許可をしたとしても、審理の過程で、当事者の感情的対立が激化し、当初の予想を越えて紛争の対象が拡大する事案は、珍しいことではない。家事調停委員として紛争の現場に直接係わる者にとって、当初の見込みと違う点が対立点となることは、常に予想して対応している。これは、人事訴訟事件においても異なるものではない。当事者の一言一言によって、相手方の反応は違ってくる。相手方の提出する書面の内容の一行一行の記載内容を、一生覚え、許さないとの反応もある。ビジネスローの世界の規律と同じ対応をすべきではない。人事訴訟法において、同法第35条第2項において閲覧等について、わざわざ特別の規定を設けている趣旨も考慮すべきである。事前の許可は相当ではなく、

慎重な対応が望まれる。個別に許可の判断をする現在の運用が適切である。

また、「一定の場合」の例示として「訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料」を掲げているが、この点も疑問である。調停の現場で数多くの手続代理人と接しているが、玉石混淆である。代理人の力量のおかげで円満に解決でき、代理人に感謝しかない事件もあるが、他方で、代理人の提出した書面の中の攻撃的記載により、本来拗れることなくまとまるであろうと予想した事件が、崩壊することもある。人訴訴訟事件や家事事件に慣れていない弁護士が代理人となることもある。依頼者と一体化し、当事者化した弁護士の感情的対応に困らされる場面もある。

東京家庭裁判所では、家事調停事件において、離婚調停等の申立書のひな型を公開し、できるだけ、最低限の記載内容にとどめた内容となっている。これは相手方に無用な感情的な対立を生じさせないための工夫である。申立人本人であろうと手続代理人の弁護士が作成しようが区別はしていない。家庭裁判所の現場では慎重に対応している。このような家事調停事件の実情は、人事訴訟事件においても通ずるものである。（日調連）

- ・（注2）の取扱いのうち、同一の当事者が一度許可された部分を再度閲覧等する場合に再度の許可を不要とする取扱いに賛成する。なお、人事訴訟事件記録における事実の調査に係る部分は、実務上、調査官の調査報告書以外を想定しにくいと考えられるが、（注2）のように将来の分も含めて一定範囲のものを一括して許可する取扱いは調査官の調査報告書には馴染まないと思われる。（日書協）
- ・（注2）については、前述したのと同じ理由から、再考を求めたい。（個人）

2 試案のイに対する意見

(1) 試案の本文及び（注1）に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 本文及び（注1）は、いずれも当該当事者が提出したものが対象であるから、裁判所の許可を得ないで閲覧等の請求を認めることに特段の問題は認められないから、異論はない。（福岡弁）
- ・ 自身で内容を知っているものの閲覧に許可を求めるのは無駄であり、本文の提案は、手続の迅速に資する。（新潟書、日司連、大阪書、東京書、長野書）
- ・ 特段の問題は認められないから、相当である。（一弁）
- ・ 実務上、審理の途中で代理人が選任されたり、代理人が交代したりしたようなケースで従前の主張・立証を確認するために自らの提出した訴訟記録の閲覧等が請求されることがあるところ、自らの提出した訴訟記録の閲覧等を裁判所が不許可にすることは想定しがたいこと等を理由に、提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）

(2) 試案の(注2)に対する意見

【賛成】福岡弁、広島弁、大阪弁、日書協、個人1名

- ・ 相手方等が閲覧等をする場合であるが、訴訟代理人が相手方に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料が対象であるから、相手方等が閲覧等をする場合でも改めて裁判所の許可を必要とする理由がないため、異論はない。(福岡弁)
- ・ 具体的には、調査官の調査報告書に添付される当事者提出資料が想定される場所、当事者自身が提出したものや訴訟代理人等が相手方に閲覧等されても問題ないと判断したものについて、裁判所の許可を要しないこととしても大きな支障は生じないと考えられる。(日書協)

【反対】札幌弁、日調連

- ・ 法律上、「訴訟代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料」について許可を要しないとする事としては、裁判所が後見の見地から許可の当否を判断するという、許可制(人訴法35条)を設けた趣旨と矛盾する。(札幌弁)
- ・ 前述(ア(注2))したとおりであるが、さらに言えば、外から見れば、訴訟代理人が閲覧させても問題ないと判断したといっても、依頼者である当事者本人が、相手方に見せたい、相手方に思い知らせたいとして、自分の弁護士に対して、当該資料を相手方に渡すよう求める場合もある。代理人としては、強硬に書面の提出を求める依頼者の意向を無視できず、代理人弁護士が不適切と感じつつ提出する書面もある。調停の席では、手続代理人である弁護士から提出された書面についても、その内容如何によっては相手方に渡すことなく提出を控えさせることもある。この考えが認められることになった場合には、円滑な手続の進行を阻害する書面が、相手方の目に触れることを制限することができないことになり、やはり反対である。個別的に裁判所が判断し許可する現在の扱いがよい。

人事訴訟事件/家事事件においては、相手方の心にナイフを突き刺すような書面が出されることもある。呪われた言葉を浴びせられた相手方は、その言葉を何度も繰り返し思い出し、生涯のトラウマとなってしまう。一度読んだだけでも一生忘れることがない。暴力は、肉体的、身体的な暴力だけではない。言葉による暴力の方が、深刻な傷を負わせることがある。なお付言するに、相手方に代理人として弁護士が付いていれば、その弁護士のフィルターを通して、危ない書面が相手方本人の目に触れないようにできるのではないかと、思われるかも知れない。しかし、そのような書面ほど本人は読みたがるものである。依頼者本人の強い要望があれば、代理人としては、本人に見せざるを得ないのである。代理人は受け取った書面を依頼者本人に隠しておくことはできない。(日調連)

【その他】新潟書、日弁連、日司連、大阪書、裁判所、東京書

- ・ (注2)につき、閲覧させるべきでなかった資料が閲覧対象となってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないよう、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみとするのでは

なく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。（新潟書、日司連、東京書）

- ・ 賛成の意見と反対の意見に分かれた。（日弁連）

（賛成する意見）現行法上、人事訴訟事件は、基本的に民事訴訟法が準用されていることから考えると、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものについて、その当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料については、裁判所の許可を得ないで、相手方等が裁判所書記官に対して閲覧等を請求できるという規定を置いて、特段の問題は生じないと考えられる。

（反対する意見）そもそも、訴訟代理人が問題ないと判断した上で提出する資料に限定している点について、訴訟代理人をつけない本人訴訟の場合の当事者本人が問題ないと判断した上で提出する資料は、本規定の対象外となる。しかし、当事者本人と訴訟代理人とで、そのように取扱いを区別する合理的な理由は見出せない。訴訟代理人である弁護士は、提出資料を相手方等に閲覧させるか否かについて合理的な判断ができるが、当事者本人は合理的な判断ができないということであれば、それは、訴訟代理人と当事者本人を差別することにつながる可能性があり、相当ではない。また、訴訟とはいえ、一方当事者の訴訟代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断したとしても、相手方等において、特に、相手方本人が閲覧することにより、同人の心身への影響等の問題が生じる懸念がある。したがって、このような規定を設けるべきではなく、この点は実務運用に委ねるべきである。

- ・ 内容には賛成であるが、アの（注2）と同様に、「当事者及び訴訟代理人」とするべきである。（大阪書）
- ・ 記録の電子化によるメリットを活かすためにも、弁護士である訴訟代理人が閲覧等を了解している資料については、許可なく閲覧等させることが相当であるなどとして、（注2）の考え方について賛成する意見が非常に多かった。他方で、閲覧等をさせるかどうかを訴訟代理人の判断のみに委ねることは相当でないとの意見もあったほか、訴訟代理人の意向を裁判所が確かかつ即時に認識することができるような仕組みが必要であるとの指摘もあった。（裁判所）

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

（意見の概要）

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民事訴訟と異なる規律とする理由は見当たらない。（新潟書、日司連、東京書、長野書）
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）

【反対】 静岡書

- ・ 反対する。インフラの整備により、電子情報処理組織を使用しての送達を一律の運用とすることで、裁判所の負担軽減、ひいては手続の迅速化に資するものとする。（静岡書）

(2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

（意見の概要）

【本文に賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、東京書、長野書、個人1名

- ・ 民事訴訟と異なる規律にする理由はなく、特段異論はない。ただし、人事訴訟では、特に当事者等のプライバシーに配慮する必要があることから、例えば、住所の表示を都道府県名までに限定する等配慮することも考えられる。（福岡弁）
- ・ 民事訴訟と異なる規律とする理由は見当たらない。（新潟書、日司連、東京書）
- ・ 民事訴訟と異なる規律にする特段の理由がない。ただし、人事訴訟では特に当事者等のプライバシーに配慮する必要があることから、送達場所不明の被告に対する手続保障という公示送達制度の趣旨とバランスをとりつつ、例えば公示される内容を一定程度限定するなどの措置について検討すべきである。（日弁連、一弁）

また、民訴法第111条によれば、最高裁判所規則により、書類による公示送達の方法がなくなる懸念もあるところ、高齢や障がいが理由でインターネット環境を保有、活用できない人も一定程度いることに鑑み、同方法も残すべきであり、さらに、「書類の公示送達」か「電磁的記録の公示」かの選択については、高齢や障がいにも配慮した一定の基準に基づいて行うべきである。（日弁連）

- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 本文につき、賛成する。ただし、公示内容については、民事訴訟と比べてより慎重な取り扱いを求める。基本的に民事訴訟と同じ扱いとしつつも、人事訴訟ならではのセンシティブな内

容が含まれることを考慮すべきである。（長野書）

【反対】 静岡書

- ・ 反対する。民訴法第111条で定める「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置」であるが、現在の公示送達に比し、情報の流布力が各段に強くなる可能性があると考えられる。その方法については、公示される内容について慎重に検討し、その後のデジタルスティグマによる新たな被害発生などないようにすべきと考える。（静岡書）

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限について民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、裁判所、日書協、長野書、個人1名

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化・迅速化の促進に資する。（長野書）

2 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、大阪書、一弁、裁判所、日書協、長野書、個人1名

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。（裁判所）
- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化・迅速化の促進に資する。（長野書）

3 試案の(注3)に対する意見

【賛成】 札幌弁、静岡書、大阪書、長野書、全司法、日書協、個人1名

- ・ 検討すべきと考える。今回の改正において、網羅的な検討がされているかは実際の運用を見てみないことには判然としない。（静岡書）

- ・ 第1の10の（注4）に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 書記官の権限拡大の方向の見直しについては是非検討をしていただきたい。例えば、民事訴訟のIT化における議論と同様に、①訴状の補正及び却下、②当事者の合意を前提とした和解条項の具体的調整及び和解協議の進捗状況の確認、③担保取消し、④訴え提起前の証拠収集手続への関与、④訴訟費用関係諸手続（過納手数料還付、旅費等の支給、猶予費用取立）、⑤閲覧等、⑥調書の更正を、書記官権限拡大の対象として挙げることができよう。（日書協）

【その他】福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、一弁、裁判所

- ・ 裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。

判決騙取防止のための手当について、人事訴訟では、DV事例等、住所、居所その他送達をすべき場所を秘匿すべき場合が想定され、公示送達がなされていないことに気が付かないままに、不本意な判決が言い渡される可能性もあり得る。民事訴訟手続との比較で、特に別個の規律を設けるべきかについては、賛否両論あり得ると考えられるが、このような弊害の発生を防止する立法上の手当についても、検討すべきである。（福岡弁）

- ・ 付郵便制度や公示送達制度を悪用して判決が騙取されることをできる限り防止することができるような立法上の手当を検討すべきである。

民事訴訟手続ではあるが、近年、付郵便制度を悪用して判決を騙取したという事件が報道された。DVなどやむにやまれぬ理由により、住所、居所その他送達をすべき場所を知られないように生活している当事者については、訴状等の公示送達がなされていることに気がつかないまま、不本意な判決が言い渡されるおそれがある。このような弊害の発生を防止する立法上の手当についても、検討すべきである（なお、人事訴訟に関する手続だけではなく、民事訴訟手続においても検討が必要である。）。

このような案の一つとして、自らを被告として訴訟が提起されたときには事件管理システムから通知を受ける旨の届出（この届出は、民訴法第109条の2第1項ただし書のシステム送達を受ける旨の届出とは異なるものである。）をして、実際に訴訟が提起されたときには、事件管理システムからその旨の通知を受けることができるような制度を設けることが考えられる。なお、通知を受けた者は、裁判所に住所等を伝えて郵便等により訴状の送達を受けることはもとより、裁判所に出頭して裁判所書記官から訴状の送達を受けることも、システム送達を受けることも可能である。（日弁連）

- ・ 付郵便制度や公示送達制度を悪用して判決が騙取されることをなるべく防止することができるような立法上の手当を検討すべきである。（広島弁）
- ・ とくに異論はないが、法制審における検討の経緯及び結果を踏まえて、あらためてパブリックコメントに付されるべきである。

付郵便制度及び公示送達制度の悪用による判決の騙取の存在が社会問題化するなか、これ

を可能な限り防止する立法上の手当について、法制審において検討されるべきと考える。付郵便制度及び公示送達制度の悪用による判決の騙取を可能な限り防止する立法上の手当案の一つとして、希望者に対しては、あらかじめ届出をさせた上で、自らを被告として訴訟が提起されたときには事件管理システムからその旨を通知し、システム送達を受けることを申し出ることができるようにすることも一つの方法であると考え。この意見も踏まえていただき、法制審において闊達な意見を取り交わされることを期待する。（大阪弁）

- ・ 検討すること自体を否定はしないが、何が「定型的な判断事項」といえるのかは慎重に検討すべきである。

付郵便制度や公示送達制度を悪用して判決が騙取されることをなるべく防止することができるような立法上の手当を検討すべきである。DVなどやむにやまれぬ理由により、住所、居所その他送達をすべき場所を知られないように生活している当事者については、訴状等の公示送達がなされていることに気がつかないまま、不本意な判決が言い渡されるおそれもある。このような弊害の発生を防止する立法上の手当についても、検討すべきである。案の一つとして、希望者に対しては、あらかじめ届出をさせた上で、自らを被告として訴訟が提起されたときには事件管理システムからその旨を通知し、システム送達を受けることを申し出ることができるようにすることが考えられる。（一弁）

- ・ 民事訴訟において書記官権限化された手続については、人事訴訟においても書記官権限とすべきであるとの意見が相当数あった。また、訴訟記録のうち事実の調査部分の閲覧等の許可についても、書記官権限とすべきとの意見があった。（裁判所）

第9 家事事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文について

【賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、沖縄弁、全青書、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、熊本書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 家事事件の手続に関する申立てについても、利便性を向上するとともに迅速な手続を実現す

る観点から、民訴法第132条の10の規定を準用し、すべての裁判所に対し、インターネットを用いてすることができるようにすべきである。(沖縄書)

- ・ 提案内容は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、千葉書、日司連、東京書)
- ・ 第1の1(1)に対する意見と同じ。(全青書)
- ・ 裁判等のIT化促進のため相当である。(日弁連)
- ・ インターネットを用いてすることが可能な者にとっては、利便性が高い。(静岡書)
- ・ 家事事件についてもIT化することが国民の利便に資すると考える。(大阪書)
- ・ 裁判等IT化促進のため相当である。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ インターネット等を用いてする申立て等については、本改正の目的とするところであり、IT化の促進に資する。また、前記倒産事件で述べたものと同様の趣旨であるが、本人の依頼を受けて、司法書士が相続放棄や後見申立等の書類を作成することは多く、相続登記の義務化の影響によりこれらの申立てが増加することも想定されることから、司法書士が、当事者に代わって、当事者が提出する電磁的記録をインターネットを用いて裁判所に送信することが可能となるような制度設計、すなわち裁判所提出書類作成者としての司法書士へID付与が必要というべきである。(福岡書)
- ・ 家事事件手続についてもインターネットを用いた申立て等を認めることが国民の利便に資すると考える。(熊本書)

2 試案の(注)について

【賛成】 札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、熊本書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 本人申立てがより簡易迅速にできるよう、必要事項を入力することで申立てができるフォーマットを整備すべきである。(沖縄書)
- ・ 提案内容は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、千葉書、日司連)
- ・ 申立て等が義務付けられる者以外の者も、インターネットを用いて申立て等を行い易くするため、申立書、事情説明書、その他の書面等について、システム上のフォーマット入力的方式を整備すべきである(ただし、申立て等を同方式に限定する趣旨ではない。)。また、戸籍謄本、住民票、固定資産評価証明書や登記情報など国や地方公共団体等の行政機関が保有する情報をバックオフィスで連携し、家事事件手続の申立てに利用できるようにすることによって国民の利便性に資するシステム開発が望まれる。ただし、バックオフィス連携の実現に際しては、現行の支援措置制度に配慮し、閲覧制限対象者及びその代理人への情報漏洩を防ぐ方策が求められる。(日弁連)
- ・ 手続を利用する国民の利便性向上のために、記載事項が限定的・定型的なもの(上記「一定

の事件の種類)については、とくにフォーマット入力方式の導入を積極的に検討すべきと考える。(大阪弁)

- ・ 専門家が関与しない本人申立てについても使いやすいシステムを構築すべきである。(大阪書)
- ・ フォーマット入力方式に限定する趣旨ではないことを前提として、申立て等の方法の選択肢を拡大するという観点から相当である。フォーマット入力方式については、選択的または簡易的な入力項目が整理可能な事件類型に適合的であり、また、PCだけではなく国民に広く普及している携帯(スマホ)からも利用が可能かつ容易なシステム(アプリ)を検討すべきである。
また、利便性向上のため、裁判所に提出する添付書類のうち、定型的な書類である戸除籍謄本(全部事項証明書)、住民票、固定資産評価証明書、登記簿謄本(全部事項証明書)の情報など国や地方公共団体等の行政機関が保有する情報については、バックオフィスで連携し、本人の意思を確認のうえ家事事件手続に利用することができるしくみを組み込むことが望まれる。(一弁)
- ・ 当事者の利便性向上や裁判所の事務の効率化の観点から、事件数が多く定型的な処理が可能な事案を中心に幅広くフォーマット入力の方式を検討すべきであるとの意見が相当数あった。(裁判所)
- ・ 家事事件においては、民事訴訟等の申立てと異なり、申立書記載事項に法的判断を要するものが必ずしも多くないため、フォーマット入力の方式との親和性が高く、積極的に導入を検討すべきである。(福岡書)
- ・ フォーマット入力方式を検討すべきと考える。家事事件の手続における「申立て等」に後見事務の報告書や財産目録の提出も「申立て等」に含まれるとすれば、これらは定型文書になじむものであり、なおさらフォーマット入力方式とすることでIT化が促進されると考える。(愛知書)
- ・ フォーマット入力で申立てを行うことを可能とする需要が家事事件において最も大きいものと思われる。(熊本書)
- ・ 申立書の形式として定型化しやすい分野については、極力、フォーマット入力の方式を採用し、あるいは選択できるようにしておくことが国民の裁判手続の利用の利便性に資すると考えられるところ、家事事件の分野について、こと申立に際しては、別表第一、別表第二いずれの事件も定型化しやすいと考えられる。本分野(家事事件手続法)は、一般市民が、代理人を依頼せず利用することの需要も多い分野であるので、フォーマット入力の方式については、早期の開発、導入を望む。なお、インターネットを用いてする申立の方式については、フォーマット入力の方式を導入した場合であっても、その方式のみに限定することなく、たとえばPDFファイルを添付する等の方式をも残し、並列で準備し、利用者側で選択できるようにしておくべきである。(東京書、個人)
- ・ 比較的定型化しやすい家事事件から(注)のシステム上のフォーマット入力の方式を導入す

べきであると考え。 (長野書)

【その他】全司法

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、定型に馴染む申立てが多いことから、インターネットを用いて申し立てをする際は、システム上でフォーマット入力できる方式とすべきであるとの意見があった。 (全司法)

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手続代理人等

家事事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 家事事件の手続において裁判所から選任された者

【甲案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する家事事件の手続においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(意見の概要)

1 試案のアに対する意見

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、福岡書、愛知書、熊本書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 家事事件では、訴訟代理人に委任しない事件も相対的に多く、義務付けの範囲について、民訴法第132条の11の規定を適用し、「訴訟代理人のうち委任を受けたもの」に限定する趣旨であることも、特段異論はない。 (福岡弁)
- ・ 民事訴訟と同様にすべきであり、家事事件のみ異なる規律を設ける理由がないので、民訴法第132条の11の規定を準用し、委任を受けた手続代理人には、インターネットを用いてする申立て等を義務付けるべきである。 (沖縄書)
- ・ 提案内容は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。 (新潟書、千葉書、日司連、

東京書、個人)

- ・ 家事事件においては、訴訟代理人をつけない事件も相対的に多いことを踏まえると、申立て等が義務付けられる者を、民訴法第132条の11の規定を準用して、委任を受けた手続代理人等としたことは相当である。(日弁連)
- ・ 民事訴訟手続において委任を受けた代理人等はインターネット申立てを義務付けられているので、家事事件においてもインターネット申立てを義務化するべきである。(大阪書)
- ・ 家事事件においては本人申立てが多く、インターネットへのアクセスに支障があるという理由で申立てを控えることはあってはならないことであるから、インターネットを用いてする申立等の義務付けを委任を受けた手続代理人等に限定することは相当である。もっとも、家事事件においてもIT化による利便性を実現することは国民の利益に資するから、上述のとおり、携帯(スマホ)からの申立て等が可能なシステムにすることやフォーマット入力方式を取り入れること等により、本人によるインターネット申立等を促進するしくみが重要である。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 民訴事件とリンクするものであり、特に反対する理由もない。(愛知書)
- ・ 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者について、他の手続で義務化の対象から外す理由がない。(熊本書)
- ・ 民事訴訟法と同様に考えるべきであるとする。(長野書)

【その他】静岡書、全司法、個人1名

- ・ 対象として、書類作成で関わる司法書士を含むことを前提に賛成する。(静岡書)
- ・ 第1の1(2)イに対する意見と同じ。また、家事事件や調停事件などでは、当事者による本人申立てが多く、インターネットを用いてする申立てが必ずしも効率化につながらない事件類型もある。そうした事件については、システムの整備状況も踏まえ、他の事件タイプの推移を見ながら、順次実施を検討することも必要ではないかと考える。(全司法)
- ・ 本文アの提案に賛成である。なお、義務付けの範囲については、別途、新たな提案をする。老人福祉法第32条においては、65歳以上の者について、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長が後見開始の審判等の請求ができると規定されている。(知的障害者や精神障害者についても、知的障害者福祉法第228条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法第51条の11の2にも同様の規定。)そして、成年後見の実務の現場では、この、いわゆる「首長申立」の制度は広く利用されている。本来、民事裁判のIT化にはじまる各種訴訟等手続のIT化は、広く国民の利用の利便性の向上にあるところではあるが、いわゆる「首長申立」にこれを義務付けることは、手続きの円滑化、スピード化に資するところであり、結果、保護を必要としている者らへの、適時適切な支援者の供給につながり、国民の利益につながるものと考えられる。そこで、本提案項目における「義務付け」の検討対象として、「ウ市区町村の長」を加えることを提案する。(個人)

2 試案のイに対する意見

【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄書、新潟書、千葉書、全青書、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、連合、日女協、裁判所、福岡書、愛知書、石川書、熊本書、東京書、日書協、主婦連、個人4名

- ・ 実際の成年後見人等や未成年後見人には、法律専門職ではない者が選任されているケースも相当数あることを踏まえると、これらの者が全てインターネットによる申立て等に対応できることを前提に、一律に義務化を正当化することは困難である。システムを使いやすいものとするれば、義務付けをしなくとも利用が進むと考えられる。(札幌弁)
- ・ 成年後見人等については、法律専門職の者以外の一般人が選任される場合も相当数あり、親族後見人等、インターネットを必ずしも円滑に利用できない者も存在すると推測される。インターネットが利用できないことにより高齢の親族等が成年後見人等から排除されることは相当ではなく、義務付けの規律を設けるべきではない。したがって、特段の規律を設けないとする乙案に賛成する。裁判等のIT化促進については、任意でインターネットを用いて申立て等を行うことが制限されるものではなく、今後、使い勝手の良いシステムが構築されることにより、任意での裁判等のIT化促進が図られることを期待する。(福岡弁)
- ・ 仮に義務化するとすれば、改正民事訴訟法で代理人として義務化対象である弁護士、司法書士に限るべきと考えるが、本文の提案では、そのような限定は一切なされていない。例えば後見分野では親族や市民後見人が選任されるケースも相当数あり、また、平成31年3月18日の第2回成年後見制度利用促進専門家会議でも、最高裁の意見として、「後見人にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から親族らを選任することが望ましい」と述べられており、専門職でない親族後見人の役割が大きくなっていくことが期待される。このような状況下で、裁判所から選任された者一律に申立て等をインターネットを用いてすることを義務付ける甲案は、選任時、選任後の健全な制度運用、ひいては制度発展の観点から、妥当ではないと考える。(沖縄書、新潟書、日司連、東京書)
- ・ 「申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする。」との訓示規定を最高裁判所規則に設ける等により対応すべきである。(沖縄書)
- ・ 裁判所から選任された者については、非訟事件と同様、さまざまな類型の事件が考えられることからインターネットによる申立て等の義務付けは困難と判断する。(千葉書)
- ・ 成年後見に関する事件においては親族や市民が後見人等を選任されるケースも多く、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においても市民後見人の育成・活躍支援や親族後見人の支援は制度の担い手の確保・育成等の観点から優先して取り組む事項として位置付けられている。先に改正された民事訴訟法において、委任を受けた訴訟代理人はインターネット申立てを義務付けられているが、これは、業として訴訟代理を遂行する者は、

その専門性や反復継続性によりその適正が一定程度担保されるからであり、いわゆる本人訴訟については義務化の対象外となっている。以上を踏まえると、裁判所から選任された者に対して、一律に申立て等をインターネットを用いてすることを義務付ける甲案は、結果的にインターネットに不慣れな親族・市民後見人の登用を阻む要因になる危険性もあり、後見制度の健全発展の視点から妥当とは言えない。専門職後見人を中心に容易にインターネット申立てが可能な者から利用促進を進め、共同後見等の制度を活用し、親族・市民後見人に対しても徐々に普及促進を図るとするのが妥当である。よって、乙案に賛成する。（全青書）

- ・ 相続財産管理人（清算人）及び不在者財産管理人には、法律専門職の者が選任される場合が高いのに対して、成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）については、法律専門職の者の以外の一般人（親族や市民後見人等）が選任される場合も相当数ある。「成年後見関係事件の概況—令和3年1月～12月—」（最高裁判所事務総局家庭局）によれば、成年後見人等が選任された3万9571件のうち、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたもの（以下「親族後見人」という。）が7852件であり、全体の約19.8%となっている。そして、この親族後見人の内訳は、子が4196件（53.1%）、兄弟姉妹が1196件（15.2%）、配偶者が580件（7.4%）、親が498件（6.3%）、その他親族が1409件（15.2%）となっている。そして、後見等開始の申立てに係る本人の年齢は、男女ともに80歳以上が最も多いことからすると、年齢が50歳以上の親族後見人も相当数いることが推測される。親族後見人の選任については、被後見人等と日常的に関係があり、同人等からの信任が厚く、他の親族からも信頼されている者が選任される場合が多くを占めていると思われるところ、このような親族後見人の中には、インターネットの利用を必ずしも円滑に行うことができない者も存在すると推測される。そうすると、このような成年後見人等が、インターネットを用いてする申立て等の義務付けの対象とされるならば、本来、成年後見人等として選任されるべき親族後見人がインターネットの利用ができないということによって排除されることとなり、結果的に被後見人らに不利益をもたらす可能性もあり、相当でないことは明らかである。したがって、家事事件の手続によって裁判所が選任した者に関しては、インターネットを用いてする申立て等の義務付けをする規律を設けるべきではない。むしろ、例えば、裁判所への報告書等に関して、記入方法が容易なフォーマット入力を設けることにより、親族後見人においてもインターネットの利用による報告等の提出が促進されることとなる。また、専門職等後見人、相続財産管理人、相続財産清算人（令和5年4月1日～）及び、不在者財産管理人については、弁護士・司法書士などの専門職が選任されることが多く、義務付けをしても問題はないとも思われるが、専門職の範囲は各家裁で異なっており、必ずしも明確でない。また、民事訴訟手続では義務付けられないのに家事事件の手続では義務付けるべき特段の必要性までは認められない。裁判所が選任した者のうち、どれを義務付けし、どれを義務付けしないのかを全て個別に規定することは煩雑であるし、実益もあまりないことから、裁判所が選任した者について、一律に義務付けする必要はないと考える。よって、乙案に賛成で

ある。(日弁連)

- ・ 成年後見人等には、親族や市民後見人など、法律専門職ではない者が選任されているケースも相当数あることなどから、(2)アの場合とは異なり、特段の規律を設けるまでの必要はないと考える。(大阪弁)
- ・ 後見人等につき高齢の親族が後見人に選任されるのが最も権利擁護の観点から適切な場合などで、インターネットを用いることが難しいことを理由に選任されない事態を生じさせかねない。(静岡書)
- ・ 家事事件において裁判所から選任された者については、弁護士や司法書士などの法律専門職能以外の一般人が選ばれることが少なくないので、一律にインターネットによる申立て等を義務付けることは妥当ではないと考える。(大阪書)
- ・ 「家事事件の手續において裁判所から選任された者」のうち成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)については、法律専門職の者の以外の一般人(親族や市民後見人等)が選任される場合が相当数あり、インターネットに習熟していない世代の後見人も相当数いることが推測されるところ、インターネットによる申立てを義務付けることによって、後見人のなり手を委縮させる影響が懸念される。その結果、現時点でも利用が進んでいない成年後見制度の利用の阻害要因になる虞がある。もっとも、定型的なフォームを用意し、簡易な入力方式を設けることができる報告書等については、インターネットによって裁判所へ提出することにより、利便性の向上が期待できる。このように、各々の事件の内容及び当事者の状況をみながら、IT化の効果が期待できる範囲でIT化に対応すべきである。(一弁)
- ・ 成年後見人などに親族が選任されることが多く、インターネットによる手續やパソコンでの書類作成に不慣れである者が一定程度想定されるため、義務化は見送るべきと考える。(連合)
- ・ 裁判所から選任される成年後見人等は、成年後見制度利用促進基本計画(第二期計画が令和4年3月25日閣議決定)を踏まえ、本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実の観点から親族後見人・市民後見人の選任される事案が今後も増えていくと予測される。親族後見人等の候補者がインターネットによる申立てに対応できない又は望まない場合もあり得るが、それを理由に本人にとって望ましい候補者が選任されない事態が生じるのは妥当ではない。(日女協)
- ・ 家事事件において裁判所から選任される者は多様であるところ、例えば親族後見人や市民後見人等に対してインターネットを用いてする申立て等を一律に義務付けるのは相当でないなどとして、乙案に賛成する意見が非常に多かった。(裁判所)
- ・ 本改正が目指すIT化の推進のためには、可能な限りインターネット等を用いた申立てによるべき規定を設けることが必要である。一方で、この「裁判所から選任された者」には、親族や市民後見人等の法律専門職以外の者も多数存在することから、これらの者にインターネットによる申立て等を義務づけることは、制度の運用に混乱を招き、また、選任のハードルが上がることで制度の維持・発展の観点からも問題があると考えられる。(福岡書)

- ・ 後見事件を想定するに、市民後見人や親族などが後見人となり申立て等を行う際に、インターネット申立てを義務化することは現状を鑑みるに実現可能性が低いと思われる。専門職でない親族後見人や市民後見人の役割が大きくなっていくことが期待されている今、裁判所から選任された者一律に申立て等をインターネットを用いてすることを義務付ける甲案は、制度発展の観点から妥当ではないと考える。（愛知書）
- ・ 成年後見人等や特別代理人には親族が選任されることも多いため、現時点でインターネットの利用を義務付けることについて相当の負担となることが予想される。（石川書）
- ・ 弁護士及び司法書士以外の者にインターネット申立ての義務化を課すことは民事訴訟手続よりも義務化の範囲を広げることに等しく、そのような規律を設ける合理的な理由が見当たらない（熊本書）
- ・ 乙案に賛成する。裁判所から選任された者の中には、親族後見人もおり、その中には、手続代理人弁護士等に近い法的・手続的知識を持つ者もいる一方、そうではない者も少なからずおり、インターネット利用環境等の面でも、必ずしも一様ではない。このような現実を踏まえると、一律にインターネットを利用した申立てを義務付けることは適切ではないと考えられる。
 ただし、特に成年後見手続のように、実務上いわゆる専門職後見人として弁護士や司法書士といった法的事務を業として行う者が選任されることの多い手続については、別途検討を要するところである。成年後見手続では、本人死亡により管理終了（※制度の見直しが進められており、スポット運用を可とする案も検討されている。）となるまでに、定期報告に伴う報酬付与請求や、居住用不動産処分許可の申立て等、手続上多数の付随事件の申立てが予定されている。そうすると、専門職後見人の中でも、少なくとも弁護士や司法書士については関連事件の申立てにインターネットを用いた申立てを原則化すべきであると考えられる。なお、専門職後見人の中にも、社会福祉士や精神保健福祉士といった法的事務にそれほど精通していない者もおり、今後実務上の運用をどのようにすべきか各専門職団体との協議が必須になると考えられる。つまり、社会福祉士や精神保健福祉士の場合は、法律の専門家ではないものの、成年後見関係の手続において、その分野での専門性を評価されて選任されたいわゆる専門職であること、ここで問題となっているのは法的事務知識の有無ではなく、裁判所に対する申立手段をどうするかということであるから、弁護士・司法書士とそれ以外の専門職とで区別する実益はさほど大きくないとも考えられる。そこで、いわゆる「士業」者は原則インターネットを用いた申立てによることとする制度設計をする方向で検討すること（各「士業」は、「会」又は専門職団体に所属しているはずであり、それら団体の会員向けコンテンツの充実等により、ある程度平準化した申立て手段を可能にできるのではないかと、そうすることによって、各専門職にとっても裁判所にとっても、申立手続の簡易化、省力化等の面でメリットがあると思われる。）や、少なくとも業として職務を行っている専門職後見人に対しては、基本的にインターネットを用いた申立て等を強く推奨することを基本に見据えた運用とし、真にインターネットを用いた申立てを義務付けることが適切ではない者についてのみ限定的な取扱いとする方

向で運用することも考えられよう。

さらに、専門職以外の、特に親族後見人等についても、将来的にインターネットを用いた申立ての利用促進を見据えて、何らかの取組（中核機関等による後見人支援など）を模索・検討していく必要があるのではないかと思われる。例えば、各裁判所の窓口に、入力用PCやタブレットなどを備え付け（市役所等の施設予約システムのようなもの）、インターネットを用いた申立てを支援する設備を整備し、親族後見人等へも裾野を広げるべきであると考え。更に付言すると、弁護士業務、司法書士業務、社会福祉士及び精神保健福祉士の業務に対する支援システムが、民間のソフトウェア会社から開発、販売される可能性が高く、インターネットを介した成年後見制度対応のシステムにより、効率化が図られる余地が十分にある。同様に、成年後見手続専用の申立てメニューを開発し実装するなど、事務の合理化、効率化に資する支援システムを構築する必要があるのではないかとも思われる。（日書協）

- ・ 成年後見人等には親族や市民後見人などが選任されているケースが相当数ある。成年後見人等は人物（人格）として適任の者が選任されるべきであって、人選の際に、インターネットを使うスキルやネット環境がその要件に入ることにより、制度の趣旨に沿った人選が歪められる可能性がある。よって、申立て等にインターネットを用いることの義務付けには反対である。（主婦連）
- ・ 甲案を採用すると、インターネットを用いてする申立て等の義務付けが相当ではない者を選任することが不可能になり、実務上、選任の幅が制約される恐れがある。（個人）
- ・ 家事事件の分野、特に成年後見の分野においては親族や社会貢献型後見人など、広く一般市民も裁判所の選任を受けている。これらの者、特に社会貢献型後見人の業務を担う層は、ある一定程度の社会経験を有した者が適するところ、反面、年齢的には比較的IT手続きに馴染みにくい年代となっている。これらの者は、今後も引き続き、成年後見制度の担い手として想定されるため、義務付けは適さないと考える。

なお、フォーマット入力的方式は、早期に広く採用すべきである。利用しやすいものは、自ずと利用されるようになり、10年単位の、ある一定期間の運用を経れば、利用率の相当な向上が見込めるはずである。利用しやすいフォーマット入力的方式を開発し、国民に提供することが、家事事件分野において、IT化を推し進める際のキーになる。場合によっては、既存の職能団体が有している報告システム（リーガルサポートのLSシステム）等も参照し、当該システムを使用している職能団体や開発したベンダーからのヒアリングをする等、国民に利用しやすく、裁判所においてもIT化のメリットを享受できるようなシステムの構築を早期に図るべきである。（個人）

- ・ 裁判所から選任された者については、非訟事件と同様、さまざまな種類の事件が考えられることからインターネットによる申立て等の義務付けは困難と判断する。（個人）
- ・ 後見人等に選任するにあたりインターネットを利用できるかどうかを基準にすべきでない。「部会においては、甲案を支持する立場から、IT化を進展させるためには、裁判所に選任さ

れた者についてはインターネットを利用した申立て等を原則義務付けることとすべきであり」との意見は、目的（市民の司法アクセスの向上）と手段を取り違えた考え方である。すべての市民がインターネット環境を保障されているわけではないのにオンラインによる書面提出を義務とすることは市民を司法手続きから間接的に排除するもので、法の下での平等に反する。

（個人）

【その他】 沖縄弁、広島弁、全司法、長野書

- ・ 甲案、乙案それぞれについて賛成意見があった。ただし、甲案に賛成する意見は、義務付けの対象者は、「執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うもの」（民事執行法第6条第2項）とするべきという留保つきである。（沖縄弁）
- ・ 甲案について、家事事件の手續において裁判所に選任された者の全てについて申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする、例えば、親族成年後見人がインターネットの利用ができない環境である場合、民法 860 条の 2 に基づく郵便物等の配達嘱託の申立て等ができずに成年被後見人に不利益が生じる可能性がある。

乙案のように特段の規律を設けないとすると、これまでどおり書面による申立て等を行うということになるが、裁判所から選任された者の中には弁護士、司法書士等の専門職も多く、これらの専門職はいずれも自らの事業を行うにあたってインターネットを利用して手續等を行っており、そのような規律を設けても特段の問題はないと考えられる。そうすると、その義務付けられる範囲を決定した上で規律を設けるべきである。

また、(2) アにおいて、委任を受けた手續代理人にインターネットを用いてする申立てを義務付けるのであれば、インターネットを用いてする申立ての促進をはかるために、少なくとも、弁護士・司法書士といった専門職が成年後見人等に選任される場合には、インターネットを用いてする申立ての義務付けをすべきと考える。専門職がインターネットによる申立てを行うという運用を定着させなければ、裁判所において親族後見人にもインターネットによる報告を促進するという段階まで進みにくいと考えられる。（広島弁）
- ・ 第1の1(2)イに対する意見の理由と同じ。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、インターネットを用いて申し立てる範囲について、裁判所から選任された者に対する特段の規律は設けない案（乙案）に賛成するとの意見、後見事件等における親族後見人など、裁判所が選任した代理人等についても一般当事者が想定されることが多いため、特段の規律は設けない案（乙案）に賛成する、ただし、デジタル化を進める方策である以上、士業代理人であるか否かを線引きにしてもよいのではないかとの意見があった。（全司法）
- ・ 乙案に賛成。裁判所から選任された代理人のうち、民事訴訟法上の取り扱いに倣って弁護士、司法書士に限って義務化すべきものとする。（長野書）

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、その余の家事事件については、ファイルに記録するかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねるものとする。

【乙案】

全ての家事事件において、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があったときは、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

【丙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注1) 甲案を採用する場合に、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件については、本文のとおり、電子化をするかどうかは個々の裁判所の適切な運用に委ねるとする考え方(甲-1案)のほか、一定のものについては、法律上の定めとして、同様に電子化しなければならないとするの考え方がある。具体的には、次のとおりである。

① 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうちの電子化のメリット等が高いと考えられる一定の事件類型にも下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-2案)

② 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件は、電子化のメリット等が特に高くないと認めるものを除いて、下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-3案)

(注2) 丙案を採用する場合について、本文のとおり下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)のほか、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方(丙-2案)がある。

(意見の概要)

【甲案に賛成】新潟書、日司連、東京書、日書協、個人1名

- ・ 甲一3案に賛成する。乙案をベースにすると、様々な当事者の意向に左右され、手続が安定しないおそれがある。そこで、甲案をベースに、客観的に画一な基準を設けることが望ましいと考えられる。(新潟書、日司連)
- ・ 甲一2案に賛成する。乙案をベースにすると、様々な当事者の意向に左右され、手続が安定しないおそれがある。そこで、IT化、電子化することにより手続を利用する国民の側にメリットが存するものは、極力、そのメリットを享受すべきであると考えからである。(東京書)
- ・ 甲案に賛成する。これまでのところ、家事手続のIT化については、調停事件と別表第二審判事件(以下「別二事件」という。)を前提とした議論がなされてきたのではないかと思われるが、同じ審判事件というカテゴリーに属するとは言え、別二事件と別表第一審判事件(以下「別一事件」と)では、次のような大きな違いがある。

別二事件では申立人と相手方が存在し、基本的に当事者対立的構造の審理方式が採られていることが多いが、別一事件では当事者とされる者は基本的に申立人のみであり、ごく限られた事件類型(遺言執行者の解任申立事件、児童福祉法28条の承認申請事件、親権喪失・停止事件等)以外は、当事者対立的構造の審理方式は採られていない。

別一事件は、家事事件手続法別表第一に掲げられているように、非常に多くの事件類型があり、その圧倒的多数の事件類型では、実際の審理方式として、上記の親権喪失・停止等事件のようなごく限られた事件類型以外は、裁判官が審判期日を指定して手続を進めるというようなことは行われておらず、大まかには、①提出資料の事実の調査を中心とする事件類型(子の氏の変更申立事件等)や②提出資料に加えて書記官からの照会に対する回答書を事実の調査の対象として手続を進める事件類型(相続放棄申述受理申立事件、特別代理人選任申立等)や③参与員による当事者からの意見聴取結果も参考として審理を進める事件類型(名の変更許可申立事件、氏の変更許可申立事件等)、④調査官による事実の調査が非常に大きなウェイトを占める事件類型(特別養子縁組成立申立事件、就籍許可申立事件等)に分けられると考えられる。

別一事件は比較的短期間で審判が出されることが多く、書記官事務としては、裁判官が審判をする上で有益な資料を早期に提出してもらうよう申立人に促すと言った業務の占める割合が高い。また、別一事件は、調停事件や別二事件と比較して、申立件数が極めて多い。例えば、令和3年度における調停事件の申立件数は13万2556件、別二事件の申立件数は2万3016件と、両者を併せても、別一事件の申立件数94万4397件の6分の1程度にしかない。

上記のような別一事件の特殊性から、少なくとも別一事件については、裁判官による裁量の範囲を一定程度許容するような取扱いが妥当ではないかと考えられる。

さらに、対立当事者的審理構造のある調停事件及び別二審判事件については、記録の電子化のメリットとして指摘されている、①当事者からの記録のアクセスを容易にする、②争点整理

の迅速化に資する、③記録の管理を簡易化することができる、といった点を活かせる一方で、別一事件については、上記メリットを十分に活かすことができないのではないかと考えられる。例えば、別一事件の場合、①については、申立人が自分の提出した資料についてアクセスを希望することはそれほど想定されず、また、②については、対立当事者の立場の者がいないケースが圧倒的多数であるため、典型的な争点整理的手続が行われることがあまりなく、裁判官による裁量の範囲を一定程度許容してもそれほど大きな問題は生じないと考えられる。

一方、丙案はコストパフォーマンスや必要性といった点で疑問があると考えられる。別一事件の中でも、相続放棄事件や子の氏の変更事件といった本人申立ての割合が高く、かつ比較的短期間で手続が終了する事件類型では、電子化するための労力からして、費用対効果という意味では、丙案を採用することは相当ではないのではないかとと思われる（もっとも、家事手続で最も多い提出資料の一つである戸籍謄本・住民票写しや、財産関係（登記事項証明・銀行取引履歴など）書類等について、電子データでの提出が可能になった時点で再検討する価値はあると思われる。）。

なお、別一事件の多様な類型について、具体的にどのような審理方式を採るかは、庁によって異なることが多いのが実情であるため、（注1）のうち（甲-1）案が相当ではないかと思われる。例えば、別一事件のうち後見関係事件や財産管理事件などの記録の電子化によるメリットを享受できる類型については各庁の運用で積極的に検討すべきであろう。

また、親権喪失・停止、児童福祉法28条事件等の対立当事者の審理構造を採る、記録の電子化のメリットが特に大きいタイプの別一事件について、電子化のルールを適用すると案（甲-2案）もありうると思われるが、果たして対象事件を画一的に定めることが相当かという疑問があるし、むしろ、各庁の運用に委ねることで実情に沿った合理的・効率的な運用が可能となると考えられる。

加えて、記録の電子化に伴い、書記官事務として大きなウェイトを占める、事実の調査の要旨の記録化（家事事件手続規則44条2項）について検討する必要があると考えられる。特に、電子化された記録の事件で、電子化されていない関連事件記録一式を事実の調査の対象とした場合の処理について整理が必要となるのではないかとと思われる。さらに、記録外書面等の取扱いについて、特に調停委員手控えの取扱いについて検討しておく必要もあるのではないかと考えられる。

ただし、昨今の記録の膨大化や終局までの期間の長期化といったことから考えて、記録の電子化による保管コストの削減や記録管理の簡易化というメリットは見逃せないものがあるから、（甲-1）案の立場をとるとしても、このようなメリットを損なわないような運用とする必要性は高いと思われる。（日書協）

- ・ 「甲-2案」に賛成である。IT化、電子化することにより手続きを利用する国民の側にメリットが存するものは、極力、そのメリットを享受すべきである。（個人）

【丙案に賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、全青書、日弁連、大阪弁、静岡書、大阪書、日女協、長野書

- ・ 丙－1案に賛成する。

何のためにIT化するかという本来の目的から考えれば、デジタルファーストであるべきである。電子化をしない例外を認めていくのは、デジタルトランスフォーメーションの本来の趣旨から外れた考え方である。

事件記録が全て電子化されれば、事件記録の保管が容易となる。

1つの事件記録につき電磁的記録と紙媒体とが併存する状態は、事件の検討を煩雑にする上、事件記録の一部を事件記録の全部と誤解する過誤が生じるおそれがある。(札幌弁)

- ・ 改正民法と同様の規定で特に問題ないため、丙－1案(中間試案(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方)に賛成する。(福岡弁)
- ・ 丙－1案に賛成する(沖縄弁)
- ・ 丙－2案に賛成する。今般の法改正の趣旨に鑑みると、いずれの事件類型についても、原則として、全件について提出された書面等及び記録媒体を電子化することがIT化の促進の観点から望ましいと考えられる。しかし、家事事件は、身分関係の変動に関するセンシティブな情報や、特に慎重に保護すべきプライバシー情報を扱う関係上、記載内容が他に知れることで、当事者またはその法定代理人の心身の安全が脅かされる状況におかれることや特定の個人の尊厳を深く傷付ける場合も想定される。また、氏名の変更、相続の放棄、後見開始の審判などの家事事件手続法別表第1に掲げる事項に関する事件(別表第1事件)は、民事訴訟等と異なり相手方のある事件ではなく、公益に関するため、家庭裁判所が国家の後見的な立場から関与するものであり、裁判所での手続によることでしか解決できない事件を扱うという特徴を持つ。このため、電子化を行うにあたり懸念される事項の一つである、プライバシー情報を含む書類の電子化及びその管理については、広く国民が安心して手続を利用できる内容の規律が求められる。さらに、事件類型が多様であり、当事者が複数であったり、個別の事情を考慮すべきであったりする事件が多いことから、柔軟な運用を可能とすべきであると考えられる。(全青書)
- ・ 丙－1案に賛成する。電子化を目指す以上は、全ての家事事件について、提出書面等の電子化の対象とすべきである。

この点、甲案は、電子化の対象を家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件とし、別表第1に掲げる事項の家事審判事件(以下「別表第1事件」という。)等を除外し、これらの事件について、電子化するか否かは裁判所の裁量に委ねることとしている。これら除外された事件は、当事者対立構造にないものが多く、インターネットを利用せずに書面等を提出した申立人が、インターネットを利用して記録の閲覧等をするとは限らず、提出書面等を電子化しなくとも、当事者の利便性を損なわないことを理由に挙げている。しかし、別表第1事件の中には、成年後見等に関する全ての事件、親権に関する事件、推定相続

人の廃除事件、特別縁故者に対する相続財産の分与事件及び児童福祉法関係事件も含まれており、これらの事件には、実質的に対立構造を孕むもの、事実上第三者が関わるものも存在している。しかも、家事審判事件について、利害関係を疎明した第三者が、事件記録の閲覧等の申立てを請求した場合に、裁判所が相当性を認めた場合には、閲覧等が許可されることとなっているので（家事法第47条第1項、同第2項及び同第5項）、電子化の利便性の要請は当事者だけに限られるものではない。また、別表第1に掲げる事件の中でも後見や財産管理人選任など、手続が長期間にわたって係属し、手続が積み重なっていく事件類型については、電子化によって事件管理が容易になるというメリットがあり、やはり電子化すべきである。したがって、単純に、別表第1事件であるからといって、電子化の対象とはしないということについて、合理的な理由を見つけることはできない。よって、甲案は、相当でない。

また、乙案は、全ての家事事件を電子化の対象とするものの、当事者の申出があった場合に電子化をすることとしている。しかし、この場合、インターネットを利用しないで書面等を提出した当事者が、電子化をしない方向に誘導される可能性は否定できない。よって、乙案も相当でない。

丙-2案の「家事事件の手続の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件」が曖昧であるうえ、事案によっては、紙媒体の記録を残す形となり、相当でない。（日弁連）

- 丙-1案に賛成する。（大阪弁）
- 丙-2案に賛成する。電子化については、統一的な運用が負担軽減に資すると考え、丙-1案が妥当とも思われるが、電子化の分量の点などを考慮すると、すべての場面・書類を電子化すると、かえって電子化の手間が過大な負担となる可能性も考えられる。この点は、運用により再度検討すべき部分ではないか。（静岡書）
- 丙-1案に賛成する。民事訴訟では提出されたすべての書面が電子化されることになっており、家事事件についても電子化しない理由はない。オンライン手続を促進する以上は全件電子化すべきである。仮に、戸籍謄本など、特定の種類の書面を電子化の対象から外すことが好ましいということであれば、電子化の対象としない書面の種類を明確にして、規則で定めるべきであると考え。（大阪書）
- 丙-1案を妥当と考える。提出書面等については保管の効率化・検索の利便性等から、電子化という原則的方向性は維持すべきであり、家事事件であることや類型から例外規定を広げるのは妥当でないと考え。書面により電子化することが妥当でない場合については、「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」で対応でき、もとより該当性の判断は事件により異なるため、家事事件につき特に「より柔軟な運用を可能とする要件」（丙-2）も不要ではないか。（日女協）
- 丙-2案につき賛成。一連の手続IT化の改正の中で、例外なく全ての手続を対象とすべきであると考え。その上で裁判所の負担を考慮し、運用方法を検討すべきであると考え

る。(長野書)

【その他】広島弁、一弁、裁判所、全司法

- ・ 丙案に賛成する。なお、甲案に関連して、次の意見がある。

家事事件手続法別表第1事件の中には、児童福祉法28条1項2項（保護者の意に反する施設入所措置等への家裁の承認）、児童福祉法33条5項（2か月を超えて一時保護を行うことが保護者等の意に反する場合の家裁の承認）等の事件が含まれ、これらについては、関係機関からの児童や保護者等の高度なプライバシー情報を共有して児童相談所が方針を決定する場合もあり、その情報の取り扱いは非常にデリケートで、これらについてはできれば電子化自体を控えるべきである（例えば、保護者の主治医が、保護者の精神疾患の病状からすれば、親子分離が相当との意見を出している場合。当該情報は親子分離の判断において重要である一方、保護者が情報ソースを知れば、主治医に不信を抱いて受診拒否となりがかねず、結果、保護者自身の健康に重大な影響が及びかねない等）。

なお、このような情報の場合、2(2)イ「家事法特有のルール」のうち甲案を採用すればその弊害を防ぐことができるとも考えられるが、あくまで裁判所が特に必要があると認めるものに限られるのであって、完全に防ぐことができるわけではない。別表第1事件については、その事件類型に応じて電子化のメリットの可否を判断すべきである。(広島弁)

- ・ 書面等を裁判所書記官においてファイルに記録することのメリットは、主に、遠隔地に居住する閲覧請求者が紙媒体による記録をその記録が存する裁判所に出向くことなくネット経由で閲覧等が可能になることであるところ、実質的に対立構造や利害関係者の存在が想定される事件については、そのニーズが大きいと考えられる。そこで、別表第1事件であっても電子化の対象とすべきである。

しかし、子の氏の変更など典型的にかかるニーズが大きくないと考えられる事件もあることから、一律全ての事件について電子化を求める丙案は裁判所の事務処理の負荷と電子化のメリットとのバランスから好ましくないと考える。従って、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件も原則電子化するものの、典型的に電子化のメリットが高くない事件を予め定め、電子化を義務付けないという制度が好ましいと考える。なお、(注1)につき、甲-3案と甲-2案とは、原則(出発点)が異なり、電子化のメリットが大きいと予想される事件類型の方が多数を占めることから、原則電子化を行う甲-3に賛成である。

なお、インターネットによる申立等が義務付けられない場合に、書面による申立を行い、手続の過程において電子ファイルによるネット提出も可能とすべき(後見人による報告書の提出等)であるから、紙媒体と電子ファイルが混在する事件を管理できるよう、システムに柔軟性を持たせることは必須である(紙媒体書面については、そのタイトル、作成者(名義人)、作成日提出者、提出日時、文書番号、管理場所等の外形情報を管理することになる)。このような柔軟なシステムであれば、長期的継続的な事件についても、(現行の紙媒

体による記録管理が維持される限り) 電子化されなくとも管理には支障がなく、管理を目的とする記録の電子化は必ずしも必要ではないと思われる。従って、電子化のメリットの評価は、書面の管理容易化の観点ではなく、主として、実質的に対立構造や利害関係者の存在が想定され、ネットによる閲覧等の請求がなされるか否かの観点から行われるべきである。

なお「電子化のメリット等が特に高くないと認める」事件を類型的に判断することは難しいという理由から、別表第1に掲げる事項についての事件を含め全ての家事事件について原則電子化するとする丙-1案に賛成する意見もあった。(一弁)

- ・ 【甲案について】別表第一審判事件については、電子化のコストに比してメリットに乏しい事件類型が少なくなく、当事者等から提出された書面をあまねく電子化する必要はないとして、甲案(甲-1案ないし甲-3案のいずれか)に賛成する意見がほとんどであった。甲案の中では、別表第一審判事件における電子化の範囲につき、個々の裁判所の柔軟な対応を認めるべきであるとして甲-1案に賛成する意見と、個々の裁判所の運用に委ねるのではなく画一的に対象事件を定めるべきであるとして甲-2案及び甲-3案に賛成する意見とに分かれたが、前者のほうがやや多かった。

<甲-1案について>デジタル化の過渡期においては、費用対効果の高い類型から記録の電子化を進めることが合理的であり、事件数の動向や事件類型ごとの処理の実情を踏まえつつ、裁判所による実情に応じた柔軟な運用が可能となることが望ましいなどとして、甲-1案に賛成する意見が非常に多かった。

<甲-2案及び甲-3案について>別表第一審判事件における電子化の範囲について、個々の裁判所の運用に委ねるのではなく、対象事件を画一的に定めるべきであるとして、甲-2案及び甲-3案に賛成する意見も多かった。その内訳としては、別表第一審判事件には電子化のメリットの高い事件類型もあることから、その限りにおいて電子化することとし、インターネットを用いてする申立て等の普及状況や裁判所の事務処理の実情等に応じて電子化を進めることが望ましいなどとして、甲-2案に賛成する意見が多かった。また、裁判手続のデジタル化という法改正の趣旨を踏まえて、別表第一審判事件の記録も電子化することを原則としつつ、電子化のメリット等が高くない事件類型を個別に特定して、電子化を要しないものとするのが相当であるなどとして、甲-3案に賛成する意見も相当数あった。なお、対象事件を画一的に定める場合には、法律ではなく、最高裁判所の定め(規則等)によるべきであるとの指摘が相当数あった。

【乙案及び丙案について】乙案及び丙-1案については、いずれも反対する意見がほとんどであった。また、丙-2案については、別表第一審判事件に限られない全ての家事事件について柔軟な運用が可能となるとして賛成する意見がある一方で、要件の定め方次第ではあるものの、判断基準があいまいになって電子化の判断が煩雑となったり運用にばらつきが生じたりするおそれがあるといった指摘があり、反対又は慎重に検討すべきとする意見が多かった。(裁判所)

- ・ 第1の2(1)に対する意見と同じ。また、家裁に係属する事件など、職権主義のもとで、裁判所が後見的役割を果たす事件等については、戸籍や登記簿等の必要書類を官公庁から裁判所が直接電子データで取り寄せる仕組みも検討すべきである。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、次のようなものがあった。(全司法)

①「甲案支持」でよい。ただし、受付をウェブとする以上、審判書(別表1の決定を含む)について電子化するのであれば、記録事態をファイル化(デジタル化)する方向でよいと思う。その意味では丙案に近いが、別表1で多く提出される戸籍などの書類については、別途要求しているとおり行政との一元化の実現により解決できればよいし、解決しなかった場合は、添付資料以外はファイル化でよい(「当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない」との他の条文と同じ扱いでよい)のではないか。

②「提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等」の甲案について、ファイルに記録されない書面の取扱いはどうなるのか。ファイルに記録されないものも、記録であるということであれば、電子記録と紙媒体の記録が併存することになり、それが好ましいのか検討を要すると考える。

③戸籍謄本等が大量に提出されることが多い遺産分割など相続関係事件担当部において、記録作成管理権限は書記官が担うべきという形式論の下、書記官が提出された大量の書面をすべからずPDF化するという極めて煩雑な運用がなされかねない。大量に提出された書面のデータ化については、録反のように業務委託によるデータ化を可能とすることや、将来的には法務局など各関係機関との連携の下、戸籍謄本などの裁判所へのデータ送信を可能とするような法改正などを進めて欲しい。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限り

でない。

- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、秘匿決定の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

イ 家事法特有のルール

【甲案】

家事事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかのものであり、かつ、裁判所が特に必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがある事項
- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名譽を著しく害するおそれがある当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることを不適當とする特別の事情がある事項

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が特に必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(意見の概要)

1 試案のAについて

【賛成】福岡弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 改正民訴法と同様の規定で特に問題ないため。(福岡弁)
- ・ 本文の提案は、今般の改正が目指す手續のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連、東京

書)

- ・ 民訴法と別にする理由は特段考えられない。(大阪書)
- ・ 民訴法と同様のルールであるから反対する理由はない。もっとも、現在、非開示希望として相手方に知られたくない事項を黒塗りした書面を提出しており、開示記録とは別綴りとする運用をされているようであるが、かかる運用について IT 化後も継続して対応していただきたい。また、裁判所限りで提出する書面の扱いについても特別な考慮が必要である。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 民事訴訟法と同様に取り扱うべきと考える。(長野書)

【その他】札幌弁、日弁連

- ・ 本文①及び②は、ただし書は、削除すべきである。③は、反対する。
①は、民訴法第132条の12第1項ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。②は、民訴法第132条の13ただし書と同様の規定ではあるものの、ただし書を広く認める運用が定着し、全てについて電子化するルールが形骸化することが懸念される。③は、閲覧等の際しての裁判所の許可をしないことにより対応すれば足り、あえて電子化の範囲から除くまでの必要はない。(札幌弁)
- ・ 賛成するが、①及び②の「当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。」について、「困難な事情」については、いくつか例示すべきである。また、家事法第47条第4項に基づく閲覧制限とは違う観点からの制約であることがわかる規定にすべきである(外形的・物理的な観点からの困難性)。(日弁連)

2 試案のイについて

【甲案(及び(注))に賛成】秋田弁、新潟書、全青書、広島弁、日司連、大阪書、愛知書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 甲案及び(注)に賛成する。家事法47条第4項の趣旨から相当である。(秋田弁)
- ・ 本文につき、甲案に賛成する。身分事項を扱う家事事件は、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比してその記録内容はセンシティブな内容を含むものであり、その取扱いについて民事訴訟と異なるものとするには理由があると考えられる。(新潟書、日司連)
- ・ (1)に対する意見と同じ。(全青書)
- ・ 甲案を採用する場合、(注)についても賛成する。甲案は、「裁判所が特に必要があると認めるときは」ファイルに記録することを要しないとしていることから、各号に該当しても、裁判所の裁量でファイルに記録するかしないかが決められることとなる。しかし、これでは、閲覧不許可事由の規定の重要性が徹底されない危険性がある。甲案について、「裁判所が特に必

要があると認めるとき」との要件は削除すべきと考える。乙案は家事事件の特殊性を理解しないもので相当ではない。(広島弁)

- ・ 人事訴訟と平仄を合わせる趣旨から甲案を支持する。(大阪書)
- ・ 本文につき、甲案に賛成する。身分事項を扱う家事事件は、民事訴訟と比してその取扱いについては特別な配慮が必要になると考える。(愛知書)
- ・ 身分事項を扱う家事事件は、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比してその記録内容はセンシティブな内容を含むものである。また、事案によっては未成年の子の精神に重大な影響を及ぼすようなこともあり得る。家事事件手続に特有の事情に配慮した体制の構築が必要である。その取扱いについて民事訴訟と異なるものとするには理由があると考える。(東京書)
- ・ 家事事件の性質に鑑み、民事訴訟法と異なる取り扱いを認めるべきと考える。(長野書)
- ・ 事案によっては未成年の子の精神に重大な影響を及ぼすようなこともありえる。家事事件手続に特有の事情に配慮した体制の構築が必要である。(個人)
- ・ 嫡出否認の訴えについて、法改正により否認権者が母や子に拡大されることが予定されているところ、これらの者の提訴権を実効化させるためには、法律上の父がDVの加害者である場合などに、母や子が報復を恐れて提訴を躊躇するようなことがないようにすべきである。そのため、甲案の規律を導入して、第三者経由で相手方へセンシティブな情報が漏えいすることも防止すべきである。(個人)

【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、大阪弁、静岡書、一弁、日女協

- ・ 甲案では、当事者等から閲覧等の制限の申出もなく、また、現実に裁判所に対する閲覧等の許可を求める申立てがないケースでも、ファイルに記録しない措置をとることができるとしており、その範囲が広くなりすぎるし、裁判所に書面等が提出されるごとに、事件の内容を踏まえて、そのような措置をとるかを判断しなければならないとすれば現実には困難を伴う。(札幌弁)
- ・ 改正民法と同様の規定で特に問題ないため。ただし、セキュリティが確保されることが前提条件である。なお、事実の調査にかかる部分は、家事事件手続法上の閲覧等の制限に関する規定によって閲覧等が制限されることから、閲覧制限がなされている部分の安全管理のためのシステムを構築することが必要である。(福岡弁)
- ・ 記録の電子化の要否においては、裁判所の判断を介する余地を設けるべきではないと考える。家事事件の特殊性は、電子化の要否でなく閲覧許可の判断の場面で考慮すべきものであって、記録の電子化を避けるべきとする理由とはなりえない。

そもそも情報漏洩のリスクは、すべての種類の事件にあり、リスクを最小化すべき要請は普遍的に存在する(つまり、セキュリティが確保されるべきとの要請は、すべての種類の事件における大前提である)。そのため、家事事件であるからという理由で電子化しないとする理由はないと考える。(大阪弁)

- ・ 事件記録の閲覧等が家事事件においてはそもそも裁判所の許可を要すること、また、主体も限定されていることに鑑み、裁判所に甲案の判断をさせることも負担であることから、乙案に賛成する。（静岡書）
- ・ 甲案①、②は不許可事由をファイル記録の除外とするものであって、書面の電子化の要否と閲覧の許否とが混在した議論となっており、採用できない。閲覧の許否は閲覧請求者による申立により、申立毎に裁判所が決定するものであるのに対し、甲案の「裁判所が必要があると認める」との判断は、いつ、何をもちてなされるのか明らかでない。そのうえ、例えば、「他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ」があるという閲覧請求の場面においては、閲覧請求者が誰かによって閲覧を許可するか否かの判断は異なり得る。従って、閲覧不許可の事由を電子化の要否のルールと関係づけることには無理があると考ええる。そこで、電子化が困難な事情や秘匿事項の届出に係る事項があるときを除き原則電子化すると同様のルールとしたうえで、閲覧不許可の情報が権限外に漏れることがないように堅牢なセキュリティの確保を希望する。特に家事事件の情報は全てがプライバシーに係わるといっても過言でないところ、非開示希望の書面が提出された場合を含め、事件に係わる情報が正規の手続きによらず相手方や第三者に漏れないよう、多重の安全装置を網羅的に構築していただきたい。

そのうえ電子化による情報漏洩のリスクと電子化のメリットとのバランスを考えるならば、上記視点から、閲覧不許可決定の確定に伴い、その対象となった情報につき速やかに安全管理のために必要な措置が講じられるべきである。（一弁）

- ・ システムを含む情報管理の徹底と閲覧制限の適切な運用は、提出書面等の電子化の範囲と別の問題と思われる。閲覧制限され得ることを電子化対象自体から外す理由とする甲案には違和感がある。裁判官や書記官等も、電子化された書面と紙ベースの書面とが混在していると、職務が行いづらいついではないか。閲覧制限の問題とは切り離して、一件記録を電子化することにより、職務の効率化や紙ベースの書面の見落としの防止を図ることができる。（日女協）

【その他】沖縄弁、日弁連、裁判所、日書協

- ・ 甲案及び（注）に賛成する意見と乙案に賛成する意見がある。（沖縄弁）
- ・ 甲案及び（注）に賛成する意見と乙案に賛成する意見がある。（日弁連）

（甲案に賛成する意見）家事法第47条第4項に規定する閲覧等の制限を行う場合と同様の文言を電子化の場面において規律化したものであり、家事事件の特殊性、特に、プライバシー等の要保護性に配慮した規律であり、相当である。これに対して、乙案は、民訴法に規定する閲覧制限以上の規定を置かないという立場であり、前記の家事事件の特殊性を理解しないもので、相当ではない。（注）について、甲案の①から③の事項については、一度漏れいされると取り返しのつかない人権侵害につながるおそれがあり、その秘匿要請の高さに鑑み、安全

管理のための必要かつ適切な措置を講ずることは相当であるから、賛成である。

(乙案に賛成する意見) 甲案は、家事事件において裁判所に提出された書面のうち閲覧等を許可しないことができる事項については、ファイルに記録することを要しないとするものであるが、これによると、閲覧等を行うことができる記録が電子化されないこととなる事態が生じることとなる。すなわち、これらの事項については、裁判所は閲覧等を許可しないことができるものと定められているが(家事法第47条第4項)、それは裁量的であり、甲案の①から③に該当しても裁判所の裁量によって閲覧等が許可されることがある。また、仮に裁判所が許可しなかったとしても、抗告審において不許可決定が取り消され、閲覧等が許可されることもある。そうすると、裁判所の判断によって、前記事項をファイルに記録しなかった場合であっても、その後の判断によって閲覧等が許可されることがあり、その場合、紙媒体等の閲覧謄写をする結果となって、記録の電子化のメリットが失われる。この点で、秘匿事項記載部分(民法第132条の1第1項)とは、性質及び取扱いが全く異なる。そして、本来、電子化された記録であっても、情報の漏えいを防止するための万全な措置がとられるのであり、前記事項をファイルに記録しないものすべき必要はない。

- ・ 秘匿情報等の漏洩を防止する観点から甲案に賛成する意見もあったが、裁判所に書面等が提出されるごとに、事件の内容を踏まえてファイルに記録しない措置をとるかどうかを逐一判断しなければならない(しかも、書面等の一部のみをファイルに記録しないといった措置も必要となる。)とするのは困難かつ煩雑である、秘匿情報等の管理は、システム上でファイルに記録された情報を適切に管理することや、記録の閲覧等の許可に係る運用を適切に行うことで対応できるといった理由から乙案に賛成する意見が比較的多かった。

(注)について、甲案をとる場合には提案されている安全管理措置の規定を設けることに賛成する意見が多かった。

また、当事者間秘匿制度との関係を整理する必要があるとの指摘や、当事者等が秘匿情報の記載された書面を提出する際に、当該部分をマスキングした書面の提出を当事者等に義務付ける規律を設けるべきであるとの指摘があった。(裁判所)

- ・ 提出されるごとに裁判所が甲案記載の事情の有無を確認して、電子化するか否かを定めることが想定されており、そのような運用は現実問題として困難ではないかとの懸念もあるところであるが、現在の実務では、甲案記載のような事情を理由とする非開示希望の申出があった場合、その対象となる資料について、一件記録の非開示群に編みつけ、非開示情報が記載された資料であることを明確にすることによって、それが他方当事者等に知られないように管理をしており、一定の成果を上げているところであって、取扱いの連続性という意味でも非開示情報の管理業務上有益であると考えられるので、現時点では、甲案に賛成する。ただし、新設された当事者間秘匿制度との関係如何によっては、上記懸念も踏まえて、乙案の取扱いとすることも考えられる。

なお、「特に必要がある」という文言にもかかわらず、インターネットを利用した閲覧等が

不当に制限されることを懸念して乙案が提示された背景に鑑み、裁判所でも厳格な例外規定の運用が必要と考える。(日書協)

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、日書協、長野書

- ・ 利用者の利便性向上に資するものであり、特に異論はない。(福岡弁)
- ・ 本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連)
なお、電磁的記録とされた裁判書及び調書等については、単に電子化するだけでなく、長期保存かつデータベース化して利便性を向上させるべきである。例えば相続放棄事件や遺産分割調停などにおいては、不動産登記等の他の手続に使用することが想定され、登記等の手続の実行まで時間を要する場合もあり、当事者が事件記録等を紛失・滅失した場合に手続の実行に支障を来すことも多いからである。(新潟書)
- ・ 裁判書及び調書等を電子化することは、当事者の利便性の向上と裁判手続の迅速性にも資するので、電磁的記録により作成すべきである。(大阪書)
- ・ 現在、電磁的記録により作成されている裁判書及び調書等を紙媒体に出力することなく、電磁的記録のまま扱うことにより、管理が容易になるうえ、閲覧等も迅速かつ容易になり、IT化に資する。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 賛成する。ただし、相続放棄関係事件についての家事事件手続法201条7項の規定は修正を要することになると考えられる。(日書協)

【その他】東京書、個人1名

- ・ (1)につき、賛成する。その上で、裁判所の選任にかかる者が事件継続中に行う各種申立てについては、その者の申立てにより、審判書が電磁的記録により作成されることを希望するか、現実の書面により作成されることを希望するか、あるいは両方の方式を希望するかを選択の途を設けることを提案する。成年後見人等が行う「居住用不動産の処分許可の申立て」につき、売買の実務の現場においては、一般の第三者が関係者に登場するため、完全電子化では対

応に苦慮することが予想されるからである。しかし、一方で、許可審判書が電磁的記録で交付されれば、売却に伴う所有権移転登記の申請の実務においては、不動産登記のオンライン申請への利用が可能であり、将来的な、登記の完全オンライン化にも資することが予想される。そのため、上記のような規律の検討を、提案する次第である。（東京書）

- 本文の提案には、基本的には賛成であるが、裁判所の選任にかかる者が事件継続中に行う各種申立については、その者の申立により、審判書が電磁的記録により作成されることを希望するか、現実の書面により作成されることを希望するか、あるいは両方の方式を希望するかの選択の途を設けることを提案する。

成年後見人等が行ういわゆる「居住用不動産の処分許可の申立」においては、売買の実務の現場においては、一般の第三者が関係者に登場するため、完全電子化では対応に苦慮することが予想されるからである。しかし一方で、許可審判書が電磁的記録で交付されれば、売却に伴う所有権移転登記の申請の実務においては、不動産登記のオンライン申請への利用が可能であり、将来的な、登記の完全オンライン化にも資することが予想される。そのため、上記のような規律の検討を、提案する次第である。（個人）

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、日書協、長野書、個人1名

- 利用者の利便性向上に資するものであり、特に異論はない。（福岡弁）
- 本文の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。（新潟書、日司連）

なお、電磁的記録とされた裁判書及び調書等については、単に電子化するだけではなく、長期保存かつデータベース化して利便性を向上させるべきである。例えば相続放棄事件や遺産分割調停などにおいては、不動産登記等の他の手続に使用することが想定され、登記等の手続の実行まで時間を要する場合もあり、当事者が事件記録等を紛失・滅失した場合に手続の実行に支障を来すことも多いからである。（新潟書）

- 家庭裁判所調査官の報告書についても、IT化の促進の観点から電子化することを支持する。（大阪書）
- 現在、電磁的記録により作成されている報告書を紙媒体に出力することなく、電磁的記録の

まま扱うことにより、管理が容易になるうえ、閲覧等も迅速かつ容易になり、IT化に資する。

(一弁)

- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、家事事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

イ 当事者が立会権を有する審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方があ

(意見の概要)

1 試案の(1)アに対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 遠隔地要件の削除については、当事者の便宜に資するものであり、特段異論はない。(福岡弁)
- ・ この提案は、手続のIT化のメリットの最も大きなところである。(新潟書、千葉書、日司連、東京書、個人)

- ・ 特に、当事者がDV被害者である場合に、同人が遠隔地に居住していない場合であっても、相手方が出席する同じ裁判所の建物に行かざるを得ないと考えただけで、心身ともに大きな不安に襲われ、実際に、心身に支障が出る場合もある。このような当事者が、自宅等からウェブ会議又は電話会議の方法により、家事事件の審問期日に出席できることの必要性は高い。(日弁連)
- ・ 手続の迅速性の観点から考えると、ウェブ会議や電話会議を利用できるようにすることは、当事者の利便性が高まると思われる。(大阪書)
- ・ 当事者がDV被害者である場合を含め、家事事件においては当事者が相手方との物理的な近さに精神的苦痛を感じる場合が少なくない。また、特に離婚事件や相続事件については、当事者が遠隔地に分散して居住する場合も多い。そこで、ウェブ会議又は電話会議の方法によって、期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるようにする必要性は高い。
ただし、当事者が自宅等から期日に出席する場合、裁判所において当事者の所在場所に加えてその周囲の環境及び近傍に第三者がいないこと等を確認し、疑義が生じる恐れがある場合は是正を求め、また近隣の裁判所への出頭を求め当該裁判所との間での電話またはウェブ会議の方式とするなど、事件の内容や当事者の状況を組んだ柔軟な運用を希望する。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 現行法ではウェブ会議及び電話会議を用いることができる場合として「当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるとき」という規定がされているが、改正民訴法においてこの「遠隔地要件」が削除されていることに鑑み、家事事件においても削除すべきと考える。(愛知書)
- ・ 賛成する。遠隔地要件は不要と考える。(日書協)

2 試案の(1)イに対する意見

(意見の概要)

【甲案に賛成】 札幌弁、新潟書、千葉書、日司連、日女協、裁判所、愛知書、長野書、個人1名

- ・ 現行法でも認められている電話会議の利用を認めない方向に改正する理由がない。(札幌弁)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(新潟書)
- ・ 当事者が立会権を有する審問期日についても、証拠調べとは異なる手続であることから電話会議を許容する甲案に賛成する。(千葉書、個人)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、

電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(日司連)

- ・ 審問期日につきウェブ会議でないとその目的を果たせないかは事案により異なり、また電話会議でないと対応できない当事者がいる場合もあるので、選択肢を狭めるべきでない。(日女協)

- ・ 甲案に賛成する意見がほとんどであった。その理由として次のような指摘があった。(裁判所)

現行法でも電話会議による審問が実施されており、相手方の陳述内容を確認する等の立会権の保障の観点からも支障は生じていないことから、電話会議を認めないとする理由はない。

ウェブ会議に対応することが困難な当事者の利便性を図る必要がある。

ウェブ会議を行っている際に通信障害等が生じた場合に、電話会議に切り替えて手続を実施できるようにしておく必要がある。

当事者双方に異議がないことを電話会議利用の要件とする(注)の考え方については、運用上は反対当事者の意見を聴いた上で電話会議の方法によるべきかどうかを判断することが多いとしても、一律に相手方の異議がないことまでを要件とする必要はないこと、他方当事者が反対する場合に期日に出頭することが困難でウェブ会議に対応できない当事者の利便性が損なわれること等を理由に、反対する意見がほとんどであった。

- ・ 立会権を有する審問期日においては電話会議を認めないとする趣旨は理解できるが、民事訴訟の弁論期日とは異なって電話会議でも対応できると考える。電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(愛知書)
- ・ 当事者の意見を聞くという配慮が盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと思われる。(長野書)

【乙案に賛成】静岡書

- ・ ウェブ会議と電話会議では、それぞれの利用の際に取得できる情報量には、格段の差があると考え。ウェブ会議が技術上困難ではなくなった現状においては、あえて電話会議を並列させる理由は希薄であると考え。(静岡書)

【(注)に賛成】福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、一弁、個人1名

- ・ 当事者が立会権を有する審問期日について、電話会議の方法による場合、裁判所や相手方に認識されない形で第三者が同席し、審問に事実上介入する可能性があり、裁判官の心証形成に

与える影響が大きい審問期日において、電話会議の方法を認めるべきではない。当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点からも、例えば、通信障害等の問題が生じた場合、無理に電話会議の方法により進行する必要性も乏しく、別途期日を指定することにより対応すべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によることを否定する必要はない。したがって、乙案の（注）の考え方に賛成する。（福岡弁）

- ・ 家事法第69条の趣旨に鑑みると、他方当事者の立会権が認められた審問期日に関しては、他方当事者において、陳述を行っている当事者の表情、態度等を検証できることが保証されなければならない。また、実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べる内容が混在しているが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。なお、現行の家事法において、事実の調査は柔軟に自由な方式で行うことができるとされており、ウェブ会議に限定する改正を行うだけの立法事実がないとの見解もあるところ、家事法が制定された際、ウェブ会議はなく電話会議だけであったという事情が存在する。また、今般の改正で遠隔地要件が削除され、ウェブ会議や電話会議が利用される場面は相当程度拡大され、当事者の利便性は大きく向上することが想定される。こうした状況下で、手続保障の観点から、他方当事者の立会権が認められた審問に限ってウェブ会議に限定するとしても、当事者の利便性を害して相当性を欠くといったことにはならない。他方、審問は証拠調べとは異なることから、証拠調べと同程度に厳格な規律にする必要まではないと考えられることから、民事訴訟手続における参考人審尋の規定（民訴法第187条第3項）を参考に、当事者双方に異議がない場合は、例外的に電話会議の方法によることを認めてもよい（折衷説）。したがって、乙案の（注）の考え方が相当である。他方、電話会議による方法をも許容する甲案は、家事法第69条が設けられた趣旨を理解していないものであり、相当でない。実際にも、電話会議の方法による場合には、裁判所及び他方当事者が確認できるのは、陳述を行う当事者の声のみであるから、第三者が隣席し、当該当事者に対して何らかの影響を与える可能性を排除することができない。その結果、裁判所の合理的な心証形成が歪められることとなり、裁判所の判断に問題が生じる可能性がある。すなわち、当事者が立会権を有する審問期日において、電話会議の方法により手続を行うことは、家事法第69条の趣旨に反するものであり、したがって、甲案を採用することはできない。（日弁連）
- ・ 当事者双方に異議がない場合にまでウェブ会議を強制する必要があるか疑問なしとしなさい。仮に当事者の一方が本人訴訟で、ウェブでの参加が困難な場合、裁判所に出頭することが原則となってしまうが、事案によっては、電話会議の余地を残しておく方がよいのではないかと考える。（広島弁）
- ・ 家事事件手続法第69条の趣旨に鑑みると、他方当事者の立会権が認められた審問期日に関しては、他方当事者において、陳述する当事者の表情や態度等を検証する機会が保証されるべきと考える。また、実務において、審問には主張整理的な内容と証拠調べる内容が混在して

いるが、当事者にとって不意打ちにならないための手続保障の観点から、より重い証拠調べ手続に準拠し、原則として、ウェブ会議の方法によるべきである。また、現行の家事事件手続法制定時にはウェブ会議が社会的に一般ではなかったが、現時点ではWEBツールの開発や通信環境の拡充が進み、社会的に広く受け入れられるようになっている。そこで、審問期日は、原則として、少なくともウェブ会議の方法により行われるべきであって、乙案の（注）を採用されるべきと考える。ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。（大阪弁）

- ・ 乙案及び（注）に賛成する。当事者がDV被害者である場合を含め、家事事件においては当事者が相手方との物理的な近さに精神的苦痛を感じる場合が少なくない。また、特に離婚事件や相続事件については、当事者が遠隔地に分散して居住する場合も多い。そこで、ウェブ会議又は電話会議の方法によって、期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるようにする必要性は高い。ただし、当事者が自宅等から期日に出席する場合、裁判所において当事者の所在場所に加えてその周囲の環境及び近傍に第三者がいないこと等を確認し、疑義が生じる恐れがある場合は是正を求め、また近隣の裁判所への出頭を求め当該裁判所との間での電話またはウェブ会議の方式とするなど、事件の内容や当事者の状況を組んだ柔軟な運用を希望する。電話会議の方法による場合は、陳述を行う当事者の声のみしか確認できず、第三者が隣席し当該当事者に対して何らかの影響を与える可能性を排除することができないことから、審問期日は原則、電話会議の利用は認めないものとするべきである。ただし、当事者双方に異議がない場合には、自ら権利を放棄することも許されるから、電話会議によって審問期日における手続を行うこともできるとすることが相当である。（一弁）
- ・ 当事者に立会権がある審問期日についてまで、電話会議を認めることには抵抗がある。ただ、当事者双方に異議がなければ責問権の放棄の状態に近くなるので、裁判所の訴訟指揮として電話会議を認めることに問題はなくなると考える。（個人）

【その他】沖縄弁、大阪書、全司法、日書協

- ・ 甲案に賛成する意見と、（注）に賛成する意見がある。（沖縄弁）
- ・ 甲案と乙案の両案を支持する意見があり、両案ともに妥当性があると思われる。立会権の存在をどれだけ重要視するかによって、電話会議の利用を認めるか否かの意見が割れるため、当会としての意見をまとめるに至らなかった。（大阪書）
- ・ 第1の4(1)に対する意見と同じ。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中に、当事者の期日参加について、電話会議を認めないのは時期尚早であるとの意見があった（全司法）
- ・ 甲案に賛成する意見と乙案（注）に賛成する意見とがあった。（日書協）
（甲案に賛成する意見）審問の性格は乙案に賛成する意見と同様に考えられることから、多くの場合はウェブ会議の方法を選択することとなるが、ウェブ会議に限定せずとも、電話会

議で足りる場合も多いのではないかとと思われる。実際に電話会議による「審問」が行われることはほとんどないのではないかと考えられるが、事件の性質や事案の内容によっては、常に表情や態度を確認するまでの必要はないことも多い。電話会議やウェブ会議の利用は、当事者の意見を聴いた上で裁判官が裁量により判断するものであるから、むしろ、ウェブ会議による方法と電話会議による方法を並列させつつ、事案の性質、内容等必要性に応じて、ウェブ会議を活用することで、裁判官がより柔軟に事案に即した審理を行うことが可能となる甲案が相当と考える。また、(注)の案については、当事者双方に異議がない場合にのみ電話会議の利用を限定すると、裁判所にも当事者にも必要以上の負担をかけることになるのではないかと懸念がある。

(乙案(注)に賛成する意見)家事事件手続法69条の当事者が立会権を有する審問期日については、この場合の「審問」を、裁判官の当事者に対する発問及びそれに対する当事者からの一連の回答内容を審判の資料とする形の事実の調査と考え、そのような「審問」を行う期日のことであると捉えた運用がなされていることが多く、実務上も当事者の陳述が必要となる場合には、証拠調べとしての当事者尋問が実施されることは少なく、審問によることが多いのが実情である。このような「審問」手続の実情や、上記立会権の趣旨を踏まえると、音声のみの検証しかできない電話会議による方法では不十分ではないかと考えられる。なお、上記の趣旨から、当事者双方の合意があれば実施できるとの運用の余地を残すことで足りると思われる。したがって、当事者双方に異議がない場合の電話会議の利用を許容する(注)案が相当であると考えられる。

(2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方があ

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、新潟書、広島弁、日司連、大阪書、裁判所、日書協、長野書、個人1名

- ・ 特段の異論がない。電話会議の方法も認める方が便宜に資する。(札幌弁)
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴

くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。(新潟書、日司連)

- ・ 人事訴訟との平仄を合わせる趣旨から本文の提案を支持する。(大阪書)
- ・ 参与員の関与形態が柔軟になることでその積極的活用につながることを理由に、提案に賛成する意見が全てであった。電話会議の利用を認めないものとする(注)の考え方については、参与員が意見を述べる前提として必ずしも当事者等に関する視覚的情報を必要としない事案もあること、当事者側にウェブ会議に対応できない事情がある場合に参与員の関与の方法が制限されるのは相当でないことを理由に、反対する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 上記(1)のイで乙案に賛成する意見からも、(1)のイの場合とは異なり、参与員が手続に関与するのは、実務上別一事件がほとんどで、電話会議による関与を一切認めないとする必要まではないと考えられる。なお、裁判所の指定する参与員の場合には、ウェブ会議による方法を原則とし、電話会議によることは例外的な位置付けとする運用も考えられる。(日書協)
- ・ ウェブ会議のみを認めるよりも、電話会議では支障がある場合には、ウェブ会議で対応するといった、実務上のニーズを踏まえた提案であるから。(長野書)
- ・ 少なくとも、電話会議方式を採用する場合には当事者の意見を聞くのであるから、本文の提案に賛成である。(個人)

【本文に反対】千葉書、静岡書、個人1名

- ・ 本文に反対し、(注)につき賛成する。参与員は、各事件ごとに家庭裁判所が選任する者であり、その意見を聴いて家庭裁判所が審判をするという重要な職責を有する。家庭裁判所が審判の手続期日に参与員を立ち合わせると判断したときは、参与員が実際の期日に(出頭、またはウェブ会議の方法により)立ち会う相当性があるということであり、電話会議による出席で足りるようなケースでは立ち会わずに意見を述べることで足りるものと解するのが相当である。(千葉書、個人)
- ・ 4(1)と同様。(静岡書)

【その他】福岡弁、沖縄弁、日弁連、大阪弁、一弁、全司法

- ・ 電話会議の方法により、音声以外の言語外情報を得ることができないとすると、審理中に選任される参与員に対し、当事者が信頼感を持つことができない可能性があり、その結果として、審理の充実に至らない可能性が高い。そのため、参与員の立会いについて、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきである。もっとも、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によることを否定する必要はなく、この場合は電話会議の方法を認めるべきである。(福岡弁)
- ・ 本文に賛成する意見と、参与員が家事審判の手続きの期日に立ち会う場合には、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきで

あるとする意見がある。(沖縄弁)

- 電話会議の方法によれば、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることはできない。当事者が参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた、審理、手続に対する納得感も低く、その結果、審理が充実したということにならないこともあり得る。したがって、参与員の関与による審理の充実という家事法第40条の趣旨を実現させるため、参与員が家事審判の期日に立ち会う場合には、少なくとも、ウェブ会議による方法を原則とすべきであり、例外的に、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。(日弁連)
- 電話会議の方法による場合、参与員は当事者の発言（その内容及び声から伝わる感情）から当事者の考え、心情を把握することができるのみであり、当事者の表情、仕草等の身体状況からの情報を得ることができない。当事者側の観点からも、参与員の顔すら見られないとすれば、当事者の参与員に対する信頼感もまた不十分なものとなりかねず、審理や手続に対する納得感が低くなりかねない。結果的に、審理の充実につながらない可能性がある。他方、参与員の意見聴取に際し、参与員にウェブ会議への参加を求めたところで、参与員の負担は電話会議の場合とさほど変わらない。したがって、参与員を期日に立ち合わせて意見を聴く場合には、参与員の関与による審理の充実という趣旨を実現させるためには、少なくともウェブ会議による方法を原則とすべきであると考え。ただし、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。(大阪弁)
- 参与員の審判への関与による審理の充実の観点から、参与員が家事審判の手続の期日に立ち会う場合には、当事者による立会と同様、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。(一弁)
- 第1の4(1)に対する意見と同じ。なお、各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、参与員の期日参加について、電話会議を認めないのは時期尚早である（「参与員が期日に立ち会うことについては、当事者の様子を観察することに意義があり、また、参与員の顔が見える方法によることによる当事者に対する説得力」という点は認めるが、当事者に電話会議の参加を認める以上、ウェブと電話の併用という形になるのは避けるほうがよいのではないか。）との意見があった。(全司法)

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議又は電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の

期日に立ち合わせることができるものとする。当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

（注1） 本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

（注2） ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

1 試案の本文及び（注1）に対する意見

（意見の概要）

【本文に賛成】 札幌弁、新潟書、千葉書、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 電話会議の方法も認める方が便宜に資する。（札幌弁）
- ・ 電話会議には、ウェブ会議よりもさらに時間、場所を選ばないというメリットがあり、迅速な手続進行に資する。確かに、ウェブ会議と比較すると情報量が少なくはなるが、提案では、電話会議では支障がある場合にはウェブ会議で対応すればよく、さらには当事者の意見を聴くという配慮も盛り込まれており、電話会議による手続を否定するほどの理由はないと考える。（新潟書、日司連）
- ・ 家庭裁判所調査官や裁判所技官は、家事事件の調査に関し、家庭裁判所への報告に意見を付すことができ、家事審判の手続の期日において意見を述べることもあり得る立場にある。事実の調査に関して意見を述べるにとどまることから、参与員とは異なり、ウェブ会議に限定することなく、電話会議による手続期日の立ち会いを認めても許されるものと判断する。（千葉書、個人）
- ・ 現行法において家庭裁判所調査官や裁判所技官の立会を認めていることから考えると、IT化後においても同様の取扱いをすることが望ましい。これらの者の参加方法については、ウェブ会議や電話会議の利用を認めることが手続の迅速性を高めることになると考える。事案によっては、ウェブ会議ではなく電話会議でも十分に対応ができると思われるので、一律に電話会議の利用を排除するべきではなく、裁判官の判断に任せるべきであると考え。（大阪書）
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。なお、次のような指摘があった。（裁判所）
家庭裁判所調査官が配置されていない支部等における調停期日への参加を効率的に行うことにより家庭裁判所調査官の関与が拡充することも期待でき、柔軟な期日運営や利用者のメ

リットにつながる。

裁判所技官は数が少なく、複数の庁で併用しているため、期日への出頭が困難な場合があり、ウェブ会議や電話会議による方法で期日に参加するニーズがある。

電話会議の利用を認めないものとする（注1）の考え方については、家庭裁判所調査官等の期日参加の趣旨には様々なものが考えられ、電話会議による聴取等で足りる場合もあること、ウェブ会議の通信障害等の不測の事態に備える必要があること等を理由に、反対する意見が全てであった。

- ・ 調査官や技官による期日での意見聴取について電話会議の利用につき消極的な意見もあるようであるが、期日外の調査で電話等の利用も行われており、これを否定する積極的な理由は見当たらないと考える。（愛知書）
- ・ (2)と同じく、電話会議による関与を一切認めないとする必要まではないと考えられる。なお、裁判所職員である家庭裁判所調査官の場合には、ウェブ会議による方法を原則とし、電話会議によることは例外的な位置付けとする運用も考えられる。また、家庭裁判所調査官の場合、調査官調査の手法と期日における関与の方法の整合性をとる必要性について検討する必要があるのではないかと考えられる。（日書協）
- ・ ウェブ会議のみを認めるよりも、電話会議では支障がある場合には、ウェブ会議で対応するといった、実務上のニーズがある。（長野書）
- ・ 本文の①及び②の提案について、賛成である。なお、本項における提案に直接的に規定がなされているわけではないが、家庭裁判所調査官や参与員が高齢者・障害者を審判対象者として面接調査などを行う場合には、ウェブ会議等の方式については謙抑的な運用とすべきであるとする。コロナ禍において明らかになってきたことであるが、高齢者・障害者は、たとえばウェブ等の画面越しの面接では、現在のことだと認識できない場合も多くあるからである。審判の対象である者の障害特性や認知機能につき最大限配慮し、場合によってはオンライン手続きの対象外とすべきことも含めて、細やかな基準、指針の検討を求める。（個人）

【本文に反対】静岡書

- ・ 4(1)と同様。（静岡書）

【その他】福岡弁、沖縄弁、日弁連、大阪弁、一弁、全司法

- ・ 調査官や技官が家事事件の手続の期日に立ち会い、当該期日に意見を述べる場合には、いずれもウェブ会議を原則とし、当事者に異議がない場合は、電話会議の方法によることも可能とすべきである。家庭裁判所調査官及び裁判所技官は、裁判官の命令により、審問期日及び調停期日に実際に立会い、当事者を把握した上で意見を述べることになる。当事者の状況を直接把握できることが原則であり、音声のみの言語外情報によりやりとりすることが必要となる。もっとも、家庭裁判所調査官及び裁判所技官について、裁判所支部によっては常駐しない場合も

ある。特に、家庭裁判所調査官については家事調停委員に代わり調停の要となることもあり得るため、柔軟な期日参加の余地を確保する必要がある。そのため、当事者双方に異議がない場合に、電話会議の方法によることを否定する必要はなく、この場合は電話会議の方法を認めるべきである。（福岡弁）

- 本文に賛成する意見と、調査官や技官が家事事件の手続の期日に立ち会い、当該期日に意見を述べる場合には、いずれもウェブ会議を原則とし、当事者に異議がない場合は、電話会議の方法によることも可能とすべきであるとの意見がある。（沖縄弁）
- 調査官及び技官において、当事者と直接のやりとりができ、また、当事者の状況を直接把握することができる現実の期日立会が望ましいことはいままでもないが、現実の立会いが難しい場合には、参与員の場合と同じく、ウェブ会議の方法によることを原則とすべきである。ウェブ会議の方法による場合と比較して、電話会議の方法により、調査官及び技官の音声だけによるコミュニケーションでは、同人らに対する当事者の信頼感の醸成や手続に関する納得感は、かなり低いものであると考えられる。当事者の立場からしても、調査官及び技官の期日への立会い及び意見陳述は、対面又はウェブ会議による方法によるべきである。したがって、少なくとも、調査官及び技官の期日参加等についても、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。（日弁連）
- 家庭裁判所調査官及び裁判所技官において、当事者と直接のやりとりができ、また、当事者の状況を直接把握することができる現実の期日立会が望ましいとはいえ、現実の立会いが難しい場合の代替方法を認めないとするにも問題がある。そこで、ウェブ会議や電話会議の方法によることを認めることもやむを得ないと考える。ただし、電話会議の方法による場合には、家庭裁判所調査官及び裁判所技官の音声だけによるコミュニケーションとなり、ウェブ会議の方法による場合と比較して、同人らに対する当事者の信頼感の醸成や手続に関する納得感が低くなるおそれが高い。当事者の立場からしても、家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日への立会い及び意見陳述は、対面又はウェブ会議による方法を原則にすべきと考える。ただし、上記の問題意識はあくまでも当事者の視点に沿ったものであるから、当事者双方に異議がない場合にまで、ウェブ会議方式に固執する必要性・必然性はなく、このような場合には例外的に電話会議の方法によることを認めてもよいと考える。（大阪弁）
- 裁判所調査官及び技官が充実かつ効果的に期日に関与するため、当事者による立会と同様、ウェブ会議を原則とし、当事者双方に異議がない場合には、電話会議によることも可能であるとすべきである。（一弁）
- 第1の4(1)に対する意見と同じ。（全司法）

2 試案の（注2）に対する意見

【賛成】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪書、一弁、裁判所、個人1名

- ・ 特段の異論がない。(札幌弁)
- ・ 意見聴取にとどまる場面において、ウェブ会議及び電話会議の方法で行うことで特段異論はない。(福岡弁)
- ・ 意見聴取の場面であるので、ウェブ会議及び電話会議の方法で行うことで特段問題はない。(日弁連)
- ・ 現行でも調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取が認められている以上、IT化後にウェブ会議や電話会議を利用して意見聴取をすることは問題ないと思われる。(大阪書)
- ・ 調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取の場面であるので、ウェブ会議及び電話会議の方法で行うことで特段問題はない。(一弁)
- ・ 家事調停委員から専門的な意見を聴取しやすくなるとして、賛成する意見がほとんどであった。なお、当該意見聴取は期日においてすることが求められていないため特段の規律は不要であるとの指摘があった。(裁判所)

5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人2名

- ・ 民事訴訟法の規律にも整合するものであり、特段の異論はない。(福岡弁)
- ・ 提案は、手続の迅速化に資する。(新潟書、千葉書、日司連、東京書、個人)
- ・ 当事者の調停利用の利便性に資するものであり、賛成する。(日弁連)
- ・ 本文の提案は手続の迅速化に資するものである。また、民事訴訟における同様の制度である受諾和解が、令和4年の改正法によって当事者が出頭しない場合でも成立させることが可能になることから考えても、提案の方法による調停の成立を認めるべきであるとする。(大阪書)
- ・ 当事者双方が出頭困難な事態もあり得るところ、当事者の利便性に資するものであり、合理的な定めである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

- ・ 現状、当事者間の合意はあるものの当事者双方とも出頭困難な場合には調停に代わる審判を利用しているところ、受諾書提出により同様の効果が得られるのであれば、確定まで2週間の期間を要する現状よりも手続きは迅速になると思われる。なお、離婚調停事件のみならず他の事件においても、ウェブ会議を利用した期日で調停の成立ができる範囲の拡大を検討していただきたい。（愛知書）
- ・ 賛成する。実務上大変有益な制度であると考え。なお、法270条1項は、調停期日を前提としており、本試案の具体的な要件が必ずしも明らかでないように思えるが、要件としては、①調停期日の指定、②当該期日に当事者双方の出頭が困難であることとなると思われる。（日書協）
- ・ 手続きが迅速化する。（長野書）
- ・ 本提案と各種訴訟等手続きのIT化との直接の関連性は明示されていないが、改正民訴法第264条に鑑みて、提案に賛成する。（個人）

【その他】 広島弁

- ・ 本文について、次の部分は賛成できない。
身分関係にわたる内容（離婚・離縁）が調停条項案に含まれる場合には、当事者に出頭を求め、調停委員会の面前での意思確認を要するものとすべきである。それらの内容が含まれない場合は賛成する。現行家事事件手続法268条3項では、離婚または離縁の調停について、電話会議またはテレビ会議の方法で成立させることはできない（同第258条1項、54条1項）とされている。これは、身分関係の変動という重大な効果を生じさせるに当たり、調停成立時に当事者の意思確認を慎重に行うべきとの考えに基づく規定である。調停成立時に直ちに効果が生じる離婚または離縁については、受諾書のみでなく意思確認を必要とする規律を維持すべきである。それ以外の（身分関係が変動する条項を含まない）調停については、受諾書による方法とすることについては賛成する。（広島弁）

6 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案する

ものである。

1 試案の本文に対する意見

(意見の概要)

【甲案に賛成】千葉書、広島弁、大阪弁、静岡書、個人2名

- ・ 家事事件手続法 268 条に基づく当事者間の合意を記載した調書は、確定判決と同一の効力を有するものであるから、民事訴訟法 255 条に鑑み当事者に送達しなければならないものと整理するのが相当である。(千葉書、個人)
- ・ 調停調書の内容には、面会交流の条件が詳細に記載されるなど、債務名義ではないが、さまざまな当事者にとって重要な約束事項が含まれる。そうした家事調停調書等の特殊性に鑑みれば、原則として送達すべきである。(広島弁)
- ・ 家事手続において、民事訴訟法第 267 条第 2 項と別の規律を及ぼすべき合理的理由はないと考える。また、送達が不奏功となった場合の手続の煩雑さへの配慮は、システム送達が利用できない場合に限って問題となるところ、和解が成立し、その内容が債務名義となるものを含まない場面には、受取り拒否等により送達不奏功に終わることは少ないと考えられることから、送付によることとするメリットは大きくないとも考えられる。(大阪弁)
- ・ 乙案が理由として挙げる簡易迅速な処理の要請については、郵便事情の改善により対応すべき問題と考える。とすれば、一律的な対応としての甲案が事務手続の単純化・簡易化に資すると考える。(静岡書)
- ・ 民訴法改正により、民事訴訟事件における和解調書は当事者に対する送達を要することになったところ、調停調書について異なる扱いをすべき積極的な理由が見当たらず、異なる規律を採用すると、裁判所書記官の事務に混乱を来すことにもなりかねない。また、当事者に送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、強制執行の場面で調書の送達費用の扱いに混乱を来す。債務名義である調書の債務者に対する送達は執行開始要件になるところ、調停事件が係属した裁判所の裁判所書記官が調書の送付で済ませた場合は、執行開始要件を満たすために改めて送達が必要になる。そのため、送達費用は執行費用(執行準備費用)として扱うことになり、強制執行の手続費用として最先順位の配当対象となる。これに対し、最初から調書を送達した場合は、調書の送達費用は調停事件における手続費用の一部として扱われる。そのため、少なくとも調停調書上の当事者を債務者として強制執行をする場面では執行費用として扱うことはできない。このような差異が生じるにもかかわらず送達又は送付しなければならないという規律を採用すると、調書の送達費用を手続費用として認めるべきか否か執行裁判所としては判断に支障が生じる。以上の理由から、送達又は送付しなければならないとする規律は採用すべきではなく、送達に一本化すべきである。(個人)

【乙案に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、日弁連、日司連、大阪書、一弁、日女協、裁判所、愛

知書、長野書

- 当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、乙案に賛成する。ただし、立法に際しては、家事事件が国民にとって引き続き利用しやすい制度となるよう、手数料の低額化に努めるべきである。当事者が調停の内容を調書により確認することは便宜であるので、送達又は送付のいずれをも必要的としないことには賛成できない。もっとも、家事事件における調停調書の中には、債務名義とならないものもあり、必ずしも執行の場面を想定する必要はない。また、家事事件の場合、3名以上の当事者が現れることも多い上、システム送達を利用しない当事者も多いと思われ、送達を必要的なものとするることによる当事者の経済的負担も類型的に重い。そこで、当事者からの送達申請があった場合に送付に代えて送達することになることを前提に、調停における合意を記載した調書を、送付しなければならないものとするべきである。(札幌弁)
- 乙案に賛成する。ただし、システム送達以外の場合において、債務名義となる条項を含まない場合には、送付とすべきである。なお、調停調書について、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。調停調書の内容によっては、離婚や親権の定めに関する条項等、戸籍事項の届出事項としての意義を有するのみである場合もあり、あえて送達を義務付ける必要はなく、乙案に賛成する。なお、システム送達以外の場合において、送達費用含めた訴訟費用が一本化され、その額次第では送達を義務付けることも合理的ではある。もっとも、この場合は、手続の進行により、簡便な送付を選択する場合やあえて送達を求める場合も考えられ、当事者の選択により決める余地を残すことを踏まえ、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。(福岡弁)
- 全ての調書が債務名義となるわけではないため、迅速性、利便性等に鑑み、柔軟に方法を選択できることが望ましいと考えられる。(新潟書、日司連、愛知書)
- 乙案に賛成する。ただし、甲案賛成の少数意見もある。調停調書の内容によっては、債務名義となる条項を含まない場合もあり、強制執行を予定した送達までは不要である。そのような場合において、全て送達とする甲案の場合には、送達費用が、当事者にとって負担になる場合がある。したがって、システム送達でない場合において、調停調書の内容に応じて、送達又は送付とすることができる乙案が相当である。(日弁連)
- 全ての調書が債務名義となるわけではないため、迅速性、利便性等に鑑み、柔軟に方法を選択できることが望ましい。特に、調停の結果を戸籍に反映させる必要があるような事案においては、送達を求めることによってその後の手続に遅延が生じるおそれがあるので、送付の方法を認めるべきであるとする。(大阪書)
- 乙案に賛成する。ただし、人為的な(単純)ミスにより送達しなければならない調書を送付したりすることがないように適切な体制構築すべきである。理由については、第5非訟第5項に同じ。(一弁)

- ・ 家事調停においては、債務名義とするため調書の送達申請をする場合のほか、合意に至った過程や当事者の状況等からできるだけ早く戸籍関係の届出をしたい場合もあるため、事案及び当事者の希望に照らし裁判所が適切な方法を判断できることが望ましい。(日女協)
- ・ 乙案に賛成する意見が非常に多かった。なお、次のような指摘があった。(裁判所)
 - 一律に送達するものとした場合、送達場所の届出がない事案で特別送達が不奏功になった場合、付郵便送達を行うために住所の調査をしなければならなくなり、当事者の負担が増す(家事事件は申立書の写しを送達することとはなっておらず、民事訴訟のように訴状副本を送達することで送達場所の固定化効が生じることがないため、終局後に住所の調査を依頼することになる)。
 - 一律に送達するものとした場合、特別送達の受領に時間を要して戸籍の届出期間を徒過するおそれがある。
 - 履行勧告を実効的に行う上では、実際に調停調書が相手方の手許にある状態であるのが望ましいところ、送達に限定すると、特別送達が不奏功となった場合には付郵便送達等によらざるを得なくなり、不在留置期間満了で返戻されたとしても送達が完了したこととなってしまうため、履行勧告の実効性が減殺されるおそれがある。
- ・ 家事事件の手續においては、申立書や審判書は必要的に送達するものとはされていないこと、家事事件の手續における調停調書については債務名義とならないものが一定数含まれること、送達は受送達者との関係で一定の時間を要し、一律に送達によるべきものとした場合には届出期間のある戸籍関係の届出等で簡易迅速な処理の要請に反する場合も生じ得ると考えられることから、一律に送達によるべきものとするべきではない。(長野書)

【その他】沖縄弁、全司法、日書協

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見がある。(沖縄弁)
- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中に、次のような意見があった。(全司法)
 - 家事調停については、成立後も申立人及び相手方の関係が続く(養育、婚姻費用など)ことから、送達して執行するのではなく履行勧告等できるかぎり任意で義務を履行するために送付にとどめていたと考えると、乙案に賛成する。また、内容が債務名義のないものも多いこと、成年後見を含む審判事件では当事者による手續が多く、すぐにデジタル化に移行することが難しいことを踏まえても、乙案が現実的である。費用負担の面からも当事者への負担軽減につながる。
- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とがあった。(日書協)
 - (甲案に賛成する意見)
 - 民訴法267条2項で和解調書が当事者からの申請によらずに送達すると規定されることと平仄を合わせる必要がある。民事手續と扱いを異にすることに、手續利用者である市民側の観点から納得性の高い要素は見いだされないと考えられるし、(注)にもあるとおり、送達

費用の考え方を整理する必要があるが、送達費用の手数料化を前提とした上で、上記必要性を重視すべきと考えられる。なお、費用面の懸念については、電子データの提供という方式を前提とすることで回避可能であろう。人事訴訟事件や離婚調停事件等においては、事件終局後に当事者の生活環境が大きく変動するため、終局直後に調停調書正本等の送達を実現しておくべき必要性が実務上高い。特に離婚に伴い一方当事者が海外に転居したような場合、その後に強制執行手続の必要性が生じた時点で送達を実施しようとする、所在調査等で当事者にとって過大な負担が生じるといったケースも現実が生じているところである。なお、当事者からの申請に係らず職権で正本等の送達をするということになれば、不送達の場合にどのように対処するのかについても何らかの法的な手当てが必要となると思われる。

(乙案に賛成する意見)

家事調停で作成される調停条項は、必ずしも全てが債務名義となるものとは限られず、債務名義とならないものの数や割合も民事訴訟事件の和解の場合とは異なることから、民事訴訟事件の和解調書を一律送達する扱いとしたことと同一に論ずることはできないこと、債務名義とならない調停調書を送達する実益に乏しいこと、送達する実益のない調書の送達事務に多大の負担が強えられること、現在の実務上の取扱いとの連続性をキープすることで、混乱を避けることができることから、送達を必要的とするまでのことはなく、送付で足りるものも相当割合を占めると考えられる。また、現在の実務では、送達するか送付するかについての取扱いは、庁によって異なり、①債務名義となる調停条項が含まれる調停調書については、事件担当書記官から、当事者に対し、適宜、強制執行手続を説明し、当事者双方への正本等送達申請の可否を確認している(事実上促す)扱いの庁も多いが(「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究—家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に—」168頁参照)、一方で、②正本等送達の申請がなければ、債務名義となる調停条項の場合でも送付する取扱いも多いところである。これらを前提とすると、①家事事件は民事訴訟事件に比べると債務名義となるものの割合がそれほど多くないこと、②任意の履行を促す履行勧告制度が予定されていること、③郵便費用を申立手数料に組み込んだ場合には手数料の額がこれまでよりも高額になると見込まれること、④送達方法が、全てシステム送達(電子的文書の送信)でなされることとなれば手間ではないが、そうでなければ、特別送達郵便で発送しても受け取ってもらえなかったり日数がかかったりと、かえって不便になるのではないかと考えられることから乙案が相当と考える。なお、送達するか、送付するかを選択は、裁判所の判断に委ねられ、債務名義が存在し後々の強制執行手続が想定される事案では送達をするという取扱い(当事者の費用負担面からみても妥当と考えられる。)となると思われるが、乙案を採用としても、今後、実務上の運用を検討していく必要があると思われる。さらに、システム通知も仕組みとして導入することを検討していただきたいと考える。なお、家事事件においては、戸籍届出用の調停調書謄本、審判書謄本等の交付申請がかなりの頻度で行われている。送達及び通知と同時に送付・送信することが合理的ではないかと思われる。この手続について、法務省において

検討されているオンライン戸籍届出システムとスムーズにリンクできるような仕組みを構築する必要があり、合理的な連携方式を踏まえた案（例えば、電子的な届出用文書をダウンロードできるようなもの。）を検討していただきたい。

2 試案の（注）に対する意見

【賛成】福岡弁、大阪弁

- ・ システム送達以外の場合において、送達費用含めた訴訟費用が一本化され、その額次第では送達を義務付けることも合理的ではある。もっとも、この場合は、手続の進行により、簡便な送付を選択する場合やあえて送達を求める場合も考えられ、当事者の選択により決める余地を残すことを踏まえ、「当事者の意見を聴いた上で、当事者に送達又は送付しなければならない。」と定めることも考えられる。（福岡弁）
- ・ 郵便費用を申立手数料に組み込み、これを一本化することは、当事者の利便性にも配慮しつつ、裁判所の事務負担の軽減の観点から合理的といえる。もっとも、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化する際は、申立ての手数料の大幅な低額化及び定額化を図るべきである。（大阪弁）

【その他】日弁連

- ・ 申立ての手数料の一本化に関しては、従前よりも高額な手数料にならないようにすべきである。（日弁連）

7 電子化された事件記録の閲覧等

(1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、電子化された事件記録について、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7において「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をするこ

とができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる((注1)②)ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

(注3) (注1)の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは当事者及び審判を受ける者となるべき者のみに限るとすべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 本文の内容は、現行の取り扱いを維持するものであり、特段反対する理由はない。(大阪書)
- ・ 家事事件については、特に当事者の機微に亘る個人的な情報が事件記録に含まれているため、事件記録の閲覧等の許否を裁判所の許可を経ることによって適切に情報を取り扱う制度とすべきであり、事件記録が電子化されたとしてもこの許可制度は維持されるべきである。

(一弁)

- ・ 提案に賛成する意見がほとんどであった。(裁判所)
- ・ 家事事件手続法第47条第1項及び第254条第1項の規定を基軸にIT化を図るということであるから。(東京書、個人)

【その他】 全司法

- ・ 各庁の担当者等から寄せられた意見の中には、記録化の範囲や閲覧謄写については、出来る限り当事者のプライバシーや未成年者の福祉を保護するよう、限定的にすべきであるというものがあった。(全司法)

2 試案の(注1)及び(注3)に対する意見

【(注1)に賛成(注3)に反対】 秋田弁、裁判所

- ・ 利害関係を疎明した第三者として、裁判所に閲覧等が認められた以上は、裁判所設置端末を用いた閲覧等の請求のみに限定する合理的な理由は認められない。利害関係が認められ、正当に閲覧等する権利を有する者が、費用や手間を掛けずに迅速に閲覧等を実現できる利益を重視すべきである。また、現行法で、当事者と利害関係を疎明した第三者とで、閲覧等の方法について、差異を設けていないにもかかわらず、IT化によって差異を生じさせるのは不合理である。（秋田弁）
- ・ （注1）について、提案に賛成する意見がほとんどであった。（注3）の考え方については、当事者等と利害関係を疎明した第三者を裁判所外端末を用いた閲覧等の可否において別異に扱う十分な理由がないとして、反対する意見が比較的多かった。（裁判所）

【（注3）に賛成（（注1）の①に反対）】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、日司連、愛知書、東京書、日書協、個人

- ・ 利害関係を有する者に対して、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めると、誰が現実に関覧等しているかを確認することができず、不特定多数の者にその内容を拡散してしまう危険があり、利害関係の有無により閲覧等の可否を区別した意味が失われる（これは、民訴法第91条の2自体にも当てはまる問題である。）。（札幌弁）
- ・ 電子データは、容易に拡散可能であるところ、家事事件にあっては高度なプライバシー情報が扱われるところ、第三者に関しては、裁判所外端末で閲覧の請求を可能にする利便性の要請は、個人情報等の拡散等の弊害リスクを正当化する程に上回るものではなく、利害関係を疎明した第三者は裁判所設置端末を利用した閲覧等に限るべきである。（福岡弁）
- ・ 身分事項を扱う家事事件では、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比べて、記録の中にセンシティブな内容が含まれることが極めて多くなると思われる。手続IT化後の記録の公開の在り方につき、民事訴訟とは差をつけるべきと考える。（新潟書、日司連、愛知書、東京書）
- ・ 利害関係人には裁判所設置端末の利用のみ認めるものとすべきである。なお、「裁判所設置端末」とは、当該手続を担当する裁判所の端末に限定されるものではなく、独立簡易裁判所を含めた日本全国のすべての裁判所の裁判所設置端末で閲覧等ができるものとすべきである。（沖縄弁）
- ・ （注3）の利害関係を疎明した第三者を除き、審判を受ける者となるべき者を加える案に賛成である。家事事件手続における現在の閲覧・謄写の規律を維持することが前提とされているが、家事事件手続を非公開とし、当事者及び関係人のプライバシーを最大限保護しようとしている趣旨からすれば、裁判官の許可にかかるとはいえ、利害関係を疎明した第三者までを、裁判所外端末を利用することによって容易に閲覧謄写ができる者のカテゴリーに含めることまでは必要がないのではないかと考えられる。なお、上記2の(2)のイ（家事法特有のルール）で、インターネットによる閲覧等を不当に制限する運用にならないように注意すべきと考えたとしても、閲覧等を簡便に行わせる主体を制限すべきという立場と、閲覧等の対象である記

録を慎重に管理すべきとする立場は両立するため、矛盾した意見とはならないと考える。(日書協)

- ・ 家事事件の特性に鑑みて、(注3)の考え方に賛成である。(個人)

【その他】日弁連、大阪弁、静岡書、一弁、長野書

- ・ (注1)に賛成する意見と(注3)に賛成する意見に分かれた。(日弁連)
(注1)①に賛成) 利害関係を疎明した第三者として、裁判所に閲覧等が認められた以上は、裁判所設置端末を用いた閲覧等の請求のみに限定する合理的な理由は認められない。利害関係が認められ、正当に閲覧等する権利を有する者が、費用や手間を掛けずに迅速に閲覧等を実現できる利益を重視すべきである。また、現行法で、当事者と利害関係を疎明した第三者とで、閲覧等の方法について、差異を設けていないにもかかわらず、IT化によって差異を生じさせるのは不合理である。

(注3)に賛成) 家事事件に関しては、記録の中には、プライバシー等に関わる重要な情報が含まれていることが多く、書面の閲覧や謄写と異なり、複製や送信が容易なデータによる閲覧等はいったんプライバシー侵害が生じると被害回復は容易ではないことからすると、利害関係を疎明した第三者といえども、裁判所設置端末を用いた閲覧等に限定するのが相当である。

- ・ (注1)及び(注3)のいずれにも賛成。(大阪弁)
- ・ (注1)の記載については、①②並列的な規律で良いと考える。ただし、裁判所外端末の具体的なスペック、設置場所、形態などが明らかにならないと、判断が出来ないことから、(注3)については意見を述べる事が出来ない。(静岡書)
- ・ 当事者については、事件の係属中いつでも、迅速に閲覧又は複写をする必要性が高く、裁判所外端末を用いた閲覧等を認めてもプライバシー侵害のおそれはない。(注1)①については、基本的に賛成するが、記録の目的外使用が行われないように歯止めをかけることが必要であるとの意見(A意見)と、利害関係を疎明した第三者は裁判所設置端末を利用した閲覧等に限りべきであるとする意見(B意見)がある。(一弁)

(A意見) 利害関係を疎明した第三者として裁判所に閲覧等が認められた者について、裁判所設置端末を用いた閲覧等の請求のみに限定する合理的な理由は認められず、費用や手間をかけずに閲覧等できる利益を重視すべきである。また、現行法においても、当事者と利害関係を疎明した第三者との間で、閲覧等の方法について差異を設けていない。ただし、従前の紙による閲覧・謄写と異なり、電子化により容易に複製(スクリーンショット、ダウンロード)が可能となり、プライバシー情報が目的外使用により拡散するリスクが増すため、これに対処する条項を置く必要がある。

(B意見) 家事事件に関しては、記録の中には、当事者の機微に亘る個人的な情報が事件記録に含まれているため、利害関係を疎明した第三者に対しては、書面の閲覧や謄写と異なり、

慎重な取扱いを定めるのが適切である。データによる閲覧等は、容易にデータの複製、送信されやすく、また不正プログラムにより意図せず流出するリスクもある。様々な媒体で拡散が可能となり、一旦流出すると被害回復は容易ではない。そのため、利害関係を疎明した第三者であっても、IT化されたからといって、いきなり外部端末で閲覧等できるとするのは、制度としてリスクが大きい。将来的に見直す余地もあるが、IT化の初期段階では家事事件の特性を考慮し、裁判所設置端末を用いた閲覧等に限定するのが相当である。「審判を受ける者となるべき者」であれば当事者と同視できる者となるため、当事者と同様の理由が妥当する。

- ・ 電子化された事件記録を当事者以外の者に閲覧等させる場合の具体的な方法については、民事訴訟と比べてより慎重な方法を求める。現行の規律を維持しつつも、家事事件ならではのセンシティブな内容が含まれることを考慮すべきである。（長野書）

3 試案の（注2）に対する意見

【賛成】新潟書、日司連、愛知書、大阪書

- ・ （注2）につき、賛成する。ただし、一定の範囲を定めた将来の閲覧許可については、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみとするのではなく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規定ぶり、運用面双方での適切な在り方が設計されることを期待する。一定の範囲を定めた将来の閲覧許可では、後々、閲覧を許可すべきでなかった資料が閲覧許可の範囲内に入ってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないように、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。（新潟書、日司連、愛知書）

- ・ （注2）について賛成ではあるが、「一定の場合」の例示の表現については修正をいただきたい。

同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすることについては、相手方や第三者に不利益は生じることはなく、手続きもスムーズに進められるので、問題ないと思われる。

閲覧又は複写を許可する部分の特定に関して一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすることについても、あらかじめ包括的な許可をしておくことによって迂遠な手続きをする必要がなくなるのであれば、手続きの省力化にもつながると思われる。ただし、「一定の場合」の例示として、相手方等に閲覧させても問題ないと判断する主体が「訴訟代理人」に限定されている点については、「当事者及び訴訟代理人」のように、権利義務の帰属主体である本人を含んだ記載にするべきであるとする。（大阪書）

【その他】札幌弁、福岡弁、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、一弁、裁判所、日調連、東京書、日書協、個人1名

- ・ 「手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料」の意味（提出の際に非開示申出等をしないで提出したこと自体を指すのか、別途の意思表示を要するの

か等) が明らかでない等、許可の在り方を制度として構築することは複雑困難であると思われる一方、運用において適切に対応することでも大きな問題は生じないと思われる。(札幌弁)

- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」に賛成し、「閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方」に反対する。

「閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方」について、確かに、一度閲覧等の対象とした情報が後に変更になるなど、秘匿が必要となった時点で秘匿上申を行うことで弊害が防止し得るので、基本的には弊害はないはずである。

しかしながら、実際には、許可対象としたことを失念し、秘匿上申を失念するなどの間違いがあった時に、(DV被害者の居所・勤務先情報など)取り返しがつかない支障も生じ得るため、現状の申請の都度許可を行う実務を緩和する必要はないと考え、「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」に賛成する。(福岡弁)

- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」には賛成し、「閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方」には反対する。(沖縄弁)
- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」に賛成し、「閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方」に反対する。

ただし、「一定の場合」として例示されている「手続代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方」については、賛成意見と反対意見がある。

「同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」については、例えば、ある部分について閲覧、複写の許可を得たものの、閲覧のみで終わったときに、後日、複写も必要になる場合が生じることもある。そのような場合に、同じ部分について、その許可が事後的に不適當になるという事態が通

常は考えられないので、再度の閲覧等許可の申立てをすることは、当事者にとっても、また、許可をする裁判所にとっても不要の労力を要することとなる。このような場合に、許可を不要とすることによる弊害も考え難い。

他方、「閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）」に関し、「今後提出されるものも含めた範囲の指定」は意味が不明確である。現在の実務では、裁判所は個別に特定した書面について、請求ごとに個別に許可の判断を行っており、包括的な許可はしていない。事前に許可をすることは、許可制の趣旨に反する。また、調停又は審判の当初において、閲覧等を許可すべき範囲の指定を行った（事前許可の対象の特定）場合であっても、その後の、当事者等の立場や事情の変更により、その時点の状況によっては、その後に提出される文書（部分）等について、閲覧等の許可をすることが相当でない場合も生じるので反対である。

「一定の場合」として例示されている、「手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方」について、賛成意見は、特に、手続代理人間では多くの場合に直送が行われている現在の実務に照らし、相手方等が閲覧等をしても特段の問題は生じないと考える。

これに対して、反対意見は、そもそも、手続代理人が問題ないと判断した上で提出する資料に限定している点について、当事者本人と手続代理人とで取扱いを区別する合理的な理由は見出せない。また、一方当事者の手続代理人が相手方等に閲覧させても問題ないと判断したとしても、相手方等において、特に、相手方本人が閲覧することにより、同人の心身への影響等の問題が生じる懸念があることから、やはり相当でないと考える。（日弁連）

- ・ 同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成する。（広島弁）
- ・ 同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方に賛成し、閲覧又は複写を許可する部分の特定に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とするとの考え方に反対する。事前に範囲を特定することは容易でなく、また事前の包括的閲覧謄写許可によって閲覧謄写できる範囲が不明確となり、実務に混乱を来すおそれがある。また、当事者であっても閲覧謄写が許可制とされる趣旨は、個別に裁判所による慎重な判断を要するという点にあると考えられるところ、かかる趣旨からして都度の判断が望ましいと考える。（大阪弁）
- ・ 裁判所外端末の具体的なスペック、設置場所、形態などが明らかにならないと、判断が出来ないことから、（注2）については意見を述べる事が出来ない。（静岡書）
- ・ 「同一の当事者が一度閲覧又は複製の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方」については、同一の当事者が裁判所から閲覧、複写の許可を得て閲覧した後、しばらくしてから同一部分を複写する場合には、再度の許可は不要とするのが合理的である。

「閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）」に関し、「今後提出され

るものも含めた範囲の指定」については慎重に検討すべきである。現在の実務では、裁判所は個別に特定した書面について、請求ごとに個別に許可の判断を行っており、包括的な許可はしていない。また、調停又は審判の当初において、閲覧等を許可すべき範囲の指定を行った（事前許可の対象の特定）場合であっても、その後の、当事者等の立場や事情の変更により、その時点の状況によっては、その後に提出される文書（部分）等について、閲覧等の許可をすることが相当でない場合も生じるからである。

もっとも、運用として、当事者全員及び裁判所との間で、当該事案について、包括的・一律ではなく、一定の時期、範囲を区切って閲覧等を認める運用を合意できた場合に限り、都度許可を得ない局面も許容されると思料する。（一弁）

- ・ 提案で例示されている考え方については、記録が電子化されることによるメリットを活かすという観点から賛成する意見がほとんどであった。なお、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、都度許可を得なくてもよいこととするとの考え方については、現在の実務でも手続代理人間で書面の送付（直送）がされているのが一般的であり、法改正後においても、裁判所の関与なしに、一方当事者が提出した書面を他方当事者が閲覧できる余地を残す必要性は大きいとの指摘があった一方で、事情変更があった場合や手続代理人の辞任や解任があった場合等の取扱いが不明確であり慎重な検討を要するとの指摘もあった。（裁判所）
- ・ 「一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすること」について、「一定の場合」を事前に包括的に指定することが実務上適切か、疑問であり、賛成しがたい。理由は第8人事事件において述べたとおりであるので、ここでは繰り返さない。（日調連）
- ・ （注2）のうち、一定の範囲を定めた将来の閲覧許可では、後々、閲覧を許可すべきでなかった資料が閲覧許可の範囲内に入ってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないように、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。また、家事事件の特性に合致する範囲の定め方を、今一度、慎重に議論するよう求めたい。手続の利便性に傾倒しすぎた結果、秘匿したい個人情報の保護が弱まれば、国民の側に家事事件手続の利用自体を躊躇させる要因となりかねない。（東京書）
- ・ （注2）の取扱いのうち、同一の当事者が一度許可された部分を再度閲覧等する場合に再度の許可を不要とする取扱いや一定範囲のものについてあらかじめ許可を得られるようにする取扱いについては、調査官の調査報告書等、将来の分も含めて一定範囲のものを一括して許可する取扱いに馴染まないようなものを除いて相当であると思われる。（日書協）
- ・ （注2）については、家事事件の特性に合致する範囲の定め方を、今一度、慎重に議論するよう求めたい。手続の利便性に傾倒しすぎた結果、秘匿したい個人情報の保護が弱まれば、国民の側に家事事件手続の利用自体を躊躇させる要因となりかねない。（個人）

(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文及び(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、長野書、個人1名

- ・ 特段の弊害は考えられないので、異論はない。(福岡弁)
- ・ 自身で内容を知っているものの閲覧に許可を求めるのは無駄であり、本文の提案は、手続の迅速に資する。(新潟書、日司連、大阪書、東京書、長野書)
- ・ 本文①については、当事者によっては、提出した書面等の写しを保管していない者もいるため、許容されるべきであり、②及び④については、もともと当事者は正本の交付を請求できる立場にあり、③についても現行実務上裁判所の許可を得ないで交付を請求できる立場にあることから、弊害は考えにくく、法律に規定することに異論はない。(注1)について、当事者が提出したものであるから、弊害は考えられない。(日弁連)

- ・ いずれも必要性、合理性があり、法律に規定することに異論はない。（注1）についても、当事者が提出したものであり、必要性、合理性がある。（一弁）
- ・ 本文について、提案に賛成する意見が全てであった。なお、実務上、手続代理人が交代した場合や当事者本人が自己の提出した書面を紛失してしまった場合等に、当事者等が自己の提出した書面等について閲覧等を求めることは珍しいものではなく、このような場合に裁判所の許可なしに閲覧等を認めるニーズがあるとの指摘があった。（注1）について、提案に賛成する意見がほとんどであった。（裁判所）

【その他】日書協

- ・ 賛成する。ただし、②については、特別養子縁組成立事件の実親について、審判を受ける者に該当すると整理した場合、案のように、許可なく閲覧等ができるようになることが、改正特別養子制度の趣旨に反しないか検討を要すると考える。特別養子縁組成立事件では、養親となる者のプライバシーの保護等の理由から、実親に対する成立審判の告知（審判書謄本の送達等）を要しないとされている（家事事件手続法164条10項本文）ところ、②の規律の下では、審判を受ける者であるところの実親が裁判官の許可を得ないで電子審判書の閲覧等ができることになるからである。（日書協）

2 試案の（注2）に対する意見

【賛成】福岡弁、大阪弁、一弁、日書協、個人1名

- ・ 既に一度閲覧等をさせても問題ないとして提出した特定の「資料」について、以後の許可を不要とするものであり、情報の対象に関する「閲覧又は複写を許可する部分の特定」の場合とは異なるため、基本的に弊害はないと思われるので、（注2）に賛成する。（福岡弁）
- ・ 手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断している場合は家裁の許可を得ないとしても弊害はないと考える。現行実務でも、手続代理人がついている場合には、直送の方法により、裁判所の許可なく円滑にやり取りしている実務と平行に考えてよいと思われる。（一弁）
- ・ （注2）記載の案のように、手続代理人等相手方に閲覧等されても問題ないと判断したものについて、裁判所の許可を要しないこととしても大きな支障は生じないと考えられる。（日書協）

【反対】札幌弁、広島弁、日調連

- ・ そもそも「手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料」というのが、提出の際に非開示申出等をしないで提出したこと自体を指すのか、別途の意思表示を要するのか等が明らかでない。その上で、法律上、「手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料」について許可を要しないこととしては、裁判所が後見の見地から

許可の可否を判断するという、許可制を設けた趣旨と矛盾する。(札幌弁)

- ・ 理由は第8人事事件において述べたとおり。(日調連)

【その他】新潟書、沖縄弁、日弁連、日司連、大阪書、裁判所、愛知書、東京書

- ・ (注2)につき、閲覧させるべきでなかった資料が閲覧対象となってしまうことも考えられなくもない。そのような事態が生じないよう、閲覧許可の判断を訴訟代理人のみとするのではなく、当事者及び訴訟代理人とするなど、規律の在り方はもちろんのこと、運用面でも細心の工夫を期待したい。(新潟書、日司連、東京書)
- ・ 賛成する意見と反対する意見がある。(沖縄弁)
- ・ 賛成する意見と反対する意見がある。(日弁連)

(賛成する意見) IT化の利便性を享受するためには相当であり、手続代理人の判断によることとされているため、特段の問題は生じないと考えられる。また、現行実務では、手続代理人がついている場合には、直送により裁判所の許可に関わりなく相手方の目に触れる状況が生じているのに、事件管理システムを経由した訴訟手続になると、直送に類するような提示手段がなくなるのでは、現行実務との乖離が大きすぎる。

(反対する意見) 手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出した資料を相手方等が閲覧することにつき、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするについては、手続代理人の場合には許可を要しないと、当事者の場合には許可を要するという区別がなされることとなるが、その区別について、合理的説明がつくとはいえない。しかも、手続代理人は、依頼者の意向、さらには要求に従って、資料を提出せざるを得ない場合があり(むしろ、当事者が相手方に積極的に資料を見せたいと考え、手続代理人に提出を要求する場合もある。)、資料の提出について、手続代理人による合理的な判断が常になされるともいえない。非開示の申出をすべき書面について、きちんと非開示情報の有無をチェックし、適正な判断が手続代理人にできるか危惧がある。そして、提出した資料によっては、相手方にとっては、読むに耐えがたい誹謗中傷であったり、感情的、侮蔑的なものであったりする場合がある。このような資料によって、相手方が精神的に追い込まれる場合もあり、場合によっては、円満かつ円滑な調停運営が阻害される事態にもなりかねない。したがって、このような、調停委員会による円滑な調停運営を阻害する可能性のある(注2)の考え方は相当でない。よって、このような規定を設けるべきではなく、従前どおり実務の適切な運用に委ねるべきである。

- ・ 内容には賛成であるが、(1)の(注2)と同様に、「当事者及び訴訟代理人」とするべきであると考え。(大阪書)
- ・ 当事者双方に手続代理人が選任されている場合などに、民事訴訟と同様に、一方の当事者が裁判所に書面等を提出するとともに、他方の当事者に事前にその書面等を送付(直送)することがある実情等を踏まえ、賛成する意見が非常に多かった。他方で、閲覧させるかどうかを手

続代理人の判断のみに委ねるのは相当ではないとの指摘も相当数あった。(裁判所)

- ・ 閲覧許可の判断を手続代理人のみとするのではなく、当事者にも判断の余地を残すなど細心の工夫をしていただきたい。(愛知書)

8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 特段、民事訴訟と異なる扱いとする理由は見当たらない。(千葉書、東京書、長野書、個人)
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)
- ・ 民事訴訟手続と異なる規律にするだけの特別な理由がなく、異議は述べない。ただし、制度導入にあたり、準用される民訴法109条から第109条の4までの具体的流れ及び第109条の3第2項の具体例について、周知徹底を行うよう附帯意見を付けるべきであり、また、インターネットでの送達を可能とするとのことであるが、手続代理人については、当該データをダウンロードできるようになった旨の通知も省略されるという建付であり、いつデータがアップされるのか、いつからダウンロード可能なのかを利用者である手続代理人にどのように知らせるのか、仕組みを明確にすべきである。

電磁的記録の送達は、従来の送達とは異なるため、送達を受けるべき者が不利益を被らないよう具体的な送達の流れを周知すべきである。E-mailを使用する場合は、意図せず迷惑メールフォルダに振り分けられていることもある。また、民訴法109条の3第22項では「送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によって」1項1号の閲覧又は2号の記録をすることができない期間は同項3号の期間に算入されないとあるが、送達を受けるべき者にとって不利益が生じないよう、当該事由の具体例や、3号に該当する場合の裁判所へ

の申出連絡方法など具体的な手続の周知徹底が必要である。(一弁)

- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(意見の概要)

【本文に賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、千葉書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、東京書、長野書、個人2名

- ・ 民事訴訟と異なる規律にする理由はなく、特段異論はない。ただし、家事事件では、特に当事者等のプライバシーに配慮する必要があることから、例えば、住所の表示を都道府県名までに限定する等配慮することも考えられる。(福岡弁)
- ・ 公示送達においてインターネットを利用して表示する情報について、家事事件に関する手続における特性、特にプライバシーに配慮する必要があるといった観点から、通常のキーワード検索では公示事項として表示する情報が引き出されないような方法をとることを期待する。(千葉書、個人)
- ・ 民事訴訟手続と異なる規律にするだけの特別な理由がない。ただし、民訴法第111条によれば、最高裁判所規則により、書類による公示送達の方法がなくなる懸念もあるところ、高齢や障がいが理由でインターネット環境を保有、活用できない人も一定程度いることに鑑み、同方法も残すべきであり、また、「書類の公示送達」か「電磁的記録の公示」かの選択については、高齢や障がいに配慮した一定の基準に基づいて行うべきである。家事事件の手続では特に当事者等のプライバシーに配慮する必要があることから、送達場所不明の相手方に対する手続保障という公示送達制度の趣旨とバランスをとりつつ、例えば公示される内容を一定程度限定するなどの措置について検討すべきである。(日弁連)
- ・ IT化の促進の観点から、送達等について民事訴訟法の規律を準用しない理由はない。(大阪書)
- ・ 賛成する。ただし、家事事件手続では特に当事者等のプライバシーを扱うものであり、その配慮が必要であるため、送達場所不明の相手方に対する手続保障という公示送達制度の趣旨とバランスをとりつつ、例えば公示される内容を一定程度限定するなどの措置が可能かどうか検討すべきである。(一弁)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 本文につき賛成する。なお、身分事項を扱う家事事件では、とくに情報の取り扱いを慎重にすべきと考えるので、公示内容についてはご検討いただきたい。(愛知書)

- ・ 本文につき、賛成する。ただし、公示内容については、民事訴訟と比べてより慎重な取り扱いを求める。基本的に民事訴訟と同じ扱いとしつつも、家事事件ならではのセンシティブな内容が含まれることを考慮すべきである。（長野書）

（後注1） 家事事件の手續において裁判所が行う公告について、最高裁判所規則で認められている裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所設置端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

（後注2） （後注1）を前提とした上で、裁判所の掲示場又は裁判所設置端末等への掲示、及び官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするとの考え方がある。

（意見の概要）

【賛成】札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、広島弁、大阪弁、日司連

- ・ （後注1）について、民事訴訟法の規律を前提とすると、何ら合理性を欠くものではなく、特段異論はない。

（後注2）について、家事事件手續で想定される公告手續は、失踪宣告の事件、相続人の不存在的の事件等であり、類型的に広く情報取得の手段があることによるプライバシー侵害等の弊害は少ない。他方、法の趣旨に照らすと、公告の内容にアクセスしやすい制度設計が求められるため、特段異論はない。（福岡弁）

- ・ 特段、民事訴訟と異なる扱いとする理由は見当たらない。ただし、（後注1）（後注2）につき、身分事項を扱う家事事件では、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比べて、情報の取り扱いを慎重にすべきと思われ、公示内容については検討いただきたい。（新潟書、日司連）

【その他】千葉書、沖縄弁、日弁連、静岡書、一弁、裁判所、東京書、個人2名

- ・ （後注1）につき、賛成する。（後注2）につき、反対する。

（後注1）につき、家事事件の手續において裁判所が行う公告（失踪の宣告の事件における公告（家事法第148条第3項）、相続人の不存在的の事件における相続財産の清算人の選任等の公告（民法第952条）など）については、民訴法における公示送達の見方と平仄を合わせて、裁判所掲示場への掲示と裁判所設置端末での閲覧を選択的に措置することができるものとするに賛成する。裁判所掲示場への掲示または裁判所設置端末での閲覧、及び官報公告に加えて、公示方法を追加する必要性は考えられないことから（後注2）については賛成できない。（千葉書、個人）

- ・ 特に異論ないが、裁判所のウェブサイトに掲載する方法を採用するのであれば、官報公告をなくす方向で検討すべきである。（沖縄弁）

- ・（後注1）について、特に異論ない。（後注2）について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとること自体に異論はない。そして、同方法を採用するのであれば、個別の掲載費用を要する官報公告はなくす方向で検討すべきである。（日弁連）
- ・（後注1）については賛成する。（後注2）については反対する。（後注2）については、現在の公示送達に比し、情報の流布力が各段に強くなる可能性があると考え。その方法については、公示される内容について慎重に検討し、その後のデジタルスティグマによる新たな被害発生などないようにすべきと考える。（静岡書）
- ・（後注1）について賛成する。（後注2）については、他の掲載方法に加えて、Webサイトに掲載することは、閲覧者からすると利便性が高まるようにも思われる。しかし、家事事件の場合、プライバシーを扱うものであり、民事訴訟以上に簡易に検索でヒットすることになることについて、慎重に検討すべきと考える。（一弁）
- ・（後注1）について、賛成する意見がほとんどであった。ただし、閉庁時も閲覧可能である建物外に設置された掲示場と異なり、開庁時しか確認できなくなるのではないかと、裁判所設置端末の不具合等により、閲覧することができない時期が生じた場合の期間の計算方法が問題となりうる（会社法の電子公告制度の例も参考となる）との指摘があった。
（後注2）について、裁判所の掲示場への掲示に代えて裁判所設置端末で掲示する場合には、閲覧できるのは裁判所の開庁時間に限定されることから、利用者の利便性等を考慮して裁判所のウェブサイトへの掲載が相当であるなどとして賛成する意見と、ウェブサイトに掲載した情報が転載される危険性や、官報もインターネットで閲覧可能であり重ねてウェブサイトに掲載する必要性に乏しい旨等を指摘して反対する意見があった。（裁判所）
- ・（後注2）につき、「裁判所のウェブサイトに掲載する方法」の付加は、条文上の義務ではなく、「当事者の申立」を要件とすべきである。（後注1）（後注2）につき、身分事項を扱う家事事件では、財産に関する事項を扱う民事訴訟と比べて、情報の取扱いを慎重にすべきと思われ、公示内容及び要件については検討いただきたい。（東京書）
- ・（後注1）について提案に賛成である。（後注2）については、「裁判所のウェブサイトに掲載する方法」の付加は、条文上の義務ではなく、「当事者の申立」を要件と加えではいかかかと考える。（個人）

9 その他

（注1） システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

（注2） 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所

書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないとの規律を設けるものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の(注1)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事訴訟と異なる規律にする理由はなく、特段異論はない。(福岡弁)
- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連、大阪書、東京書、長野書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 特に民事訴訟等の手続きと区別する必要もないと考える。(愛知書)

1 試案の(注2)に対する意見

【賛成】 札幌弁、福岡弁、新潟書、沖縄弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、一弁、裁判所、愛知書、東京書、日書協、長野書、個人1名

- ・ 民事訴訟と異なる規律にする理由はなく、特段異論はない。
なお、(注2)について、即時抗告の却下について、具体的事例として想定し難いものではあるが、規律として反対するものではなく、特段異論はない。(福岡弁)
- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連、大阪書、東京書)
- ・ 提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)
- ・ 特に民事訴訟等の手続きと区別する必要もないと考える。(愛知書)
- ・ 今般の改正が目指す手続のIT化・迅速化の促進に資する。(長野書)

2 試案の(注3)に対する意見

【賛成】 札幌弁、新潟書、沖縄弁、大阪弁、静岡書、日司連、大阪書、愛知書、東京書、長野書、全司法、日書協、個人1名

- ・ 提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。(新潟書、日司連、大阪書、東京書)
- ・ 特に民事訴訟等の手続きと区別する必要もないと考える。(愛知書)

- ・ 今般の改正が目指す手続のIT化・迅速化の促進に資する。（長野書）
- ・ 第1の10の（注4）に対する意見と同じ。（全司法）
- ・ 定型的な判断事項に関する裁判所書記官の権限拡大について具体的な検討を是非進めていただきたいと考える。

書記官権限の拡大の対象となり得る定型的な判断事項としては、例えば、秘匿に係る部分を除いた当事者からの閲覧謄写申請の許可、利害関係を疎明した第三者からの事件に関する証明申請、謄本等交付申請、後見等監督事件の立件指示、必要的併合事件の併合、家事事件手続法277条又は284条審判の異議の却下、申立書の却下等が考えられる（必要的併合事件の併合等は、書記官の処分により行うこととなろう。）。

このうち、特に、事件記録の閲覧については書記官権限とすることを検討していただきたいと考える。実際の閲覧謄写手続に際しては、書記官が事件記録を精査し、裁判官から了承を得ているのが実情だと思われることに加えて、調停期日の当日に新着書面の閲覧を当事者が申し出るような場合に、裁判官が調停委員と事前評議をするために不在ということもままあり、他の裁判官に事情を説明した上で許否の判断を受けることになることも多い。このような実情を踏まえると、少なくとも閲覧については、書記官権限とすることによる必要性、合理性があるものと考えられる。

また、形式的には定型的判断事項という範疇を超えてしまうかもしれないが、別一事件の中には、例えば、子の氏の変更申立事件の一部の類型のように、形式的事項の確認のみで結論を出すことができる、実質的には定型的な判断を行っているようなものもあるため、そのような類型の事件については、裁判官の判断で、書記官の処分により行わせることができるような制度とすることも、現在の裁判所書記官の一般的な能力水準からすれば十分可能ではないかと考えられる（ただし、子の氏の変更でも、認知された子が父の戸籍に入籍することを目的とするような慎重な審理判断を要するものもある。）。

さらに、同様の趣旨で、相続放棄事件全体のうち大きなウェイトを占める第1順位相続人による相続開始から3か月以内の申述受理を書記官権限とすることが可能であるならば、書記官において受理の決裁をした申述書をそのまま電子化することで事務の効率化が図れる面があるのではないかとと思われる（併せて、上記3の(1)に記載したような点も考慮する必要がある。）。

上記以外にも、遺言書の検認手続を見直し、書記官の権限とすることも検討できるのではないかと考えられる。発見された自筆証書遺言の検認手続としての性格を有するという検認手続の法的位置付けからすると（※裁判官による「検認」を経たという当事者の納得性という面が検認手続にはあるのではないかと、それを考慮しなくともよいか、考慮するとしたらどのように考慮するのかという問題がないわけではないが）、公証官たる書記官の権限事項とすることも十分に考えられるからである。その場合、現行の遺言書の検認手続をそのままデジタル化すること自体は可能であろうが、よりデジタル化に即した手続に見直しを行った上で、デジタル

化を進めていただくことを希望する。例えば、遺言書保管制度と平行に考えた上で、手続を合理化すること、本来、遺言書の検認は、遺言書の執行の前手続であり、発見された遺言書の偽造、変造を防止し、かつその保存を確実にするための手続であって、既に強制執行の前段階で、書記官権限とされている執行文付与手続を参考として変更することも考えられよう。

(日書協)

【その他】福岡弁、広島弁、日弁連、一弁、裁判所

- ・ 必要な見直しがないのか検討すること自体には積極的に反対しないが、具体的な内容が出された段階で検討する。裁判所書記官の権限を肯定する具体的事例が明かではないため、具体的に問題となる権限の内容・範囲等が提示された段階で、改めて検討すべきである。(福岡弁)
- ・ 具体的な規律が不明であり、現時点では意見を示すことができない。(広島弁)
- ・ 具体的な事例が出された段階で検討する。(日弁連)
- ・ 検討をすることは有意義である。ただし、具体的に「定型的な判断事項」が存在するか疑問であり、存在するとしてもかなり限定的になると考えられ、「定型的な判断事項」と言えるか否かについては、慎重に検討すべきである。(一弁)
- ・ 事件記録の閲覧等の許可等について、書記官権限とすることを検討することが考えられるとの意見があった。また、書記官の公証官としての職務に照らして、死亡日から3か月以内になされた第1順位相続人による相続放棄申述受理等の定型的な判断、遺言書の検認等についても、書記官権限とすることを検討することが考えられるとの意見もあった。(裁判所)

第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

(意見の概要)

【賛成】札幌弁、福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、一弁、日女協、裁判所、福岡書、日書協

- ・ 基本的に、家事事件と同様にIT化することにより。もっとも、子の返還申立事件については、現在、実務的には、手続の迅速性を確保するために、申立書の事前審査が行われており、具体的なシステムを構築する際には、そのような実務を阻害しないような方法を慎重に検討すべきである。

また、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件及び面会交流事件（以下「ハーグ事件」という。）には、申立人が必ず外国居住者であるという特性があり、外国にいる当事者の来日

が困難である等、相当な事情がある場合には、ウェブ会議を利用して外国からの手続参加を可能とすべきである。ハーグ事件の申立人が、期日に出席するためには、飛行機代や宿泊費などの多額の費用がかかることはもちろん、期日の前後を含めて仕事を休まなければならないなど、相当な経済的負担が生じる。また、ハーグ事件では家事調停期日が多く設けられるが、外国からの参加が認められないために、調停期日の大半を本人が直接関与できない形で進めざるを得ないということもよくある。さらに、申立人は申立てを行った当事者であり、手続への参加を強く希望しているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、日本への入国についても厳しい規制がなされ、来日することができずに、参加できなかったという事案もある。このように申立人の手続保障のためにも、ウェブ会議の方法により、日本での手続に参加ができるようにする必要性が高い。

ハーグ条約では、不法に連れ去り・留置された子の迅速な返還や面会交流等の確保という目的の実現ために全ての適当な措置をとることが条約上の義務とされている（ハーグ条約第2条）。

法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会第3回会議（令和4年5月27日開催）でも指摘があったとおり、返還申立事件の手続について、条約に規定がされていない部分については、基本的に締約国、すなわち法廷地国に委ねられていると解されるが、日本が日本の手続法に基づいて手続を実施すること自体が条約のフレームワークの中で既に許容されており、外国にいる申立人がITを利用して外国から手続に参加できるようにすることは、子の迅速な返還を実現するという条約の目的に資するので、他の締約国がITの利用に対して反対をすることはなかなか難しく、国際法違反の主張がなされる可能性は低いのではないかと考えられる。

また、ITを利用した海外から手続への参加が外国における執行管轄権の行使に当たるかどうかは見解が分かれているところであるが、仮に外国における執行管轄権の行使に当たるとして、相手国が同意を与えている場合には相手国の主権を侵害することにはならないと考えられる（「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ（令和3年4月）」2頁）。ハーグ条約では締約国は中央当局を指定することとなっており、日本については外務大臣が中央当局として指定されている（ハーグ条約実施法第3条）。そして、中央当局がとるべき適切な措置として条約の適用に対する障害を除去することが中央当局の役割として掲げられているから（ハーグ条約第7条i）、相手国の主権の侵害が懸念されるために、外国にいる当事者がIT化を利用した手続参加が実現できないのであれば、中央当局のネットワークを通して当該相手国の同意を得ることにより、そのような懸念も払拭できると考えられる。

したがって、ハーグ条約事件については、他の締約国の状況を踏まえて、国際法に適合するような形で、外国にいる当事者がウェブ会議の方法により、日本での手続に参加ができるようにすべきである。

なお、ハーグ事件について外国からの手続参加を認める場合には、外国にいる当事者に対する訴訟指揮の在り方等を明確にする必要がある。(日弁連)

- ・ 賛成する。ただし、以下の点を留意する必要があると考える。

ハーグ条約は、a) 不法に連れ去られ又は留置された子の迅速な返還と、b) 国境を跨いだ親子の面会交流の権利が確保されることを目的とし(ハーグ条約1条)、条約から明らかなどおりハーグ条約事件には、①国境を跨いだ子の返還、②国境を跨いだ親子の面会交流の2類型がある。そして、国内法であるハーグ条約実施法上、子の返還申立事件は東京家裁・大阪家裁に専属管轄があり、面会交流事件は子が所在する全国の家庭裁判所に管轄が認められる建て付けになっている。したがって、ハーグ条約の目的を根拠に外国にいる当事者のウェブ参加を認めるべきというのであれば、子の返還申立事件に限らず全国の家裁に管轄がある面会交流事件においても当然に認められるべきというのが理論的帰結である。実務上の課題について見ると、ハーグ条約実施法は、ハーグ面会交流事件について、特別な審理規定を設けておらず、家事事件手続法の規律に委ねている。しかし、通常の家事調停と同様の期日設定や審理モデルでは、外国にいる当事者の手続保障が極めて不十分で、ハーグ面会交流事件が機能しているとは言い難い実情があり、面会交流事件こそ外国にいる当事者のウェブ参加が認められるべきである。この点、法制審部会での学者による発言は、東京・大阪に専属管轄がある子の返還申立て事件に絞って発言しており、面会交流事件は念頭においていないと思われる(第3回議事録)。なお、同部会においては、法廷言語が日本語であることの問題(裁判所法74条)、IT化の枠組みで検討するのは難しい国際法上の問題があるなどの慎重意見も出されている(同議事録)。また、ハーグ面会交流事件について全国の家裁に管轄が認められ、外国にいる当事者からのウェブ参加が認められるべきとなれば、まずは外国籍の当事者(外国にルーツがある人を含む)が全国の家裁において司法サービスを利用することにつき、言語面などの障壁があることなどの課題の検討が前提としてあるはずだが、その点についての問題意識は意見書案からは伺われない。しかも、東京・大阪に管轄が集中する子の返還申立て事件からウェブ参加を認めるべきであるとなると、本来平等に享受されるべき司法サービスが地域によって差が生じることを認めることにつながりかねず、深刻な課題を残す可能性がある。

以上のとおり、外国に所在する当事者のウェブ会議による手続参加については慎重な検討が必要であるところ、検討が漏れている、不十分な点が散見されるので、標記のとおり意見する。(広島弁)

- ・ 以下の条件付きで賛成である。(大阪弁)
 - 1 裁判所への申立手続について、①フォーマットだけでなく自由記載欄や別紙等を充実させること、②申立てに関する事前相談を履践し、かつ、これについて十分に告知すること。
 - 2 ウェブでの期日への出頭について、国内にいる当事者の出頭については遠隔地要件を排除し、広く認めることに賛成であるが、海外にいる当事者の出頭については①可能な

限り期日への出頭を当事者に要請すべきこと、②外国とのウェブ会議については通信状態やアプリの使用の可否について十分注意して実施すること。

3 受諾書を提出する方法による調停をハーグ条約に基づく返還事件（以下「ハーグ事件」という。）に適用するかについては十分に慎重な検討を行うこと。

4 調停調書、電磁的記録の送達について、外国に送達する場合は送達条約、民訴条約の要件を満たすべきこと。

- 基本的に賛成するが、検討すべき事項がある。

たしかに、外国にいる申立人がウェブ会議等のITを利用して外国から日本での手続に参加できるようにする必要性は高く、このようにすることは、子の迅速な返還を実現するという条約の目的に資するといえる。他方で、会員からは、①日本の裁判所の手続への外国からの参加を認めることについては、外国の裁判所における日本に所在する当事者・関係者の手続関与への影響を考慮する必要がある、②これを契機として、独裁国家の腐敗した裁判官が日本に所在する当事者に対して行う手続や、米国のディスカバリーの日本におけるデポジションが自由にできるようになるのではないかと懸念がある、③実施にあたっては、さまざまな司法制度・法文化の存在をふまえ、各国との間で権限の範囲、適正実施の担保、法改正時の対応等につき取り決めを行う必要があるとの意見があった。したがって、外国からの手続参加については、これらの点につき十分検討した上で、結論を出す必要がある。（一弁）

- 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）についても、IT化することに賛成する。子の返還申立事件では、管轄が東京及び大阪家庭裁判所に集中しており（ハーグ条約実施法32条）、相手方となる者の居住地が管轄裁判所から遠方にあることが多く、IT化により相手方が参加しやすくなることが期待される。さらに、申立人となる者は、外国のハーグ条約締約国に居住している。外国からの移動には負担が大きい上、コロナ禍の中、国境を超えた移動が事実上不可能になる場合があり、外国からも手続きに参加できるようにする必要性は高い。IT化を利用し、双方の当事者に十分な手続参加の機会を保障すべきである。（日女協）
- 提案に反対する意見はなかった。（裁判所）
- 第1の1(1)に対する意見と同じ。（福岡書）
- 賛成である。実務上有益であると考え。（日書協）

【その他】全司法

- 第1の1(2)イ、第1の2(1)、第1の4(1)及び第1の10の(注4)に対する意見と同じ。（全司法）

第11 その他

(注) 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、第1から第10ま

での規律を踏まえて、IT化を検討する。

(意見の概要)

【賛成】 札幌弁、福岡弁、日弁連、広島弁、大阪弁、静岡書、日司連、一弁、裁判所、福岡書、東京書、長野書

- ・ 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、中間試案の第1から10までの規律を踏まえてIT化を検討するとの方向性について、特段の異論はない。(福岡弁)
- ・ 仲裁手続に関して裁判所が行う手続には、①仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与(仲裁法第8条第1項)、②裁判所による送達(同法第12条第2項前段)、③仲裁人の数の決定(同法第16条第3項)、④仲裁人の選任(同法第17条第2項後段以下)、⑤仲裁人の忌避(同法第19条第4項前段)、⑥仲裁人の解任(同法第20条)、⑦仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断(同法第23条第5項前段)、⑧裁判所による証拠調べの実施(同法第35条第1項)、⑨仲裁判断の取消(同法第44条)、⑩仲裁判断の執行決定(同法第46条)(法制審議会令和3年10月21日報告にかかる仲裁廷の暫定保全措置命令についての執行等認可決定申立手続、違反金支払命令申立手続等が今後法改正で加わる予定。)があり、仲裁法第10条により、特別の定めがある場合(同法第6条の任意的口頭弁論、同法第7条の即時抗告、同法第9条の事件の記録の閲覧謄写等)を除き、民訴法が準用される。これらの仲裁手続に関して裁判所が行う手続についても、第1から第10までの規律を踏まえて、IT化を検討すべきである。もっとも、仲裁手続は非公開であることが多く、その点が裁判と比較した仲裁の特色の一つとされていることを考慮すべきである。解釈運用上のことではあるが、裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等については、利害関係のある者の範囲がこれまでよりも広がるべきでないようにすべきである。(日弁連)
- ・ 仲裁手続に関して裁判所が行う手続に関する条文には、仲裁法5条第3項、同法第8条第1項、同法第12条第2項前段、同法第16条第3項、同法第17条第2項後段以下、同法第19条第4項前段、同法第20条、同法第23条第5項前段、同法第35条第1項、同法第44条、同法第46条があり、同法第10条により、特別の定めがある場合(同法第6条の任意的口頭弁論、同法第7条の即時抗告、同法第9条の事件の記録の閲覧謄写等)を除き、民訴法が準用される。これらの仲裁手続に関して裁判所が行う手続についても、第1から第10までの規律を踏まえて、IT化を検討すべきである。もっとも、仲裁手続は非公開であることが多く、その点が裁判と比較した仲裁の特色の一つとされていることを考慮すべきである。解釈運用上のことではあるが、裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等については、利害関係のある者の範囲がこれまでよりも広がるべきでないようにすべきである。(広島弁)
- ・ 他の裁判手続と同様にIT化することに賛成する。もっとも、仲裁手続は非公開であることが多いことから、その点にも配慮した対応は必要である。(大阪弁)
- ・ (注)の提案に賛成する意見が全てであった。(裁判所)

- ・ 第1の1（1）に対する意見に同じ。（福岡書）
- ・ （注）の提案は、今般の改正が目指す手続のIT化の促進に資する。（東京書、長野書）